

令和7年矢巾町議会定例会 9月会議目次

議案目次 1

第 1 号 (9月2日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第121条により出席した説明員	5
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○請願・陳情の審査報告	8
7 請願第2号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願	
7 請願第3号 消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願	
○請願・陳情	17
7 請願第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願	
7 請願第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める意見書採択の請願	
○報告第14号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和6年度財政健全化判断比率等の報告について	18
○質問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	20
○質問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	21
○議案第44号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるに	

について	22
○議案第45号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	23
○議案第46号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について	24
○議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	25
○議案第48号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	26
○議案第49号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	27
○議案第50号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について	28
○議案第51号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	29
○議案第52号 矢巾町議會議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について	31
○議案第53号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について	32
○議案第54号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	32
○議案第55号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	32
○議案第56号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	32
○議案第57号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について	32
○議案第58号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について	32
○議案第59号 令和6年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	35
○議案第60号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	35
○議案第61号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	35
○議案第62号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	35
○議案第63号 令和6年度矢巾町水道事業会計決算認定について	35

○議案第 6 4 号	令和 6 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	3 5
○議案第 6 5 号	令和 6 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	3 5
○議案第 6 6 号	令和 6 年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
	て	3 5
○休 憇		4 0

第 2 号 (9月2日)

○議事日程		4 1
○本日の会議に付した事件		4 1
○出席議員		4 1
○欠席議員		4 1
○地方自治法第 121 条により出席した説明員		4 2
○職務のために出席した職員		4 2
○再 開		4 3
○議事日程の報告		4 3
○議案第 5 3 号	令和 7 年度矢巾町一般会計補正予算（第 4 号）について	4 3
○議案第 5 4 号	令和 7 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	4 3
○議案第 5 5 号	令和 7 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	4 3
○議案第 5 6 号	令和 7 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	4 3
○議案第 5 7 号	令和 7 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	4 3
○議案第 5 8 号	令和 7 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	4 3
○散 会		4 6

第 3 号 (9月3日)

○議事日程		4 7
○本日の会議に付した事件		4 7
○出席議員		4 7

○欠席議員	47
○地方自治法第121条により出席した説明員	47
○職務のために出席した職員	48
○開 議	49
○議事日程の報告	49
○一般質問	49
1 小笠原 佳子 議員	49
2 昆 秀一 議員	68
3 藤 原 信 悅 議員	103
4 高 橋 敬 太 議員	121
○散 会	146

第 4 号 (9月4日)

○議事日程	147
○本日の会議に付した事件	147
○出席議員	147
○欠席議員	147
○地方自治法第121条により出席した説明員	147
○職務のために出席した職員	148
○開 議	149
○議事日程の報告	149
○一般質問	149
1 赤丸 秀雄 議員	149
2 横澤 駿一 議員	172
3 小川 文子 議員	197
○会議時間の延長	228
4 山本 好章 議員	228
○散 会	249

第 5 号 (9月5日)

○議事日程	251
○本日の会議に付した事件	251
○出席議員	251
○欠席議員	251
○地方自治法第121条により出席した説明員	251
○職務のために出席した職員	252
○開 議	253
○議事日程の報告	253
○一般質問	253
1 木 村 豊 議員	253
2 村 松 信 一 議員	264
○散 会	294

第 6 号 (9月19日)

○議事日程	295
○本日の会議に付した事件	295
○出席議員	295
○欠席議員	296
○地方自治法第121条により出席した説明員	296
○職務のために出席した職員	296
○開 議	297
○議事日程の報告	297
○請願・陳情の審査報告	297
7 請願第4号 南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願	
7 請願第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願	
7 請願第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める意見書採択の請願	
○議案第59号 令和6年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	318
○議案第60号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に	

について	318
○議案第61号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	318
○議案第62号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	319
○議案第63号 令和6年度矢巾町水道事業会計決算認定について	319
○議案第64号 令和6年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	319
○議案第65号 令和6年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	319
○議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	319
○議案第67号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて	326
○議案第68号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	333
○会議時間の延長	334
○決算議案に関する討論の発言の件	334
○秘密会	336
○散会	348

第7号（9月19日）

○議事日程	349
○本日の会議に付した事件	349
○出席議員	349
○欠席議員	349
○地方自治法第121条により出席した説明員	349
○職務のために出席した職員	350
○開議	351
○議事日程の追加	351
○発議案第5号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出について	351
○発議案第6号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出	

について	3 5 2
○発議案第7号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに教育予算の拡充を 求める意見書の提出について	3 5 3
○町長挨拶	3 5 5
○教育長挨拶	3 5 6
○散 会	3 5 7
○署 名	3 5 9

議案目次

令和7年矢巾町議会定例会9月会議

1. 請願・陳情
 - 7 請願第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願
 - 7 請願第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める意見書採択の請願
2. 報告第14号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和6年度財政健全化判断比率等の報告について
3. 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて
4. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて
5. 議案第44号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求ることについて
6. 議案第45号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
7. 議案第46号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について
8. 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
9. 議案第48号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
10. 議案第49号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
11. 議案第50号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について
12. 議案第51号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第52号 矢巾町議會議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
14. 議案第53号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
15. 議案第54号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
16. 議案第55号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
17. 議案第56号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
18. 議案第57号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について

19. 議案第58号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
20. 議案第59号 令和6年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
21. 議案第60号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
22. 議案第61号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
23. 議案第62号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
24. 議案第63号 令和6年度矢巾町水道事業会計決算認定について
25. 議案第64号 令和6年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
26. 議案第65号 令和6年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
27. 議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
28. 議案第67号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて
29. 議案第68号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
30. 発議案第5号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出について
31. 発議案第6号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出について
32. 発議案第7号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに教育予算の拡充を求める意見書の提出について

令和7年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第1号）

令和7年9月2日（火）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 請願・陳情の審査報告

7 請願第2号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願

7 請願第3号 消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する
請願

第 4 請願・陳情

7 請願第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請
願

7 請願第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める意
見書採択の請願

第 5 報告第14号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和6年度財政健
全化判断比率等の報告について

第 6 質問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて

第 7 質問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて

第 8 議案第44号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求ることにつ
いて

第 9 議案第45号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

第10 議案第46号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について

第11 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第12 議案第48号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

第13 議案第49号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

第14 議案第50号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について

- 第15 議案第51号 矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第52号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第53号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
- 第18 議案第54号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第55号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第56号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第57号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第58号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第59号 令和6年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第60号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 議案第61号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 議案第62号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 議案第63号 令和6年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 第28 議案第64号 令和6年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第29 議案第65号 令和6年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
- 第30 議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員

9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造	君	副 町 長	岩 渕 和 弘	君
未来戦略課長	花 立 孝 美	君	総 務 課 長	田 村 英 典	君
企画財政課長	田 中 舘 和 昭	君	税 务 課 長	飯 塚 新 太 郎	君
町民環境課長	佐々木 美 香	君	福 祉 課 長	菅 原 保 之	君
健康長寿課長	佐々木 智 雄	君	こども家庭 課	村 上 純 弥	君
産業観光課長	村 井 秀 吉	君	道路住宅課長	田 口 征 寛	君
農業委員会事務局長	細 越 一 美	君	上下水道課長	吉 岡 律 司	君
会計管理者兼出納室長	水 沼 秀 之	君	教 育 長	菊 池 広 親	君
学校教育課長兼学校給食共同調理場所長	高 橋 雅 明	君	文化スポーツ 課	高 橋 保	君
代表監査委員	高 橋 憲 康	君	農業委員会 会	佐 藤 俊 孝	君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹	君	議会事務局長 補	佐 千 葉 欣 江	君
主任主事	渋 田 稔 結	君			

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和7年矢巾町議会定例会を再開します。

これより9月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田清実議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田清実議員） 次に、町長からの行政報告の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田清実議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

6番 藤原信悦 議員

7番 齊藤勝浩 議員

8番 小川文子 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の9月会議の会議期間は8月25日開催の議会運営委員会で決定したとおり、本日から9月19日までの18日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、9月会議の会議期間は本日から9月19日までの18日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 請願・陳情の審査報告

7 請願第2号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願

7 請願第3号 消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願

○議長（廣田清実議員） 日程第3、請願・陳情の審査報告を議題といたします。

総務常任委員会に付託しておりました7請願第2号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願の審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。

高橋安子総務常任委員長。

(総務常任委員長 高橋安子議員 登壇)

○総務常任委員長（高橋安子議員） それでは、請願審査報告書を読み上げまして報告といたします。

令和7年9月2日。矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、高橋安子。

請願審査報告書。

本委員会が令和7年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。 1、付議事件名。 7請願第2号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願。請願者、盛岡市本町通2—1—36、浅沼ビル4階、日本国民救援会盛岡支部、支部長、佐々木茂喜。紹介議員、小川文子。

2、委員会開催年月日。令和7年7月7日月曜日、令和7年7月28日月曜日。

3、出席委員。高橋安子、横澤駿一、高橋恵、齊藤勝浩、昆秀一、廣田清実。

4、審査経過。令和7年7月7日月曜日午後1時より委員出席の下、7請願第2号について、説明員として紹介議員である小川文子議員、参考人として日本国民救援会盛岡支部、佐々木茂喜支部長、同岩手県本部、大野秀副会长出席の下、付議事件について詳細説明を受けた。

同月28日10時から開催した委員会において、説明内容を踏まえ慎重審議した。

5、審査結果。7請願第2号については、賛成多数で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。本来無罪であるにもかかわらず、裁判の結果、有罪判決となった人が裁判のやり直しを求める再審は、無実の人を救済する最後の手段である。しかし、再審請求を始めてから無罪になるまで何十年もの年月を要する実態がある。

その要因に、捜査機関側の集めた証拠の中から罪状の立件に主眼を置いた証拠の提示、検察側の再審開始に対する不服申立てによる再審着手の遅延などが挙げられる。

以上のことから、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するためには、再審請求から再審による判決の確定までの期間が短縮されるよう、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を行うことが望ましいとの結論に至り、本請願については賛成多数で採択すべきとの結論に至った。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

昆秀一議員。

（15番 昆 秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、昆秀一です。私は、7請願第2号「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願について採択すべきとの観点で賛成討論いたします。

これは、何年か前にも出たような請願でございますけれども、そのときにも同じような賛成討論をいたしましたが、もう一度申し上げます。冤罪とは、罪を犯していない人が犯罪者

として法による制裁を受けることあります。再審は、誤って有罪とされた人を救済することを目的とした制度です。しかしながら、現行の再審制度は、再審手続における全面的な証拠開示が制度化されていないことなど、再審は開かずの扉と言われております。

過去の再審無罪判決で、2003年に病院で看護補助の女性が患者の人工呼吸器のチューブを外して殺害したとする事件が、実に17年後の2020年に2回の再審公判を経て、やっと再審無罪を勝ち取った事件がありました。5年前のことです。この事件では、発達障がいと軽い知的障がいを持った女性に警察がうその自白を誘導して書かせ、検察とともに証拠を出さず、1人の女性の人生の一番大事な時期を奪い去り、冤罪事件として長期化させてきたものであり、警察と検察、さらにはその事実を見極めることのできなかった裁判所の責任は重大であります。この裁判で無罪判決を言い渡した裁判長は、犯人とされる女性に対して、「問われるべきは女性のうそではなく、捜査手続の在り方です」と述べ、無罪とされた新証拠の多くが実は当初から検察が隠していたものであった事実があり、恐ろしさを禁じ得ません。

いつ誰が同じようなことになるか分かりません。したがって、無罪の人を誤った裁判から救済するためには、再審による検察が持っている証拠を全面開示することと、再審決定に対する検察の不服申立てを禁止することという本請願の意見書を提出することは、もっともなことです。

以上申し上げたことから、採択に賛成するものであります。

○議長（廣田清実議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。7請願第2号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める請願を起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択するべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、7請願第2号は採択することに決定いたしました。

次に、総務常任委員会に付託しておりました7請願第3号 消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願についての審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。

高橋安子総務常任委員長。

(総務常任委員長 高橋安子議員 登壇)

○総務常任委員長（高橋安子議員） 報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

令和7年9月2日。矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、高橋安子。

請願審査報告書。

本委員会が令和7年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願、その審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。 1、付議事件名。 7請願第3号 消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願。請願者、矢巾町大字広宮沢第1地割2番地1211、ふるさと矢巾を愛する住民の会、田村倫子。紹介議員、ササキマサヒロ。

2、委員会開催年月日。令和7年7月7日月曜日、令和7年7月28日月曜日。

3、出席委員。高橋安子、横澤駿一、高橋恵、齊藤勝浩、昆秀一、廣田清実。

4、審査経過。令和7年7月7日月曜日午前10時より委員出席の下、7請願第3号について、説明員として紹介議員であるササキマサヒロ議員、参考人としてふるさと矢巾を愛する住民の会、田村倫子氏出席の下、付議事件について同時に付託された産業建設常任委員会とともに詳細説明を受けた。

同月28日10時から開催した委員会において、説明内容を踏まえ慎重審議した。

5、審査結果。7請願第3号の請願事項1、2、4、5については、反対多数で不採択すべきものと決定した。

6、審査意見。本請願に対しては、総務常任委員会では請願事項の1、2、4、5の部分に関し審査を行った。

請願の趣旨は、消費税は低所得の人ほど負担が重く、所得にかかわらず一律に課税される間接税であることから、所得の低い層ほど負担が重くなる、生活必需品を含めた広範な支出に課税されることから、高齢者・子育て世代の負担が重いとのことと、また消費税は景気に合わせた調整ができず、経済の動きに対して柔軟性がない制度であり、むしろ大企業の内部留保が過去最高水準にある今、法人税による再配分効果のほうが経済への効果が高いとの主張であった。

消費税の負担を重いと感じる層がいることは理解できる。しかしながら、消費税は社会保障費の財源として現状欠かすことのできないものであり、地方消費税交付金として町の貴重な財源のもともなっていることからも、それぞれにおいて代替の財源が見込めない状態では、消費税の撤廃は現状難しいことから、消費税の段階的な撤廃を求めた本請願に対しても不採択との結論に至った。

以上、報告いたします。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ですか。反対討論から受けます。

昆秀一議員。

（15番 昆秀一議員 登壇）

○15番（昆秀一議員） 議席番号15番、昆秀一でございます。私は、7請願第3号 消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願に対し、反対の立場から討論いたします。

まず、消費税は我が国の基幹的な財政であり、社会保障財源として極めて重要な役割を担っているという点です。高齢化が進む中で、医療、介護、年金などの安定的な財源を確保することは国全体の課題です。仮に消費税を段階的に撤廃した場合、約20兆円規模の税収が失われることとなり、その穴埋めをどのように行うのか、現実的な代替案が示されておりません。国や自治体の財政運営に大きな混乱を招き、結果的に住民のサービスの低下を招くおそれがあると思います。

以上の理由から、本請願は町民生活の安定や本町財政の健全運営の観点からも妥当性を欠くと判断し、反対いたします。

○議長（廣田清実議員） 引き続き賛成討論を認めます。

横澤駿一議員。

（3番 横澤駿一議員 登壇）

○3番（横澤駿一議員） 議席番号3、横澤駿一です。議長のお許しをいただき、消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願につきまして、賛成の立場から

討論いたします。

まず、本請願は、今の経済の実態と地域で暮らす町民の声に根差した極めて現実的で切実な提案でありました。請願書に記載されているように、消費税は所得にかかわらず一律に課税される逆進性の高い税制であり、とりわけ中小零細事業者、高齢者、そして子育て世帯、単身世帯など、可処分所得の多くを消費に回さざるを得ない人々にとっては実質的な生活課税となっています。

税の基本である公平、中立、簡素という3原則からもピントがずれていると考えます。特に矢巾町のように、地域経済が農業、個人商店、中小企業に支えられている自治体においては、消費税が地域の消費と活力をそぎ、個人事業の廃業、若者の起業離れを引き起こしているという現場の実感を私たちは真摯に受け止めて、提言していく必要があると考えます。

加えて、これまでの消費税の増税による個人消費への影響は、数字でも明らかになっています。1997年、消費税が3%から5%になったとし、個人消費は約3.5兆円減りました。そして、2014年、8%に引き上げられました。家計の支出は約5%減り、GDP減少率は約6.3%マイナスへと転じました。そして、その消費が戻るまでには約5年かかり、そしてその5年たった2019年、10%へ引き上げられました。そこでさらに個人消費が落ち込み、GDPの減少率は、先ほどと同じく6.3%マイナスへと転じました。それからコロナ禍、円安による物価高も相まって、いまだ消費は回復しているとは言えない現状があります。消費税を上げた結果、消費が冷え、企業の設備投資が減り、経済全体が停滞している。これは、国民経済の悪循環であり、構造の再設計が今求められていると思います。

その一方で、先ほど来反対討論にもありましたとおり、社会保障の財源として消費税が不可欠だというふうな意見もあります。しかし、実際にはどうでしょうか。消費税収は、目的税ではなくて、一般会計に組み込まれております。そういう観点からも、社会保障のために厳密に使われているとは言い切れない現状があります。さらには、消費税が増税するに当たって、法人税率は引き下げられてきました。その点を考えると、やはり代替財源としては、最高値にある内部留保に課税をかけていくのが現実的ではないかと考えます。

また、インボイス制度につきましても、地域の小規模事業者からは、税負担が苦しい、廃業せざるを得ないというような切実な声をいただいております。こうした現実を見たとき、現場から国へ声を上げるという、この地方議会の本分が問われていると私は考えます。

そして、法人税を上げると企業が海外に出ていくという意見がありますが、これは実質的に根拠に乏しいように感じます。経済産業省が実施している海外事業活動基本調査という調

査結果によれば、日本企業が海外拠点を設ける最大の理由は現地需要にあると話しておりました。海外市場の大きさと成長可能性にかけて、日本企業は海外へ移動しています。つまり税制や融資の優遇措置は、いずれもそこまで問題になっていないというのがこの調査結果からも明らかです。企業は、税率ではなくて市場を見ています。つまり地域の消費を活性化させ、消費拡大によって経済を立て直すことこそが企業を国内に引き止める最大の対策であります。

本請願は、矢巾町として直ちに税制を変更するものではありませんが、地方から国に対し、現場の生活実感と課題認識を基に声を上げることには極めて大きな意義があります。住民の暮らしと中小零細企業を守り、持続可能な地域経済をつくるためにも、私は本請願に賛成し、矢巾町議会として政府に対し意見書を提出することを強く求めます。

本請願の採択にどうか全会一致でのご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。7請願第3号 消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり採択することに賛成する諸君の起立を求めます。採択するほうです。はつきり言います。不採択する方は座っていてください。採択する方は起立です。分かりますか。賛成の方は起立、不採択を望む方は着席のままでです。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立少数であります。

よって、7請願第3号は不採択することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会に付託しておりました7請願第3号 消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

赤丸秀雄産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 赤丸秀雄議員 登壇）

○産業建設常任委員長（赤丸秀雄議員） 請願審査報告書を読み上げまして報告とさせていた

だきます。

令和7年9月2日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会産業建設常任委員会委員長、赤丸秀雄。

請願審査報告書。

本委員会が令和7年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会會議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。 1、付議事件名。 7請願第3号 消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願。先ほどの総務常任委員会の報告と似通っていますが、我々に課された部分はインボイス関係の部分でありますので、よろしくお願ひします。請願者、矢巾町大字広宮沢第1地割2番地1211、ふるさと矢巾を愛する住民の会、田村倫子。紹介議員、ササキマサヒロ。

2、委員会開催年月日。令和7年7月7日月曜日、令和7年7月22日火曜日。

3、出席委員。赤丸秀雄、高橋敬太、吉田喜博、藤原信悦、木村豊、村松信一。

4、審査経過。令和7年7月7日午前10時から委員全員出席の下、7請願第3号について、本請願の請願者で参考人であるふるさと矢巾を愛する住民の会、田村倫子氏及び紹介議員であるササキマサヒロ議員の出席を求め、趣旨説明を受けた。

その後、同日午前10時50分から役場4階第1、第2委員会室において、付託を受けた請願内容の協議、検討を行い、慎重審議した。

5、審査結果。7請願第3号、請願事項3については、反対多数で不採択とすべきものと決定した。

6、審査意見。請願者からは、この制度によって中小零細事業者に過重な事務負担が課せられており、この現状を早急に是正する必要があることから、国に対し、インボイス制度の中止または抜本的な見直しに係る意見書の提出を求めるとの趣旨説明を受けた。

まず初めに、税金は国民が公平に納めるべきであるということが大前提であり、商取引においては不明瞭な部分をなくし、消費税が適正に納められることが望まれる。また、中小零細企業が多い本町としても、このインボイス制度の事務作業が商取引を続けていく上での障がいとなるような過重な事務負担があつてはならないと判断する。

しかしながら、インボイス制度により、売上げに係る税額と仕入れに係る税額が明確化され、正確な消費税額の計算が可能となっているため、税金の公平性の観点からも重要な制度と判断する。また、令和5年10月1日に導入されてから約2年が経過し、制度の定着を図つ

ているところで廃止の動きがなされると、国民にとっても混乱を招くことが危惧される。

このインボイス制度は、登録事業者になることを強要するものではなく、現在、令和8年9月30日までは経過措置として事務負担と税負担の軽減を図ることができる2割特例や、その2割特例の適用期間終了後は簡易課税制度を選択することができる措置が取られている。また、インボイス制度への対応に取り組む事業者に対しては、IT導入補助金や課税転換に伴う販路開拓の支援として、小規模事業者持続化補助金等の支援策を講じている面からも、現状、中止または抜本的な見直しが早急に必要とは判断できないことから、本請願事項3については反対と意見する。

以上、報告といたします。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

ササキマサヒロ議員、反対討論ですか。

（「賛成」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 反対討論の方いませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） なければ、賛成討論を認めます。

ササキマサヒロ議員。

（4番 ササキマサヒロ議員 登壇）

○4番（ササキマサヒロ議員） 議席番号4番。請願書に賛成をする討論をさせていただきます。

まず、ここで1つはっきりさせたいのは、国の制度だから町議会に言われても困るという意見が請願審査のときにありました。それは間違います。インボイスは、私たちまちに住む商店、農家、フリーランスの人々に直撃しています。国の制度だからまちに言われてもと言ってしまえば、町民の声を誰が代弁するのでしょうか。私たち町議会は、町民の切実な声を国に届けるのが使命であります。既に全国多数での自治体が同様の意見書を可決しています。決して場違いではなく、地方議会が声を上げることこそが地方自治の力であります。まちの事業者が悲鳴を上げています。負担が重過ぎる、取引から外される、廃業せざるを得ない、

これは机上の制度論の話ではなく、私たちまちの現実です。町民の生活を守るためにも、ここで私たちが声を上げなければ、議会の存在意義が問われると思います。

消費税の公平な納税という話がありましたが、消費税は課税期間の準備期間において、課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡など及び特定課税仕入れについて納税義務が免除されるというふうになっています。これは、一つの小規模、フリーランスの方たちの権利とも言えると思います。そういうことを踏まえまして、私はこのインボイスに対しての賛成討論をさせていただきます。

拙い言葉でしたが、ご清聴ありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。7請願第3号 消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択するべきものがありました。

お諮りいたします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立少數であります。

よって、7請願第3号は、不採択することに決定いたしました。

日程第4 請願・陳情

7請願第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める
意見書採択の請願

7請願第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の
拡充を求める意見書採択の請願

○議長（廣田清実議員） 日程第4、請願・陳情を議題といたします。

8月25日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情はお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。7請願第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について、会議規則第92条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託することとし、7請願第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求

る意見書採択の請願については、同じく会議規則第92条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、7請願第5号及び7請願第6号については教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第5 報告第14号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
令和6年度財政健全化判断比率等の報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第5、報告第14号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和6年度財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第14号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和6年度財政健全化判断比率等の報告について、次のとおり報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化を判断する比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率を報告するものであります。

本町の令和6年度の決算に基づき報告する実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、対象となる会計収支が全て黒字であることから、本比率については該当しないところであります。

また、標準財政規模に対する起債元利償還金等の割合を表す指標であります実質公債費比率については、令和5年度より0.3ポイント減少し15.3%に、標準財政規模に対する本町が将来負担すべき負債の割合を表す指標であります将来負担比率については、令和5年度より13.5ポイント減少し47.5%に、公営企業の経営健全化基準となる資金不足比率については、各公営企業会計に資金不足が発生しないことから、本比率については該当しないところであります。

なお、それぞれの比率については、健全化の基準値が設けられており、どれか一つでも基準値以上となった場合は、一般会計では財政健全化計画を、また公営企業会計においては経

営健全化計画を定めて、様々な制限の下、財政または経営の早期健全化を図らなければならぬことになりますので、そのようなことにならないように、引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今町長から報告を受けた内容で1点確認させていただきます。実質公債費比率、これ5年から6年にかけて当然改善になったということで、よろしいかと思いますが、ここは二、三年先と、5年後はどのような状況になるのか、もし想定してあるのであればお知らせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後の方債の発行状況にもよりますけれども、現在発行のほうを抑制ぎみで財政運営を行っておりますので、このまま抑制したままの財政運営であれば、さらにこの率は下がるものと想定しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 5年度、6年度比較程度の改善は、今後も続くと見越しているというご答弁でよろしかったでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員おっしゃったとおり、これくらい徐々に率は低下していくものと想定しております。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第14号を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

日程第6 諒問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（廣田清実議員） 日程第6、諒問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるごとについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 諒問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるごとについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員には現在8名の方が法務大臣から3年を任期として委嘱されており、令和5年1月から1期お務めいただいております熊谷和浩さんが本年12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに矢巾町————、大和田厚子さんを人権擁護委員としてご推薦申し上げたく、ご意見を求めるものであります。

大和田厚子さんは、昭和57年度から平成27年度まで県内の小学校の教員として長年勤められ、特に徳田小学校、煙山小学校、そして矢巾東小学校に通算して18年間勤務をされるなど、長きにわたり教育現場で活躍をなされました。退職後は、教員経験を生かし、令和4年までの2期6年を主任児童委員として町の児童福祉に貢献されたほか、平成31年度からは町の社会教育委員、そして町の公民館運営審議会委員、そして令和2年度からは町の青少年問題協議会委員としてご尽力をなされております。

人権擁護委員の任務を十分に全うするに人格、識見とも立派な方でありますことから、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

本案件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数でありました。

よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7 諒問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（廣田清実議員） 日程第7、諒問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 諒問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員には現在8名の方が法務大臣から3年を任期として委嘱されており、平成28年から3期お務めいただいております吉田芳英さんが本年12月31日をもって任期満了となりますことから、新たに矢巾町――の鷹觜達さんを人権擁護委員としてご推薦申し上げたく、ご意見を求めるものであります。

鷹觜達さんは、昭和61年度から令和5年度まで県内の小学校の教員として長く勤められ、特に令和4年度からの2年間は不動小学校の校長先生として教育現場で活躍をなされました。在職中より小学生の健全育成にも注力し、平成15年から現在に至るまで、地元子ども会において和太鼓の指導に努められております。退職後は、再任用により近隣の小学校に勤務をなされ、引き続き子どもたちの教育にご尽力をなされております。

人権擁護委員の任務を十分に全うするに人格、識見とも立派な方でありますことから、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

本案件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8 議案第44号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を
求めるについて

○議長（廣田清実議員） 日程第8、議案第44号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求ることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第44号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求ることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村は固定資産評価審査委員会を設置しなければならないこととされております。

固定資産評価審査委員会の委員の定数は3名で、任期は3年となっており、平成28年10月1日からご尽力いただいておりました佐々木隆さんが9月30日で任期満了となりますことから、今回新たに矢巾町————、河内邦尚さんを固定資産評価審査委員会の委員に選任いたしたいと存じます。

河内邦尚さんは、昭和53年4月から岩手県職員に奉職をされ、令和2年3月に県南広域振興局参事兼県税部部長で退職するまで42年間お勤めになられ、税分野には30年以上従事されるなど、税務業務経験が豊富であること、また卓越した識見と職務にも忠実でありますことから、固定資産評価審査委員に選任をするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第44号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求ることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第9 議案第45号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第9、議案第45号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第45号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

その主な内容でありますが、職員の育児に関わる部分休業について、現行の1日の勤務時間の一部の休業形態に加え、1年につき10日相当を超えない範囲内の休業形態を新たに設け、職員の申出によりいずれかを選択できるものとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第45号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第46号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第10、議案第46号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第46号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

その主な内容ですが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正による条例で引用する条のいずれに伴う改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ちょっと都市公園の中身を全部見てるわけではないので、教えていただきたいと思います。まず、障がい者等の方への配慮として、点状ブロック等の設置と

いう部分がありますが、今町内の都市公園の状況というのはどのようにになっているのか、今回の条例改正に伴って何らか手を加えなければならないのか、その辺の状況をお知らせ願います。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

この都市公園条例が適用される公園につきましては、町のほうで都市計画決定をしている公園ということで、町内の中では例えば広宮沢公園であるとか、鹿妻公園であるとか、町の中でまず6公園ございます。その中で、今回の分につきましては園路に関係するものとして、園路となりますと広宮沢公園のほうにございます。この条例で手を加えるということは、これができる前からまず広宮沢公園はございましたので、この条例の改正で改修するということはございませんけれども、広宮沢公園の例えば園路の大規模な改修などが発生したときはこの条例を適用させて、点字ブロック等の設置を行うこととなります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第46号 矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数あります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第11、議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

その主な内容でありますが、職員の育児に係る部分休業について、現行の1日の勤務時間の一部の休業形態に加え、1年につき10日相当を超えない範囲内の休業形態を新たに設け、職員の申出により、いずれかを選択できるものとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第47号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第48号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第12、議案第48号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条

例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第48号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

その主な内容でありますが、任命権者に、妊娠、出産等について申し出られた職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度等の周知や制度等の利用についての意向確認の実施を義務づけるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第48号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第49号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第13、議案第49号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する

条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第49号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方自治法第245条の4第1項に基づく国土交通大臣の技術的な助言を受け、所要の改正を行うものであります。

その主な内容でありますが、災害その他非常の場合にあって、地元の指定給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるとき、宅内配管の早期復旧と給水装置工事の適正な実施を図るために、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による工事の実施を可能とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第49号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第50号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例につ
いて

○議長（廣田清実議員）　日程第14、議案第50号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第50号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方自治法第245条の4第1項に基づく国土交通大臣の技術的助言を受け、所要の改正を行うものであります。

その主な内容でありますが、災害その他非常の場合にあって、地元の排水設備指定工事店の確保が困難と判断されるとき、排水設備等の早期復旧を図るため、他の市町村長の指定を受けた排水設備指定工事店であっても工事の実施を可能とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第50号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第15　議案第51号　矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第15、議案第51号　矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第51号　矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化基準に適合する基幹業務システムに移行することとなっておりますが、基幹業務システムに住民登録者以外を管理する住民宛名番号管理機能を実装する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく独自利用事務として条例での規定が必要となることから、所要の整備を行うものであります。

その主な内容ですが、住登外者の宛名番号管理機能を独自利用事務として規定し、当該機能を使用して管理する住登外者の宛名情報を法定事務での利用ができる規定、本町の執行機関内で庁内連携できる規定及び執行機関との間で情報提供ができる規定を整備するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第51号　矢巾町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第52号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第16、議案第52号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第52号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い公営単価が改正されることを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

その主な内容ですが、選挙運動用のビラ及びポスターの作成に係る公費負担について、それぞれ引上げを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第52号 矢巾町議会議員及び矢巾町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第53号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について

日程第18 議案第54号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第19 議案第55号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第20 議案第56号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第21 議案第57号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第22 議案第58号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。日程第17、議案第53号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、日程第18、議案第54号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第19、議案第55号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第20、議案第56号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第21、議案第57号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第22、議案第58号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について、この補正予算6議案については関連がありますので、会議規則37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第17、議案第53号から日程第22、議案第58号までの補正予算6議案については、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました6会計の令和7年度補正予算につきまし

てご説明を申し上げます。

議案第53号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、18款繰入金の減債基金繰入金を新設補正し、10款地方交付税の普通交付税、14款国庫支出金の被用者3歳以上高等学校修了前交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、18款繰入金の介護保険事業特別会計繰入金、19款繰越金の前年度歳計繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の財政調整基金積立事業、3款民生費の岩手県後期高齢者医療広域連合運営事業及び児童手当給付事業、6款農林水産業費の農地維持補修事業、8款土木費の除雪事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,639万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億1,148万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第54号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。歳入につきましては、6款繰入金の事務費等繰入金及び7款の繰越金の前年度歳計繰越金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、1款総務費、4款保健事業費、5款基金積立金及び7款諸支出金の一般会計繰出金をそれぞれ増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,459万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億697万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第55号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、8款繰入金の低所得者保険料軽減繰入金及び9款繰越金の前年度歳計繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の居宅介護サービス費給付事業、施設介護サービス費給付事業、高額介護サービス費給付事業、4款基金積立金の介護給付費準備基金積立事業及び6款諸支出金の償還金、一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,087万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億161万円とするものであります。

続きまして、議案第56号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。歳入につきましては、令和6年度の決算が確定したことによる同年度の剰余金として4款繰越金の前年度歳計繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款広域連合納付金及び3款諸支出金の一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ553万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,510万円とするものであります。

続きまして、議案第57号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容ですが、収益的収入及び支出のうち、支出の第1款水道事業費用の営業費用を23万4,000円増額補正し、総額を8億33万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の第1款基本的支出の建設改良費を73万5,000円増額補正し、総額を7億1,263万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第58号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容ですが、収益的収入及び支出のうち、支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用を1,664万8,000円増額補正して、総額を8億4,264万6,000円とし、支出の第2款農業集落排水事業費用の営業費用を211万3,000円増額補正し、総額を3億436万8,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第2款農業集落排水資本的収入の県補助金を19万1,000円増額補正して、総額を9,766万1,000円とし、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を2,179万3,000円増額補正して、総額を5億9,798万円とし、第2款農業集落排水資本的支出の建設改良費及び基金積立金を607万3,000円増額補正して、総額を2億1,916万3,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第53号から議案第58号までの補正予算6議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算6議案については、本日開催される予算

決算常任委員会において審査を行い、本日予算決算常任委員会後に行われる本会議までに報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、補正予算6議案については、予算決算常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

日程第23 議案第59号 令和6年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第24 議案第60号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25 議案第61号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26 議案第62号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第27 議案第63号 令和6年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第28 議案第64号 令和6年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第29 議案第65号 令和6年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

日程第30 議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。日程第23、議案第59号 令和6年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第60号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第61号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、議案第62号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、議案第63号 令和6年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第28、議案第64号 令和6年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第29、議案第65号 令和6年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、日程第30、議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余

金の処分について、この8議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第23、議案第59号から日程第30、議案第66号までの8議案については、一括上程とすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） それでは、提案理由の説明の前に、皆さんのお手元に、令和6年度予算執行に関する報告書の1枚目に令和6年度会計別決算総括表というのがありますので、準備していただければなと思います。あともう一つは、同じく令和6年度公営企業会計別の決算の総括表、この2つの総括表をお手元に準備をしていただきたいと思います。

それでは、ただいま一括上程されました6会計の令和6年度決算認定議案並びに水道事業会計及び下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に係る議案につきまして、皆様にあらかじめ配付をさせていただいております令和6年度予算執行に関する報告書、令和6年度公営企業会計別決算総括表及び議案書により説明を申し上げます。

まず初めに、令和6年度予算執行に関する報告書の1ページをお開き願います。1ページをお開きになつていただきましたら、会計別決算額、予算現額に対する決算額の比率の順にご説明を申し上げます。

議案第59号、一般会計、歳入136億227万5,657円、98.4%、歳出129億6,960万4,612円、93.9%、歳入歳出差引額6億3,267万1,045円。

次に、議案第60号、国民健康保険事業特別会計、歳入25億3,993万2,101円、100.1%、歳出25億1,552万4,295円、99.2%、歳入歳出の差引額2,440万7,806円。

次に、議案第61号、介護保険事業特別会計、歳入27億8,147万3,758円、100.4%、歳出25億6,557万5,114円、92.7%、歳入歳出差引額2億1,589万8,644円。

次に、議案第62号、後期高齢者医療特別会計、歳入3億2,912万6,160円、100%、歳出3億2,358万6,544円、98.3%、歳入歳出差引額553万9,616円。

そして、合計に参りまして、歳入、予算現額が194億5,192万3,000円、決算額が192億5,280万7,676円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額2億6,701万6,000円、予算現額と決

算額との比較 1億9,911万5,324円、予算現額に対する決算額の比率99%、歳出、予算現額194億5,192万3,000円、決算額183億7,429万565円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額4億1,920万、予算現額と決算額との比較10億7,763万2,435円、予算現額に対する決算額の比率94.5%。歳入歳出差引額、予算現額はゼロ円、決算額は8億7,851万7,111円となります。

続きまして、令和6年度公営企業会計別決算総括表をお開き願います。よろしいですか。議案第63号、水道事業会計、収益的収入及び支出、収入9億307万7,320円、102.3%、支出6億7,271万701円、91.6%、収入支出差引額2億3,036万6,619円。資本的収入及び支出、収入3,672万1,000円、97.3%、支出4億6,810万9,564円、77.1%、収入支出差引額△4億3,138万8,564円。

次に、議案書をお開き願います。議案第64号 令和6年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度分未処分利益剰余金の5億4,797万1,633円のうち2億262万7,260円を建設改良積立金への積立てとし、3億4,534万4,373円を資本金への組入れとして処分するものであります。

続きまして、令和6年度公営企業会計別の決算総括表をもう一度お開き願います。準備よろしいですか。議案第65号、下水道事業会計の公共下水道事業、収益的収入及び支出、収入8億4,948万1,366円、102.3%、支出7億4,721万3,392円、97.3%、収入支出差引額1億226万7,974円。資本的収入及び支出、収入2億3,619万5,000円、71.6%、支出4億5,178万1,555円、78.5%、収入支出差引額△2億1,558万6,555円。

次に、農業集落排水事業、収益的収入及び支出、収入3億424万2,400円、102.3%、支出2億7,650万7,373円、95.9%、収入支出差引額2,773万5,027円。資本的収入及び支出、収入5,362万9,000円、100%、支出2億1,063万8,270円、98.9%、収入支出差引額△1億5,700万9,270円。

合計に参りまして、収入、予算現額24億3,168万2,000円、決算額23億8,334万6,086円、繰越額及びそれに係る財源充当額9,746万8,000円、予算現額と決算額との比較4,833万5,914円、予算現額に対する決算額の比率98%、支出、予算現額31億8,617万7,300円、決算額28億2,696万855円、繰越額及びそれに係る財源充当額2億3,773万6,300円、予算現額と決算額との比較3億5,921万6,445円、予算現額に対する決算額の比率88.7%、収入支出差引額、予算現額△7億5,449万5,300円、決算額△4億4,361万4,769円となります。

次に、再度議案書をお開き願います。よろしいですか。議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の3億1,120万2,054円のうち1億1,577万5,761円を減債積立金への積立てとし、1億9,542万6,293円を資本金への組入れとして処分するものであります。

なお、それぞれの詳細につきましては、会計管理者及び担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

令和6年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の各決算審査意見書及び矢巾町基金運用状況審査報告書が当職のもとに届いております。

なお、意見書及び報告書につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、御覧願います。

高橋代表監査委員が出席しておりますので、審査意見書について補足説明がありましたら、これを許します。

高橋代表監査委員。

（代表監査委員 高橋憲康君 登壇）

○代表監査委員（高橋憲康君） 8月15日付で町長のほうから付託されました令和6年度の決算に関する審査について、その結果はお手元の意見書のとおりでございます。ここでは、その中の主な事項について、補足を加えながらご説明したいと思っております。

まず初めに、令和6年度一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算につきましては、決算した結果はいずれも正確な内容となっておりましたことをお伝えいたします。

決算の概要は、一般会計と3つの特別会計の実質収支額が合わせて7億2,633万円余であり、水道事業会計と下水道会計においてはいずれも純利益を計上しております。良好な取組結果を示しているというふうに判断しております。

次に、財政状況でございます。経常収支比率は、前年度と比較して1.8ポイント下回り、また公債費負担比率は0.6ポイント下回っております。いずれも安定化傾向を示しているという

ふうに判断しております。しかし、財政運営は、依然として基金の運用に大きく頼っておりまして、危機感を覚えざるを得ません。

さて、事務の執行状況についてでございます。一部の会計処理において不適切な経理が確認されました。特に同様の事案が複数年にわたって繰り返されたことは、健全な財政運営の観点から看過できないものと考えております。適切な事務処理を行うための、より実効性のある仕組みづくりが望まれます。

現下の状況は、少子高齢化、人口減少の深刻化に伴う社会保障費や公共事業の長寿命化対策など、町民の生活環境の整備や地域経済の活性化に要する経費の増加とともに、原油物価高騰の影響が懸念されるところであります。第8次矢巾町総合計画の着実な進捗が図られるよう自主財源の確保に努め、中長期的な財政計画により健全な財政運営を推進されるよう望みます。

また、適正な会計処理の執行を図られるよう内部管理機能を強化するとともに、職員の自覚と管理監督者の統率力が十分に発揮された効率的、効果的な行政運営を期待するものであります。

以上でございます。終わります。

○議長（廣田清実議員）　高橋代表監査委員の補足説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第59号から議案第66号までの決算関連8議案については、会議規則第39条の規定により予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま予算決算常任委員会に付託した8議案については、9月19日午後2時30分までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、決算関連8議案については、9月19日午後2時30分までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　この後、休憩を挟んで、議案第53号から議案第58号までの補正予算
6 議案については、予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに提出するようお願ひいたします。

ここで暫時休憩に入ります。

午後　0時14分　休憩

令和7年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第2号）

令和7年9月2日（火）午後2時45分開議

議事日程（第2号）

- 第 1 議案第53号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
- 第 2 議案第54号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 3 議案第55号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 4 議案第56号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第 5 議案第57号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 6 議案第58号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋 昌造 君	副町長	岩渕 和弘 君
未来戦略課長	花立 孝美 君	総務課長	田村 英典 君
企画財政課長	田中館 和昭 君	税務課長	飯塚 新太郎 君
町民環境課長	佐々木 美香 君	福祉課長	菅原 保之 君
健康長寿課長	佐々木 智雄 君	こども家庭課	村上 純弥 君
産業観光課長	村井 秀吉 君	道路住宅課長	田口 征寛 君
農業委員会事務局長	細越 一美 君	上下水道課長	吉岡 律司 君
会計管理者兼出納室長	水沼 秀之 君	教育長	菊池 広親 君
学校教育課長兼学校給食共同調理場所長	高橋 雅明 君	文化スポーツ課	高橋 保君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田 徹 君	議会事務局長補	千葉 欣江 君
主事	渋田 稔結 君		

午後 2時45分 再開

○議長（廣田清実議員） それでは、再開いたします。

ただいまから本日の会議を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 追加の議事日程第2号は、お手元に配付したとおりであります。これより議事日程に入ります。

日程第1 議案第53号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について

日程第2 議案第54号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第3 議案第55号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第56号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第57号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第6 議案第58号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第1、議案第53号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、日程第2、議案第54号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第3、議案第55号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第4、議案第56号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第5、議案第57号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第6、議案第58号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について、この補正予算6議案は予算決算常任委員会への付託に係るもので、予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 昆 秀一議員 登壇)

○予算決算常任委員長（昆 秀一議員） 報告書を読み上げて報告いたします。

令和7年9月2日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第53号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、議案第54号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第55号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第56号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第57号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第58号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について。

本常任委員会は、令和7年9月2日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

以上であります。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたします。

ただいまより各議案について討論に入ります。

お諮りいたします。一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を一括して討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 異議がないようありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。初めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） ないようなので、賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第53号 令和7年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和7年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 令和7年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 令和7年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和7年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和7年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日3日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 2時52分 散会

令和7年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第3号）

令和7年9月3日（水）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
14番	村 松 信 一	議員	15番	昆 秀 一	議員
16番	赤 丸 秀 雄	議員	17番	谷 上 知 子	議員
18番	廣 田 清 実	議員			

欠席議員（1名）

13番 水 本 淳 一 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 泊 和 弘 君
未来戦略課長	花 立 孝 美 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	田 中 館 和 昭 君	税 務 課 長	飯 塚 新 太 郎 君
町民環境課長	佐々木 美 香 君	福 祉 課 長	菅 原 保 之 君

健康長寿課長	佐々木 智 雄 君	こども家庭 課	村 上 純 弥 君
産業観光課長	村 井 秀 吉 君	道路住宅課長	田 口 征 寛 君
農業委員会 事務局長	細 越 一 美 君	上下水道課長	吉 岡 律 司 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教育長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高 橋 雅 明 君	文化スポーツ 課	高 橋 保 君
農業委員会 会長	佐 藤 俊 孝 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補	千 葉 欣 江 君
主任主事	渋 田 稔 結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、13番、水本淳一議員は、都合により欠席する旨の通告がありましたので、皆さんにお知らせいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

また、日程に入るに先立ち、一般質問を行うに当たり、当初から議員各位にお願い申し上げます。質問に当たっては、矢巾町議会会議規則第54条第1項により、発言は全て簡明にするものとし、議題以外にわたり、またはその範疇を超えてはならないとなっておりますことから、通告した内容の範疇を超えないように質問者は留意願います。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

10番、小笠原佳子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(10番 小笠原佳子議員 登壇)

○10番（小笠原佳子議員） 10番、公明党、小笠原佳子でございます。通告に基づきまして、一般質問いたします。

質問1は、公共施設の冷房設備整備について、町長にお願いいたします。近年地球温暖化の影響により、猛暑日が増加しております。2024年の夏には、矢巾町でも最高気温が35度Cを超える日が20日以上記録されました。公共施設（学校施設を含む）を利用する町民の皆さんのが安心、安全に過ごせるよう、熱中症対策としての冷房設備の整備がますます重要になっております。そこで、以下の点について、町の考えをお伺いいたします。

1、冷房設備がない公共施設についても、町民が安心して利用できるよう、何らかの対策

が必要です。冷房設備の新規設置を含め、町として今後どのような対応を考えているのか、お聞かせください。

2、町内には、冷房設備が未設置の自治公民館もあります。地域住民が快適に利用できるよう、町として冷房設備の設置を促進するための補助金制度をさらに充実させるべきと考えますが、町の方針をお伺いいたします。

3、災害時の避難所としても使われる学校等の体育館について、冷房設備の整備はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、小笠原佳子議員の公共施設の冷房設備整備についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、冷房施設がない公共施設においては、熱中症への注意喚起を実施しております。加えて、施設に熱が滞留しないように窓を開けるなど、風通しがよい環境をつくっていきます。また、今年度は新たに矢巾斎苑において冷房設備を設置いたしましたが、今後も順次新規設置を検討するとともに、さらなる注意喚起も併せて実施してまいります。

2点目についてですが、自治公民館への冷房設備の設置補助については、コミュニティ整備事業補助金のうち公民館整備事業として補助率2分の1以内、1設備当たりの上限額30万円として実施しております。現行の補助制度は、令和2年度から上限額を引き上げており、その際に設置率が向上し、自治公民館で冷房設備が設置されていない施設は、現時点では37施設のうち4施設となっております。

なお、補助制度の拡充については、考えていないところではありますが、来年度の各地域コミュニティから町への予算要望を受ける際に、未設置の自治公民館においては、優先的に設置を行っていただくように促してまいります。

3点目についてですが、指定避難所の環境整備は重要なことと捉えており、学校施設に関しても、夏場における冷房設備は整備すべきものと認識をしております。学校施設につきましては、大規模災害時における避難所として活用する可能性がありますので、現状夏場の避難所は、冷房設備が完備されている施設を優先的に開設することと考えております。

なお、体育館の冷房設備設置には多額の事業費が想定されることから、国の各種交付金制度の利用などを踏まえ、教育委員会と連携を図りながら、今後の整備の在り方について検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 再質問なのですけれども、答弁書の中に今後も順次新規設置を検討するとともに、さらなる注意喚起というのは熱中症のことで、そこはいいのですけれども、実際に矢巾町内で新規設置する必要があるところというか、町内の施設で冷房のないというのは、ちょっとお聞きしたら結局、矢巾町総合体育館が柔剣道室とトレーニング室は冷房があって、だから一番大きいあそこはなくて、あと矢巾町のビッグブルズアリーナだけ、本当にもうほぼほぼ公共施設の中には冷房が入っているということが分かりました。順次新規設置を検討するというのは、どこのことを言っているのかなというふうに答弁書を見て思ったのですけれども、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

小中学校の施設、教室関係については、ご質問のとおり、ご指摘のとおり冷房施設は完備されておりますが、体育館、体育館がついていないという部分で、やっぱり避難所として使用する可能性がございますので、そういった部分については、これから考えていかなければならぬのかなと、速やかにということで答弁させていただきました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） お聞きしてよかったです。後で体育館のこともお聞きするので、体育館、本当に事業費が多額にかかるので、やっぱり厳しいのかなというふうにはちょっと思っているところでした。

それで、今お聞きしたように町内に冷房設備のない施設の中で矢巾町の総合体育館がないわけなのです。みちのくプロレスは、皆さんご存じと思うのですけれども、参議院の投票日の前の日に、ちょっと私も伺ったのです。そうしたら、本当にまだ観客も誰も入っていないところなのですけれども、もう暑くていられないほど体育館が暑かったのです。プロレスラーの人たちは、Tシャツか裸ぐらいでいたのですけれども、矢巾町は来られてうれしいのだけれども、暑いのですよね、暑いのですよねと盛んにおっしゃっていて、ぜひ次の定例会では要望してくださいねというふうに言われたので、今回そのことは1番にお話ししたいと思

って今日は立ちました。

窓を開けるとか、循環させるとか言つても、やっぱりできること、できないことがあると思います。それで、やっぱり体育館に冷房施設を入れるのはとても、ましてあそこは教育機関でもありませんし、ただやっぱりスポットクーラーとかということは考えられないのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

先ほどお話がありましたみちのくプロレスの暑い関係も聞いておりますし、あと通常使っているスポ少ですとか、そういった方々からも暑いという話は聞いており、その暑さについては、うちのほうでも認識しておるところでございます。

町長答弁にもありましたとおり、冷房の設置となりますと、かなり多額の予算がかかりますので、今お話がありましたスポットクーラー、大型冷風機、こちらのほうの購入ですか、レンタル、そういうものを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　それでは、その検討というのは、いつ頃の期間までお願いできるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

速やかにという先ほどの総務課長の答弁もありましたとおり、その辺のところは庁舎内で調整をさせていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　それでは、次の自治公民館の話をしたいと思うのですけれども、令和2年度に補助金が上がったことで、本当に数多くの自治公民館に冷房が入っているのだなということでありがたいなということを思っております。ただ、未設置が4施設ということで、この未設置の自治公民館でも、通年でこびりっこサロンや通いの場体操くらぶなどが夏の日中行われているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

設置されていない公民館というのは、藤沢、上赤林、桜屋、岩清水ということのようですが
けれども、いずれの地区でも活動 자체は行われていると思いますので、その辺は工夫しながら
実施をしているものと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） やはり皆さん、そこでも暑くてもきっと工夫されて、扇風機をたくさん回したり、そういうことでなさっていらっしゃるのかとは思うのですけれども、やはり基本的に、もうこれだけ暑いと人が集まるところで冷房施設がないところにはみんな行きたくないのではないかなど、だから夏の間はきっと参加も少ないのかなど、今聞いていて感じました。

それで、未設置の自治公民館については、次年度すごく丁寧に優先的にいろいろお聞きしてくださるというようなことが答弁書に出ておりますので、丁寧な対応で設置していただけるような方向で考えていただきたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、私のほうからお答えさせていただきますが、まず自治公民館は、これは地域コミュニティにとってなくてはならない。特に今年度も本当に危険的な暑さと、それでいろいろお話しされたのですが、例えば学校体育とか、これは総合体育館もそうなのですが、それから部活動、そういうことを考えたときに、そのところはやっぱり優先的に配慮していかなければならないということで、私どもも財政との、そして必要性、必ず完備するための必要性、両にらみながら、ぜひ前向きに。

特にも自治公民館は、地域コミュニティで、今矢巾町でもクーリングシェルターと地域で何かあったとき、特にお年寄りさんたちがクーラーの入っていないご家庭もあると思うのです。そういうときに、地域の自治公民館で駆け込み寺みたいにできるような、それは夏の暑さ、また冬の寒さにも耐えられるような、そういういった冷暖房の完備、こういうようなものをしっかりと対応していくと。

あとは、今体育施設とか、そういういった部活動、こういうふうなものもしっかりサポートしていくように教育委員会とも一緒になって前向きに検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今町長から体育館も含めた答弁をいただいたのですけれども、体育館は体育館で、また別枠で、すみません、聞かせていただきます。何かくどくなつて申し訳ないのですが、同僚議員からも3月とかに体育館へのエアコン設置についての質問とかございましたが、本当に町長がおっしゃったように、やっぱり学校体育館は本当に教育の場で、また災害時には地域住民の避難所として、今矢巾町としては夏は考えていないということでしたけれども、ふだんお聞きするのは、大体300人ぐらいの対応で避難所を考えているということを聞いたことがあると思うのですが、300人はその場所で賄えるような感じなのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

1人の避難所のスペースが4平米と考えておりますので、体育館であれば大体350人ないし400人以内、ただしご家族等の割り振りもございますので、なかなかそういうふうにはならない可能性もございます。そういう中での環境整備という形で考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それで、岩手は涼しいと思ったけれども、本当に猛暑日が続いていて、また2018年には小学校で熱中症でお子さんが亡くなるというような痛ましい事故も起きていて、本当に今までの常識が通用しないというのは、激甚化、頻発化している自然災害だなというふうに考えています。その中で、もし万が一、ないほうがいいですけれども、被災があった場合、やっぱり疲労とか、ストレスとか、その避難生活はやっぱりすごく重なって、災害関連死というのですか、そういうことも増えてきているようです。

赤十字が提唱する最低基準のスフィア基準という項目でも、避難所について最適な快適温度とか、換気とか、保護を提供するというのが、今もう当たり前という形になっております。そういう中で、2024年9月1日時点で、公立小中学校の空調設備は普通教室で99.1%、空調は整っていると。体育館は、2018年の1%から2024年度で18.9%には上昇しているのですけれども、やはりさっきおっしゃったように多額な資金ということで、なかなかまだ定着していない。それで、これからということなのだと思うのですけれども、2024年度の補正予算では、エアコン整備に779億円、また費用の2分の1を補助するというようなことが確定し

ておりますて、やはりその時期も令和6年度から15年度というふうに期間も限定されているということがございます。そういうことを含めて、やっぱりこのときを逃すのはもったいないのかなということを思って、前向きに考えるということはお話を聞いておりますけれども、またあえてこここの部分を含めまして、ちょっとお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

小中学校、それから社会体育施設の冷暖房の設備の設置につきましては、今お話ししていただいたとおりの内容でございます。補助メニューといたしましては、ご質問でもございましたとおり、文科省のメニューのほかに、かぶせるのですけれども、国土強靭化地域計画の中でも定められております施設整備のメニューも使えるということで、ご質問のとおり、速やかにといった部分は、その期限も決められてございますので、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

ただ、そういった中で、1か所当たりの施設整備の上限額が7,000万円ですか、あるいは空調設備だけの設置では認められませんと、例えば古い体育館ですと、結構隙間風があったり、そういった体育館はうちの場合は、古い施設しかないとは思いますけれども、屋根及び壁、それから床のそういったものの改造も含めた7,000万円の1か所当たりの補助ですという部分も、条件は様々つけられてございますので、小中学校の体育館、古い施設、それから新しい施設、それぞれございますので、そういった中で使えるメニューのばらつきはあると思いますし、もしかするとちょっとこれは建て替えたほうがいいと指摘される可能性も出るかもしれません、そういったことも言っておられませんので、速やかにそこら辺は、補助メニューと町の財源、そこのバランスを取りながら、しっかり対応させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問は終わります。

次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、2問目の質問は、HPV検査による子宮頸がん検診の導入について町長にお伺いいたします。

子宮頸がんは、早期に発見して治療することで命を守ることができる病気です。特にH P Vというウイルスが原因であることが分かっており、予防や検査の方法も進化しています。最近では、従来の細胞診検査に加えて、より精度の高いH P V検査を導入する自治体が増えています。矢巾町でも科学的な根拠に基づいた検診の見直しが求められている中で、以下の点についてお伺いいたします。

1、H P Vワクチンの定期接種が進む中で、検診との連携がますます重要になっていきます。特に若い世代では、H P Vや検診の必要性についての理解が十分とは言えません。矢巾町では、検診とワクチン接種をセットで啓発するような取組を行っているのでしょうか、具体的な活動があれば教えてください。

2、H P Vワクチン接種について、無料接種の最終年度である高校1年生年代の女性で未接種の方々に接種を呼びかけるはがきを個別に送ることについて考えをお伺いいたします。

3、検査対象年齢の拡大や検査方法を選べる制度など、受診者のニーズに合わせた柔軟な検診体制について、町ではどのような検討を進めているのか、お伺いいたします。

4、H P V検査は、細胞診検査よりも検査の間隔を長く（2年から5年に）できるというメリットがあり、受診者の負担を減らすことができます。矢巾町としてH P V検査を新たに導入することについて、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） H P V、いわゆるヒトパピローマウイルス検査による子宮頸がん検診の導入についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、子宮頸がん検診の対象は20歳以上の方となっておりますが、H P Vの定期予防接種の対象は小学6年生から高校1年生相当の年齢までとなっているため、検診と定期予防接種を同時に受けることは難しい状況となっております。

町では、定期予防接種の対象となる小学6年生の4月に勧奨通知とともに予診票や厚生労働省作成のリーフレットをお送りし、定期予防接種と併せて子宮頸がん予防の重要性を周知しておるところであります。

2点目についてですが、定期接種の最終年度が今年度から高校1年生相当の年齢となることから、これまでも機会を捉えて勧奨をしておりましたが、8月末に接種を呼びかける勧奨はがきを個別に送付しております。

あわせて、接種率向上につながるような広報やばや町ホームページ、S N S等も活用し、

周知を図ってまいります。

3点目及び4点目についてですが、現在町では子宮頸がん検診に関して、厚生労働省の定めるがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、20歳以上の女性を対象に2年に1度の細胞診による検診を実施しておるところであります。また、HPV検査単独法は、30歳以上の女性を対象に5年に1度の検診となっております。

なお、HPV検査単独法は、従来の細胞診と同様に子宮頸がんの早期発見につながると考えられますが、検診で陽性になった方に対し、次回の検査時期や検査内容がそれぞれ異なるなどの複雑性があり、長期の追跡を含む精度管理体制の構築が実施の前提とされております。

現段階では、精度管理体制の構築のため、紫波郡医師会からの指導を仰ぎながら検診機関との調整を行い、導入に向けての検討を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 答弁書に小学6年生の4月に勧奨通知とともに予診票や厚生労働省作成のリーフレットをお送りし、定期予防接種と併せて子宮頸がん予防の重要性を周知しておりますということで送っていただいているわけなのですが、実際の接種率や検診の受診率の推移はどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。増えているのか、やっぱり勧奨の時期がなかったことによって、本当に少なくなったものがどの程度回復しているのか、担当課としてお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ワクチン接種でございますが、令和4年度からの3年間の実績としてお伝えしますけれども、令和4年度は定期接種が19.07%、それから一時期の定期接種がない時期がございまして、その方々を対象としたキャッチアップと言われる接種の方々については19.17%、全体としては19.14%でした。

令和5年度は、定期接種は18.68%、キャッチアップが21.75%、全体としては20.73%。令和6年度ですが、こちらはキャッチアップのほうの終了ということもございまして、いろいろな報道等もされているという効果もあったかと思いますが、定期接種で26.55%、キャッチアップでは47.01%、全体としては40.6%という、ワクチン接種の結果となっております。

それから、子宮頸がん検診の受診率でございますが、こちらのほうは令和4年度は16.9%、

それから令和5年度は18.5%、令和6年度が16.1%ということで推移しております、受診率については、平成30年以降も大体このくらいのところで推移しておりますので、受診率としては、こうしたところになっております。

率としては、こういう数字になっておりまして、この数字がもう少し上がってくれれば、やはり確かにいいなというふうには思っておりますので、対象の方々に、この検診の必要性といいますか、こういった辺りがどういう方法であればしっかりと理解していただけるのか、どういう方法であれば受診率がもう少し上がってくるのかということは、少し内容を研究してみたいなと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） すみません、勝手にもう少し増えているのかなと思ったのですけれども、やはり勧奨がなかった時期ということで、やっぱりなかなか受診、回復しないのだなということを今実感しております。皆さんもご存じだと思うのですが、日本では1万人以上が子宮頸がんにかかる、亡くなる人が3,000人に上るそうなのです。特に20代の方から罹患率が増加して、30代から40代でピークを迎えて、本当に子育て真っ最中、赤ちゃんを産めたりするような年代の人にそういう病気が、防げることなのに防げないというのは本当に残念なことだなということを感じていて、また今課長のほうからもありましたけれども、新聞記事でも読んだのですけれども、この罹患者の数とか死亡者数が、この10年間先進国の中で減らないのは日本だけと、ほかの国では、そういう手当てをちゃんとすることによって、目に見えてそういうことで亡くなる人が減っているということを読んだときに、やはりできることはやっていかないといけないのかなということを思っておりました。

何か長々とあれなのですけれども、一応定期接種の最終年度が高校1年生の夏ということで、半年期間があれば、また高校1年終わるまでにちゃんと接種できるからということではがきを出してくださったということで答弁いただいておりますけれども、これは毎年こういうふうにしていただけるというふうに考えてよろしいものなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

周知については、今後もこうした取組方法でしっかりとお知らせをしていきたいなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） ゼひともそういうふうにしていただきたいということを思います。

次の質問なわけですけれども、検診なのですけれども、欧米では標準となっているのがH P V検査ということで、子宮頸がんの今までの検診は細胞診で子宮頸部の細胞を採取して、がん細胞、異形成と言われるがんに進行している細胞を発見するのが今までの検診なのですけれども、H P V検査というのは、子宮頸がんの原因であるウイルスに感染しているかどうかを調べる検査なのだそうなのです。

ですから、ウイルスに感染していることが分かる人は、1年後にまた検診を受けますけれども、感染していないということだと検診が次の5年後に延びるということができます。ですから、大変検診を受ける側にとってもとても、30歳から60歳までということなのですけれども、これが今年から自治体の公的検診ができるということで、やはりすごく期間が延びるということは魅力があるかなということを思いました。

また、全国的に先駆けて4自治体が何かやっている中の横浜市が数が出ているのですけれども、今年の1月からH P V検査をして、横浜市では3か月間で30歳から60歳の1万6,801人が検査を受診したそうです。全体の6%の約1,000人が陽性というふうになって、そのうちの350人だけ細胞の異常が見られたということで、その1万五千何百人の人に関しては5年後の検査でいいということで、やはりすごくいいなというふうに思いました。

答弁書にもあるのですけれども、ただ陽性者には追加検診を実施するなどのフォローアップが重要となるために、検査を受けた人のデータベース整備や再検査の体制整備が求められる。また、検診を実施する医療機関への説明などが欠かせないということで、横浜市ではその前1年間かけてこういう取組をしたということが出ております。

H P V検査の陽性者に対し、細胞診で陰性なら1年後の追跡H P V検査、細胞診も陽性なら保険診療としての精密検査を徹底しなければ、この検査のメリットが十分生かされないとということで、強く受診を促すための工夫とともに求められているそうです。でも、このことが定着すれば、本当に合理的で、精度の高い検査として女性の命を守る役割が果たせられるということを見ましたので、ゼひともそういう体制を整えていくということを答弁でも聞いておりますが、ゼひとも矢巾町でも取り組んでいただきたいと思いますが、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この検査につきましては、今お話しいただいたとおり、どういった取組をしていけば、この検査方法を取り入れられるのかということは、しっかりとこちらのほうでも準備をしていきたいと考えております。

今お話がありましたとおり、この検査をするためには要件が様々ございまして、例えば指針に沿うということは、そのとおりでございますし、マニュアルもちゃんと活用してくださいねということも言われております。それから、この方法を実際に取り入れるためには、今お話がありましたとおり、実施機関ですとか、例えば本町で取り組む場合には、郡の医師会ですか、それから検査機関である対がん協会のようなところとか、そういうところともしっかりと打合せをしながら、どういう体制で進めるのかということをきちんと構築してやっていかなければいけないということでございますので、それにはしっかりと取り組んでまいりたいなと思っております。

それから、参考までに、これまでの検診の結果としてどういうことがあったのかということをちょっとお話ししてみたいと思いますけれども、精密検査のほうに行かれる方が、やはりそれぞれ年度ごとに一定数の方々がいらっしゃいます。そういう方々について、今まで令和元年以降5年度までのデータでございますが、精密検査をして、その後にがんが見つかったという方は1名いらっしゃったそうです。

ということで、しっかりと検診を受けていただければ、そういうところが分かるということも出ておりますので、今いろいろとお話をいただいているとおり、検診の重要性というのはそのとおりだと思いますので、そういう意味からも、なるべく受診率を高める取組をして継続していきたいなと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 私も数少ない小学生のお母さんとかと話したときに、やはり昔の自分のイメージと変えなければいけないということをすごくおっしゃっていて、予防接種を受けますということをおっしゃっていたのですけれども、ただやっぱり20歳になった人に検診といったときに、なかなかやっぱり検診はハードルが高いのかなとすごく思います。

そして、皆さんもそれぞれ検診を受けたことがある人は、やっぱりすごく検診は負担だな

ということを感じていると思うのですけれども、やっぱり小学校6年生の方に郵送するわけです。それで学校の中で、何かお母さんとかにそういう話をするような場とかというのがあるものなのでしょうか、ちょっと何か今申し訳ない言い方なのですけれども、ちょっとやっぱり母親が検診を受けるべきだというような気持ちがあるか、ないかは、やっぱり子どもにとってすごく左右するのかなと思うのですけれども、がんについての講話なんかというのは、学校であったりするものなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

それに特化した形での講話というのは、ないと認識をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　それに特化したってことはなくとも、テレビを見たりとかすれば、そういうことも耳に入ってくると思うので、やっぱり家庭の中で自分の体は自分で守れるることはやっていくというようなことがやれるといいのかなということを今回も思って、子宮頸がんの検診のことを質問させていただきました。

特に聞きたいのは、なるべく早期に体制を整えて5年に1度のほうにしてほしいという、すごく何回もしつこいのですけれども、このことをやっぱり女性であるならば、5年に1度で済めば本当に負担ではないなということを感じましたので、このことをまたお聞きして最後にしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君）　お答えいたします。

H P V 検査単独法については、そのとおりでございますので、こちらのほうについては、しっかり研究をして準備をして取り組むようにしてまいりたいと思っております。

担当課としますと、実のところ、本当に5年に1回で大丈夫なのかという心配もないわけではないのですので、そういう部分の、今は2年に1度ということでやっておりますので、そういう期間が5年に延びるということで、その辺のところが先行で取り組んでいる自治体のほうでも、いろいろな結果がこれから出てまいりと存じますので、そういう結果も踏まえますし、それから当然新しい方法ですので、どういった方法になるかということをしっかりと準備しながら取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、2問目を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは最後に、質問3で歩くことの効果について、町長にお願いします。

日々の生活の中で歩くことを習慣としている町民の方が多くおられます。歩くことは、健康維持のみならず、地域のつながりや心の充足にもつながる重要な営みです。今後町として、この歩行習慣をより積極的に支援することで、健康長寿の延伸、生きがいの創出、人との交流の促進につなげることができると考え、以下の点についてお伺いいたします。

1、現在町では、歩いた距離や回数などを記録、見える化する取組は行われていますが、その内容と成果について教えてください。また、取り組む上での課題や改善点があれば、併せてお聞かせください。

2、最近スマートウエルネスシティという考え方方が注目されております。これは、そこに住んでいるだけで、自然と健康になれるまちづくりを目指すものです。高齢化が進む中で、医療費の増加が大きな課題となっています。そのため、病気になる前に予防する予防医学の視点がますます重要です。町として、このようなスマートウエルネスシティの考え方をどのように捉え、今後の施策に生かしていくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 歩くことの効果についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在町では、健康づくりの中に歩くことをはじめ運動を取り入れることを目的としたやはば健康チャレンジ事業を実施しており、活動量計または歩数計アプリを携行して歩数を測定し、定期的に血圧や体重などを測定したデータを専用のシステムに送信することで、参加者自身がスマートフォンやパソコンから歩数等の確認、健康状態の管理を行うことができる内容となっております。参加者からは、事業への参加を通じて運動する機会が増加したと、いわゆる増えたと、健康への関心が強くなったとの声が聞かれております。

また、具体的な成果といたしましては、令和6年度の取組結果からは、測定データ保有者の血圧の値の改善傾向、肥満該当者の、いわゆるB M I 値の改善傾向が認められたところであります。

課題といたしましては、本事業は平成29年度に開始をし、現在602名の町民の皆さんのが参加しておりますが、事業参加継続に対して消極的な層が一定数存在しておりますので、このような層の参加者に今後積極的に参加をしていただくことが改善点と考えております。

2点目についてですが、スマートウエルネスシティの歩きやすい環境づくりと、それによる社会的交流の活性化及び健康増進は、非常に重要な取組と捉えております。

なお、歩きやすさ、環境づくりの一つとして、今年度までに全43行政区の保健推進員の協力を得て、地域の資源の把握と地域の住民の自主的な健康づくり活動の推進を目的としたウォーキングマップの作成を進め、地区健康教室などでの活用を予定しております。

今後とも歩くことによる健康増進に取り組みながら、スマートウエルネスシティの考え方を参考に健康づくり事業に取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 答弁書にやはば健康チャレンジ事業ということで、本当にずっと取り組んでいただいて、やはりすごく楽しみにして、今年こんなだったとかと言って、何か思いがけなくこういうものも送ってきたのだとかというような話も聞いたりとかして、やはり矢巾町民の方の中に、そういう端末を入れて歩くことを記録するというのは、本當にある一定数の人たちにすごく浸透しているのだなということを日々感じるのですけれども、ただ活動量計自体が、私もちょっと参加させてもらっていたのですけれども、すぐ壊れてしまって、それっきりでちょっと、また更新しなければと思っているのですけれども、この活動量計の扱いなんかについてどんなでしょうか、皆さん扱いやすいというような形での反応なのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

活動量計自体の使いやすさとかということに関しては、特にこういうことがあるともっといいのになとか、こんなふうになってほしいなというようなご意見をいただいているようなことはございません。

ですので、恐らく皆さん、使用についてもそのとおりですけれども、よく理解をしていた
だいて、有効にご活用いただいているものと担当課としては考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 私も買い直して、ぜひまた参加していきたいと思います。本当に
やっぱりちょっと早朝、早朝といつても7時台とか歩くと、本当に歩いていらっしゃる方が
たくさんいてすばらしいなど、みんな自分の健康は、やっぱり自分で守ろうとしていらっしゃ
るのだなということで、その人たちがその端末を持っているかどうかということは、ちょ
っと分からぬのですけれども、やっぱりそういうふうにすごく健康に対する意識の高い人
もいらっしゃると思うのですけれども、反対に答弁の最後のほうに消極的な人がやっぱりあ
る一定数いらっしゃるということも出ていまして、その消極的な人に対してどんな働きかけ
ができるのかなということは、ちょっとお考えになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、健チャレなどでもそのとおりなのですが、参加をされている方の中の現役世代の方々
というのは、やはり日中お仕事があったりとか、そういうこと也有って、実はそういう方々、
なかなか歩数が伸びないということがやはりあるようです。

全国平均を見たときに、町の年代別の歩数、平均の歩数とか、健チャレの参加者だったと思
いますけれども、そちらのほうでいくと、高齢世代のほうに入っていくと、一定数平均よ
りも歩いていらっしゃるという実績になるということはございますが、どうしても現役世代
の方々は、お仕事をされている時間があるということと、それ以外の時間で、そういった歩
くという時間をなかなか取りづらいということもあって伸びないという傾向はあるよう
です。

そうすると、どの年代がそういったことが起きているのかということは、確認すれば分か
るものなので、そういった年代ごとに、こういった方法であれば何かいい方法として、響
くのではないかという方法が何かないかということは、やっぱり探していくなければ、こ
ういったものの効果を高めることはできないと考えますので、そういったところを今後はど
ういったところに取り組めば、そういった方々も意識づけをして、実際の運動に結びつくの
かということをしっかり研究してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 本当におっしゃるとおりだなと思って、やっぱり体を動かすことが習慣の人にしてみれば、何も誰からも言われなくても、本当に休みの日の早朝なんか走っていらっしゃる人も、男性、女性限らずいらっしゃるし、やっぱりそういうことは本当に自分として身についていらっしゃる方は、たくさんいるのだなということは感じます。

ただ、行政としてできることがあるとした場合、例えば高齢者が歩きます。でも、ちょっと座りたいと思っても、ベンチ一つなければ歩くにも歩道があんまり安全ではないとか、何かやっぱりちょっとした、やはぱーくのところ、よく高校生があずまやで懇談とかしていますけれども、やっぱりああいう休憩所とかあるといいのかなということは、環境整備、思うのですけれども、町として歩いていただくために、そういう環境整備をしたいとかというような考えはどうなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木智雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かにそういった取組が必要なのかなというふうなことは考えております。答弁書の中にもウォーキングマップのことについて述べている部分がございますが、この取組については答弁書のとおりでございますし、実際にウォーキングマップを作った後に、そのコースを健康教室の中で歩いたということで取り組んだ自治会もございます。

今後そういったところが広がっていけば、今ご質問をいただいたような声が当然上がってくるものと思います。そういったところをまずお聞きしながら、町としてどういったことでそういったところの整備に結びつけていけるのか、そういったところについては関係課とも協議しながら、その辺のところについては検討をしていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今ウォーキングマップの話が出たので、私もたまたま行ったところのカフェに貼ってあって、これ何なのですかと言ったら、健康推進員の人が作ってくれて、地域を散歩とか歩くのにいいように作ってくれたのだよと言って、やっぱり皆さんそういう

意識で定着していらっしゃるのかなと思って、そういうことが本当大事なのかなということは思いました。

やはり何か行事としてするというと、結構ハードルが高いのかもしれないのですけれども、やっぱり歩行を通じて世代間の交流で、地域の子ども会の子たちと一緒に合同ウォーキングだとか、散歩会とか、何かそういうことをやっぱり自治会の中でやっていけたらいいのかなと今聞いていて、それは行政主導ではなくて地域発ということでできていくといふと思うので、私も地域の中に入っています、そういうことが自分発で歩くこと、そういうことをやっぱり自分もやっていきたいなと今回このことを通じて感じております。

スマートウエルネスシティということを出させてもらったのですけれども、今度10月に静岡の三島に行きます。特区ではないけれども、10年以上取り組んでいる中で、やはり矢巾町でも健幸は、ただ健幸の「コウ」は家康の「康」ではなくて、幸せの健幸のほうを、すごくそこもやっていて、マイレージをそれでためたりとか、やっぱりどこのところも自分の健康を守っていくということは本当にすごく大事なことなので、取り組んでいるということがありました。

スマートウエルネスシティは、住んでいるだけで健康になっていくというようなまちづくりをするというような観点もあるのですけれども、そういう観点で今健康長寿課の課長さんがずっと答弁してくださいましたが、まちづくりとかという観点で何かお考えがあったら、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

健康分野に特化というよりは、多分それぞれの皆各部門で、やっぱりそれぞれ考えて、いろんなことをやりたいと思っていると思います。今の健康の部分は、例えば私が前にいた環境もそうなのですが、それぞれの分野が交わる部分があるのだと思います。例えば前だとエコ散歩といって、散歩をする方に一緒にごみを拾っていただくという事業も去年やりました。やはりそういったそれぞれの部門が交じり合える部分というのは、大切にしたいなと思いますし、そうすることによって、例えば健康、健康というだけで疲れてしまわないで、気軽に取り組んでいただけるというのがいいかなと思っています。

その中で、例えばハードの部分も、例えば先ほどお話ありましたが、歩く方が、例えば歩道の壊れている部分を見つけていただいて、それを通報していただくとか、そういったことによって、より町がいい方向につながっていくと。そういった小さいことを積み重ねること

によって、みんながいい町だなというふうに思っていただけるような、そういうまちづくりが私としてはいいなと思っております。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　それで今担当課長が答弁させていただいたのですが、小笠原佳子議員、私どもで平成15年12月に矢巾町の健康長寿のまち宣言をしているのです。そこで、今健康と幸福の頭文字を取っての健幸のまち、それで健康長寿のまち宣言のときに、幸せの原点、ここ、後からまち宣言の宣言文を見ていただければ、ちょっと紹介させていただきますが、「私たちが健康で心豊かな生活を送ることは、町民全ての願いであり、幸せの原点でもあります」と、こういうことなのです。

だから、今小笠原佳子議員からスマートウエルネスシティ、私どもであればタウンです。これは、もう平成15年12月に健康長寿のまち宣言で、それで今後やっぱりそういったまち宣言に従って、そして何よりも健康長寿は、町民の皆さんのがんの原点なのだと。それをもう一度思い起こして、そして健康長寿のまち宣言には5つの項目を挙げております。まさに今小笠原佳子議員さんが質問していることとぴたつと一致しますので、そのことを今後。だから、これは矢巾町では、もう平成15年からそういうことに取り組んでいると。

ただ、取り組んでいるだけではなく、これを進化、やはり私どもが総合計画のスローガンとしておる進化する町の矢巾の、その進化させていくことが私たちに課せられた課題ではないのかなと。

そして、これからはコミュニティ主導でやっていくようなあれを、みんなで取り組んでいくということでひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　住み慣れた地域で、本当にいつまでも健やかで幸せに暮らせる町というのをやっぱりみんな望んでいると思います。平成15年にそういう宣言文も出ているということで、生涯青春で、またフレイル予防を中心にしながら、関係機関との連携を行っていただきたいと思うのですけれども、やはりそれは自分発、健康寿命を延ばしていくということは、やっぱりやっていかなければいけないなと思います。

先ほど担当課の高橋課長が手を挙げてくださったので、最後そこを聞きたいと思うのですけれども、それそういう言い方は変ですけれども、すみません。

○議長（廣田清実議員）　いや、でも何を聞きたいのか、さっき言った答えに、町長が言って

しまったから手を下げる。なので、今のことであれば、あまり抽象的過ぎて、もう少し……

○10番（小笠原佳子議員） では、ウォーキングとかを主催するとなったら文化スポーツ課なので、文化スポーツ課のそういうことをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） スポーツ面というところで私のほうからお答えをさせていただきます。

ウォーキングにつきまして、文化スポーツ課のほうでは、医大と連携しましてセカンドアカデミーというのを毎年数回開催している中で、その中の一つにスポーツ関係、特にウォーキングの教授の講座がありまして、その方の発端で、このウォーキングマップの作成というのが始まったというふうにも聞いております。

ウォーキングマップの作成に当たっては、その教授のアイデア等も参考にしたいというふうに思っておりますし、あともう一つ、矢巾町出身のスポーツドクターもいらっしゃいますので、そういった方々のご意見を取り上げながら、そのマップについて、先ほど町長答弁ありました進化するような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で小笠原佳子議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩に入ります。

11時15分再開といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、15番、昆秀一議員の質問を受けます。

昆秀一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（15番 昆秀一議員 登壇）

○15番（昆秀一議員） 議席番号15番、新誠会の昆秀一でございます。

まず最初に、町民と二元代表制の関係はについてお伺いいたします。町政の主役は町民で

あります。しかし、町民が町の施策や議会について、その関心を持ちにくくなっているという声を多く聞きます。現行の地方自治制度は、首長と議会がそれぞれ住民に直接選ばれる二元代表制を基本としています。しかし、近年の行政運営を見てみると、執行部によって施策が主導され、議会はその追認機関のように扱われているように感じる場面があります。これは、真の二元代表制となっていないのではないかということにもつながってくることがあります。そこで、町民と町、それから議会が力を合わせて、よりよいまちをつくっていくアイデアなどを出し合っていくことが必要ではないかということで、以下お伺いいたします。

1点目、町から町民への情報が一方通行になっていないでしようか。町広報紙やホームページでは、一部の町民にしか届いていない現状があります。特に若年層や高齢者にとっては、情報が伝わりにくい状況にあります。紙媒体とデジタル媒体の使い分けやSNSの活用、公的建物等へのポスターなどの掲示、ほか多様なチャネルの整備が必要になってきます。加えて町民の声を町が受け取る仕組みも、多様化の時代を受けて様々に用意する必要があります。例えばラインやウェブフォームでの意見募集の常設化など、双方向の対応が可能な体制についてどう考えているのでしょうか。また、いわゆる広聴広報について、現状で町民が満足していると思っているのか、その辺りの見解についてお伺いいたします。

2点目、まちづくりにおいては、町政の主役である町民の知恵と経験を生かすことが不可欠であります。現状様々な声が町には寄せられていると思いますが、それをまとめるのは、町が主に担っているという現状がありますが、具体的な経緯や過程が見えてきません。例えば予算について、既に原案として出来上がったものが議会に上程され、それを僅か1か月程度の審議で、ほとんど議会では附帯決議をつけるだけで通してしまう。これでは、議会がただの追認機関と言われても仕方ないかなと思ってしまうところもあります。だからといって、その理由もつけずに反対すべきではないのはもちろんのことです。議会が町民の代表として、町民の声を聞いているはずです。しかし、町民の声を全て拾い上げているとは言い難いです。そこで、町の行う施策を町民が気軽に知ることで、議員に町民の声が届くように町政情報の見える化をなお一層進めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、次に町執行部と議会の関係についてお伺いいたしますが、この一般質問は、議員が行政全般について、町長や執行部に対して意見を述べたり、政策の方向性や行政運営の在り方についてただすものであります。そこは、執行部と議会の役割分担であります。特に執行部の意思決定過程が議会からはよく見えないと感じます。議会と執行部は対等であると考えますが、実際は執行部側の情報提供に不足を感じる部分があり、今後改善

する必要があると考えます。町としては、議会への説明責任をどのように考えて進められているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、昆秀一議員の町民と二元代表制の関係はのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町からの情報発信については、紙媒体による広報紙とデジタル媒体によるホームページを2本柱として活用しており、掲載できる情報量や発信できるタイミングなど違いがありますので、それぞれの利点を生かした運用を行っているほか、メール、ラインなどのSNSでは、イベントなどの広報を適時行っています。1つの媒体で全てをカバーすることはできませんので、引き続き複数の媒体により、情報発信を行うことが必要であると考えております。

なお、町民の声を受け取る方法といたしましては、郵送によるものほか、公共施設に設置しております町民の声の投書や町ホームページ上のウェブフォームにより行っております。また、広聴広報についての町民の満足度につきましては、2年に1度広聴広報アンケートを実施しており、昨年度実施した広報やはばと町ホームページに関するものでは、読みやすさや情報の探しやすさでは一定の評価をいただいたものの、情報の量や質については改善の余地があると捉えております。

2点目についてですが、例として挙げていただきました予算につきましては、地方自治法に定められたとおり、町長が予算を調製し、議会の議決を経た上で、町民に公表することになっており、その他の町政情報につきましても、それぞれの部署や施策ごとに広報紙やホームページなどを通して、随時お知らせをしておりますので、町民の皆さんに分かりやすい内容とすることを心がけて、引き続き情報発信に努めてまいります。

3点目についてですが、地方自治法第138条の2の2において、執行機関は、条例、予算、その他の議会議決に基づく事務及び法令、規則、その他の規程に基づく当該地方公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を負うこととされています。

執行機関の長としての意思決定過程につきましては、特に町の重要施策を審議策定、総合調整を円滑に行うほか、これに基づく町政方針の周知並びに情報及び意見の交換を行うた

め、町政の最高方針及び重要施策について審議する庁議、課の間での行政部門の総合調整並びに庁議に付議する案件の審議を行う調整会議、町政の重要施策及び町政運営の基本的制度を協議し、それらの周知並びに情報及び意見の交換を図る課長会議をそれぞれ設置し、これらの調整による意思決定後、地方自治体の長として事務を管理統括し、最終判断を行い、執行機関責任者として執行しておるところであります。

なお、町は執行機関として執行した理由や根拠を明らかにするため、今後もさらに広報媒体等により、町民に対して説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

また、議会及び議員各位におきましては、執行部側の町としての施策の考え方や必要性など、審議結果などを突然審議する余裕がないまま提案を受けることがありますと、ご質問のとおり議会からよく見えない対応となるものと推察されますことから、思考や実施に時間的余裕を持ち、議員皆さんのご検討をしていただく時間を十分に確保し、情報提供不足を感じる部分がないよう、各委員会での説明、全員協議会での説明、資料提供など様々な方法により情報提供を行うことで説明責任を果たしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 議会は、町民の代表機関でありながら、その活動の内容が町民に十分に伝わっていない実情があります。今回中学生も来ておりますけれども、議会のことがよく分からぬと思いますけれども、まずそこを勉強していただいて、皆さんにお知らせしていただければいいかなと思いますし、定例会議の傍聴者が少ないと、せっかく時間をかけて作っている会議録の閲覧がどれだけあるのか。現状では定められているから毎回会議録を作っているだけで、町民が閲覧もしないのに意味があるのかという疑問もありますが、いずれにしろ、これから町民に議会の活動内容が伝わるようにしなければなりません。

現在議会では、様々な方策を実施しようと動いている最中ですが、町に議会はいろいろ言うのですけれども、違う立場で対角的な目で見ることの必要があるところから、執行者側で何かこうしたら議会はよりよくなるのではないかというアイデアとか、そういう町民から親しまれる議会を目指すに当たって、何か意見があればお伺いしたいのですが。

○議長（廣田清実議員） これはちょっと、いいですか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 昆秀一議員、今日は中学生もおいでになっているということなので、

まずこの二元代表制は憲法で決められておることなのです。ということで分かっていらっしゃると思うのですけれども、憲法の第93条の第2項には、議会の議員と公共団体の長は、住民の皆さん、矢巾町であれば町民の皆さんとの直接選挙で選ばれる。それが二元代表制の基なわけです。

そこで、今回私もいろいろ勉強させていただいたのですが、いわゆる矢巾町議会基本条例、ここに二元代表制というのが出ておるわけです。そして、基本条例の前文には、今昆秀一議員がまさに質問された内容が網羅されているわけです。だから、私どもといたしましては、やっぱり町議会では、そういう議会の基本条例をつくって、前文、そしてそれに合わせた条項も網羅しておると。

そこで、我就任時に自治基本条例、条例をつくったからいいということではないのですが、やはり議会でも、そういう基本条例を策定しておると。だから、今後、やはり私どもといたしましては、二元代表制、そして町民の皆さんとの関わり合いを明らかに明示していく必要があると思うのです。

そこで私は、前段にそのことをお話しして、あとは詳細については担当課から答弁させていただきますので、いずれ議会基本条例が議会の議員さん方は全てなわけです。だから、そういうことを、ここの前文を見ただけでも、町民とともに歩む議会、開かれた議会、行動する議会を標榜しとあるわけです。だから、こういうことをお互い、まず私どもと一緒にになって考えていかなければならぬということを前段にお話しして、あとは担当課長に答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長（廣田清実議員） 議会のことに対する広報をするために、町当局の考え方聞く。

○15番（昆秀一議員） 広報ではなく、関係についてよりよくするためにアイデアはあるかとお伺いしたい。なかつたら、なかつたでいいです。

○議長（廣田清実議員） きっと答え……

○15番（昆秀一議員） 答えられないならば、答えられないでいいです。

○議長（廣田清実議員） 今町長が言ったとおり二元代表制に関しては、矢巾町条例の中にもあるので、それをもう一回読み碎いて考えればいいのかなと思いますし、今職員が答えるのはなかなか難しいと思うし、今手が舉がりませんので、次の質問を受けます。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それで、二元代表制の下、議会と首長、執行機関の関係の役割は明確にして、住民福祉の向上につなげるよう視点を意識しなければならないのですけれども、

執行機関として、町としての二元代表制の意義については、どのように意識しているのか。

この制度の本来の機能が現在は十分に発揮できていると考えているのか、その評価についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えになるかどうかちょっと不安ですが、お答えさせていただきます。

町長からも答弁ございましたとおり、首長と議会、それから議員の皆様とは対等な立場ということで、議会の皆様、それから町長にも住民の代表として町政を培っているという形でございますので、これは我々の執行機関としての政策等について、当然議会、それぞれ議員の皆様がしっかりと判断していただいて、あるいは監視するというような立場も当然ございますので、そういった中で相互に、昔から言われておりますけれども、車の両輪ということで両輪としてしっかりと町政を進めていく立場ということはということで行政を担うという形で私は理解しております。

私たちが様々な政策等、町長の下お願いして提案するという形になりますので、そういった部分でしっかりとご判断いただきて、あるいはこういった部分でもっとよりよい内容にするために皆様のご判断をいただきて、町民の生活、福祉向上に努めるというような立場でそれぞれの責務を果たすという認識でございますので、我々はそういった心積もりでいるという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 私としては、みんな言葉で二元代表制と言っているのですけれども、この二元代表制というのが十分に機能しているのか疑問の残るところであります。この議会が十分にその機能を発揮できていないと感じてしまうのですけれども、というのは、やはり執行機関の方々は多くの優秀な職員がたくさんの知恵を絞り出して職務を遂行しているのですけれども、議員はたった18人で町全体のことを、それも毎日毎回議員の仕事をしているわけではないので、仕方ないとは思うのですけれども、その中でも議会事務局の職員の方たち毎日頑張っておられると思います。

それで、執行機関として議会対応の負担、例えば先日県の町村議会事務局の参与の方からお話を伺ったのですけれども、議員の残念な質問のようなものがあるということで、それを

執行者側からは言えないとは思うのですけれども、私率直にそういう意見なども一人一人から聞ければ、もっといいのではないかと思っているのです。

そうもいかないでしようけれども、ちょっと議会が対等な立場というからには、対等に会話をできるようにしていければいいのではないかということがあります。現在の議会対応の負担と対等な立場としての会話をどのように考えるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　昆秀一議員、私議会の行動規範についてはお答えできないわけです。

これはもう独立した議決機関なわけでございますので、ただお互いに、先ほどの私、いわゆる議会の基本条例のところの前文を見させていただいているのですが、その前文は私は全てだと思うのです。

そして、何よりも議員さん方は、直接選挙で町民の人たちに選ばれている。私どものほうは、町のほうは私だけなのです、直接選挙で選ばれているのは。だから、そういう意味で私と議員18人の皆さんは対等な立場なわけです。そこで、私が対等な立場で議会に対して物申すということは失礼千万になることだと思うのです。

その意味で言うと、地方自治法にも地方自治の本旨というのがあるのですが、地方自治の本旨というのは、本来は憲法でしっかりと地方自治の本旨はこういうことだとうたっておればいいのですけれども、ただ私どもはその中で住民自治と団体自治、この2つを地方自治の本旨の中で、いろいろな行財政運営をさせていただいている。

今まさに住民自治のところでいろいろ住民の、いわゆるここであれば町民の皆さんに分かりやすいような町政運営をしているのかと、やっぱりそれは議会でしっかりと監視していただいて、こういうところは足らない、こういうところはもう少しこういうふうに改善すべきではないかと。それは、お互い対等の立場であるわけですので、遠慮なくお話を。

今回、だから私もこの二元代表制のご質問をいただいて、ちょっと戸惑いを感じたというのは何かというと、これから議会の議員さん方と私どもの二元代表制の在り方を考えていく場合に、議会では基本条例、私たちのほうではないと。今後私どももそういった基本条例を考えて、やはり法律の一番の最高規範は憲法なわけですから、議会ではそういう基本条例が一番の最高規範になるわけでございますので、そういうことを踏まえながら、あとは私どものほうから議会にこういうふうにやるべきだとか、こういうふうに考えて物事を進めるべきではない、そういうことはお話しできる立場ではないことだけは。

ただ、町財政運営については、どんどん物申していただいて、それが町民の皆さんのお託

に応えていくことになりますので、そのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 議会の活動原則というので、基本条例第4条に5項目ありますので、その中で今言ったとおり、町民に分かりやすい議会をつくるとかという部分はちゃんとうたっておりますので、それを執行側に聞くというのは、やっぱりちょっと違うような気がしますので、そこら辺を踏まえて質問を受けます。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 先ほどから議会と執行者側とは対等だということなのですけれども、議員個人としてはどうなのかというところを感じるのですけれども、私、高橋町長の1期目あたりは議員個人と執行者側である町長であったり、副町長、それから課長たちともいろいろ話をして風通しがよいなと感じていたのですけれども、コロナ以降あんまり風通しがよくないなと感じておりますし、私もっと議員と職員、いろいろコミュニケーションを取る機会を多く持てればいいのではないかと。何か以前より壁を感じてしまうのですけれども、なあなあのなれ合いになったり、職員に迷惑になるのならば考え方なのですけれども、そうでもない範囲で町民のために、よりコミュニケーションを取るのはよいことであり、議員と職員が協力できることはしていいのではないかと思っております。

それが議会と執行者側が町の、先ほど言いました車の両輪と言われるゆえんではないかと思うのですけれども、ですから議員に対してできる範囲で職員との壁を取り除いていくことはできないか。そして、もっと膝を突き合わせて話ができる関係はつくれないか、そういうことをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、やはりこれからは対話が非常に大事だと、双方向のコミュニケーションです。それで、今言うように、私は町議会と町と、何もなれ合いとか、私はそういうことはないと思うのです。そして、今コロナのお話があったのですが、実は私ごとで大変恐縮ですが、私も2回コロナに感染しておるわけです。やっぱり最近こそ、ただまた今も、家族の者に言わせると、コロナの感染が増えているからと、どうしても行動に自分でブレーキをかけてしまう。そういうことはあってはならないとは思うのですが。

だから、今言うように、私、平成27年4月30日に皆さんのがれで、いわゆるこの今の立場にあるわけでございますが、いずれそのときの就任のときの思いと、今の思いは全然変わらないわけでございますので、お互い胸襟を開いて町政の発展のために、お互いあらん限りの

力を尽くしていくということは、これは町議会の議員さん、昆秀一議員さんをはじめみんなと同じでございますので、今後さらにそういう壁を感じるのであれば、何が原因なのか。私に原因があるのであれば、そこは厳しくご指摘いただければ、そのところはしっかりと対応して、そして皆さんといわゆる膝を交えて、これから町政の運営をしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、ここの場でなくてもいいですから、後から自分で高橋昌造にはここがちょっと足らぬと、不足しているというようなことがあったら、ご指摘いただいて、また指導、助言をいただければなと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 気をつけなければならぬことがあるのですけれども、議員と執行者側との関係を表すときに、議員は執行機関と一步離れて二歩離れるなどよく言われますけれども、権力者同士が二歩離れたとしても、町民から見たら、まるで団子のようにくっついているのではないかと思われても仕方ないと思うのです。

それで、同じ穴のムジナとならないために、結構距離を取っておかなければならぬと思うのですけれども、そうしなければお互いにはあまり近づき過ぎると見えてこない面というのも出てくると思うので、そこら辺大変気をつけなければならぬところだと思うのですけれども、議会と行政の距離感については、町長はどう思われますか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

私も過去には県議会で議員としてお世話になったこともあるのですが、やっぱり議決機関というのは、すごく重みがあるのです。やはり議決機関ですから、何で私たちが町のほうから提案権を出しても、それが例えば地方自治法の第96条に議決事件があるわけですが、これひとつ議会から認めてもらえなければ前に進まないわけです。だから、そういう意味では、私は議会の議員さん方の権限というのは物すごく大きいと思うのです。

だから、私どもが、先ほど昆秀一議員が言ったように、町側はいろんな、執行者側にはいろんな職員たちもいてあれだと言うのですが、それは提案権はあるのですが、議決権はないわけですから、だからそのところを私どもが、例えば私お世話になってから全員協議会の回数が多いと思うのです。それはなぜかというと、やっぱり議会に、いわゆるしっかり説明責任を果たさなければならぬためには、全員協議会で、それはひとしく町民の皆さん方に

も開かれた町政、開かれた議会、これをやっぱりお互いしっかりと守っていかなければならぬ。

だから、議会というのはルールもあれば、マナーも。だから、私県議会議員になったときにマナーで厳しいやっぱり指導を受けました、だらしないところもあったので。そして、議員憲章も、これはたしか議員さん方、町議会でも議員憲章があると思うのですが、私は本議会始まる、例えば今回の9月会議であれば、必ずその議員憲章を読み解いて、一つ一つそれに抵触していないかということを、やはり見ながら議会活動をさせていただいたと。

だから、その意味では、議会というのは私は、本当に私どもとしては最高の議決機関であるので、だからそこは私らの及ばないところ。何回も言うのですが、地方自治法第96条の議決事件は、何ひとつ皆さんのがなれば、それこそお認めしていただけなければ前に進まないですから、だからこそ一つ一つ丁寧にやらせていただいているつもりですが、何か足りないことがあつたら遠慮なくお話を聞いていただければ、しっかりと対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）それで、さっき全員協議会の数が多いということだったのですけれども、説明責任を果たしたいということで、それは分かるのですけれども、あまりにも事項が多過ぎると審査するほうも大変なので、それは考えて説明していただければいいかなと思います。

それで、議会と首長とのバランスというのが非常に重要になるということは、先ほどから申し上げているのですけれども、行政問題では、全くの正解という問題が多いところで、逆説的な物の考え方方が大事になってくると思っております。議会も執行者もみんな同じ方向ばかり見ているとあんまり、例えば横や後ろから危機が迫った場合には、見えなくなってくるという傾向があると思います。特に二元代表制では、シーソーでいえばどっちかに傾くのではなく、ちょうどいいバランスで通ることが大事だと思うのですが、町長はその辺の逆説的考え方とかというのは、どうお考えになられますか。

○議長（廣田清実議員）高橋町長。

○町長（高橋昌造君）それでは、まず先ほど総務課長が二元代表制のあれは、やっぱり議会の議決機関と執行機関が車の両輪のごとくと、どちらが早くあれしても、これは駄目なわけですので、だから今そのバランスのお話、これはもう非常に大事なことです。ただ、物事に

対して逆説的な見方をするということは、これは何ら私は差し支えないと思うのです。よくいろんな政治の世界でも真逆なことがあるのですが、私はいろんな角度から調査、検討して、そして一つのいわゆるものを作り上げて、成案して、そして形にして見える化していくと。そのためには、一方だけみんな向いておったら、それは駄目だと思うのです。だから、それは私は拒むことではないし、それは大いに議論すべきではないかなと。

そして、ただ私お願ひなのは、議論はしてもいいけれども、一定方向の指向性が定まつたら、みんなでその方向に進めてもらうようにしなければ、これは町政運営というのを遂行、うまくできないのです。ただ、決めるまでの間は大いに私は大事なことだと思うので。

よく言われる俯瞰的な見方とか、または鳥瞰的な見方、いろんな見方があるのだと。虫の目、鳥の目、そういう目で見て物事を判断していくということは、これは非常に大事なことだと思うので、そのところは昆秀一議員と考え方はぴたつと一致するということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 私のほうも逆に言えば、議会のほうの体制としての聞かれている部分があると思うので、まず議会基本条例の第4条第1項に書いてあるとおり、「二元代表制の下、町の意思決定を担う議事機関としての責任を深く認識し、その機能を最大限に発揮すること」という部分がありますので、まさしく今言われていること、両輪ではなくて、やはり両方のほうで責任を持つという二元代表制の下で、この町議会、それから執行を行っているということを理解していただいて質問をお願いします。

他に。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 今まで二元代表制、こういう質問された方はいなかったと思うのです。それで、どういう考え方の下、本議会の二元代表制を持つかというところ、非常に大事なところだったので、こうやって質問させていただいているのですけれども、私一般質問、できるだけこの議会でしか話せない大局的なところの話をしようと心がけていて、町の考え方であったり、指向性を聞いたりしているつもりなのですけれども、ほかの細々とした数などを事前に資料請求すれば済むことであって、この議会でわざわざ数について質問することはないと存っています。

自分で調べて済むようなこともあると思って、極力聞かないように努めているのですけれども、そのように議会と職員がフラットな関係を持てれば、情報も集められるように思うのです。それで、逆にそれが職員の負担になるようであれば、それは考え物なので、それはは

つきりと言っていただきたいのですけれども、そのところの兼ね合いというものがあるのですけれども、もう少し今よりもフラットな関係、議員も職員も町民のために働くことができるような気がするのですけれども、二元代表制も最終的には町民の幸福のために働いているということがあるのであるのですけれども、その辺の考え方についてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、まず今昆秀一議員の、一番最後は町民福祉、町民の幸せを守ることが私たちの仕事なのです。そこは、もう同じ議決機関であろうが、執行機関であろうがです。あとは、議会は調査権があるのですから、その調査権をどんどん使っていただいていると思うのです。だから、いわゆる、その調査をすることで職員が負担になると、そういうことをうちの職員が言うことがあったら、これは許されることではないので。それで、できる限り口頭ではなくペーパーで、こういうことを調査したいのでというようにやっていただければ、それはもう、例えば私どもであれば総務課の庶務係がそれを受け、各課、各所属から情報収集してお答えするとか。

だから、お互いに矢巾町をよりよくしていくためには、私は二元代表制というのは非常に大事だと思うのです。そして、皆さんには、法律で認められているのですから、調査権があるというのを。それを使ってやっていただくことはいいではないですか。

ただ、それを盾にして、いろんなことをあれするのであればあれなのですが、やっぱり一番の根っこは町民福祉の向上につながるということが、そこが全ての原点だと思うので、そういう原点であれば、私は大いにこれも進めることだと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を13時といたします。

午前11時54分　休憩

午後　1時00分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

午前に引き続き、次に2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、命の大切さを町政にどう生かすかについてお伺いいたします。

命の重さは、全て平等であります。この当たり前の原則を行政の現場でどこまで自覚を持って政策に反映できているでしょうか。命を守るという施策は、単なる福祉施策や保健政策の一部ではなく、町政全体の根幹の施策に定めるべき問題であるはずです。

昨年2024年の岩手県の自殺率が全国ワーストとなりました。県においては、岩手県自殺予防宣言を再改定したところであります。また、命を守る対策としては、災害や事故への備え等の防災対策も重要でありますところから、命の大切さを町政にどう生かすかについて、以下お伺いいたします。

1点目、自らの命を自ら絶ってしまうという自殺は、どうしたら防げるでしょうか。自殺の理由は様々考えられますが、決して他人事ではありません。孤独や経済的困窮、介護疲れ、家庭内の問題など、多様な背景から命を絶つという選択に至るケースが後を絶ちません。本町としては、ゲートキーパー養成や相談体制の充実を図っているところですが、今までどのような効果が見られていて、今後さらにどのような対策を考えているのでしょうか。

2点目、学校は命を学ぶ最前線であります。ですが、残念ながら10年前に本町中学生が自死するという悲しいことが起きました。このことは、決して風化させてはいけないことであり、二度とこのようなことが起きないようにすることはもちろんのことであります。全国では、いじめだけではなく、不登校や家庭の悩みを抱えた子どもたちの中には、死にたいと口にする子もいるといいます。命の授業や自己肯定感を育む取組は重要です。また、教職員のメンタルケアや学校外の支援体制、支援機関との連携も鍵となりますところから、町内の中学校における命の教育の現状と課題、今後の強化策についてお伺いいたします。

3点目、全国では、高齢者や障がい者が孤立し、自ら命を絶つケースも報告されていますし、高齢の親の介護疲れ、また障がいをお持ちの子どもの親亡き後の心配などで無理心中というニュースも聞き、胸を痛める思いであります。このように高齢者福祉や障がい者への支援が制度だけにとどまらず、人と人とのつながりや地域のまなざしをどう育んでいくのかが問われています。特に独居や高齢者世帯などの支援の行き届かない人たちに対して、近所の見守り体制や声かけ活動などの地域のセーフティーネットが十分に機能しているのか、町の現状と具体的改善策をお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 命の大切さを町政にどう生かすかのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町は令和5年3月に策定をいたしました第2期矢巾町自殺対策計画に定める「いのち支えあうやはば～誰も自殺に追い込まれることのない矢巾町をめざして～」の基本理念の下、全庁的連携をはじめ、町内外の関係機関、団体との連携を図りながら自殺対策を推進しております。

特にゲートキーパー養成講座は、自殺対策事業の中核をなす事業であり、本町においてもこの講座に取り組み、本年7月末までに延べ1,894名の方が受講しております。

また、相談体制については、重層的支援体制整備事業により、身近な相談機関がそれぞれの分野に属さない相談である場合でも受け止め、一人一人の相談に寄り添い、適切な支援を受けることができるよう取り組んでおります。

これらの取組もあり、本町における自殺による死亡者数は、平成17年までは年間10人を超えていましたが、その後は減少傾向となり、令和3年には自殺による死亡者数がゼロ人になったことからも、自殺対策事業や相談支援体制の充実、関係機関や団体と連携した取組が自殺による死亡者数の減少に効果があるものと捉えております。

なお、今後の対策としては、これまでの取組を継続、強化していくとともに、自殺は防ぐことのできるもの、自殺対策は自分自身に関係する問題だという認識を町民全体に普及啓発をし、自殺による死亡者数や自殺死亡率の減少という数値の目標だけではなく、地域全体に広がる自殺対策への意識の醸成に力を入れてまいります。

3点目についてですが、高齢者の孤立や障がい者の支援の在り方については全国的な課題であり、本町においても、矢巾町地域包括支援センターや紫波地域障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談体制の構築、民生児童委員や介護支援専門員、相談支援専門員などの関係者による見守り体制の構築に取り組むとともに、緊急通報装置貸出しや配食サービスを通じた緊急対応や見守り、通いの場などの地域の居場所づくりや社会参加の機会創出に取り組んでおるところであります。

また、健診や支援を受けていない独居を含む高齢者のみの世帯に対する高齢者訪問や地域敬老事業の実施を通じた自治会における地域の高齢者の把握などにも取り組んでおりますが、地域のセーフティーネットとしては、まだ十分とは言い難い状況であると認識しております。

のことから、具体的な改善策としては、支援を必要とする方が相談しやすい環境を整え

るため、各種相談窓口の周知や相談体制の強化に加え、重層的支援体制整備事業を中心とした分野を超えた相談体制や既存の取組の継続、充実に取り組んでまいります。

また、関係機関や地域の関係者、特に自治会や民生児童委員との連携を深め、日々の見守りや支援体制の構築に努めてまいります。

さらに、地域のセーフティーネットを機能させるためには、日々の見守りと対話を支える地域全体のまなざしを育てることが不可欠であります。町民お一人お一人のささやかな声かけや自治会、学校、事業者など多様な主体の協力があって初めて孤立を防ぎ、困難を抱える方々やそうでない方も、みんな安心して暮らせる社会が実現できるものと考えておりますので、関係課が連携する体制の強化に加え、町民の皆様方とともに地域の力を生かす取組を粘り強く推進してまいります。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　引き続き、命の大切さを町政にどう生かすかについてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、小中学校における命の教育は、全ての学年において道徳の授業で命の貴さを学習するほか、教科指導や食育指導など、全ての教育活動を通じて行っております。また、本県の全ての学校は、東日本大震災の教訓を次世代に継承し、郷土の復興と発展を担う人材を育成するため、岩手の復興教育に取り組んでおり、「いきる」、「かかわる」、「そなえる」をキーワードに、かけがえのない命の尊厳、家族や仲間、地域の人々との絆、非常時に身を守るための知識や技能を学んでおります。

本町においては、平成27年7月の事案を踏まえ、毎年7月には全ての児童生徒に矢巾町いじめ防止対策に関する条例の抜粋版を配布し、命の大切さを改めて考えてもうととともに、学校保健会が主催する命の授業、福祉課とタイアップしたSOSの出し方教室などを開催し、児童生徒の自己肯定感、自己有用感を育んでいるところです。

本当に防ぎたいのは自死であり、本当に守りたいのは人権であるということを念頭に置き、今後においても重層的な取組を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 命というものは、分け隔てなく平等であります。全ては命が根幹であると言っても間違いではないと思っています。命がなければ幸福にもなれないのではないか。命なくして全てはあり得ないのであります。そこで、何よりも命を大切にする町という理念を持つことが、まず大事ではないでしょうか。その理念が、この町全体の政策であったり、予算配分であったり、職員の対応にどう反映されているのか、まずお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） もう一回、今答えるのに困っているので、もう一回お願ひします。

○15番（昆秀一議員） 命を大切にする理念を持つことが大事なのですが、その理念がこの町全体の政策であったり、予算配分であったり、職員の対応に対してどう反映されているのか、それをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員がご質問になった命の大切さという部分で、それが予算のどこに具体的に反映されているかという部分、正直お答えする具体的なものはございませんが、やはりそれはそれぞれの、例えば教育ですとか福祉の分野において必要な予算を要求し、それに対して予算をつけていくという作業が毎年毎年繰り返されていると思っております。それぞれの、やはりその時々において必要な施策というのがあると思いますが、それに対して我々は予算を充當して、その施策を進めていくことが、住民、町民にとって、いろんな意味での福祉の向上につながると思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） まず、毎年毎年つけなければならないという考え方ではなく、改めてもう一度この理念に基づいて命を大切にするということが大事なので、そこを職員の対応だったり、予算配分だったりというものを改めて考えていただきたいということで申し上げました。

それで、命につながる虐待、DV、生活困窮などについては、SOSを出すことが難しい人たちがいるだろうと思います。町が、その声なき声にどう向き合っているのか。それは、ただ相談を待っているだけでは駄目で、近所の見守りもそうですし、民生委員の活動もそうですし、しっかりと、職員は忙しいとは思いますが、地域に出て声なき声を拾い集めることをしていただきたいし、民生委員の方々は非常に頑張っておられる方もおられますし、そうでない方も残念ながらいらっしゃいます。そういう声を聞きます。私も微力ながら地域に出

ていって声を集めています。職員の方、それから民生委員の方、ほかの方たちも、そういうふうに地域に出て声を集めていただきたいと思うのですが、そこら辺の考えについてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

相談業務につきましても、委託は行っていたりするのですけれども、あとは民生委員さんのお力もいただいております。ただ、あと職員のほうも、ただ椅子に座ってデスクで事務をしているだけでなく、現場にも出て声を聞いております。そちらのほう、なるべく反映できるような形で取り組んでまいりたいと思います。

それから、民生委員につきましても、ゲートキーパー養成講座というのも受講していただいておりまして、事前に自殺予防、話を聞く体制という部分では、そのような研修を行っております。今回11月30日をもって民生委員さん、任期になります。継続される方、新しくなる方、出てくると思うのですけれども、しっかりとこの辺もう一度ゲートキーパー養成講座を改めて受講、あるいは継続されて民生委員さんをされる方に関してはプラッシュアップという形で取り組んでいきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 民生委員の方、新しくなられる方もおられると思うので、そこら辺はしっかりと指導というか、勉強していただきたいと思いますし、新しい、古い、古いというか、継続される方も改めて新しい気持ちでできるように指導していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それで、国では9月10日から16日の1週間を自殺予防週間、それから岩手県では9月1日から30日までの1か月間を「こころに寄り添い　いのちを守る　いわて」月間としております。本町のホームページにおいても、この件に関しては掲載されております。それから、東北4県自殺対策等活動民間団体交流会も今月盛岡市で開催されます。実際対策を進めるためには、地域で力を合わせて取り組むことが重要であって、民間団体の皆さんのが大変重要であります。町として、このような団体に対する支援等は、どのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君）お答えいたします。

予算的な部分に関しては、精神保健ボランティアさんとかもいらっしゃいます。そこは県からの補助金にはなるのですけれども、いろいろ研修する機会というのを、まず一つは設けさせていただいております。先ほど昆議員さん申し上げました自殺対策週間、県のほうは月間になっておるのでありますけれども、我々のほうとしても、のぼりを立てたり、あとはやはぱーくのほうでPRしたりさせていただく形で啓発をしていきたいなと思っております。

できれば、そういった部分で、今金銭的な部分というよりも一緒にになって自殺対策の部分について民間事業者の方と力を合わせて取り組んでまいりたいなど、そのように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）いのちの電話というものがあって、大変重要だと思うのですけれども、そこに対しては町としては補助金というのは出していないのではないかなどは思うのですけれども、そういう各団体があるので、そういうところと連携しながら、お金だけではないと思うのですけれども、人的配置だったり、そういうところも考えていただいて、連携していただければいいのかなと思います。

それで、県の自殺予防宣言の中には、悩みの社会的な要因として、職場の人間関係などを加えて命を守る意識を高めてもらおうとしています。これは、岩手県においては、特に働き盛り世代の自殺が多い傾向にあるということで、過労であったり、生活困窮、育児や介護疲れなどの要因に加えて職場での人間関係、それから多重債務、孤独感なども悩みの原因であるということが宣言には明記されておって、セルフケアの普及をうたっております。このセルフケアにおいて、まずは正しい情報を分かりやすく広報紙などでセルフケアのやり方、それから効果、それから事例などを具体的に紹介して、セルフケアは心や体の健康を守るために第一歩という位置づけを明確にしてほしいと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君）お答えいたします。

今昆議員がお話ししたとおり、セルフケア、やっぱり大事だと、ゲートキーパーと同じぐらい大事だなという部分で県も国も推奨しているものでございます。このセルフケアにつきましては、今昆議員がお話ししたとおり、広報等を通じて周知してまいりたいなと思ってお

ります。

やはり一番大事なのは、1次予防というのがあります。1次、2次、3次、だんだん重くなっていくのですけれども、その初期の段階でいかに止められるかという部分が、自殺対策の一番の肝でございますので、その啓発あるいはセルフケアも非常に1次予防としては重要な施策だと思っております。こちらのほうをしっかりと進めていきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 1次予防等必要なところがあるのですけれども、自殺に結びつきやすいストレス障がい、それから鬱病などの精神保健についての対策が必要になってきます。早期発見、治療、回復支援、それから相談窓口の充実があるのですけれども、それでは鬱病の予防について大事なことは、鬱病に関する正しい知識を町民に普及することで、偏見であったり、誤解であったりをなくして、早期に相談に結びつける上で不可欠であります。

本町としては、広報紙やホームページ、SNSで情報発信を行っていただいているとは思うのですけれども、学校、それから職場、地域においてのメンタルヘルスケア講座や啓発イベントなどは行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

町としてのメンタルヘルスということでございます。先ほどちょっとお話ししたとおり、通年を通してということではありませんけれども、9月の防止月間の機会を捉えて、自殺予防について、一般の人にも周知しています。当事者というよりも、やっぱり近くにいる方が気づいていただくことというのは、やっぱり自殺対策では必要なことかなと思っておりましたので、そういう部分で啓発をさせていただくのですが、今年度、昆議員がお話ししたとおり事業はまだできていないのですけれども、今後そこは考えて学校教育課のほうと協力して考えていきたいと思います。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

学校のほうということで、児童生徒に対してという部分になりますが、教育長答弁にもございましたようにSOSの出し方教室、これは中学校になりますと全員受けてもらっております

ますので、基礎的な知識部分について等のところは、生徒は理解していると考えております。

また、周囲の見守り、気づき、それがすごく大事だと考えておりますので、学校の教員、こちらについても全員ゲートキーパーの講座を受けてもらっております。それで、学校での生徒を観察しての気づき、あるいは保護者を通じての家庭で気がついたことがあれば、すぐに伝えてもらってしかるべきところにつなげる、相談対応する等の対応ができる仕組みを取っていますので、それをもって少しでもメンタルヘルスの向上といいますか、維持増進につなげていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 早期発見、理解、啓発等必要なのですけれども、その次に相談体制なのですけれども、いろいろ各種相談、様々な相談窓口があるわけで、それはそれでいいのですけれども、各相談窓口がしっかりと相談に乗れているのかが気になってしまふのですけれども、特に相談したいとき、すぐに相談に乗ればいいと思うのですが、なかなかそれも難しいと思います。

自殺を決行する時間帯が多いのが、夜中の零時から5時、6時ということですので、相談するか、しないかはあるのですけれども、24時間対応の相談機関もあるにはあるのですけれども、その時間にしっかりと相談に乗れているのかという、体制が整えておられるのか。できれば、困ったらここに電話なり、チャットなりですぐに相談できるように皆さんにお知らせしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） お答えいたします。

ただいまのご質問についてですけれども、町長答弁の3点目にありました紫波地域障がい者基幹センター、こちらのほうは一応電話にはなりますけれども、24時間対応させていただいておるところでございます。

ただ、ここではつなぎと、話を聞いてつなぎという部分となりますので、話を聞くという形になります。ただ、その対応となってくると、あとは今のところ町としてはできていない状況です。保健所のほうで対応していただくと思うので、そちらのほうをしっかり町民に対して周知してまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　しっかりと困ったときに相談できることを周知、お願ひしたいと思います。

それで、ゲートキーパーのことなのですけれども、総合計画でゲートキーパー養成講座の年間参加者数をまちづくりの指標として挙げてクリアしていると思うのですけれども、行政施策として、下手な鉄砲も数撃ちや当たるのような数だけ増やせばいいわけではないわけではありません。しっかりとゲートキーパーの質も担保しないと、あまり役に立たないのでないかと思うのですけれども、そのところはどのように考えてゲートキーパーの数、質をよくしようと思っているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君）　お答えいたします。

先ほど町長答弁にありましたとおり、延べ1,894名の養成講座の受講生がいるということですございます。裾野を広げることもやっぱり一つは必要だろうと思うのですけれども、質と言われました。今養成講座は受け放しという状況になってございましたので、ちょっと機会を捉えてプラスアップしていく、1回受講した人をプラスアップしながら、受講したときとは何年かは変わっていますので、最新の情報もお知らせしながら取り組む機会をつくっていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　ゲートキーパーなのですけれども、専門家ではありませんので、適確なアドバイスはできないと思うので、そこで大事になってくるのが、ゲートキーパーの聞く技術ではないかなというふうに私思うのですけれども、つまり傾聴が大事になってくると思っておりまして、せっかく身近なところで相談につながっても、その人が的確なことを言えるのか分からぬわけです。ですから、私は傾聴力が大事になってくるのではないかと思っています。そして、専門家につなげるということが必要になってくると思うのですが、町としては、そのところの傾聴力についてゲートキーパーの育成に関しては、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君）お答えいたします。

ゲートキーパーの養成講座につきましては、精神科の先生を呼んでご講義をいただくこともあるのですけれども、そういう傾聴力というのも議員おっしゃるとおり、やっぱり大事な部分だと思います。経験すれば、ちょっとは経験値として積めるのかなという部分はあるにしても、相手の立場になって聞く力、そういった部分は大事だと思いますので、その講座の中で、もし加えることが可能であれば、傾聴する研修というのも入れてまいりたいと思っております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）ぜひ傾聴を大事にしていただきたいと思うのですけれども、私も少し勉強したのですが、なかなか難しいです。聴くという漢字、「聴」（チョウ）と「聞」（ブン）というのがあって、門構えの聞くは耳で聞く、耳へんの聴くは目と心で聴くそうで、傾聴の聴は、この聴ですから、しっかりと目と心を使って聴くことが大事になってくるそうです。この傾聴ですが、相談に乗るときには非常に役立つので、本来の意味での傾聴をぜひ少しでも広めていってほしいと思いますが、改めてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君）お答えいたします。

門構えのほうにつきましては、聞くというのを聞こえるという意味だと捉えておりました。意識的に聞くのは耳へんの聴くだというふうに私捉えておりましたので、この辺は議員さんと意見が合いましたので、しっかりここは伝えてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）実は、私も鬱病で治療しているのですけれども、ケタミンの点滴、非常に効果が現れておりまして今に至っていますけれども、そこで鬱病の初期症状には、気分が強く落ち込むなどの精神的な症状のほか、眠れない、体がだるいなどの身体症状が現れます。そして、これは誰でもなり得る病気であります。

まず、鬱病になりかけたら十分な休養を取ること、仕事など精神的、身体的に負担がかからないように無理はしないようにして、エネルギーを十分回復できるようにしたほうがよい

そうであります。そのために職場の理解が不可欠であります。それから、もちろんのこと健康的な生活を心がけることが大切になってきます。そして、適度な運動も重要ですし、睡眠時間も6時間から8時間は確保するようにしたほうがいいということです。それと、趣味などを持って自分が楽しめる時間やリラックスできる時間を大切にして、自分がくつろげる時間につくるようにすることも大事だそうですので、そういう様々な情報を逐一皆さんに周知してもらえばいいかなと思うのですが、このような町民の命を守ることを町としてやっていくことが重要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） ちょっともう一回、質問が多岐にわたっているので……

○15番（昆秀一議員） いや、質問は多岐にはわたっていないです。提案が多岐にわたっているのであって、要は自分がくつろげる時間等必要だということで、そういう様々な情報、私が今言った睡眠時間だったり、適度な運動だったり、そういうふうな情報を逐一重要なだなと思うところを町民に対して周知していただきたいということあります。

○議長（廣田清実議員） 郁病に関してのことの治療のことですか。

○15番（昆秀一議員） 郁病に対して。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうから前段お答えさせていただきますが、実は岩手医科大学でやっておりますいきいき健診、私もこの間受けまして、それでその中で、やっぱり認知症と郁病の関係で、なかなかここを郁病なのか、認知症なのかの判断が非常に難しいということで、私も何か聞かれているうちに認知のほうは大丈夫だったのですが、郁病のほうが聞かれて、ちょっとどういうふうに答えたらいいのかなということで戸惑いがあったのが、ついこの間なのですが、そこで郁病の発症は、恐らく本人が自覚していないうちに発症することが非常に多いのではないのかなということで、やっぱりそういう意味では、先ほど私もちょうど、課長が答弁していたので、私平成27年度に今の立場でお世話になったときに3つのこと、1つは福祉分野の相談窓口がなかったのです。それを何とかまず整備しなければならない。それから、相談員、今社会福祉士は町で職員4名おるわけです。当時は全然まずおらなかつたわけです。だから、そういう専門職をしっかり配置していくこと。

それから、地域福祉計画もその当時はまだ策定しておらない。町のビジョンが示されておらなかつたと。そういう中で、やっぱり今ご質問されるとおり相談体制、これはまだまだ足りないと思うのです。そこを強化していくことが私は非常に大事ではないのかと。

いわゆる昔は認知症、いわゆるばけたといえば、隠したがったわけです、家族なんか。今

は、そういうことはやるべきではないと、鬱病も、今私、昆秀一議員、私も鬱病だと今お聞きしてびっくりしたのですが、そういうことを隠すことのないような中で相談体制。

今一番大事なのは、いろんな相談窓口があるのですが、高齢者の関係については、やっぱり何と言っても地域包括支援センターです。ここが核になってやっていかなければならないということで、高齢者、障がい者であれば基幹相談支援センターです。そういうところの相談体制の充実化を図っていくことで、鬱病とか認知症になったからといって恥ずかしいことではない。誰でも気軽に相談できる相談体制を考えていきたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菅原福祉課長。

○福祉課長（菅原保之君） それでは、周知についてお話しさせていただきます。

鬱病などの病気についての正しい理解というのには必要になってくるかと思いますので、そちらのほう広報等でしっかりと伝えていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2番目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 次に、本町の行財政運営とお金の教育はについてお伺いいたします。

矢巾町は、人口の増加や医療、福祉、教育施設の整備などにより、町民の期待が高まっている反面、地方自治体としての財政運営は、より高度なバランス感覚が求められています。限られた財源の中でどのように効率的かつ公平な行政運営を行い、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくのかという姿勢が問われているところから、以下お伺いいたします。

1点目、本町の財政の健全性の現状と見通しはどうなっているのでしょうか。今議会に示された令和6年度本町の財政状況の経常収支比率や実質公債費比率、将来負担比率等の財政指標を町としてはどう捉えているのでしょうか。特に過去の公共施設整備や大型事業の影響による財政の硬直化への懸念について、町としての見解と今後の財政運営の方針についてお伺いいたします。

2点目、地方財政の運用の原則は、入るを量りていざるを制すであり、収入に合わせて支

出を考えなさいということあります。このことは、財政を受け持っている方々やほかの職員も分かっているのだと思うのですが、町民のほとんどは、これをやってくれ、税金を安くしろと言うばかりで、この原則を分かっていないと感じます。予算を組むときに、まず入る量を量らなければならないのです。そこは、町が考えることと無責任なことではいけないのでないでしょうか。そこをしっかりと町民にも知ってもらう。その上で、財政やサービスのことも考えていくべきであります。それを理解してもらえるように町民にもっと周知していくべきではないでしょうか。

3点目、町の財政の理解については、長い目で見ると、子どもの頃からお金の教育が一見別の話に見えますが、実は多くつながっているように思います。子どもの頃からお金の使い方や限られた収入の中でやりくりするという感覚を学ぶことは、町の財政運営を理解する基礎となるはずです。その意味からも、小中学生の頃からお金のことを身近に考えられる教育が今求められているのではないでしょうか。そこで、現在の小中学校でのお金の教育はどうなっているのか、また今後の子どものうちからのお金の教育をどう考えていくのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　本町の行財政運営の現状とお金の教育はについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和6年度決算における経常収支比率は95.1%、実質公債費比率が15.3%、将来負担比率は47.5%となっており、いずれも数値は前年度と比較して減少し、改善傾向ではありますが、財政健全化判断比率は類似団体や県内他市町村と比較しても高い状態にあり、扶助費などの経常経費の増加によって、経常収支比率も高い状態が続いていることから、財政状況が非常に厳しい状態が続くものと認識しております。

今後計画されております投資的事業を実施するためにも、町税の確実な収納に努め、国、県の補助金や交付税措置の有利な地方債の活用を図ることで、計画的な行財政運営を行い、着実に財政指標の改善を進め、財政健全化に努めてまいりたいと考えております。

2点目についてですが、1点目のご質問でもお答えしたとおり、歳入の確保は非常に重要なことであり、特に町税は最も大きな財源であることから、税負担の公平性を図るためにも、収納率の向上に努めているところであります。また、今年度は使用料、手数料の見直し

により、行政サービスに対する適正な受益者負担の在り方も検討を進めているところであります。これまで財政状況について広報紙及びホームページで定期的にお知らせをしておりますが、いずれも歳出に関する内容のほうが中心となっていましたので、今後は歳入に関する内容も積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　引き続き、本町の行財政運営の現状とお金の教育はについてのご質問にお答えをいたします。

3点目についてですが、小学校においては、生活科や家庭科、社会科などを中心に、身近な金銭をテーマにした教育を行っております。具体的には、買物の仕組みや消費者の役割、物や金銭の大切さと計画的な使い方、購入するために必要な情報の収集や整理の仕方などを学んでおります。

中学校においては、社会科や技術家庭科などを通して、より社会的な視点からお金についての教育を行っております。具体的には、ローンやクレジットカードの仕組み、契約の重要性、貯蓄や投資の意義、景気変動、物価、金利といった経済の基礎的な仕組みなどを学んでおります。

お金に関する教育、いわゆる金融教育は、お金や金融様々な働きを理解し、それを通じて自分の暮らしや社会の在り方について深く考え、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて主体的に判断し、行動できる態度を養う教育でありますので、今後も継続して取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員）　まず、歳入の確保策のための企業誘致に関してなのですけれども、先月の町の都市計画審議会で商工会会長が言っていたのですけれども、矢巾町で起業したい会社が盛岡に行ってしまうということで、商工会、金融機関が情報を持っているということなので、町として情報交換してほしいという意見がありました。

私、今まで綿密に情報交換をしていると思ったのですけれども、町の企業誘致、今までしつかりそういう情報交換というのはしてこなかったのか。これからしていくという答弁だっ

たのですけれども、口だけではなく定期的にしっかりと時期を決めて情報交換や意見交換をしていく必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

企業誘致につきましてということでございますが、商工会さんのはうからそのようなお話があったということでございましたけれども、我々も、商工会さんもそうですし、金融機関さん、定期的にということにはなっていないのですが、必要に応じていろいろと情報交換をさせていただいているというところでございます。

今回の一般質問でもいろいろありますけれども、金融機関さんを通じていろいろな、例えば民間事業者の厳しい状況というのも聞いておりますし、あと新たに創業する際には、やはり矢巾町、どうしても家賃だとか、そういったものが非常に高いというお話も聞いておりますので、そういった情報もやり取りしながら、引き続き商工会さんを通じていろいろと情報交換は続けてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　私のほうからもちょっと補足させていただきますが、恐らく商工会の水本会長に私もお話しされたことがあるのですが、大手の会社の本社が矢巾から盛岡に移転すると。それは、矢巾町はどうしているのだということですが、一つ一つ事例を取り上げてお話しすればあれなのですが、まず薬王堂さんはウエストヒルズ広宮沢に本社を構えておったのですが、薬王堂さんは大きい組織、会社になって、とてもそこでは本社機能が発揮できないと。そこで、これは事前に私らのほうにもお話があって、こういうことで盛岡市のマリオスに移転をさせていただくと、これはそれについて事前協議があって、その代わり私どもとしては、町で育てていただいた企業ですので、もう何かあったら全面的に。この間も薬王堂ホールディングスの西郷副会長さんも役場において、いろいろと今後岩手医科大学、薬王堂さんもやっぱり薬剤師を確保しなければならない。岩手医科大学の薬学部とぜひ連携していかなければならない。そこで、町にもその間に入っしゃってもらいたいと。それから、大学のあれでふるさと納税を含めた大学を巻き込んでというようなお話をいただいておりますので。

それから、みちのくコカ・コーラ会社、この会社もそのとおり、私ども、だから今現在コカ・コーラさんからも協賛金をはじめいろんなご支援をいただいておるわけです。だから、

そういうった器が大きくなったり、建て替えしなければならないときに、そういうことが重なったということで、そこだけはご理解していただきたいと。何か矢巾町からどんどん大手の企業が、いわゆる分かりやすい言葉でいくと、ほかに行ってしまうのではないかということではないので、そのところだけは誤解のないように。

それで、企業誘致の関係についても、今いろんな意味で取組をさせていただいて、例えば藤沢第2地区なんかでも、あそこにまたこれからいろいろいわゆる商業者が入るわけでございますので、その出入りの関係はあるわけでございますので、そこだけはご理解していただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） まず、出ていくというのは、そういう事実があるということは仕方ないのですけれども、入ってくる人の情報をしっかりと町と商工会、金融機関とも相談、情報を共有しながら進めていただきたいということ就可以了けれども、それで東京のほうに職員を派遣して企業誘致活動もしていると思うのですけれども、そこら辺の進展は現状どうなっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） これは、まだ東京事務所には行ったばかりなので、今年の4月、今のところ東京事務所にお願いして2年派遣させていただくのですが、あとはやはり状況を見極めながら。それで、私どもも今非常に東京事務所の所長にもすばらしい職員を派遣していただいたということで、そういう意味で私もあれです。

今企業誘致とか、いろんなフォーラムとかもあるのですが、そういうところにも出てきていただいて、それでうちの職員もしっかりと仕事をさせていただいて、それから自分自らそういったことで、いわゆる企業誘致のために、本当に小まめに歩いていただいておりますので、これが必ずや実が結ぶように形にして見える化にしていきたいと。

そのためには、情報をもらって、こちらからも情報提供して、WIN・WINの関係になるような、東京事務所でもそういう評価をして、今奥州市と矢巾町なのです。県内33市町村から派遣しているのは。その中で、奥州市から派遣されている方も、本当に矢巾とは一緒にやらせていただきたいというような評価もいただいておりますので、今後東京事務所を一つの起点にして企業誘致も考えていきたいということで、あとはやっぱりそういうところで経験することによって、一回りも二回りも大きくなって帰ってくるわけで、そういうこ

とをこれからしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） まず4月に行ったばかりなので、これから期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

本町、宅地造成も進んで人口増がこれから見込まれているのですけれども、中長期的には少子高齢化も進み、扶助費の増に拍車がかかってくることが予想されるのですけれども、ただ国の交付金や地方債に依存するところは、今後あまり変わらないことも予想されております。そこで、自主財源の比率を高めるための具体的な取組として、ふるさと納税の活用、今言った企業誘致、それから町有地の活用による収入確保、町民参加によるクラウドファンディング、それからネーミングライツの活用など、新たな財源確保策の工夫が必要になってくると考えるのですが、町としてはどのような姿勢で歳入の確保を考えているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり様々な財源ございますが、まずご承知のとおりでございますが、町のメインとなっている収入は町民税と固定資産税、これは2つの大きな柱でございますので、現在の宅地造成とかによる宅地化あるいは企業誘致、それから人口の増によって、この2つの税目というのは今後増加する可能性が非常に高いものと思っております。それ以外のものについても、やはりそれぞれ工夫して、ちょっとずつでもいいから歳入を増やしていくことによって、町全体の自主財源費が増えていくというふうな取組を進めてまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それで、必要になってくるのが町財政状況の見える化についてなのですけれども、当時の企画財政課長である花立課長、広報紙で家計に例えるとこうなるというふうな形の広報の仕方もやってきているが、なかなか確かに子どもさんまで理解できるかというと、非常に難しかったのではないかと思います。新たな理解を得られるような仕方をちょっと工夫してみたいというふうに述べていたのですけれども、これ記憶にありますか。その後何か工夫されていますか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） ただいまの件、お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、全くそのとおりに私答弁させていただいた記憶、確かにござります。では、その工夫の結果、それを広報で実現できたかというと、まだ残念ながら実現には至っておりませんで、改めていい方法をこれからも検討して、何らかの答えをいずれ出したいというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それで、私も言いつ放しで考えないわけにもいかないので考えてみました。子どもにも分かりやすい方法ということで、子どもにも親しみやすいキャラを登場させて、それから税金を小遣いにして、国や県からの交付金をおじいちゃん、おばあちゃんのプレゼントにするなどして、円グラフもただの円グラフではなく、ケーキやピザなどにしてみてイラストをつけるとか、そういうふうな工夫というものも、広報とは別にですけれども、してもいいのではないかというふうに考えたのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そうですね、やはりある程度かちっと定型的にお知らせする部分はお知らせする部分として、それ以外の部分で今議員のご提言もございましたが、やはり子どもさんでも親しみやすい部分というのは、工夫する余地があると思いますので、それは例えばホームページのところにアップするとか、そういうのを工夫できればなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） ぜひお願ひしたいと思います。

それから、子どものお金の教育についてなのですけれども、これから非常に重要になってくるのではないかと考えます。文科省では金融経済教育や、日銀金融広報中央委員会の知るほどなどカリキュラムや教材が用意されているようですけれども、学校現場ではまだまだ授業数が少ないのが現状のようあります。子どもたちは、やがて大人になれば税金を納め、そのお金で道路や学校などが整備されることを知ることで、社会参加の意識や自分も町を支えているという感覚も育ってきますから、学校教育の中で、例えば模擬町予算ゲームみ

たいなのを導入してもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

教育長答弁にもございましたとおり、子どもたちのお金の教育というのは、小学校から始まり中学校へ続していくと。その過程でお金の基本的なこと、そして消費者としての知識、そしてそれが社会に出て税金という形で社会をつくっている形になっているといったことを段階的に学んでいくという仕組みになってございます。

その中でうまく、やはり身近な地域のこと、町の財政について学べるのであれば、それはベターであると思いますので、ちょっとなかなかそれ専用で授業のこまを設けるというのは難しいことだと思いますけれども、町からの情報提供などを工夫することによって先生方に工夫していただくという働きかけは可能かもしれませんので、関係課のほうとも相談しながら、そこら辺は考えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） ぜひ、いろんな方法がありますけれども、授業数も足りていないというところもあるかもしれないですけれども、非常に大事なことですので、検討して前に進めていただいてほしいと思います。

そこで、予算審議も大事なのですけれども、今議会、決算議会ということで、決算、今年度の予算編成や行政報告に生かせるようにしなくてはならないはずであります。決算というのは、このように大変重要なものであると私は認識して、決して決算はもう済んだことだからとおろそかにしてはいけないのだと思っています。

そこで、以前私は今後の財政計画について、財政見通しとして財政担当において策定し、毎年見直しを行い、新年度予算編成に活用しているということで、これも町民に分かりやすく提示する必要があると思っているのですが、財政見通しをどう分かりやすく町民に示すのかと質問したところ、これも過去の答弁で申し訳ないのですけれども、町長は以前の答弁で、このことは今後も検討してまいりますと述べておりますけれども、そこでお伺いしたいのですが、町長、このご答弁、記憶にあると思うのですけれども、町民に対して毎年の財政見通しを示すことについて、いつ、どこで、誰が、どのように検討したのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、予算もそうなのですが、決算も、いずれ予算の関係も決算も公開の原則があるわけです。そのルールに従って公開をさせていただいておりますので、そのところだけはひとつご理解をしていただきたいと。

先ほど今の未来戦略課長が、できるのであれば、ある家庭の家計費の中で分かりやすく説明していくということ、これは国とか県なんかでもやっておるわけですが、そのところも今後考えていくということは、これは当然のことですが、ただ今私どもが非常に困っている財政運営であれなのは、コロナ禍によって、また物価高騰対策とか、いろんなことが今國からも機動的に対応するようにというようなことがありますて、本当に中長期的な計画で、これまでそういう財政運営ができたのですが、今は本当に毎年毎年考えられないようなこと、まずコロナから始まって、今物価高騰、それから賃金の今度最低賃金、1,031円で、今まで10月からあれなのですが、今度は12月1日からの適用だと。この間も全員協議会で、いわゆる指定管理を受けて、今度社員のあれ、100万で対応できるのかと。ところが、今度の最低賃金が思ったよりも上がって、それでも対応できないと、こういうことが出てきているのです。

だから、これからそういった経常的な経費で予算を組めるような状況でなくなってきたいと。だから、恐らく企画財政課長が後から答弁すると思うのですが、経常的経費と臨時的経費、この割合が本当にここ数年は大変な状況になっていると思うので、そのところはひとつ。

入るを量りていざるを制するとか、スクラップ・アンド・ビルトとか、いろいろこれまで財政運営では、そういうことを言ってきたのですが、ここ何年かは、そういう状況でなくなってきたいていると。

そして、経常収支比率も自由度のないお金、100に近いとか、今回はまず。ご存じのとおり経常収支比率の基準になるのは85%ですから、今矢巾ではそれより10ポイント多いわけです。だから、自由に使える自由度の高いお金がないということは、財政運用が非常に逼迫していると。

ただ、扶助費が高いということは確かにあれなのですが、これは国があれでいうと社会保障費にも該当するわけです。だから、その意味では矢巾町は、町内のいろんな、いわゆる保健、医療、福祉、介護、こういうものにはお金は潤沢に使わせていただいているということだけは、ひとつご理解をしていただきたいということで、ここ何年か、こういう財政運営が続くということだけは、ひとつご理解をいただきたい。

あとは詳しいことは、担当課長にお答えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 私のほうからも答弁いたしたいと思います。

今町長申し上げましたとおり、今一年一年で社会情勢が本当に目まぐるしく変わって、先日補正でも、単価が上がったことによる補正というのをお願いしている状況でございますので、これがまたさらに来年度の当初予算編成となったときには、さらに上がった状態での予算編成を見込まなければならないということで、本当に苦しい財政運営かなと思っております。

例えば先ほど比率が徐々に下がっているということで改善が見られているということは、答弁で申し上げたとおりでございます。それは、あくまで現状の事業を続けた場合は、今後も徐々に下がっていくだろうという見通しは持っておりますが、これも先ほどの町長答弁にもございましたとおり、今後投資的経費が大型のものが見込まれているものがございます。これはもう数年後に見込まれております。それがまだ具体的な事業費というのが見えておりませんので、もうそれによっては、どれくらい町の中での負担になっていくかというのが変わってきますので、そういうのが現状では見えきませんが、でも数年後には大きい負担は待っているということでございますので、それらの数字的な部分がある程度確定してくると、皆様にも将来、例えば中期的な部分でこれぐらいの負担が見込まれますよというのはお知らせしていくけるのかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 私聞いているのは、本当に町民に対してやっぱり理解を求めるということで、町財政の見える化を進めてほしいということで、町民あれやれ、これやれと単に要求して、受益だけを考えればいいという自治の観客という姿勢から、自らが自治の当事者であるという自治のための負担や責任を果たしていかなければならぬという自治意識の変化につなげて、住民自らが公共社会の一員として自治体において自分たちに何ができるのかという公共心の覚醒の下、公共的な活動に積極的に取り組む契機とするためであります。そして、町民と自治体が危機感を共有することで何かが変わってくるのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

それは、昆秀一議員さんと全く同じでございます。ただ、例えば物価高騰対策でもいろんな、今国で最後どういう形で、減税でやるのか、直接給付でやるのか、いろいろと国でさえも戸惑いがあるわけです。一定の方向性をいまだに示すことができないということで、だから私たちにいたしましては、まず本当に今全ての面で二極化、貧困とか豊かな人との、中間層が少なくなってきた。だから、私はそういうことで、これからいろんな意味で対極化が進んでいく。やはりそういった中で、いかにして、あまりいい表現ではないのですが、生活弱者の人たちをどのようにして支えていくかということが私たちに課せられた大命題だと思うのです。そのことをみんなでしっかりと真剣に考え、そして国と県の動向を見極めながら。

そして、今矢巾町でも町税を、まずおかげさまで40億超えたわけです。目標は40億だったので、それで今後町税、いろんな意味で、今戸建住宅とか何かもあれなので、固定資産税も、ただ標準財政規模の関係で自主財源が増えると交付税が減らされるということで、そういうこともある中での財政運営は、これから非常に綱渡りになっていくのではないのかなと。

でも、今財政3指標は、まず少しずつでもよくなっています。これだけは崩さないでしっかりと財政運営をしていきたいということで、それから町民の皆さん方にもいろんな形で、参加型で町の財政運営なんかを知っていただくこと、だからこれも町当局だけではなく、議会と一緒にになってご理解をしていただくような機会を創出しながら進めていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） それで、町民が行政サービスを受けるという受益と税金や使用料や手数料の支払い等の負担を認識しないことで、行政サービスが安価で受けられるものと勘違いするという財政錯覚という問題があるのでけれども、行政サービスはただで得られるものではないということで、目には見えなくてもどこかで誰かが負担しているということですから、町として受益と負担の関係を明確にして、財政政策を縮小して町民自らが自治体財政をチェックしていくことが必要ではないかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） これは、受益と負担は、そのとおりなので、ただ昆秀一議員、ここに特化してやった場合に、やっぱり私に言わせていただければ、どこまで対応、受忍度というか、それをやはり総合的に勘案しながらやっていかなければならないということで、基本は負担と受益の関係をしっかりと町民の皆さんにも分かっていただく。そこで、未来戦略課長が

当時恐らく答弁したのは、企画財政課長のときに、家計費であれしたら分かりやすく負担と受益のあがができるのではないかと。そこで、恐らく答えたと思うので、これは早く今負担と受益の関係は、一般家庭のあれにやつて、非常に分かりやすいと思うのです。だから、これはあとは今の企画財政課長がどのようにして取り組んでいくか、恐らく本人から力強い発言があると思いますので、あとは企画財政課長にお任せします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 私からも答弁いたしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、受益者負担の部分をご理解いただきのこと、本当に非常に大事だと思っておりますし、これは町民の方だけではなくて我々職員も、やはり認識して取り組まなければならぬと思っております。今年度、使用料、それから手数料の見直しを行う、今やっている最中でございます。その中で、当課のほうから各課に示した中では、やはり受益と負担をきちんと出しまじょうと。どれだけ経費がかかっているかというものを物件費だけではなくて人件費も含めて、それを出した上で、例えばその手数料だったら、その証明書を出すのにどれぐらいの単価がかかるかというのを検討した上で、今回どのように改定していくかというのを今年度検討してまいりたいなと思っておりますので、それは我々自身も、そういう意識を持って取り組みますし、それを町民の方にもこれぐらいコストがかかっていますよというのを理解いただきながら、ただ手数料をいただくというだけではなくて、手数料の中でそういった意味も込められているというのをお知らせしていければなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「以上です」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で15番、昆秀一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を14時25分といたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

なお、ただいまの時間より佐藤農業委員会会長が出席しておりますので、お知らせいたします。

それでは続きまして、次に6番、藤原信悦議員の一般質問を受けます。

藤原信悦議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(6番 藤原信悦議員 登壇)

○6番（藤原信悦議員） 議席番号6番、町民の会、藤原信悦でございます。1問目の質問です。増加する耕作放棄地及び遊休農地についての取組について、町長及び農業委員会会长にお伺いいたします。

耕作放棄地、遊休農地の定義上の違いはありますけれども、町内の耕作放棄地は、農林業センサスによると、2015年の調査、最新データはないので、ちょっと古いのですけれども、2015年の調査で2010年の63ヘクタールより7ヘクタール多い70ヘクタールと増加しております。また、遊休農地についても、令和7年4月の農業委員会の資料では、同じ増加傾向にあり、8.4ヘクタールとなっております。経営体で見ますと、個人経営体、団体経営体とも総数は減っております。耕作放棄地等の増加要因となっていると思われます。

農業センサスによれば、経営体数を平成17年と令和3年で比較すると、個人経営体は、先ほど減っていると申しましたけれども、1,375から982減の393まで減っております。団体経営体は86から25の61と、個人、団体経営体は共に減っている状態です。

ただし、「数字で見るやはばちょう」によりますと、団体経営体の中に法人経営体というのがございまして、こちらの法人経営体のみ12増の33経営体と増加していることが今後への期待につながるものではないかと感じております。

耕作放棄地あれ、遊休農地あれ、耕作されない農地が増加し、担い手も少なくなっている状況下で、町や農業委員会はこの現状をどのように考え、対応していく考え方か、以下伺います。

1つ、就農人口の減少は、今後の施策遂行にとっても大きな問題であり、人的要件の解決に当たり検討している施策はあるのか。例えば労働者協同組合等との連携等です。

それから②、耕作放棄地等に伴う病害虫の発生や鳥獣害による農地の荒廃、近隣地への被害等に今後どう対応するお考えか、伺います。

3つ目、耕作放棄による水田の保水機能低下が懸念されますが、水害リスクが発生した場合にはどう対応するのか、伺います。田んぼダムの施策も同僚議員の方が過去に何度も質問しておりますけれども、その施策も難しくなるのではないかと考えております。

4つ目、法人経営体の増加は、農業の企業化につながる可能性もあります。今後の農業経

営の在り方を変えていくよい傾向ではないのか。町、農業委員会として、法人経営体の増加に向け何らかの施策をお持ちなのか、伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、藤原信悦議員の增加する耕作放棄地及び遊休農地についての取組はについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、検討している施策としては、省力化の取組として、ドローンによる防除などの農作業などを請け負う農業サービス支援事業者の活用や農地の草刈り作業を自動で行う刈り払い機の導入など、省力化に資する機械導入の補助などを計画しているところであります。

また、労働者協同組合につきましては、現在関係職員において、国のセミナーを受講しているところであります。農業に限らず、本町のために仲間とともに自身の能力を発揮することができる制度でありますことから、今後とも制度の理解を深め、町民の皆様に周知を図ってまいります。

2点目についてですが、耕作放棄地がカメリムシなどの病害虫のほか、熊やイノシシなどの有害鳥獣の隠れ場所となることから、遊休農地にさせないことが最も有効であると考えております。今後も町農業委員会と連携を図り、遊休農地を把握した際の速やかな情報共有に努めてまいります。

3点目についてですが、一般的に休耕田では、休耕期間に生育した雑草の影響から保水機能が低下するとされており、改善方法として、代かき回数を増やし、より丁寧に仕上げる必要があるとのことであります。まずは遊休農地とならないよう、町農業委員会と連携を図るほか、次年度の水田作付に係る意向調査を実施する矢巾町農業再生支援協議会の情報も踏まえ、遊休農地化を未然に防ぐ取組につなげてまいります。

4点目についてですが、法人経営体の増加は、個人経営体が減少する中での地域の農業の担い手の確保において、よい傾向と認識しております。また、法人経営体の増加に向けた施策につきましては、認定農業者の経営改善計画の実現に向けた支援を行う中で、農業改良普及センターとも連携し、家計と切り離した経営管理や税制面、融資限度額の拡大などの点において、法人経営によるメリットが大きい認定農業者の方には、法人化のメリットを詳しく理解していただくことで法人化を支援してまいります。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 佐藤農業委員会会長。

（農業委員会会長 佐藤俊孝君 登壇）

○農業委員会会長（佐藤俊孝君） 引き続き、増加する耕作放棄地及び遊休農地についての取組はのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、町内の遊休農地は増加傾向にあり、農業委員会においても農地パトロールを強化し、遊休農地を早期発見するとともに、その農地所有者に対する利用意識調査を実施し、町や関係機関と連携し、耕作の再開や農地の貸借へつなげるなど、早期解消に努めています。

法人経営体は、農業従事者の高齢化などに伴う担い手不足により、遊休農地化のおそれがある農地の受皿として有効なものと考えております。

農業委員会として、法人経営体の増加に向けた独自の施策はありませんが、町と連携し、法人経営体や各地域の農業を担う者に対して効率的に農地を集積していくために、地域の協議の場などにおいて、目標地図を活用した集約化への取組を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 1点目についてです。回答では、町の支援策として、農業サービス支援事業者の活用や省力化に資する機器導入の補助等を挙げられておりますけれども、本当にそれが恒久的な支援策であるか、ちょっと私自身は疑問でございます。なぜかと申しますと、現在農業の主力は70代の高齢者が中心となっており、自身の引退もそろそろ遠くない中、家族、地区内での後継者が少なく、さらに農業の衰退は進むと思われるからです。要は、継ぐ人がいないのにどうやってお金を出して、そういう機械を買えるのかということを言いたいのです。

なぜ若者は農業から離れていくのかということについて考えると、問題の原点はここにあると思っています。ここというのは、率直に申し上げれば、苦労の割に稼ぎが少ないことが若者を敬遠させる大きな理由なのではないでしょうか。これまで、法人経営体の話はこれから望みはあるのですけれども、今までの経営体であれば、どうしても規模は小さかったり、あるいは仕事もなかなか自分の思うようにいかないところもあるでしょうから、そういう意味で魅力に欠ける部分があるのではないかと思っています。

すなわち、第2次、第3次産業に比べると幸せさがどうしても第1次産業は低く、働いた割には稼ぎが少ないことが就農を敬遠する原因だということは今申し上げたとおりです。これらの問題解決が優先と考えますが、この点について、先ほどの法人経営体の話も含めて、併せてどうお考えになるのか、お尋ねいたします。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、後継者不足の点というところにおきましては、確かにおっしゃるとおり後継者が不足している。先ほど議員お話ししたとおり、令和2年の統計と平成17年の比較というお話をございましたけれども、どちらも3割ほどまで落ち込んでいるというところでございます。これは、県の示している推計でも同様の3割まで落ち込んでいるという推計になってございます。

そうした中で、やはり一番大事なのが省力化していかなければならないということで、今回答弁の中には、スマート農業的なものということで、ドローンによるものとか、あとは除草によるもの、そのほかにもいろいろなアプローチがあるかと思っておりますが、ここには記載はしておらなかったのですが、ほかにも直播栽培だとか、いろんなことがあると思います。それらを総合的に進める必要があるという認識はしておりますし、あと一番後継者がいないということで所得が少ないのではないかというのは、そのとおりかと思っております。特に矢巾町の場合だと、県都盛岡市の隣接するところというところがありますので、どうしてもそちらのほうで仕事をされるというケースも多いのかと思っております。

今年、昨年からですけれども、米につきましては、以前の価格に戻っているというお話もありますけれども、これがではずっと続くのかと言われると、ここ数年はあるとは思いますが、備蓄のほうがあつた程度出そろってくると、またどうなるのかというところは不透明なところございますので、まずスマート農業、こちらを推進しながら、いろいろなできる策を支援してまいりたいなという考え方でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員）　先ほど質問のところでも申し上げましたけれども、スマート農法は分かるのです。これは、誰かただで機械くれるのですか、買わなければならないわけです。買ったら、通常は機械、機器類ですから7年で償却しなければならない。1,000万の機械を

買えば幾らになりますか。年間200万以上、200万、百何十万のお金を支払いしなければならないと。その間に利益を出さないといけないわけです。先ほど質問の答えにもありましたとおり、いろんな経営関係のことを独立させてやらせるといいますけれども、法人として登記した以上は、税務署があるわけですから、減価償却なしの償却というのはあり得ないですから、そういうこともやはり考えるべきです。

要は、一番の問題は、やっぱり担い手をどうやって確保するか、その方々が農業に対して魅力を感じられるようにするにはどうするか、その辺がやっぱり大きな問題ではないかと私は認識しています。

ですから、法人経営体にするということは、参加する人たちはある意味経営者です、全員。かつ労働者でありながら、いろんなお金の借入れもできる、共同で。規模も拡大することによって、生産性が上がると。生産性の基準は、やっぱり投資に対する見返りがどれだけ伸びるかと、このポイントをどうやって確保するかということが生産性向上ですから、その辺について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 町に対しての生産性向上の対策を聞いているわけですか。生産性向上の……

○6番（藤原信悦議員） 生産性向上がなければ、スマート農業だってやれませんよということを言いたいわけです。利益が上がるようにならなければ、それについて、やっぱりスマート農業が優先でかかる事項なのかということを……

○議長（廣田清実議員） であれば、逆だという話ですね。

○6番（藤原信悦議員） 逆だということです。

○議長（廣田清実議員） 生産性向上に対する施策、村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

生産性向上という視点でというところのお話でございますが、やはり生産性向上というところにつきましては、まず第1に圃場の大区画化というのは、そのとおりだと思います。圃場の大区画化というところで言えば、町内は大分圃場整備事業というのが、今現在矢次地区と広宮沢地区でも行われておりますけれども、大分進んでいるのかなというふうには認識しております。

その中で、さらに圃場整備後ということを考えると、圃場の団地化、効率よく農業経営をするために集約的に農地を集めて、その中で経営していくなければならないというところがあると思います。こうした中で、水稻だとか、麦だとか、大豆だとかということになります

けれども、それらを効率よく栽培していくということも必要なだろうなというふうに考えております。

そうした中で、先ほどそれ以外の要素の部分でお話もありましたけれども、減価償却のお話もございました。確かに減価償却ということになりますと、当然法人ですので、法人化ということであれば、白色申告ではなくて青色申告していただいて、いろいろな控除だとか、受けられるものは受けていただいてというところは、こちらのほうでもお話はさせていただくというところではございますが、そのほかにも融資のことでお話しさせていただくと、個人から法人になるというところによって、融資の規模が大きく変わってくるというところもありますので、そういう有り難い融資も受けながらということで何とか所得のほう確保していただくというような取組を引き続き支援してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 生産性向上のためには、やはりおっしゃるような話も大切なことは分かっておりますけれども、順番を間違ってしまうと、ちょっと不安だなということで質問した次第でございます。

2点目ですけれども、農林業センサスのデータが示すとおり耕作放棄地や遊休農地は拡大しており、病害虫の話が出ておりました。正直な話、私の近くで3反歩ほどの田んぼが相続人なしになりました、そしてどういうことが起きたかというと、草が生えます。草が生えると鳥は巣をつくります。巣をつくるということは、当然、スズメだけではなくて虫も湧くということで、私も困ってしまいまして、農業委員の方に相談したならば、薬をまかなければ刈っても構わないと言われたので、私も既に自分で勝手に刈っています。それをやらないとどういうことが起きるかというと、その虫が西風が吹くと、田んぼが西にあるので、私のうちにどっと来るので、草を刈ってみると、鳥さんが2日ほど通います。そして、その虫を食べていると。それだけやっぱりいろんな意味で病気とかの問題もありますし、問題が出てきます。

ですので、この辺農業委員会さんのほうで相続人が決まらない土地について、当然弁護士さんの管財人が入って、相続人は本当にいないかどうか探しているのですけれども、私のそばにある案件は、相続人は全然決まなくて、もう数十年放ったらかし。木が生えてしまつて、もう農業委員会の管轄から外れると言われました。そして、すぐそばのところが、やは

り相続人がないて、今弁護士さんが一生懸命頑張っているとは思いますけれども、そういうところの管理の仕方については、農業委員会さんのはうではどのように指導されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまの質問にお答えいたします。

所有者不明農地というふうなことになってくるのだと思うのですけれども、議員さんとも以前にもお話ししたとおり、やはり相続管理人という方を立てていただいての財産の管理というふうな方法しか今のところないというのが実情でございまして、農業委員会として、その農地を何か改善するというふうな方法がないのですが、やはり方法というか、法的な相続人がそこを管理していくというふうな形になりますので、ご近所である議員さんがすごくお困りということであれば、その管理している弁護士なりの管理人のほうにおつなぎするというようなことをさせていただきますので、ぜひ個別のご相談をいただければなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 個別のこと聞いているわけではないです。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） この話になると、いつまでも決まらない話になるのですけれども、法的には、例えば相続放棄した土地であれば、放棄しても、次が決まるまで放棄人たちもこの土地に関わってきて草刈りとかしなければならないみたいですから、やはり一番の問題は、本当にそばに誰もいない、私の隣の土地のように、本当に子どももいない、終わりだというところは、やっぱりどうしても出た場合に対応しようがないので、その辺について、農業委員会さんなり町なりが決める話はないとは思うのですけれども、これはやっぱりどこかで議論する場を設けていただいて、方向を決めてもらわないと、私ずっと草刈りをせざるを得ないという状態になりますので、その辺、これは私だけではないです、皆さんの土地の隣だってあるわけですから、ですのでその辺はちょっとやっぱりご検討をいただきたいというのが思いですけれども、見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 法律上どうにか関わるということはないのか、誰か。

田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） それでは、所有者不明土地の担当課として、ちょっとお答えしたいと思います。

私も前の課のとき議員からのご相談とか受けて、やはりそれ以外にも様々なご相談、今矢巾町内で増えております。まず、今民法改正によりまして、前ですと相続放棄したとしても、次の相続人が決まるまで管理義務があったのですが、まずこれがなくなりましたので、そこは相続放棄した方への管理をお願いというのは、ちょっと今できなくなっております。

所有者不明土地も含めて、今の空家特措法の担当の未来戦略課ともいろいろ話をしているのですが、やはり今後、本当に近い将来、この10年ぐらいでもっとこういったケースが増えしていくだろうということで、まずこういった相談の場合に、どういった法的な手続あるいは措置ができるかというのをまとめて、それぞれの担当課で、こういったときはこういうふうに、フローチャートみたいなものをつくって分かりやすくしていきたいと思っておりますし、特にも町民環境課の環境係のほうには、こういったいろんなご相談、草が生えているとかというご相談もあります。そういうところにも共有して、相談に乗っていきたいなと思っております。

先ほど農業委員会のほうでも答弁しました法的に我々行政の立場であってもどうしても立ち入れない部分がございます。やっぱり財産権がございますので、そこに対しては我々の矢巾町として立ち入れない部分がありますので、そこはちょっといかんともし難いのですが、いずれやれる、こういったことはやれるという部分をお示しして見える化をしていきたいと思っております。

それから、あとやっぱり利害関係人でないと、どうしても管財人を立てることができません。本町でやっぱり利害関係人として一番可能性があるのは、やはり税務課のほうで、税の滞納があった場合なのかなと思っております。そういった場合は、いわゆる法的な手続に進んでいけるかと思います。そういう場合は、法的な手続をやって整理していくということもあろうかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そのような案件につきましては、やはり地域の農業委員さんともう少し実態について情報収集させていただいて、農業委員会としての対応をまず検討させていただきたいと思っておりますが、まず本来そこがもう木が生えてというふうな状況であれば、農地というふうな解釈にならなくなってくるのかなというようなこともございますので、一度きちんとご相談させていただいた上で、検討していきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 先ほどこれから希望として法人経営体の話が出ましたけれども、この育成について、具体的な取組を何かなさっていらっしゃるのか。また、その取組の中で、進める上で何か障がいとなることがあるのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁とちょっと重複してしまうというところをお許しいただければと思っております。まず、法人化につきましては、やはり今現在法人化に至っていない方については、先ほどの認定農業者に対しての経営改善計画、その目標に向けてというところの取組の一環として、まず法人化をお勧めしておると。一生懸命やっていらっしゃる方につきましては、まず法人化をしたほうがメリットはあるという認識でございます。

そこで、先ほども申したとおり青色申告することによって、まず65万の控除があるというところもございます。そこで若干所得を確保できるというところのあれにつなげてほしいということもありますし、先ほど減価償却の話もありますけれども、やはり減価償却、それというのを含めてなのですけれども、欠損金を今度繰越しするということもあり得ると思います。

なので、そういったことも含めて、何とか所得を確保していただきたいというところで考えておるところでございますが、先ほどもお話ししたとおりさらに融資についても枠が増えるので、こういった有利な融資も受けていただければということを前置きした上で、何か支障になることというところなのですが、やはり複式簿記で対応しなければ、65万ではなくて10万の控除しか得られないということがありますので、まず一旦複式簿記をどうやって対応していただくか、例えばどうしても個人の場合難しいということがあるのであれば、最悪税理士さんに相談してやるというのも一つの方法かとは思っておりますので、それでもまず10万と65万の差というところありますので、前向きに検討いただければなというふうに考えております。これらが私らができる、いろいろな支援の中の一つかなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） そうしますと、今ご説明あった件については、もう取組をなさって
いると理解してよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） そのとおり、させていただいているというところでございま
す。

なお、これにつきましては、町のみということではなくて産業観光課と、あと農業委員会
もそうですし、JAいわて中央さん、あとは農業改良普及センターさんなんかも交えた形で
認定農業者の支援というのは行っておりますので、その中でいろいろ情報を得て法人化を進
めておるというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） それでは、2問目の質問をさせていただきます。これもちょっと農
業関係なのですけれども、質問の2は、農業経営発展計画制度の取組についての質問でござ
います。町長及び農業委員会会長にお尋ねいたします。

本制度は、本年度4月から開始された制度で、認定農業者として一定の実績があること等
の要件を満たす農地所有適格法人が取引実績のある食品業者との出資による連携を通じて
農業経営の発展に取り組む場合、農林水産大臣の計画認定によって、議決権要件を特例的に
緩和できるものであるというものでございます。

具体的には、この適格要件の中で認定農業者としては5年以上の実績があること、地域計
画に位置づけられていること、農地の権利移転、転用、取締役の選解任決定について、株主
総会の特別決議（3分の2の賛成）を要する旨が定款に定められていることが条件になつて
おります。

これによりまして、農地所有適格法人は資金調達を確保でき、提携事業者は経営参画、連
携強化が図られると、できます。なお、計画について大臣の認定を受けた場合、農地所有適
格法人について以下の要件が求められます。

農業関係者が3分の1超の議決権を有する。以前は、これが2分の1だったのが、過半を

超えることが3分の1に変わっております。かつ農業関係者プラス食品事業者等が2分の1超え、過半超えの議決権を有するということで、農業者の負担割合が減って、食品事業者の持分を増やすことができるということが大きなポイントだと思います。

また、メリットとしては以下のとおりということで、生産規模の拡大、設備投資に資金を融通できる。経営発展のために、連携先企業の経営ノウハウを導入できる。資本の充実、販路の確保により経営基盤を強化できる。以上のことから、農業経営発展制度について伺います。

1つは、当町において、本制度の適用対象となる団体はあるのか。まだできたばかりで、ちょっと難しいかもしれないと思って質問しましたけれども、ありますかということです。

それから、本制度について、町並びに農業委員会は関係団体にどのような説明、周知をされているのか、お尋ねいたします。

また、これまで具体的な問合せややり取りの動きはあったのか。

この3点についてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 農業経営発展計画制度の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町におきまして、食品事業者等との連携による議決権要件の特例申請の要件を満たす農地所有適格法人は、8月19日時点では今のところはないところでございます。

2点目及び3点目についてですが、本制度に関わる申請窓口が国となっており、具体的な取組に関する相談は、現時点ではないところですが、今後町内の農地所有適格法人において、畠地の活用による食品事業者との連携について情報があった際には、申請に係る支援に努めてまいります。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 佐藤農業委員会会长。

（農業委員会会长 佐藤俊孝君 登壇）

○農業委員会会长（佐藤俊孝君） 引き続き、農業経営発展計画制度の取組についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、本制度について農業委員会から関係団体への説明や周知は行っておりませんが、今後は町と連携し、関係団体からの情報を収集するとともに、機会を捉えな

がら地域計画における協議の場を活用するなど、関係団体への情報提供に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） この農業経営発展計画制度、法人経営体からさらに発展した形になります。端的に言えば、1次産業から2次産業、うまくすれば小売まで行く3次産業までつなげられる、企業規模がますます拡大する手だてとして国が持ち出した制度です。だから、うまくやれば、農業が、我々農家の者が土地を持っていると、その土地を承認していただいでやることだって可能、参画することも可能だと私は理解しております。

このビジョンについて、まだ話としてしか出てきていませんけれども、問合せもないということですけれども、農業委員会さんのほう、これについてはあまり、皆さんのはうでは説明する機会というのはお持ちになる予定はないのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの制度でございますが、ご存じのとおり新しい制度というふうなこともございまして、私どものほうからは直接農業者の方たちに周知するというふうな機会は、ちょっと今のところは考えてはいないのですけれども、町と連携いたしまして、このような事業に取り組んでいきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 回答の中にも、これは国の動かしているということですけれども、実際は町まで下りてくると思うのです。ですから、ぜひそのところは公開いただいて、やっぱり私どもの周りにも1人で37町歩の田んぼを持って、東京の大手のコンビニの弁当を作っている会社とやり取りしている人もいるのです。その関連で、どこかのあれが1つ押さえられてしまったのですけれども、そういう流れももう既に下では動いているのです。

だから、そういう若手の方々のやる気のある人たちを農業という1次産業を高度化させながら、一つの大きな産業として育て上げるということは、やっぱり大切と思うのですけれども、その辺の将来的な話になってしましますけれども、農業委員会としては、この点についてはどのようにお考えか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 経営のことだとこっちだと思う。農業委員会は、どっちかというと

土地の話なので。

○6番（藤原信悦議員） すみません、申し訳ありません。お願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員お話しのとおり、やはり単純に農地で耕作するだけではなくて、出資法人の食料関係事業者ということになりますけれども、出資を得て、さらに先ほど2次、3次という話もありましたけれども、やはりちょっと、私も今回の一般質問を受けて国の方に問合せさせていただきました。矢巾町とすれば、確かに1件もないですが、岩手県内にあるのかなというところも含めて確認させていただいたのですが、公表している情報がないので、ちょっとお答えしかねるというお話だったのですが、あるか、ないかも含めてというところでも、ちょっとお答えいただけなかつたので、今日は何も持ち合わせていないのですけれども、ただネットなんかを見れば、やはり出ているのが大手コンビニのベンダーさんがこういうふうに関わっていると。最終的には、大手コンビニに流れていくということで、具体的に何かなというと、おにぎりが出ておりました。確かにそのとおりだなと思っておりますけれども、ちょっと我々もコンビニのベンダーさんと昨年もお話をさせていただいたところではございますが、米というと、それだけ入るのはなかなか厳しくて、既に岩手中央農協さんの販売先としては最終的にはあるのですけれども、新規というのはなかなか難しくて、恐らく入り込もうと思うと、多分金額的に安くしなければならないというのは条件になってくるかと思っておりますので、それ以外の例えば答弁に畠地というところを載せておりますけれども、そういった畠ができる作物で何かこういった食品事業者と連携できるものがあれば、インターネットの中では、例えばソバというのもありましたけれども、最終的にはソバを生産してそば屋を経営するというところまで発展しているというのもありますので、いろいろな例を見ながら、いずれ何か情報があれば、法人さんのほうにも逐一情報は流したいというふうに考えておりますので、ぜひこういうことで生産規模が拡大されれば、先ほど議員さん心配されている遊休農地の解消に一部つながるかもしれませんし、さらに新規の雇用も確保できるかもしれませんといった意味で、我々も情報は前向きにつかんで提供してまいりたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 細越農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（細越一美君） 先ほどの1点目の質問とちょっとかぶってしまうかも

しれないのですけれども、農業委員会としてやれることは、もちろん町の方針に基づいてということにはなりますが、地域計画に基づいて私どもも集積、集約を進めていくわけなのですけれども、その中でやはり協議の場というところで、地域の方たちの情報ですとか、担い手の方たちが集まりますので、先ほど議員さんからいただいたような、そういうった情報なども共有できる場であるというふうに認識しております。そちらのほうで情報も共有しながら、あとはこちらの制度のことも周知しながらということで、双方向のやり取りをしてまいりたいと思いますので、お答えとさせていただきます。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 3問目の質問、最低賃金の引上げが及ぼす町内企業への影響と対策について、町長に伺います。

ちょっと途中で原稿を先に出したのですけれども、8月28日に最賃の話、新聞でご存じのとおり、ちょっと状況が変わりましたので、そこを一部差し替えて読み上げさせていただきますので、ご了承ください。ここまで上がると思いませんでした。一気に予想を上回った上がり方になっていますので、説明申し上げます。それでは、質問させていただきます。

町内の商工業者の大半は、大変失礼ですけれども、零細、小規模事業者が多くて、大手と比較して、ここでも生産性の話が出ますが、生産性が低いので、なかなか賃上げというのは難しいと。今回も上げていますけれども、今回で止まりません。まだまだ1,500円というところまで狙って国が動いていますので、なかなか厳しい状況だと思います。

このような状況下で政府は最低賃金の引上げを求めているが、財務体質の弱い零細、小規模企業者に生産性の低い中から、いかようにして昇給原資を生み出させようとしているのか、ちょっと何か矛盾を感じる次第でございます。この問題は、企業の存続に関わる大問題となると認識しております。

次のところが差し替えになります。8月28日、次の段のところですけれども、岩手県地方最低賃金審議会は、時間給を現行より79円、8.3%増の1,031円に引き上げるよう、岩手労働局長に答申しております。また、適用は12月1日ということで新聞報道されております。

以前の新聞情報、見込み79円のときも出てきたのですけれども、新聞報道では1,016円になった場合で、小規模企業の2割は休業や廃業を考えざるを得ないとの報道があります。それ以上に今回は厳しい数字が出ておりまして、また県商工会議所連合会会長の谷村邦久会長ですら、中小企業の支払い能力の観点から厳しい内容だと新聞にも報道されております。

審議委員の経営者は全て退席した上での決定事項ですけれども、本当にこうなったならば、町内の企業さんも大変ではないのかと思っております。これに絡みまして、また質問をさせていただきます。

最低賃金の引上げについて、町や商工会の関係団体はどのように対応あるいは指導しようとお考えなのか。

政府は、2020年代に時間給1,500円の目標達成を強調しております。町や関係団体は、今後の取組等について企業との説明、話し合いを持たれているのか、その辺についてもお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 最低賃金の引上げが及ぼす町内企業への影響と対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在町では最低賃金引上げについて、金融機関と連携し、町の中 小企業振興資金等により資金繰り支援を行っております。また、町商工会において相談体制を整備し、国の業務改善助成金や中小企業者等の賃上げ環境整備支援事業費補助金、岩手県物価高騰対策賃上げ支援金など申請に係る支援を実施しているところであります。今後も最低賃金の引上げに伴う人件費コストの増に対し、引き続き支援に努めることとしております。

2点目についてですが、町の商工会及び町内金融機関と情報交換の機会を設けており、中小企業等の状況につきましては、最低賃金の引上げのほか、原材料価格の高騰等の影響により厳しい経営状況が続いていると伺っております。

一方で、本県の最低賃金は依然として全国下位にあり、人材流出の一因となっていることから、賃金格差の是正が求められているところと認識をしております。

このような状況を踏まえ、国や県に対し、中小企業等の賃上げや深刻な人手不足の解消に向けた財政的支援の充実を要望しているところであります。

また、町商工会と連携し、中小企業等の生産性や収益力向上に資する研修会などを実施するなどして、今後も支援をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 最低賃金の話が出ておるわけですけれども、町は町内の職種別あるいは産業別の最低賃金の実態については、多分毎年把握されていると思いますけれども、その辺については実際どうなっていますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 町内の事業所の最低賃金ということで申し上げると、今現在ちょっと資料を持ち合わせていないところでございます。

なお、毎年定期的に何か行っているかというと、そういった定期的な調査はしていないところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 金融機関と連携して町中小企業振興資金等により資金繰りの支援を行っているとのことですけれども、これはあくまでも支援で、償還はないということで理解してよろしいですか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ご質問にお答えいたします。

これにつきましては、償還はいただくということなのですけれども、利子は補給するというような支援でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 1,500円という目標を出されていますけれども、段階的にこれからもまだ上がると考えた場合に、それらのシミュレーションについては出来上がっているのでしょうか、1,500円まで段階的に上がった場合の。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

シミュレーションをしているかということなのでございますが、ちょっとシミュレーショ

ンしたものがないというところが正式なところでございます。

なお、今回の最低賃金でお話しさせていただきますと、やはり今回は上げ幅が一番、そのとおり、議員お話しのとおり一番大きくて、令和元年と比較すると、どれぐらいあるのかなと思ったら、比較すると時間で241円ほど既に上昇しておると。このような急激な上昇というのは、非常に誰もが想定していない動きでございまして、やはりそれを考えると、今回の上昇というのは非常に厳しいなというところもありまして、ちょっと確認したところ、今現在岩手県で物価高騰の今長引いている中で、賃金を今の取組だと時間給で60円以上上げた場合に6万円を補助するというような事業があります。この6万円というのは1人当たりについてというところでございますが、そのお話をさせていただくと、現在6万円の補助を受けている事業所が今回の受け付け分で町内は58事業所がありまして、対象人数は662名分のことになります。

なお、前回50円時間給で上げた場合に5万円補助しますというのが前年あったわけなのですが、その実績につきましても確認したところ、町内の事業者は78件、対象は504人分ということで、やはりどちらの事業者も非常に厳しい中、このような賃上げに対応しているというところは確認しておりますが、やはり非常に厳しい状況だという認識だけはしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） そうしますと、いかにしてやっぱり、先ほどから生産者の話をしていますけれども、収益を上げるかということが一つのポイントになると思うのですけれども、これについても併せて何か指導等あるいは研修等の予定はあるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

何か策があるかというところでございますけれども、やはり国の支援というのもございます。今回の答弁のところで申し上げました業務改善助成金、こちらについてでございます。こちらにつきましても確認させていただきました。賃上げに対応しつつ設備投資を行わなければならぬので、そういうものということで具体的に何かなと思ったのですが、確認しましたならば、レジの改修、バーコードとかで読み取りして在庫管理をしながら、いつ何どきにどんな商品が売れたかというのをデータ化できるようなレジに対応した場合とか、いろ

いろケースがあるわけでございますけれども、そういうのを申請して補助を受けるというのが、国の方に手続きしてということにはなるのですけれども、これはちょっと町内のという事業所の数は捉えられませんで、県内のということでお答えさせていただくと、令和7年現在、71事業所、これは8月末の数字でございました。

なお、令和6年度に同様の事業がありますけれども、こちらについては申請件数は282件があると。これだけあるわけですので、矢巾町内の事業者も含まれているだろうなという認識はしております。

こういった支援もありますし、あと国の補助を受けて県が実施するものというところで、同じように賃上げと、あと施設整備を併せて行うものというところで対象事業費の3分の2以上ということで、上限200万ほどの事業でございますけれども、令和7年度矢巾町、1事業所、既に申込みがあったというところでは確認させていただいたところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 強化策はないということで、補助金はあるということです。

その他ございませんか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 質問というか、やはり刻々と状況が変わる、変化する賃上げになっているので、逐一事業者の方々は俺たちどうすればいいのだというのは、やっぱり頭にあると思うのです。やっぱり従業員を食わせていかなければならないですから。だから、そういう意味では、町なり商工会さんが、やっぱりいろんな適切な情報を随時出し続けるということが事業者にとっては非常に心強いのだと思うのです。ですから、そういう体制を取っていただけのかどうかだけの確認をさせてください。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 議員お話しのとおり、こういった情報は流すというのは、当然大事なことと思っております。ということで、商工会と私ども町と、そういった点では連携して情報を共有しておりますし、なおこれに町内の金融機関さん、こちらにもいろいろ情報をいただいていると。というのは、やはり物価高騰とエネルギー価格の高騰も長引いている中で、最低賃金が上がることによって賃上げも必要になっていくというような今お話しさせていただいているとおりなのですが、それにプラスして、やはりコロナ禍で資金繩りのためにゼロゼロ融資を受けた事業者というのは結構いるようで、その償還が始まつたことによって、なおさら厳しいと。さらに言うと、一部事業者はというところになりますけれども、

アメリカの関税政策、これの影響を少なからず受けているという事業者もいるというお話はお聞きしました。

やはりここまで来ると、一自治体で何かやるというレベルではもうなくなってきたいるのかなというところで、先日も知事要望がありましたけれども、それを通じて国ほうに要望をお願いしたいというところもしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で6番、藤原信悦議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を15時35分といたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時35分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

なお、佐藤農業委員会会長は退席しておりますので、お知らせいたします。

引き続き、一般質問を受けます。

次に、2番、高橋敬太議員の一般質問を受けます。

高橋敬太議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（2番 高橋敬太議員 登壇）

○2番（高橋敬太議員） 議席番号2番、不來方、高橋敬太です。長丁場となっておりますが、最後ですので、最後までよろしくお願いいいたします。最後まで元気いっぱい頑張ります。

1問目、DX推進の展望は。町長にお伺いいたします。デジタル庁は、自治体デジタル・トランス・フォーメーション（DX）推進計画など、様々な指針により、目指すべきデジタル社会のビジョンを示しています。自治体においては、今後急速な人口減少が見込まれる中、持続可能な形で行政サービスを提供していくために、それぞれに合ったデジタル技術の活用による住民の利便性向上と業務効率化に取り組まなければなりません。

一方、現場では限られた人材で多岐にわたる業務を担い、日々の対応に追われ、本来取り組むべきと考えられる創造的で戦略的な業務に十分な時間を割いていないのではないかと

危惧しております。まずは、町として対応する体制を整備し、独自のビジョンやロードマップをつくり上げることで、全序的な意識改革とともにDXの早期着手と将来の持続する疲弊の回避につながると考えています。

このように国の枠組みに準じて自治体ごとの独自の方針も併せて進めていくことが重要であるため、現状と今後の展望をお伺いいたします。

1、本町ではDX推進のメリットと課題をどのように捉えているのか。

2、標準準拠システム及びガバメントクラウド移行完了後の次なる本町におけるDXのビジョンや将来目指すべき姿は。

3、本町のデジタル施策の方向性を示す計画等はどうなっているのか。

4、本町のオンライン手続の現状や利用状況は。

5、生成AIについても積極的な活用が望まれ、先進地視察を行うべきと考えますが、視察の経験や今後の予定はどうか、お伺いします。

6、DXを進めていくには行政だけではなく、他の団体との連携が重要です。本町の取組や地域活性化起業人との連携状況は。

7、やはナビ！のダウンロード数やアクセス数は。また、より有効的なアプリとするために満足度調査の実施や今後の追加機能の検討はどうなっているのか。

8、住民が特にDXの恩恵を感じるのは、「行かない、待たない、書かない」などの窓口改革であると考えます。マイナポータルを核とした電子申請プラットフォームの充実及び行政手続のオンライン化のさらなる推進を期待しますが、今後の展望についてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 2番、高橋敬太議員のDX推進の展望はについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、メリットといたしましては、町民、事業者にとって利便性を向上でき、また行政側にとっても業務が効率化できることと考えております。一方、課題といたしましては、通常の業務を行いながら、DXに向けて取り組むための財政面の負担が大きいことなどがあると考えております。

2点目についてですが、国では2040年に少子高齢化のピークを迎え、現在よりさらに少ない職員数で業務を遂行する必要があると分析しており、この問題を解決するために、DXに

今から取り組む必要があるとしています。本町においても、住民手続の利便性向上と職員業務効率化の両立を目指すべき姿として捉え、DXに取り組みたいと考えております。取組に当たっては、全部署横断的にDXを進めることができる体制整備が必要であると考えております。

3点目についてですが、10月に標準化に関する業務がおおむね終了した後に、本町におけるDXに関する計画策定に取り組む予定であります。

4点目についてですが、国が示しております地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のうち、37のオンライン手続が可能な状況となっております。また、利用状況につきましては、手続の種類によって利用状況が異なりますが、入札参加資格や職員採用試験申込みなどについて、ほとんどの手續がオンラインで行われております。

5点目についてですが、先進地視察は行ってはおりませんが、岩手県主催の生成AI研修へ参加しております。現状では、会議録の作成補助などにAIを活用しておりますが、さらに業務のどの部分に活用できるか検討を進める予定としていたところ、国において活用に関する指針を策定すると発表されましたので、これを加味した上で導入に向けて検討してまいります。

6点目についてですが、岩手県においては市町村とシステムの共同調達について協議をしており、一部の市町村では導入しているものもございますが、本町にとって費用対効果を考慮した上で、参加すべきかの判断をしているところであります。また、地域活性化起業人については、今年度民間企業から派遣いただいており、全庁的なネットワークの仕組みや現在稼働しているシステム等についての課題を抽出しておるところであります。

また、自身の行政経験を生かして各部署における業務効率化や問題点に関する相談を受け、その改善方法を検討していただいております。

7点目についてですが、町住民総合ポータルアプリやはナビ！の8月1日時点のダウンロード数は1,976件となっており、そのうち氏名及び住所等の入力が必要な会員登録者は850人となっております。

なお、やはナビ！アプリ内の各種サービスへのアクセス数については、記録できない仕様となっております。

満足度調査につきましては、令和6年度にアプリ利用者を対象としたアンケートを実施しており、使いやすさについては一定の評価を得た一方、情報量について改善の余地が見られたことから、利用者へ情報を届けるプッシュ通知機能の活用等を図ってまいります。

8点目についてですが、国としてマイナンバーの普及及びマイナポータルでできる手続の拡充を進めているところであり、本町といたしましても、国のマイナポータル整備に合わせ、順次拡充を進めていきたいと考えております。

また、マイナポータル以外にも、公共施設の予約システムや講演会などへの参加申込みを受け付けるフォーム機能を備えた町ホームページシステムなど、独自のプラットフォームを整備しておりますが、今後マイナポータルとの二重投資とならない範囲で充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 課題は、財政面の負担ということで、しっかり戦略立てて補助金の活用も積極的に検討していただきたいと思います。

横断的な体制整備が必要であるとのことですが、どのような体制が想定されるのか、これまでの取組なども過去の議事録等拝見させていただきましたが、先進的に取り組んでいる自治体では、デジタル戦略室であったり、デジタル推進本部または委員会などを設置して、そして外部有識者も交えた形で取り組まれておりますが、本町ではいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、先ほど町長答弁でもございましたとおり、10月の標準化が終わった後に、計画策定に向けて組織体制も含めて整備して、計画策定に移ってまいりたいなと思っております。

現時点で具体的に、そこをまだ検討中ではございますが、まずは我々管理職自身が、このDXに対して理解を示すということがまず大事ですし、あと各課の職員自体もDXというと、ちょっと苦手意識を持つ職員もあろうかと思いますが、単純にそうではないのだと、やっぱりこれは自分の業務をまずどういうふうに効率化していくか等を含めて、その上でツールとしてのデジタル化というのがあろうかと思いますので、そういう理解を含めて深めるためにも管理職と各職員それぞれの層の検討する場面も持ちたいと思っておりますし、あと先ほど申し上げましたとおり、やはり窓口を持っている部署がいかにしてその業務を効率化できるかというところ、まずそこが一番ですので、そこを検討する時間を多く設けていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） おっしゃるとおり、皆さんで同じイメージを持ってといいますか、共有して取り組むことが大切であると思います。そのためには、ビジョンであったり、目指すべき姿、具体的にこうなっていったらいいよねというようなオンライン申請の強化、先ほど窓口という具体的なこともございましたが、そのようなことを共有して、また組織立てて推進していっていただきたいと思います。

また、国で示しているデジタル化重点政策の一覧には、かなり多くの項目があって、300以上あります。個人的に気になっているのは、パブリックコメントの業務効率化であったり、地域幸福度をはかったり、あとはふるさと住民登録制度であったり、先ほどの窓口の改革であったりとありますので、それぞれ計画をこれから策定ということでしたが、そこで具体的で視覚的に共有しやすいような計画をつくっていっていただきたいと思いますが、やはり課を横断してという話もありましたが、これからということでしたけれども、1つの課だけで担当するわけではないのかなと思っていました。

ただ、やっぱりしっかりと推進する先ほど言ったそういう部署であったり、デジタル推進室であったり、委員会として組織立てておかないと、やっぱりうやむやではないですけれども、しっかりと進めていくためには、そういったしっかりと組織として、あとは参画する職員もしっかりと固定して各課に共有していくという、そういった体制整備がしっかりとしたものが必要だと思いますが、改めてその体制整備についてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） お答えいたします。

現状でも情報システム委員会はございますけれども、どちらかといいますと各課の担当職員レベルのものでございます。先ほど申し上げましたとおり、やはりこれを全体として進めるためには、繰り返しになりますが、管理職を含めて理解をしてもらうという必要があるということで、どういう会議体にするか自体は決めてはおりませんけれども、いずれ管理職もちゃんと入った上での推進体制を進めてまいりたいなと思っています。

○議長（廣田清実議員） 高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それで、やはりこれからということですけれども、今のうちからできることはやっておいたほうがいいと思っております。例えば現在の待ち時間であったり、滞在時間または郵送物の郵送件数であったり、そのようなデータを取っておくことで計画策定の際のKPIに設定したり、DXの導入の評価に向けて動けると思いますが、現在そのよ

うなデータを取っているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

全ての部署でそういうデータを集めているか、ちょっとそれはないと思っております。町民環境課におきましては、それこそ数年前に導入いたしました書かない窓口のシステムを入れましたので、その評価といたしまして、実際の待ち時間等とかは今取っておりますが、私知っている範囲では、それぐらいかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 今から意識してできることは頭に入れておいて、今後に備えていただきたいと思います。

次に、オンライン手続について。37手続がオンライン可能としておりますが、37手続以外でも自治体によって整備状況は様々です。また、住民が望むのはオンライン完結だと思います。そこで、どのようなサービスの申請が今現在は望まれているのかなど調査も必要かと思いますが、そのような経験はあるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そのような調査はしたこと�이ありませんけれども、まず先ほどの国ほうで推奨している手続の中でも、やはり活用度に差があるということでございます。その要因を見ますと、やはりオンラインで完結するかどうかというところのようです。具体的な分野は出しませんけれども、あまり使われていない分野だと、オンライン手続だけでは済まない理由として、どうしても添付書類が多くて、それを出さないと審査ができないということのようですね。やはりそういったことを考えると、どうしても添付書類が多いような申請に関しては、ちょっと厳しいのかなと思っておりますので、例えばですけれども、比較的簡易にできる、例えば補助金申請ですか、そういうものが今後活用の幅を広げていくのかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） まさに田中館課長がおっしゃったとおりだと思います。オンライン申請を望む声として、具体的にちょっと2つ紹介させていただきたいと思います。土地家屋

調査士の方からいただいたご意見なのですが、登記事項証明書を登記情報提供サービスで代替しているところもあると言っておりました。しかし、関係の条例や要綱が証明書の原本を必要としていることでなかなか進んでいないであったり、現状対応できないという窓口が多いと言っておりました。

また、病児保育の申請も来庁しての申請書が必要だと思いますが、子の看護対応中、または後日に来庁して申請するのは大変だという声も聞いております。このように全ての申請において、少なからず負担と感じることはあるのだと思います。そして、様々な分野または様々な業者、業種でもオンラインで完結すればメリットがあるようにも思われます。

国も情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、いわゆるデジタル手続法でも申請のオンライン完結を目指しているものと思いますし、本町でも積極的に原本提出を求めず、省略可能とするような仕組み、体制整備が整いましたら速やかに、そして積極的にそのような例規関係の整備も含めてお願いしたいと思いますが、そのように進めていくことができるのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

やはりその種類によって変わってこようかとは思いますが、例えばですけれども、具体的に、ではどの手続かというのではないのですが、例えば我々行政手続上必要な審査をしなければならないというときに、データでもらえる添付の書類であればいいのですが、それをそもそもそのデータとして送れるものかどうかというところも判断しなければならないかと思っております。

例えばですけれども、マイナンバーが導入されて、何が一番よかつたかというと、やはり住民情報と税情報がデータでやり取りできるということ、これによって税の証明書をつけなくていい手續が増えたということだと思いますが、そういったふうにデータに置き換えることができるものがあるかどうかというのを検討して、いろんな手續の中で、それでいいかどうかを検討した上で、よしとなったときに、議員おっしゃるとおり例規改正をした上で、その手續を進めていくということになろうかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 承知いたしました。各証明の連携であったり、そのような体制整備を待ちつつ、町としても見据えていっていただきたいと思います。

生成AIや先進地の視察についてですが、手続もですが、先ほども申し上げたとおり、各自治体によって特色が出ております。それぞれの分野のデータ連携により、例えば食と農業、そして飲食店であったり各施設をマッチングするサービスがあつたり、またその他の分野の応用としては、ヘルスケアであつたり、地域経済循環または防災、観光などで様々活用されている事例が出ております。

本町としてどのようなところを強化していくのか、しっかりと見定めてから、そして実際に取り組んでいる先進自治体のまねが一番早いと思いますので、そのために国の指針も出るとのことです、やはり実際の現場を見てほしいと思いますので、ぜひそういった視察を行っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ちょっと生成AIについてなのですけれども、実はあるベンダーさんのほうから、ちょっと無料のトライアルをやってみないかというお話がつい先日来ました。ちょっとやはりどういうものかというのを試してみたいなと思っておりまして、それを使ってみて、その使い勝手、これをいろんな部署の職員の方に使っていただいて使用感をまずはヒアリングして、どういうところに導入していくかというのは、先ほど町長答弁でもありましたとおり、検討したいなと思いますので、視察も含めて、そういった実際に試してみて計画のほうに盛り込みたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 実際に使用してとのことで、また現在は会議録の作成補助に活用とのことですが、そういった議事録関係は今委託でなくて全部自前でやっているのかを教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

我々いろんな会議に外部、内部含めて、どの課でもいろんな会議に出ますけれども、そのときの報告書を作るのですけれども、その時の作成補助として今使っています。なかなか課によって、あるいは職員によって使ったり、使わなかつたりというのはあろうかと思いますが、いずれ年間百何十件使われているようですので、当課でも使っておりますけれども、あくまで補助として今使っております。というのは、やっぱり誤変換もありますので、そういう

った意味で最初から文字起こしするよりは、業務の助けになっているのかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 先ほどの無料トライアルの話もありましたけれども、そういったものから少しづつ業務効率化を実感して進めていっていただけたらと思います。

また、地域活性化起業人との連携について、この方も答弁で行政の経験があるということでしたが、もし差し支えなければ、どのような行政経験なのか。また、もう少し、例えばこういったアドバイスをいただいたなど事例があつたら教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

具体的には言わないほうが、ジャンルといいますか、まずある都道府県庁にお勤めしていた期間もございますし、関東方面なのですけれども、関東方面のある市役所にお勤めだったこともある方であります。町長答弁にもあったとおり、まず今その標準化も含めて、今の矢巾町のシステムがどういったものかをいろいろ勉強していただきながら、我々の情報係の業務を助けていただいているのですけれども、その中でやはりこういったのがあればいいよねというところを各課のほうから聞いて、ではこういったのができるのではないかということで、今具体的に未来戦略課だったか、ちょっとある場所での業務のフローをまず、それこそ計画をつくる上でフローが大事かと思うのですけれども、今その業務フローの整理をお手伝いしているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、情報ポータルアプリのやはナビ！ですけれども、アンケート調査により一定の評価を得たとのことでしたけれども、もしもう少し具体的にあれば、例えば使いやすい、やや使いやすいとか、そういったアンケートであれば、そういった肯定的な割合は何%だったのかとか、もしそのような情報があれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと今パーセンテージでなくて、ちょっと件数なのですけれども、比較的使いやすい、使いにくいで比較すると、使いやすいほうが上回っているというふうな感じではありますけ

れども、なかなかどうしても対象によって答えが違うようで、比較的、どっちかといえば否定的な答えを見ると、例えば使い方が分からぬとか、あるいはアプリ以外でそもそも情報を得られるので使っていないとかという回答もありましたし、例えばそもそもスマートフォンを持っていないとか、やはナビ！自体を知らないという回答も結構多かったものですので、やはりそういった点で周知という部分で足りない部分もあったのかなと思いますので、その点を今後強化していかなければならぬなと思っております。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）それでは最後に、私が特に期待するのは、これまで申し上げたとおり窓口改革でありますし、またさらに電子契約であったり、府内稟議の電子決裁であったり、そのようなものが効果的ではないのかなと思っておりました。

また、住民の方が利用されるときには、やはり何がオンライン申請できているのかという周知が大切であると思うので、ここではプラットフォームと言いましたが、広い意味でシステム構築とかではなくて、どういったのがオンライン申請できるのかという一覧のそういう専用のページか見やすくて、またそこからリンクに入っていきやすいのかなと思いますが、ホームページにどのようなオンライン手続一覧のようなページ作成してはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君）ただいまのご質問にお答えいたします。

やはナビ！なんかで申請のボタンとかもあるのですけれども、そういったところで、ホームページのほうにもそういった分かりやすいような工夫はしていきたいと思います。やはり我々どうしても費用対効果を考えてしまいますが、できるだけ改修費がかからない範囲で分かりやすく、町民の方をうまくそちらのほうにつなげられるような工夫をしてまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）以上で1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）2問目、学力向上についての支援策についてお伺いいたします。

国立教育政策研究所は、2024年度に実施した経年変化分析調査の結果、スコアの低下が見られたと発表し、各報道もされ話題となりました。本町でも全国の動向と町内の実態を捉えて分析し、教育現場及び各家庭へ今後の方針や方向性など情報提供を積極的に行うべきと考えるため、同調査並びに第3期矢巾町教育振興基本計画（以下、計画）及び令和7年度教育行政方針（以下、方針）に沿い、子どもの学力向上のための取組についてお伺いいたします。

1、経年変化分析の結果を本町ではどのように捉え、今後どのように生かしていくのか。

2、国では、令和の日本型学校教育の構築を目指し、その中で個別最適な学びと協働的な学びが強調され、町でも方針では重点の2つ目に、確かな学力と個性を伸ばす教育の推進及び個別最適な学びの実現として掲げられており、記載の内容の主なものとして、1人1台端末の更新と大型掲示装置などICT活用が述べられています。ICT活用には、個人的には注意が必要であると考えます。授業効率がよくなるかもしれません、その結果、授業内容がしっかりと定着しているかどうかが大切であると思います。ICT活用による学力向上の取組は、どのような情報を根拠として参考し、指針としているのか、ICT導入前後の学力については比較検討が大切であると考えるが、本町ではどのように考えているのでしょうか。

3、計画では、岩手県学習定着度状況調査の結果、課題は児童生徒の学習に対する主体性とICT機器の使用頻度のことであり、その目標として意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合を指標とされておりますが、割合を増やすための具体的な取組は。

4、ICT機器の活用頻度については、目標を、PC、タブレットなどのICT機器を使用した割合を定めておりますが、もちろん使用頻度よりも授業の質のほうが大切であり、OECOD、経済協力開発機構では、ICT機器の使用により注意の分散であったり、目的外の使用により使用頻度とその成績については、逆U字パターンで使い過ぎない、使い過ぎがよくない、適度に使用するということがいいという報告がされております。本町では、計画の指標にICT機器の使用した回数の割合を上げておりますが、量ではなく質の評価とするべきではないのでしょうか。

5点目、計画では具体的な取組として取り上げられている外国語教育の充実も重要であると考えます。外国語指導助手、いわゆるALTの配置状況と、また県立南昌みらい高校外国語学系との連携授業の進捗状況をお伺いします。

6、文部科学省は、家庭の教育力の向上のため、家庭教育支援関係の事業や家庭教育支援チームの活動を推進しておりますが、本町での取組は。

7、家庭学習、いわゆる一人勉強で何をやればいいのか分からぬ、主体的な学びはいいが、個々の取組に委ねられ、学力差が開く一方ではないかなどの悩みや不安の声を聞いたりします。学校からは、一人勉強の趣旨や意図も説明され、よい取組事例なども情報提供されておりますが、継続的な個々へのフィードバックまではできない状況であると思います。児童に一人勉強が定着するプロセスや仕組みに改善は必要ではないのか。現状の一人勉強の手法は有効と判断しているのか。取り残される児童はいないのか。もし、取組が不十分な児童がいる場合は、その対策はどのように行っているのか。

8、昨年行われたN R T、集団基準準拠テスト、いわゆる全国の同学年の平均と比べてどれくらいにいるのかをはかるテストですが、その結果は出ているのか、教育現場への展開状況をお伺いします。N R Tと知能検査による相関分析から、どのように授業や学級経営を改善していくのか、お伺いします。

9、これが一番大事だと思うのですが、教員の余裕が大切であると思います。町内小中学校での教科担任制や複数担任（学年・チーム担任制）の取組状況、また加配教員、学習指導員、教育業務支援員の状況及び増員への取組は。

10点目、空腹による集中力低下や落ち着きのなさ、いろいろなどの報告もあり、現在給食の量が足りていないという声も聞きます。カロリーベースではなく、量の満足度調査（特に小学校高学年や中学生など）の実績はあるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　学力向上への支援策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、議員ご案内の調査は、国立教育政策研究所が小学校6年生と中学校3年生を抽出し、併せてその保護者への質問紙調査を行い、全国的な学力の状況及び家庭状況と学力等の関係を明らかにするために実施していると認識しております。

なお、経年変化調査は、平成28年、令和3年、令和6年の結果を比較しており、次回の令和9年度予定の調査結果も併せて継続して取り組むものというふうに承知しております。

また、経年変化のスコアの結果を学校に周知することに加えまして、保護者への質問紙調査とクロス集計させたスマートフォン、テレビと学力の関係などの児童生徒の学校外での過ごし方や影響を与える要因等についても情報提供し、授業の改善や家庭教育の充実を支援したいと考えております。

2点目についてですが、I C T活用による学力向上の取組に関しては、文部科学省が示し

た学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料などに基づき推進しております。

ICT機器導入前後の学力の比較検討は必要であると認識しておりますが、学校においてはICT機器の活用実践を現在進めているところであり、適切な時期に比較可能な調査等を活用するなど、その実施について研究をしてまいります。

3点目についてですが、児童生徒の学習に対する主体性を高めるためには、不断の授業改善に取り組むとともに、児童生徒一人一人に対応した個に応じた指導の一体的な充実を図ることが肝要であると認識しております。授業改善のためには、適切な児童生徒の実態把握を客観的な調査等から実施し、授業改善の方向性を立てることが必要であり、個に応じた指導の充実には、ツールとしてのICT機器の活用は必要不可欠と考えております。

これらのことを行なうために、各学校にはエクセルを活用した調査結果の分析ツールを配布し、また夏季休業中に実施した全教員が参加した研修会では、ICT機器活用の分科会を開催し、教員のICT機器活用のスキル向上を図っているところであります。

4点目についてですが、授業改善は取りも直さず授業の質を向上させることであります。授業の質を向上させるためには、ICT機器は必須のツールであります。現段階では、学校はICT機器の活用実践を進めているところでありますので、まずは使用回数を増やすことが必要であります。使用回数や使用頻度が一定程度担保されたならば、質の評価へとフェーズが移行するものと捉えております。

5点目についてですが、外国語指導助手は各中学校区に1名ずつ配置しております。町内高等学校と小中学校の連携授業につきましては、令和5年度、6年度の2年間、不來方高校の外国語学系の生徒が各小中学校を訪問し、小中学生と英語で交流を行う授業を行いました。児童生徒が英語に関心を持ち、積極的に取り組む動機づけを図る上で有意義な機会と捉えており、今年度も南昌みらい高校の外国語学系の生徒が各小中学校を訪れ、英語の授業に参加する予定となっております。

6点目についてですが、文部科学省が推進している家庭教育支援チームは、保護者の子育てに関する不安や悩みを軽減し、家庭の教育力の向上を図ることを目的としていると認識しており、全国では470を超える団体が、県内では4市町5団体が登録していると把握しております。

本町においては、教育振興運動の実践区において、親子で取り組む活動を実践しており、自主事業である世代間交流事業では、郷土料理づくりなどに取り組み、親子、保護者、地域

との交流の場を創出し、つながりを深める機会を提供しております。

7点目についてですが、家庭学習は主体的に学習に取り組む態度を養う上で有効であると認識しております。現在実施している、いわゆる一人勉強は、知識的な側面においては有効な面があると思われる一方で、思考、表現の定着に有効であるとは言い難い面がありますし、個々へのフィードバックには多くの時間を要するのが現状であると捉えております。

各学校において家庭学習の取組が十分ではない児童生徒に対しては、必要に応じて担任が個別に助言や指導をするなどの形で支援を行っております。

今後においては、タブレットを活用することにより、個々に応じた課題を提供することが可能ですし、その記録は自動的に保存されますので、フィードバックも容易になると考えております。教育委員会が町内の各ご家庭に配布している「家庭の学びの充実」の紙面には、ＩＣＴを活用した家庭学習、興味、関心を生かした家庭学習を推奨しております。今後の家庭学習の在り方についても、学校と協議し、前向きに進めてまいりたいと考えております。

8点目についてですが、昨年度実施したNRT、標準学力検査の結果は、既に各学校に提供しており、各学校においてはエクセルを活用した調査結果の分析ツールを活用し、児童生徒の実態等を分析しております。この分析結果を基に一人一人の教員が授業改善の視点を見だし、児童生徒一人一人の理解を深め、学級経営の改善を進めるものと理解しております。

9点目についてですが、教科担任制は中学校で標準的に実施されているほか、各小学校においても、一部の教科を学級担任以外が専門的に担当する形で実施されております。学級ごとに特定の担任を決めない、いわゆるチーム担任制は、今のところ実施しておりませんが、各学校では学年団などを単位として、教員同士が日常的にサポートし合う体制を構築しており、各集団が一つのチームとして連携しながら指導に当たっております。

また、加配教員は、県の定める基準に従い各学校に必要数が配置されているほか、学習支援や適応支援などを行う支援員については、町が独自に会計年度任用職員を採用し配置しております。支援員のうち、主に学習支援に携わる適応支援員及び特別支援教育支援員については、本年度新たに1名を増員し、6校に合わせて17名を配置しております。

10点目についてですが、学校給食の量に関する満足度調査は実施していないところですが、栄養教諭が学校訪問の際に、児童生徒や教員から聞き取りをした内容や各学校との給食連絡簿のやり取りなどを通じて現場の意見を吸い上げ、献立作成の参考としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 経年変化分析について、一般的に言われている結果を要約しますと、3年前と比較して、国語、算数、また英語、どれも低下している。スマホゲームの使用時間が増加している。家にある本が多い子ほどスコアがよい。いい成績にこだわらない保護者が増加している。今はそのような状況である、そのような社会であるという結果。一方で、今年度の全国学力調査の結果を資料請求させていただきました。本町では、ほとんどの教科で全国の平均を下回っている結果がありました。私は、自己肯定感または他者への尊重、そして多くの人と協働していく、そのような学びも大切であると思っております。しかし、一方でやはり基礎学力を備えておくことは、将来の夢の可能性や選択肢が広がりますし、将来の夢の実現に寄与する大切なものだと思っております。答弁では、授業の改善、家庭教育の充実の支援とのことでしたが、町としての認識をもう一度お伺いいたします。

全国的に学力が低下していて、矢巾町は全国と比較しても正答率が下回っている。このような状況は、改善すべき取り組むべき課題として最優先事項ではないかと私は思っておりますが、町はその辺どのように捉えているのか、改めてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

いわゆる国の調査においては、議員ご案内のとおりの結果ということでございます。それをもって日本全体の学力が下がっているというふうなことでございます。矢巾町というふうな集団を通して見ると、全国の平均よりも下がっているというのも、そのとおりでございます。では、町はどんなふうに考えているかということでございますが、いわゆる一人一人がどうなのかというところを視点にして、一人一人にきちんと応じた学力をつけてあげることが大事なことというふうに捉えております。

いわゆるマスの調査というのは、全体の調査であります。自分の授業があって、全体が低いといった場合には、自分の授業を振り返る必要があります。学力といった場合には、児童生徒一人一人が見つけるものです。ですから、児童生徒一人一人に適した学力がついているかどうかということが大事なこと。

よって、今回NRTと知能検査の相関を見ると言ったのは、そういう一人一人に対してきちんと手当てができていますかということを見る分析ツールを今使って、その分析をしていくというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、それぞれの学力差が開く一方ではないかという声、こちらについてはどのように認識しているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 学力差というと、ちょっと後ろ向きの考え方になってしまいますが、それぞれ一人一人自分の好きなこと、伸ばしたいところ、得意な面というのがあるわけです。今の教育は、まずその前です。令和の日本型学校教育の前は、一斉指導でみんなが同じように、ある程度のレベルをきちんと担保しましょうというのが目的でしたが、今の令和日本型学校教育というのは、これもあります。しかし、ちゃんと個人も大事にしましょうということでございます。

二極化といった場合に、さてこれが本当にどう言えばいいのでしょうか、できる子とそうでない子というふうに同じことをやっていれば分かる可能性はあるわけです。しかし、その子に応じた指導をして、その子がその指導のとおりやっていくとすれば、全体が伸びるはずなのです。ですから、今やっているのは一人一人に応じた指導、そして応じた課題を与えながら全体を伸ばしていくというふうな取組を現在進めているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） よく分かりました。総合的に全体が伸びていくという点で理解しましたが、それでは現在は、それぞれの個人の達成度の評価はどのように行っているのか、また評価しているのか、教えてください。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今ご指摘の評価というのは、NRTと知能検査を使って、いわゆる今年3月に行った結果をもって分析しております。その分析結果を基にして、例えば各学校で行われている定期試験なり、単元テストなり、または全国学調、県学調、これと比べて、それがきちんと同じようになっているのか、違うのか、そういうふうな観点で分析を進めているというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 答弁でもありました、授業改善が大切であるということで、あとこの調査の目的でも掲げられている継続的な検証、つまりP D C Aサイクルを回していくとのことですが、それも含んでの答弁かもしれません、情報提供だけでは実際にそれが行えているのかどうか、環境や習慣を変えていくまで情報提供だけで促していくのは難しいのではないかと思うのですが、それで足りているのか、もしくは情報提供以外で行う支援も必要なのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のところが今までの本当の課題なのです。というのは、全国学調は中学校3年生、小学校6年生、県学調は中学校2年生、小学校5年生。ですから、同じ集団が毎年試験を受けているわけではないので、経年変化というのが見取れなかったのです。ですから、町は独自でN R T、知能検査を毎年やることにしています。そして、この毎年やるデータを学年間、校種間でこれをつなげていって、いわゆる9年間の学びの連続性を担保しようという取組が今年度始まったところということでございます。

ですから、今ご指摘いただいた、いわゆる弱点と言われるところを今後解消してまいりと
いうことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） この経年変化の結果についてもう一度お伺いしたいのですが、全国的に低下しているということは、個別の学校の指導がどうということではなくて、いわゆる社会的な背景によるものが大きくて、どちらかといえば教育現場よりは、そっちの社会的な課題解決を教育行政として、つまり環境の整備であったり、学習意欲の醸成は答弁でいただきましたが、そちらのほうを強化していくべきではないかと思っておりますが、その点は合っているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

いわゆる国のやっている調査というのは、究極の目的は国の政策に反映させると。今の日本の子どもはこれが弱い、だからこういうふうな施策を取っていきましょう。岩手県の学習

定着度状況調査の目的も、基本的には県の施策をどのようにしていくかというところに寄与する。そしてもう一方で、そのデータを学校、個人に返して指導に資するという二面性を持っているというふうに理解しています。

そして、何を言いたかったかというと、ご質問は何かというと、いわゆる子どものモチベーションは分かったと、では教育環境をどのように整備して子どもたちにしてあげられるのかということでございます。今現在第一に考えられるのは、ツールとしてのＩＣＴ機器を子どもたちが本当にツールとして使えるようになる、そういうふうな環境資源を提供するのがまずは第一かなというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　それでは、少し視点が変わりますが、児童生徒の学習習慣の確立として、地域未来塾の実施等も文科省から言われておりますが、社会的、経済的背景によらず誰もが学ぶことができる環境の実現のために必要ではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

まさにそのとおりだと思います。学校だけではなくて、いわゆる地域も巻き込んでとか、または地域の資源を活用してとかという視点は今後の学校において必要ですし、そしてそれが子どもの学びに生かされていければ大変いいなというふうに思っているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　それでは、実施に向けてぜひ動いていっていただきたいと思います。

ＩＣＴ教育の質のほうの話に進んでいきますが、私は注意が必要ではないかと申して、まずは使ってみることが大事だという答弁がありました。また、ほかには、これは8月1日の読売新聞の掲載の記事ではございますが、紙と鉛筆で深まる学び、教科書に書き込むことで授業に集中するという記事もありました。また、さらに一方でＩＣＴを活用することで学力が高まるという調査や論文も出ています。つまり効果的に使用できるかが大切であって、よ

く言われますが、教員のスキルが重要であると思います。そして、適切な時期に導入前後での比較検討を行って研究していくということでしたが、うまく使われているのか今後も意識しておいていただきたいと思います。

ＩＣＴ機器の使用について、問題点やデメリット、具体的に言いますと、端末の操作でつまずくというか、ワンテンポ、ツーテンポ遅れるであったり、実際の現場がどのような状況か分からぬですけれども、各モードに切り替えることでまたテンポが遅れるとか、または授業の進行がそれで遅れてしまうという指摘している教員もいると認識しています。その他、通信速度が遅いであったり、フリーズしてしまう。小学生であれば、操作のほうに夢中になって先生の話を聞いていないとか、そのような問題点など課題の状況に陥っていないのか、もしくは報告をされたり、把握していることがないか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

ＩＣＴ機器を活用するときに、やはり困るのは、その操作が分からぬで、使い難いわけで、まずそこは第1、そして次はいわゆる文字を入力する、この時間は個人個人で非常に差があります。ですから、ここをきっちり解決してあげないと、これが小学校の中学年、高学年、中学生になったときに、文字入力で大変時間の差ができてしまう。ですから、文字入力をきちんと小学校の中学年くらいまでにはやらせてあげたいなというふうに思っているところ。もちろん今学校では、タイピングソフトなどを使いながら、その文字入力についての習熟を図っているところであります。

後段ありましたフリーズするとか、通信速度の問題は、これは教育委員会の環境整備の問題ですから、それのほうには適切に対応してまいります。

いずれＩＣＴ機器はツールであって、ＩＣＴ機器を使うのが目的ではないというのは、各学校にも口を酸っぱくしてお話ししているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　操作面での不慣れがあると授業の進行が遅れてしまうという点、及びまたちょっと話が替わりますが、デジタル教科書については、秋頃に中央教育審議会で在り方の方針を出すということで、それも注視しますが、やっぱり紙も大事なのは、もちろんそのとおりで、紙だからこそ理解が深まるとか、見て、読んで、書くということで、私も今

はもうほとんどパソコンでやっていますが、効率はいいですけれども、全く覚えていないなという実感、これが学生のときの頭と今の頭が違うかもしれないのか、パソコンのせいかは分かりませんが、タブレット端末の使用は中学生とか高学年とか、そこでいいのではないかと。今小学校2年生からでも使っているようにお見受けしますが、低学年でも意味があるのか、どのように考えているか、教えてください。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　2点にわたってのご質問かと思います。まず1点目、書くことが大事だということのご指摘ございました。もちろんそのとおりです。人の思考力というのは、インプットの部分、インプットというのは、結局見る、聞くです。そして、思考して表現するときには、話す、書くです。ですから、こういう活動がきちんと通っていないかと思ふ力というのは育っていないか。ですから、アウトプットする、書くというのはすごく大事なことで、もちろんこれを紙に書くのも大事だし、またこれを打ち込んでみるというので、またもう一回復習ができるというのも大事。いずれこの繰り返しによって思考力は上がってくるでしょうというふうに思っています。

あと一点、開始時期については、実は早過ぎるということはないのだと思います。実は、ＩＣＴ機器というのは、周りを見ていると、就学前の子も使っています。スマートフォンを使ったり、タブレットを使ったり、感覚的にその操作方法を分かっていくというのも実は大事なことです。ただ、これをツールとして使っていくためには、正しい使い方をしてもらわなければいけない。その約束事をきちんと踏まえて行っていくのであれば、低学年からでも私はできるものというふうに認識しております。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員）　そして、ＩＣＴ機器を活用した指導の個別化及び個に応じた指導というのは、学習履歴、スタディログであったり、生活面、健康面でのライログを活用していくことなのかなと思いますが、今これは現在実際町内の小中学校で履歴を取られているのか、どの程度、いい状況でやられているのか、進捗状況などを教えてください。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

ログは、自動的に生成されて蓄積されているのはそのとおりでございますが、その活用に

までは現在は至っていないというふうに捉えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 夏季休業中に研修会もやられて、分科会も開催したとのことで、非常に重要なことですばらしい取組であると思います。引き続き強化をお願いしたいと思います。

先ほどありましたP D C Aサイクルによる評価、これはやられていると思いますが、全教員が関わって共有されているのか。また、年間での取組なのか。例えば1学期、2学期、学期ごとでP D C Aを回すことで、2学期はもっとよくなつたねと、年間を通してだけでなく、もう少し細かい単位でもできないのか。それは、全体でなくて学年単位でもいいと思うのですが、その辺の評価、改善はどのようになっているのか、教えてください。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

各学校においては、年間の校内研修の計画というのが年度当初から出ております。その中で大きなサイクルもあれば、いわゆる学期でのサイクルというのも中に入っています。そして、1週間の中でとか、単元とかというふうなスパンもありますので、複数のP D C Aサイクルが回っているというふうにご理解いただければありがたいです。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） では、A L Tについて、英語ができるというのは、やはり強みになると思います。調査していたところ、英語を伸ばそうと全ての学校に複数のA L Tは常駐している自治体があると見ました。本町でも、そのように予算措置をして、英語など外国語教育を推進していくことで将来広く活躍できる人材育成につながるのではないかと思いますが、さらなる拡充はいかがにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

本町の場合は、2名のA L Tを雇用しております、6校あるうちの3校、3校ということで中学校区ごとに1人ずつ配置して、スケジュールを組みながら対応しているという状況

でございます。現在のところ、その体制でおおむね順調にできていると認識しております。
以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、家庭学習といいますか、一人勉強についてお伺いします。
上手にできている子、できているとは言えない子、やっぱり分かれてしまうのではないかと推察しますし、保護者の方々の話を聞いても、そうだと認識しています。家庭学習では、保護者のサポートが一番重要であるのはもちろんですが、その保護者自身も何をしていいか分からぬであったり、どこまでできていればいいのかが分からないということで困っている現状ではないかなと思っています。

答弁では、十分に取組できていない子に対しては、担任が個別に助言や指導するというふうなことでしたが、それは児童生徒に対してなのか、特に小学生だと親への助言も必要ではないか、先生方もお忙しいと思いますが、親へのサポートを促すという意味での一人勉強に対しての助言等あるのか、教えてください。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えいたします。

一人勉強、家庭学習ということでございますけれども、いわゆる家庭学習の仕方については、学校からは一定程度のこんなふうなモデルパターンというのは示されております。それに従って行っていただくのですが、小学校の低学年においては、やはり保護者の方の手助けが大事であって、そこで褒められた子というのは伸びていくという、そういうデータも残っています。いわゆる非認知能力を育成するという観点であります。これが中学年になると、今度は自分で考えて課題に取り組んでいくというふうに発達段階に応じた家庭学習の段階というのがあるのだというふうに認識しております。

ただ、各校がどれぐらい詳細にその部分をやっているかについては正直把握してございませんが、一般的には今お話ししたように発達段階に応じた家庭学習のやり方が必要であろうというふうな認識は持っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 非常に理解はできるのですが、やはり気持ちとして皆さん受け入れ

にくいのかなと。つまり我々は、ずっと到達度で育ってきて、令和型だと、個別最適なのだと言われても、親がなかなか対応できていないのではないか。正直宿題プリントであったり、ドリル、ここをやりなさいと言われたほうが、これはできていない、これはできている。親も分かって、ここはこうやるのだと教えられるけれども、もう全部一人勉強ですと言われて、自由にやってくださいとなると、やっぱりまだ取組は難しいのではないかというふうに認識していますし、今後はタブレットの活用で適切にフィードバックがされるとの答弁でしたが、実際にいつぐらいにそれができるのか、めどが立っていたら教えてください。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど発達段階の話をさせていただきました。この課題をやってきなさいというのは、小学校の低学年、中学年かなというふうに思います。やがて子どもたちは自分で課題を見つけてやっていくというふうになっていかないと、自主的に、自発的に学習に取り組むというふうな態度の育成にはつながっていかないということになります。

今タブレットを使って個別の部分への対応でございましたが、今現在もソフトでA I ドリルというのが入っております。あなたの学習は、例えば試験があって、ここを間違っているから、こういう問題をやって弱点を解消しましょうということは今でもできております。eライブラリというソフトが入っていますので。ただ、それをどのように活用していくかというふうな体系的なところがまだ実践段階なので、各校でまちまちだという段階でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そのようなアプリがあると知らないご家庭もあるのかなと思うので、そこはしっかり周知していただきたいと思います。

次に、N R Tと知能検査について、私のイメージといいますか、勝手に想像した範疇なので違っていたら教えてほしいのですけれども、その分析することによって読解、語彙、計算、図形などの各生徒がどこが強みでどこが弱みなのかというのをプロファイルして可視化してくれる、そして分析してくれるのではないかなと思っております。そのようなN R Tと知能検査の相関分析の結果、それはとても配慮が必要な情報かもしれません、N R Tは保護者に情報提供していると思いますが、そこの知能検査との相関分析において、その情報も共有することで家庭学習で有効に進めていけるのではないかにも思うのですが、

その両者を掛け合わせた結果というのは開示されるのか、教えてください。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

N R T、標準学力検査ですから、その結果については、これはそのままお見せして、こうでしたという結果をお見せできるわけです。クロス集計しているのは、これは教師の指導力向上のために今やっているということでございます。加えて知能検査というのは、非常に微妙なというか、デリケートな側面を持っているデータであります。よって、これを一概に公表するということは言えないという状況です。ですから、今現在は学校の中で教師が指導力に生かすためのものとして活用している。今後これが開示できるものか、またはどのようにすれば公表できるのかということは検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、教員の余裕についてお伺いいたします。

今チームで取り組めているとのことでしたが、教員の事務的な補助を行う教員業務支援員、スクールサポートスタッフとも呼ばれるそうですけれども、こちらはいらっしゃるのか、もしくはそのような適応支援員の方がそっちも担っているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

そういう事務的な部分をサポートする者として、今お話をございましたスクールサポートスタッフ、こちらが中学校2校に1名ずつ入っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは最後に、給食の量についてお伺いします。

ぜひ児童生徒に学校給食の量に関する調査をやってみていただきたいと思います。複数の児童生徒から、やはり量が少ないと、お代わりがあるから何とか足りていると、ただお代わりがない日は少ないというような声を聞きました。やはり国としても、子どもの意見を政策反映にと言われておりますので、やっぱり実際食べて生活しているのは子どもなので、栄養士が行ってみてとかではなくて、やっぱり子どもが今の量で足りているのかどうかという

のは、子どもに直接聞いてみてほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

児童生徒の声を聞くというのは、大事なことかなと思います。今のお話につきまして、ご要望として承って、どういう形でやるのがいいかというところは検討したいと思いますけれども、現在やはり給食の中で残滓、残って帰ってくる量というのは、それなりにございます。毎月1トンぐらいですか、結構な量が出ておりますので、これについても減らしていくべきだろうということで取り組んでおります。みんながおなかいっぱいになって、いっぱい余つてもいいから、とにかくという考え方もないわけではないと思いますけれども、その辺をどのようにしていくかというところは調整、考えなければいけないなと思います。

学級の中でお代わりさせたりとか、残さないように食べましょうといった指導はしていますので、それで足りない子にはある程度お代わり等をしていると思いますけれども、実際どのようなところかというところは、もう少し調べてみて、どのようにするのがよろしいか考えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そのように残滓が発生している要因というか、背景はどのように捉えているのか。

一方で、何か私の認識や私が聞いた子どもたちとはミスマッチが起こっているように感じるのですが、その辺の背景の分析、どのように考えているか、教えてください。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

これがどのようなものによるのかというのは、まさに今日のお話も踏まえて調べていかなければならないことかなと思いますので、ちょっと今後対応、検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2番、高橋敬太議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時50分 散会

令和7年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第4号）

令和7年9月4日（木）午前10時00分開議

議事日程（第4号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
未来戦略課長	花 立 孝 美 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	田 中 館 和 昭 君	税 務 課 長	飯 塚 新 太 郎 君
町民環境課長	佐々木 美 香 君	福 祉 課 長	菅 原 保 之 君
健康長寿課長	佐々木 智 雄 君	こども家庭 課	村 上 純 弥 君

産業観光課長	村 井 秀 吉 君	道路住宅課長	田 口 征 寛 君
農業委員会事務局長	細 越 一 美 君	上下水道課長	吉 岡 律 司 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	高 橋 雅 明 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補	千 葉 欣 江 君
主任主事	渋 田 稔 結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

また、しつこいようでありますけれども、日程に入るに先立ち、一般質問を行うに当たり、当職から議員各位にお願い申し上げます。質問に当たっては、矢巾町議会会議規則第54条第1項により、発言は全て簡明にするものとしとありますけれども、昨日も質問が重なって、ちょっと混乱をした部分がありますので、時間は持ち時間制でありますので、一つ一つ分けて質問していただければ、答えるほうも明確な答えになると思いますので、よろしくお願ひいたします。

議題以外にわたり、またはその範疇を超えてはならないとなっておりますことから、通告した内容の範疇を超えないように質問者は留意願います。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告があるので、順次質問を許します。

16番、赤丸秀雄議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（16番 赤丸秀雄議員 登壇）

○16番（赤丸秀雄議員） 議席番号16番、新誠会の赤丸秀雄です。通告書に基づき質問いたします。

1問目の質問は、安全・安心の日のセミナーを受講して思うことはです。今年も矢巾町安全・安心の日に、町民の防災意識高揚を図る目的でセミナーが開催されました。今回7回目の開催であり、いつも気づかされることがあって、とてもよいセミナーと捉えています。特に今回は、意見交換の場の設定もあり、参加者からはとても好評がありました。

災害時などでは、自主防災関係者や防災士の方々と意見を交わすことなど到底無理であり、日頃の顔合わせが大事であります。また、その場に参加した方の意見に町民の防災意識を高めるためにセミナー内容を周知する必要があり、広報やホームページでお知らせするよう要請を受けました。そのことから、町の防災の取組を町民全体にお知らせして防災意識を高める必要性から、以下について伺います。

1、今回好評であったセミナー内容を町民の皆様にお伝えする考えがあるか。また、講師の講義動画と併せ見ることができれば効果が増すと思われますが、その考えについて伺います。

2、令和4年度改訂の町防災マップを翌年度に各コミュニティに説明した後、自主防災組織への活動支援が手薄くなったと感じるが、その後の活動をどうされているか伺います。

3、避難所において、主幹・基幹避難所以外の45か所は、エアコン設置状況を把握されているのでしょうか。

4、今年も全国で災害による避難生活を余儀なくされる状況が報道されているが、いつも反省で言われることが、トイレと水の不足、それに冷暖房機器の配備、設置問題であります。当町での準備状況をどう捉えているか、考えを伺います。

5、防災意識高揚を図ることが最重要でありますが、災害時の対応力訓練も必要と考えます。町職員や防災組織担当者、防災士等に応急手当訓練、AED操作や心肺蘇生術、避難所設営訓練、トイレの設置やレイアウトの確保、消防団などへの水防訓練等を計画的に実施する必要性を感じますが、町の防災マニュアルでは、訓練をどのように捉え、明示して実施しているのか伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 16番、赤丸秀雄議員の安全・安心の日のセミナーを受講して思うことはについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾町安全・安心の日にご講演いただきました講師のお二人からご承諾をいただければ、町ホームページへ掲載するなど、広く町民に周知を図ってまいります。なお、講義の映像につきましては、今回撮影をしておりませんでしたので、今後の検討事項とさせていただきます。

2点目についてですが、自主防災組織への支援といたしまして、各自治公民館を会場に防

災教室を開催しております。令和6年度は、6つの自主防災会からの依頼により、地区の方々を対象に、防災講話、避難所設置のための段ボールベッドの組立て、パーテイションテントの組立てなどを行い、有事の際に備えた訓練を行っております。引き続き各自主防災会での防災教室を実施し、防災意識の高揚を図ってまいります。

3点目についてですが、指定避難所45か所のうち41か所はエアコンが設置されており、エアコン未設置は4か所と把握しております。

4点目についてですが、トイレ、水に関しては、仮設トイレ用便座、仮設トイレ用テントの備蓄資機材を確保しており、仮設トイレの備品レンタルや飲料水、水循環装置につきましては、災害協定を締結することで、災害時の備えとしております。

また、冷暖房機器の配備、設置に関しまして、夏場については冷房設備が配備されている避難所を優先的に開設し、また避難者の体調管理にしっかり努めてまいります。冬場については、暖房設備が十分でない場合に備え、毛布やパーテイションなどで冷気を遮断できる対策を行ってまいります。

5点目についてですが、災害時の対応力訓練につきましては、矢巾町地域防災計画において防災訓練計画を明示しております。本年8月には、本町で開催をいたしました北上川上流盛岡地区合同水防訓練に矢巾町消防団が参加し、9月には町職員、自主防災会及び防災士を参考範囲とした矢巾町総合防災訓練における避難所設営訓練等の実施を予定しております。引き続き防災訓練計画に基づき、防災意識の高揚及び災害時の対応訓練を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 繰り返しになりますが、本当に今年の安全・安心の日のセミナーは大変勉強になりました。盛岡地方気象台長の自然災害に備える心構えや災害リスクの考え方の説明、また北良株式会社社長の災害で役立つあんなもの、こんなもの、知恵と工夫が命を守る。我々常日頃日用品として使っているものが、使いようでは災害被害を減少できることが強く印象に残りました。それに社長は、災害現場で実証活動されているから説得力がありましたので、余計勉強になり、またそのことを懇親の場で防災士や自治会の役員の方々と意見を交わすことができたことが有意義でありました。ぜひ日用品を防災グッズとして活用できることを町民に伝達願いたいと強く感じております。

それで質問ですが、本町の災害を考えた場合、どうしても12年前の2013年8月9日、大雨

洪水被害が最初に頭に浮かびます。あのとき救命用ボートが出動するとは想像していませんでした。そこで質問ですが、町内で救命用ボートは何艇配備され、保管をどうされているのか、使用訓練は定期的に実施しているのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、救助救命艇というか、ボートになります、ゴムボートになりますけれども、矢巾町消防団、水防団になりますけれども、水防団において所有数3艇ございます。1部、2部、3部、それぞれに配置してございます。北上川沿い近くという部分、ただ実際外水氾濫の場合は、このゴムボートでは対応できないので、主に内水氾濫に使うという部分のゴムボート艇になります。ボートのほか、ハンディーブロア、浮き輪、フローティングベスト、救命胴衣18ということで、それぞれいざという場合に対応できるように準備してまいります。

なお、ちょっと訓練の状況ということで、状況は古いのですが、令和3年度に一度訓練させていただきました。これについては、このボートの使い方というのは、主に矢巾町の場合、万が一、本当に万が一ですけれども、内水氾濫等で浸水した場合については、約50センチ未満の浸水だろうなというふうに想定されておりますので、要救助者の方を、例えば逃げ遅れた方などについては、そのゴムボートに4人の水防団がつきまして、中に収容して、それを歩いて救助するという方法の訓練という形になります。

これは一度訓練させていただいておりますが、訓練する場所が河川や湖沼ではちょっと危険なので、小中学校のプールをお借りしてやるということで、それを令和3年度1度やったのですけれども、プールに水が入っているときというのは、どうしても子どもさんたちがプールを使うときですし、水を抜いて50センチの高さにするということはできないので、プールの使用が終わってから9月くらいにということでやらせていただいた経緯がございますが、そういういたゴム長靴を履いたり、機材を入れるということで、やっぱりそのプールの底の保全等にもちょっと不安があるということで、調整はさせていただいているのですが、それ以降ちょっとなかなか調整がつかなくて、プールの管理もございますので、そういういた場所で今はできていないという状況ですが、今後やっぱり隣の秋田県でも何回も豪雨に見舞われるという状況もございますので、こういった訓練は確実にこなしていかなければならないということを考えてございますが、ただ消防団、水防団におきましても、訓練、訓練で毎日時間を取っていただくというのは、ちょっと苦しい部分もございますので、年間計画の中でしっかりと計画を取って、消防団、水防団、それから関係者の皆様のご理解をいただいて、

しっかりした訓練と実動に備えていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今課長から答弁いただいたように、やっぱりなかなか訓練といえども環境がという話をどこの自治体でもされているみたいですね。3艇あって、1部から3部の北上川沿いへの消防分団にという話ですが、矢巾町分署にはボート等はあるのでしょうか。さっきお話しした2013年のときは、特に駅東西が水没した、水没といっても、深いところは1.2メーターあったのですが、そんな状況でしたが、分署にはそういう配備はされているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

ちょっと数量については把握しておりませんが、保管しているという情報はございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 本当に矢巾町の場合は、たまたま水害を主体とした災害を想定されますので、本当に年に何回も来られても困るし、また20年に1回でも困るのだけれども、それを忘れた頃に災害は来ると、全国的には言えないのですが、矢巾町の場合は多分そういう形になるかと思います。日頃訓練、やっぱり意識づけするだけでも全然違うと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで次の質問は、1か月ちょっと前に、7月末にカムチャツカ沖の巨大地震があって、大津波警報が日本列島、特に太平洋沿岸に、北海道から近畿地域まで出されました。そのときに、岩手の沿岸自治体の避難所に指定されている建物の48%がエアコン設置でありましたが、半数以上が未設置であって、この津波警報が注意報に変わり解除されるまで、当然1日ぐらいかかったのですが、そういう長時間の避難が大変であったと報道されておりました。

昨日同僚議員の質問にもありました、本町でも指定避難所への未設置が4か所ある。特に小中学校体育館への設置は未設置ということでありました。昨年、今年と異常な暑さで屋内の体育授業にも支障を來していると推測しております。設置経費が膨大といいますが、試算したことがあるのでしょうか。また、100万単位で構わないので、スペースの大きさにも

よるでしょうが、概算額は把握しているのでしょうか、その辺をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

今のご質問ございました岩手県内の小中学校、公共施設の体育館、エアコンの設置率、岩手県は全体で1.9%ということで、ご指摘のとおりでございます。

どれくらいの費用がかかるかということでございますけれども、まず補助事業を使って建てる場合という前提でお話しさせていただきます。まず、国土強靭化あるいは文部科学省における教育施設の整備の体育施設へのエアコン設置につきましては、冷房施設の設置以外に断熱、遮熱対策も併せてやることが補助事業の前提条件になります。その中で、屋根、天井の例えカバー工法で断熱をすると、あるいは窓ガラスについては遮熱フィルムを貼ってくださいとか、あるいは壁については隙間を塞ぐ、あるいはカバー工法により断熱などもセットにしてエアコンの器具を設置することが前提条件となります。

そういう中で、おおむねの計算でございますが、面積当たり、それから施工年度で統計的な資料が出ておりますので、ご紹介させていただきます。まず、昭和63年に建った体育館、小中学校の体育館でございます。面積は2,191平米でございまして、これについては鉄筋コンクリート造りということで屋根のカバー工法をやらなければならないという前提で、こちらについては4,500万の事業費がかかってございます。

それから、2つ目でございます。昭和60年の体育館でございます。面積は540平米でございます。こちらにつきましても、こちらは鉄骨造りということで、屋根のカバー工法、断熱補填、床の断熱、それから遮熱フィルムも貼らなければならないということで、これは面積が小さいこともありますけれども、こちらも3,700万ということでございます。

それから、昭和46年の体育館でございます。大体これは徳田、煙山等の体育館と同時期かなというふうに考えられますが、こちらは屋根断熱カバー工法をしてください、それから空調設備を入れて、こちらは約4,800万ということでございます。

それから、昭和61年につきまして、これは1,280平米の鉄骨造りの体育館でございます。こちらにつきましては、屋根カバー工法、それから建具の隙間、壁の隙間を直して約5,000万。

それから、最後でございます。昭和42年でございますけれども、こちらにつきましては鉄骨造りの体育館で面積が510平米ということでございます。こちらについては、屋根カバー工法、それから遮熱、それから壁のカバー工法も一緒にしてくださいということで、こちらは7,600万ということで、それぞれ体育館の使用によって状況が変わるということ。それか

ら、エアコンが一般的に都市部では都市ガスを使っているようですが、こちらのほうでは電気という形ですので、その部分についても若干金額が変わるのかなというような試算ということでご紹介させていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 国の支援を受ける、助成を受けるためには、今説明があったようなことが条件という話で昨日も承りましたが、今のお話を聞けば、ほとんど、ほとんどといつても小学校、中学校あるのですが、30年以上経過した建物であれば、はっきり言って15年から20年後、50年で建て替え時期という形を取れば我慢せざるを得ないのかなと。

ただ私は、確かに耐熱的な構造改革も必要ですが、いっとき全館冷房という形よりも、例えば大きな体育館でも据置きの置物で空調設備、使う状況によって4か所に設置したものを作り2か所で運営するとか、何も快適な26度を維持設定にする必要もなくて、屋内で運動するのに、例えば34度ぐらいになる部分とか、避難された方が、時期にもよるでしょうが、室内を28度程度に抑えられるのであれば、体調を崩す方も少ないのでないかと。そういう据置きという部分のものについては、100万単位では入れられないのか、その辺考えたことあるのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

要するにジェットヒーターのような形のもので移動できる冷房施設というのは、確かにございます。そういうものについては、もしもその補助金を使わないで町単独でやりますよということであれば、導入も可能だと思います。具体的な金額については、それぞれのヒーターの金額にもよりますけれども、それは可能だというふうに考えてございますが、ただ体育館という場所ですので、やはり競技によっては、風の影響を受けるような競技があります。例えばバトミントンとか、明らかにそれは使えなくなります。そういう部分も考慮して、単純に室内を冷やすだけでいいのであるよということであれば、そういうのも検討材料にはなるのかなというふうには考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） ぜひそういうところも考慮しつつ、昔は夏であれば、子どもさん方はプールに入るのが当たり前でしたが、今は猛暑日になれば当然屋外プールは使用できない。近所の保護者に聞くと、煙山小学校は夏休み前でプールは閉鎖という話、我々のときは当然50度だったのです。50度というのは、水温と気温を足して50度であれば、水泳授業という形。当時は、水温は二十二、三度であるから、外気温が二十六、七度になればやれたのです。ところが、今は暑過ぎて28度の水温になったり、外気が33を超えるような状況であれば、また構造は屋外で直接日照りに対応するような構造になっていないものだから、やっぱり使いないのかなと。その辺も考えなければならぬのかなと。

特に後で、今日は聞きませんが、子どもさんの体育授業に支障を来すようでは、やっぱり屋内と言いつつも大変なのかなと。当然そういう暑い日は屋外なんかは使えないでしょうからということあります。

時間もあれなので最後の質問にさせていただきますが、9月1日は防災の日でありまして、今週は防災週間となっております。防災の観点から、短めに1点聞きたいのは、今は学校の話とか避難所の話をしましたが、個人宅でもエアコンが入っていないところがまだまだ見受けられます。それは、買えないでいる方もおるようですし、要らないと思っている方もあると思います。もし買えないでいる方への町の助成というのは、この酷暑の気候状況でも考えた経緯があるのか伺います。

○議長（廣田清実議員） 設置補助だから、企画財政課長ではないかな。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 答えられないということは、考えたことがないという判断だと思います。

では、最後の質問をさせていただきます。能登半島地震の支援で、私直接伺ったわけではないから又聞きになりますが、本当に支援した自治体から大変感謝されているという話とか、また安全・安心の日を設定して活動をしている町、本町として防災には環境の準備のほうは、他市町よりは進んでいるのかなと私は各倉庫を確認させていただいたとき、そう思っています。

今後どういう取組を防災に関してやっていこうとしているのか、この項の最後の質問として町長から何かお話を伺いたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

いずれ本町でも、安全・安心のまちづくり、これは本当に私ども本町にとっても一番大事な取組で、今赤丸議員からも質問があったのですが、この間北上川上流の盛岡地域、この地区的の合同の水防訓練、矢巾町が当番だったのです、今回。私も参加させていただいて、そこでちょっと情報提供をさせていただきたいと。あそこのところ、県の消防学校は、芋沢川と岩崎川の合流地点なわけです。それで、今回の合同水防訓練、私非常に意義深いものがあつたと。ということは、今岩手医科大学ではドクターへリ、私どもが水防訓練をやっているときもドクターへリの離着陸をしょっちゅうやっておったのです。あそこをもし、合流地点ですので、平成25年8月7日、岩崎川も氾濫したわけですので、ドクターへリポートが使えなくなると、これは大変なことになるわけです。

特にも私県議会でお世話になっていたときに、小野寺好先生というのは、毎回とにかく一般質問があれば質問しておったのです、ドクターへリ。今回ドクターへリのあれをやつしたことによって、県民だけではなく秋田とか青森、どのくらいの方々が救助されて救命につながっているかと。

そこで、何を言いたいかということ、もし氾濫したときに、あそこに土のうを積まなければならぬようなことが出てくるのではないかと。そこで、県のほうにもお願いしたのですが、いずれこれは岩手医科大学と一緒にになって、今回国なり県にも、そういうような災害の発生のときに機動的に対応できるように、これを今お願いして、そして県民の、または県民だけではない、ある意味では北東北の、そういう災害時にしっかりと対応できるような。

そして、もう一つ皆さんに情報提供ですが、今亡くなられた小川理事長は、岩手医科大学の駐車場を広く取っているのです。あそこは、将来何か東日本大震災津波みたいなことがあったときには、防災ヘリの離着陸にしたい。そこで、ドクターへリとか、防災ヘリの離着陸。だから、これは矢巾町だけでできることではないので、やっぱり県にしっかりとそういうことを、この間の北上川上流でも国土交通省、岩手県からも来たわけで、そこで私訓練が終わつた後にお話をさせていただいた。

いずれそういうことが想定されるということで、そして挨拶でも言わせていただいたのですが、備えあれば憂いなしと、特にも訓練を重ねることによって人命を守ることができるわけですので、だから今いろいろご質問があったのですが、いずれ町民の皆さん的生命と財産を守るためにには、またこれからは大雨洪水で台風のシーズンの到来というか、あとは今全国各地で線状降水帯も発生しておる。大雨洪水は、いつどこで発生するか分からぬ。そのために私どもはしっかりと水防団の皆さんと水防訓練を重ねて被害を最小限に食い止める、そ

いうことにしっかりと取り組んでいかなければならないということで、みんなでこれは手を携えてやっていかなければならないということで、いずれ今後これからも総合防災訓練もありますので、議会の議員さん方はもちろんのこと町民の皆さん方にも多く参加していただいて、防災意識の高揚をしっかりと図っていただきたいということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問は、ふるさと納税のさらなる取組強化をです。

令和6年度の全国ふるさと納税状況が総務省から公表されました。一昨年は初めて1兆円を超える、昨年度は対前年比1.1倍となる1兆2,728億円となったとのことであります。当町もいっとき16億円を超えるふるさと納税を獲得した時期がありました、ここ数年は4から5億円前後と推移している状況です。当町も財政が厳しい折、町民一丸となり知恵出しを行つて増収を図る必要を強く感じることから、以下について伺います。

1、以前の質問では、ふるさと納税制度の変更や規制が厳格になり、当町には厳しい状況と答弁されております。しかし、全国の多くの自治体が同じ状況下でありながら納税額や賛同者を増やしている状況にあります。当町も限られた職員の知恵に頼ることなく、町民を含めた知恵出しで柔軟な対応により増収を図るべきと思うが、その考えを伺います。

2、本町は、音楽のまち、スポーツのまち、安全安心なまち、健康日本一を目指すまちなどなど、それに医療が充実した町、四季折々のイベント開催や農業体験、南昌山を含めた自然豊かな町など、いろいろ魅力ある町をアピールしての仕組みづくりも必要と思われるが、どこに力点を置いて取り組む考えでいるのか伺います。

3、田、畑、山で収穫される町産品を時季に合わせ、小分け配達で行えば返礼品としての賛同者に喜ばれると思うが、その考えについて伺います。

4、ふるさと納税のリピーター確保について、生産者や関係団体及び庁舎内の関係部局間で意見交換をしたことがあるのでしょうか。リピーター確保には、最後は真心と誠意を伝えることが一番だと思いますが、そのことについて伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ふるさと納税のさらなる取組強化をについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在町内の農業者や町の商工会などを通じて、新たな返礼品の掘り起こしを進めているところでありますが、より広くアイデアを募る手法について、引き続き検討してまいります。

2点目についてですが、ふるさと納税を通じて本町の様々な魅力に触れ、引き続き応援したいと感じていただけるように新たな体験型の返礼品について検討するほか、使途目的、使い道の目的をより具体的にした寄附について検討してまいります。

3点目についてですが、現在町ではお米や季節の野菜、果物などの農産物を返礼品として提供しております。長期保存が困難な農産物につきましては、天候の影響により収穫時期や収穫量に変動が生じることから、配送時期を分けて受付を行っているところですが、消費しやすい小容量、いわゆる小さな容量での返礼品について返礼品提供業者との協議の上、検討してまいります。

4点目についてですが、生産者や中間事業者、庁舎内関係部局等と随時意見交換をしているところであります。返礼品の内容以外の点でも、丁寧な対応により本町に魅力を感じ、リピーターの獲得につながるケースもあると認識しておりますことから、引き続き真心と誠意のある対応を心がけてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、答弁書を拝見し、残念でありました。4問の質問中3間に検討してまいりますと回答されていますし、4問の質問に対する答弁内容が2枚にも満たない内容がありました。このことは、私は勝手に解釈して、私9年来何度もこの項目を質問しておりますが、そういうわけだから短く答弁して意見を交わすことを望んでいるのだと感じ取りました。

そこで、提案を含めて私見を述べますが、まず音楽のまちやはばを強調するイベント開催です。その入場チケットを返礼品とする案であります。当町には、南昌みらい高校と矢巾北中学校特設合唱部の全国にも誇れる合唱や煙山小学校及び矢巾中学校の吹奏楽演奏など、県

でも東北でも有名な音楽のまちにふさわしい活動があります。プロではないので、チケットは何も高額にする必要はありませんし、収益の一部を学生の活動支援とするなど、またクラウドファンディングも含めた対応が有効と思われます。入場については、関東や関西の方も対象としますが、遠方の方より町外の近隣の方を中心とする企画がよいと思いますが、いかがでしょうか、どうお考えでしょうか伺います。

○議長（廣田清実議員） 花立未来戦略課長。

○未来戦略課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

チケットの金額とか、そういったのは様々関係者の方々と協議する必要とか、こういったことはあろうかと思いますけれども、実現の可能性としては十分あるのではないかというふうに考えます。ですので、改めてアイデアを頂戴したということで、ふるさと納税の一つの返礼品の形として何とか実現できるように関係者と検討してまいりたいというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 考えていただくではなく、やる方向でしますとか。

それから、私は何も合同練習をやる必要ないと思っています。というのは、学生さんは夏休み期間のコンクール大会に参加するために練習しているのです。それから、9月、10月の文化祭のために、それもまた練習しているのです。ですから、その練習の時期を踏まえて、空き時間というのですか、そういうところに一堂に会する、1つの学校に1時間もお願いしますではなく、30分では短いから40分程度とか、そんな感じであれば、私はイベント企画としては成功間違いないと考えます。

そういったことを、ぜひ検討しますではなく、やる方向で調整しますとか、調整した結果駄目でしたとか、それであれば私も納得します。何か前向きではない回答ばかり多くて、いつも同じ繰り返しの時間切れを狙っているのではないかという答弁ばかりなのですけれども、ここにおられる課長さん方は、歴代ふるさと納税に関わった方たち、補佐のとき、課長のとき携わった方、見ただけでも4人以上います。そういう中で、知恵を出していただきたいなと思うのが率直ですが、所見を伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） それでは、音楽のまちということで私のほうから答弁を

させていただきます。

南昌みらい高校につきましては、定期的に定期演奏会を行っておりますので、やはり南昌みらい高校さんとちょっと協議が必要になってくると思いますので、その辺のところを関係課とともに前向きに検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　私のほうからも1点補足させていただきたいと思います。

先ほど来南昌みらい高校のお話ございます。実は、今回の一般質問が出たのでというわけではなかったのですが、日程調整がどうしても顧問の先生と今日という話になってしまったので、実は今日の午前中ということになりますけれども、うちのふるさと納税の担当の者がふるさと納税の返礼品に、このチケットを使えないかということで学校側と協議をさせていただいておるというところでございました。補足させていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　ぜひそのような形で取り組んでいただきて、さっきも言ったように、結果が駄目であっても、それは致し方ない。ただ、動きもしないで検討させていただきますなんて話は、本当にしないでいただきたいというのが率直なところであります。

チケットの場合は、何もここに来たときに渡せばいいので、郵送費も何もかからないわけです。経費節減にもなりますし、そういった部分をやれば、返礼品のコスパというのですか、コストパフォーマンスが図れると思うのだけれども、そういうところもう少し考えていただきたいなと。

次に質問させていただきますが、町特産品の小分け配達の話であります。私の言っている野菜、山菜、米などを小分けして配達していただきたいサービスを、手間はかかります。でも、この部分は都会に住んでいる方にはすごく重宝するのです。例えばジャガイモを2キロ、3キロ、一回に送られても困るのです。3個、5個でいいのです。大根だって、せめて大きいのを1本、2本送られても困る家庭があるのです。米でも10キロ送られても困る。ぜひ味見してもらう程度の2キロとか5キロ、大きくても。そういう感じであれば、都会の方は収納スペースがないと私何回も言っています。そういうところを考慮してやれば、だから野菜でも何もJAさんに出すような野菜ではなく、無人販売のところで売っているような規格外

のものでもいいのです。その代わり朝取り野菜ですというような形の部分の取組とか、そうであれば、失礼だけれども、コスパの部分だって大根1本250円で計算する必要もないし、そういう形の混載で配送する、例えば1万円について3回送る。

3回送ると、配送費がかかるというのですが、配送費だって年間契約すれば3分の1削減はできるのです。私、物流にも関わっていましたから分かるのです。だから、そういうことも考えれば、配送費が高い、高い、確かに上がっています。個人であれば、最低でも1,100円かかるとか、いや、今1,350円もかかるのですかということもあります。だけれども、そうではないのです。年間契約で何百個とかという話になれば、ぐっとコストが下がる契約もできるのです。そういうところも考慮していただきたいのですが、この小分け配送サービスについてのご意見を伺います。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、小分け配送ということでございますが、現在は大体7,000円相当分の寄附に対してということで、7,000円相当分の商品についてお送りしているというような形になるのですけれども、やはり年間、6年度実績を見ると、大体20件のニーズだったというところがございます。これが議員おっしゃるとおり、もしかすると小分けのほうがニーズがあるのかなというところは感じたところでございますので、今回の一般質問のご意見も踏まえまして、小分け包装については対応できるかというところで郵送費の問題というご指摘もあるのは、そのとおりでございますので、その中で少量にして件数を稼ぐという視点で考えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　ぜひこの件も役場だけの机上では何ともならないと思いますが、生産者と合同で、共創で取り組むような形で検討を願います。

同じような質問になりますが、少額寄附への推奨の取組であります。以前矢巾の特産として山ぶどうサブレでしたか、二戸の製菓店に発注、製造をお願いした部分ありました。あの商品はパッケージ、おいしさ、料金がリーズナブルで私は気に入っていました。一度買いに行って、2度目買いに行ったら売り切れ、1個買いに行ったわけではなかったからよかったです。そんな状況で、ああいう商品がふるさと納税にあれば私はすごくいいなと。

以前紹介しましたが、上山市の上山秀～かみのやまシューというのがあるのです。スイーツです。要は単純に言えば、シュークリームです。これは、地産地消を図るために、上山で米粉、生卵、牛乳、これを地元産のものを全部使って製造しているのです。そして、今日見てきたら、今は高くなつて5個で6,000円の返礼品の対象でした。私が紹介したときは、3,000円でした。この隙間的な納税の推進で上山は、いきなり全国でも有数な納税額という話題になったこともあるのです。今調べたら、今年も売れに売れて、物によっては最大で半年待ちなそうです。これは、インターネットで今朝調べましたけれども、そんな状況です。

ですから、少額寄附、隙間です。確かにふるさと納税は減税のために対応する裕福な方が多く使われています。でも、そうではなく、町長がいつも言われるように地域を応援したい、出身地を応援したいという心には、やっぱり小分け配達とか、少額寄附は心を打つのです。そういうところを検討願いたいと思いますが、所見を伺います。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、少額寄附という考え方、まさにそのとおりだと思っております。先ほどの南昌みらいさんのチケットも、そのとおりかと思っております。チケット代が例えば仮に1,000円だとすれば、3,000円の寄附をいただければ、返礼品として成り立つという考え方になりますので、商品でも以前は議会でもお答えしたという記憶があるのですが、今返礼品の要件に合致しないということでやめたのですが、南部鉄とかというのも少額の寄附でもニーズはかなりあったということもあります。

そういうことで、ちょっと我々も気づかないものがあるのではないかということで、1点目の質問にもありましたけれども、知恵を絞ってというところで対応していきたいと思いまし、やはりここにつきましては商工会さんとか、町内金融機関さん、いろいろなところに根回しして、何か返礼品なる商品がないかというところも動いておりますので、引き続きそういう返礼品の創出について調査してまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　今課長から商工会さんと、確かに商工会さんは力になります。だけれども、私はせっかく去年立ち上げた農商工共創センター構想というか、組織があるのではないですか、ああいうところの方は、農業、工業、商業にたけています。そういうところか

らのご意見も聞きながら、またやれるか、やれないか分からぬのですが、委託するような形の、町を元気にするという目的のためにです。そういうところも、それこそ共創で考えていったほうがいいのではないかと私は思うので、ぜひ今課長がおっしゃったような取組もお願いします。

時間的に最後になるのか、2点ぐらいなのか、まず次は知恵出しの取組であります。まず、ワークショップ的会合でのアイデア創出をぜひ行っていただきたいという部分と、中高生を中心とした方々からのアイデア募集、それから昨日の答弁に町長からは医大生を巻き込んだコラボというのですか、協力いただく話をされていました。また、同僚議員の質問に、財政改善や確保、特に経常収支比率、昨年度は95.1%、それを昨日の答弁では85%程度を持っていきたいという強いお話と私は受け止めましたが、そういう部分は、やっぱりふるさと納税を活用して、16億円もらったときなんか町長すごく明るい顔して、よそに行って16億円よ、ドームも建つ、道の駅も2つも建てられるかもしれないみたいな話まで夢を大きく語ったこともいっときありました。

我々も当然視察にも行きました。ドーム、道の駅を造れないか、どれぐらい経費がかかるか、どれぐらいの運営人員でやれるかとか、そういうところまでやってきましたが、すぐ規制がかかってしまって、16億円が10億円になり、6億円になり、5億円前後になって、昨年は2億ということで、後で決算予算委員会の中で話しますが、そんな状況で、本当にこの財政の厳しい中、もう少し考えればいいと思います。

やっぱり商品開発には、小中大学生の感性が重宝される時代なのです。それから、皆さんご存じのように今はZ世代、この年代からの支持がなければ商品は売れない、ヒットしない社会なのです。これは、社会現象なのです。これは、何の商品でもそうですが、避けて通れない状況なのです。そういうことを考えて、やっぱりふるさと納税にもう一回本腰を入れて、16億集めましょうとは言いませんが、せめてコンスタントに5億から8億ぐらいの中で運営できるような仕組みづくりを町民一体となってやっていきたいと考えますが、担当の課長からの所見と、最後に町長から一言伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは、今現在いろいろと取組をしているというところではございますが、これが大きく寄附を集めるというところにはまだ至っていないというところで大変申し訳ないと思っております。

そうした中で、ふるさと納税の返礼品として人気がどれなのかなというと、やっぱり1番は肉、2番に魚介類、3番に米というランキングになっています。そこで、私どもの昨年度の反省といったしましては、米をふるさと納税で寄附金額で1,500万程度しかいただけなかつたというところで、この原因については、米の確保がなかなか難しかったというところがあります。そういうところで、既に今年度につきましては、早いうちから高橋町長も一緒に岩手中央農協にも行きましたし、あと実際のところ販売する純情米いわてさん、こちらのほうにも一緒に行って、さらなる数量の確保というところをお願いして、7年産米の寄附に係る寄附金額の向上に向けて取り組んでおるというところだけはお伝えさせていただきたいと思います。

私のほうからは以上とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、私平成27年に就任させていただいたときのふるさと納税というのは、二、三百万だったのです。今道の駅の話があったのですが、私できるのであればドーム構想を打ち上げて、できるのであればドームを矢巾に造りたいと。そのためにまず、できるのであれば、そういうことを仕掛けるのには何かということで考えたときに、ふるさと納税だったのです。

ただ、規制が非常に厳しくなって、特に原産地とか、お米もそうなのですが、肉も和牛なんかのあれも、今いわて純情米とか、それから地方農協または岩手畜産流通センター、もっと課のあれが動けばいいのですが、私はトップセールスは当然やらなければならないわけで、それで今回もお米のことで農協にも何とか矢巾町にも配慮してもらいたいということで、早く動かなければ、これはなかなかよそに、どこも競争なのです、ライバルなわけですから、市町村間です。だから、私も厳しくは言っているのですが、なかなか前に進まないということ。

今この間ある方から岩手医科大学とコラボしてふるさと納税ができるのか。これは、早稲田とか慶應の大手の一流大学、関西であれば関西大学、そういうことをやっているのです。だから、やはり情報の収集、これ。

今日赤丸さんからもなかなかいい提案があったのですが、いわゆる大口、うちのほうでも100万とかの大口の寄附、企業版であれば1,000万単位とか、そういうのも大事なのですが、やはり私どもとすれば、今日お話をあった農家の方々と、またお店をやっている方々と一緒になってコラボしてやっていくことというのは、非常に大事なことなのです。あとは、物だけ

ではなく、今言うようにいわゆるスポーツとか、音楽とか、いろいろあるわけです。例えば今度ミラノで、パラリンピックで、今高橋幸平選手がどうなるかあれなのですが、そういうのにもクラウドファンディングとか、ふるさと納税、こういうようなものを仕掛け方をやっぱり考えていかないと。だから、もっとこれは動いていかなければ。

あとは、うちのほうの一番の悪いのは、委託してしまっているから、委託イコール一緒になって共に考えて共に行動しなければ、ふるさと納税というのは前に進まないわけです。だから、そういうところをもう少し担当の課にも今話をしておるのですが、いずれみんなで知恵を出し合って、失敗して駄目元なのですから、挑戦して、挑戦したところからは次の新しい芽が出るわけです。やらないで、今日も痛いところを突かれたのですが、全部検討してまいりますと、いや、私が赤丸秀雄議員以上に本当に情けないです。だから、もう少し前向きに取り組むと。

まず、ここいろんな、例えば百姓倶楽部であれば、今アルコなんかと連携してやっているのですが、そういう農家の方々とコラボして、そして矢巾町独自の仕組みをつくってやると。それをシンセラとか何かにお願いするとお金がかかるわけです。だから、そういうようなものをどこかで集荷して、そしてそれを小分けして梱包作業をする。これは、やっぱりあとはいろんな方々の知恵と協力をもらわなければできないことなので、今後そういうことも含めて、いずれハードだけではなくソフトの面でも、ふるさと納税をしていただけることをしっかり考えていきたいなと。

いずれそういった意味で、今回私も危機感を持って実際動かせていただいているので、対応してまいりたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「この項はありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

それでは次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 3問目の質問は、上下水道設備の管理、運用について伺います。

今年1月の埼玉県八潮市下水道設備事故から、また行田市の設備点検の際ににおける4人の転落死亡事故、上水道管の老朽化による大規模漏水事故に端を発し、老朽管改修に多額の経費を要することによる水道料金値上げの報道など、全国的に住民が不安になる情報が目立つようになります。

そこで、町の上下水道設備、管理、運営状況を町民にお知らせして、安全、安心であることをアピールする必要があると考えることから、町民が容易に理解できる答弁を期待し、以下伺います。

1、水道管の老朽化対策を計画的に実施していると説明を受けていますが、20年以内に改修を要する延長数と1年間に実施する改修長、経費をどのように計画しているのか伺います。

2、上下水道管の老朽化による破裂に起因する漏水で、道路陥没事故の報道を耳にするが、本町の設備でも該当する可能性はあるのか。該当する場所があるとすれば、設置設備の経年変化に対する対応と点検強化策をどのように考えているのか伺います。

3、町の水道料金は7年前に値上げしたと記憶するが、今後5年先の水道事業会計の収支の見込みはどうなっているか。現状での値上げの必要はないと想定しているが、そのことについても伺う。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 上下水道設備の管理、運用状況についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、今後20年間に更新が必要な水道管の延長は、約50キロメートルであり、1年間の工事延長は約2.5キロメートル、更新費用は約3億円となっております。

水道管の更新については、特定の年度に事業が集中し、財源不足や人員不足となることを避けるため、可能な限り事業量を平準化し、強度の低い塩化ビニル管や敷設年度の古い普通の鉄管から優先的に更新するよう今後も事業を進めてまいります。

2点目についてですが、上下水道管は地下に埋設されている施設であるため、本町でも同様の道路陥没事故が発生する可能性はないとは言い切れない状況にあります。本町の上下水道施設の管理状況といたしましては、上水道では耐震性が低い管路で漏水が発生する可能性

が高いと想定しており、これらを早期に発見するために、毎年漏水調査を実施しております。

次に、下水道についてですが、埼玉県の八潮市で発生いたしました道路陥没事故を受け、今年度下水道管路の全国特別重点調査が行われており、本町でも雨水管で約4.5キロメートルを調査することとしております。それ以外では腐食のおそれの大きい箇所として37か所を選定しており、これらの施設を法令に基づき定期で調査を行い、施設の劣化状況を確認しております。

今後につきましては、施設の異常を早期に発見できるよう、上水道については漏水調査、下水道についてはテレビカメラ調査を継続して行いながら、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

3点目についてですが、本町の水道料金は、平成29年4月請求分から改定しております。この料金体系につきましては、平成28年3月に策定をいたしました矢巾町水道事業経営戦略において、将来の需要動向及び投資を踏まえた、財政シミュレーションにより算定しており、必要な給水収益を満たした需要と供給のバランスが取れた体系になっております。

策定から9年が経過し、現在令和8年度から令和17年度までの10年間を計画期間とする経営戦略の改定作業を進めているところであります、これまでの内容に加え、物価スライドや緻密な財政計画を踏まえた精緻な経営戦略を策定し、その中で料金改定の必要性について検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、町の水道設備については、私議会にお世話になって11年目ですけれども、10年前には大震災にも強い水道設備、老朽化対策を計画的に行っている矢巾町というフレーズで水道設備が全国テレビ放送されて、調査研究に当町に来町する市町村が多くたと記憶しております。今でも来ておるかと思いますが、そういう背景の下に、やっぱり安全で安心な水道、下水道設備なのだよということを皆さんにお知らせも含めて、分かっていただきたくて今回あえて質問させていただいております。

そこで質問ですが、令和8年度から10年先を見据えた経営戦略の改定作業を進めているとありますが、いつ頃に内容を公表できる予定でしょうか。また、今年度予算書や昨年度の決算書では、財政シミュレーションは順調と見えていますが、どうであるか、再度伺います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡上下水道課長。

○上下水道課長（吉岡律司君）お答えいたします。

経営戦略につきましては、今年度中の策定を見込んでおりますので、内容につきましては、出来上がりましたら、ご説明のほうをさせていただきたいと思います。

また、その中のシミュレーションですけれども、こちらにつきましては、水道につきましては健全な経営がなされているということでございます。下水道につきましても、現在経費回収率といったところを見ておりますと、100を上回っている状況でのシミュレーションができておりますので、ここにつきましても順調に推移しているのかなというふうには思っておりますが、いずれ下水道につきましては、非常に経営が厳しいというのでは事実でございますので、そういう現在検討中ということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）ぜひ、来年度、8年度、そこに向けた策定ということで今やっているということであれば、できれば予算書が出る前に事前説明を願いたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで質問は、八潮市の陥没事故を踏まえ、全国特別調査の指示が出されていますが、これは私が知るところでは、管径が、管路内径2メートル、埋設時期が30年以上、こういったものが該当すると思っておりますが、本町でも報告する義務があるのでしょうかということと、また町内37か所を選定し調査を行いとありますが、これはどのような条件での調査であり、作業内容はどのようなことになるのか、その辺伺います。

○議長（廣田清実議員）吉岡上下水道課長。

○上下水道課長（吉岡律司君）ご説明いたします。

産業建設委員会のほうでも私ども説明させていただきまして、その際に口径が私ども800ミリというご説明を差し上げていたと思います。今回2メートルを超える部分で調査対象になるのかというご趣旨かと思いますけれども、実は私ども産業建設委員会でご説明差し上げましたのは、污水管と言われる部分です。雨水公費、污水私費という原則がございますので、私ども事業として行っている部分につきましては、污水の部分で説明差し上げましたけれども、今回対象になったのは、雨水管というところになりまして、それが対象になったということでございます。

もう一点でございますが、37か所ですが、こちらの調査箇所ですが、老朽化が進むところ

と管種と、あと落差が60センチ以上あるところ、そういったところが空気に触れるところになりますので、それが該当箇所になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 行田市の転落事故による4人の死亡が出ておりますが、私も特定化物質作業技術者という免許は持っていますが、あれから考えれば、あの転落事故なんて全然考えられないのです。なぜかというと、必ずマンホール作業をするときは、救急救命胴衣を持参ということになっているのです。当然測定もする。ああいう深いところの調査をするのに持っていないといふ事態がちょっとおかしいなと。

それで聞きたいのは、今課長がおっしゃった37か所の中に、やっぱり埋設深度1.5メートルとか以上、もしくは2メートル、2.5メートル以上の箇所は、矢巾町にはあるのでしょうか。汚水ますも含めてですが、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡上下水道課長。

○上下水道課長（吉岡律司君） お答えいたします。

管渠の埋設深度でございますけれども、私どもの管渠で一番埋設が深いところが約8メートルになります。浅いところで1.2メートル、平均ですと大体3.5メートルぐらいの埋設深度になっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 監視カメラ等の点検が主だと思いますが、その辺、ぜひ注意して作業を指示していただきたいなと思います。

それで最後になるのか、質問させていただきますが、10年前に全国にアピールできた矢巾町の水道設備でありますか、今でもこの部分については、全国の他市町村から視察に来られているのか。

それから、今矢巾町としては、そういう点で全国にアピールもしくは矢巾町としてこの設備について誇りを持ってアピールできるものがどのような状況になっているのか、その辺をまず伺います。よろしくお願ひします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡上下水道課長。

○上下水道課長（吉岡律司君） お答えいたします。

私たちももこういう取組、サポーターワークショップという形で行っておりまして……
(何事か声あり)

○上下水道課長（吉岡律司君） サポーターワークショップという形で行っておりまして、平成20年から始めて、これまで82回を数えます。その82回のうち海外とかの受入れなんかも2件ほど行っておりますけれども、そういった中で矢巾町の取組が、この施設に限らず、今日議員がおっしゃるとおり、住民の皆さんにいかに分かってもらうかといったところが注目されているところだと思います。

これにつきまして近年といいますか、コロナ後になりますけれども、昨年度は5回の見学の受入れを行っているところでございますし、大学生の論文のテーマに2件なっているような状況でございます。また、電話での照会につきましても寄せられているところでありますと、今年度は2件の視察希望がございましたし、電話での照会が2件ございます。

決して新しい設備ではないのですが、どのように維持管理をしながら健全に施設を維持していくのかということにつきましては、非常に重要なことでございますので、こういう取組をぜひPRしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 最後に確認したいのは、やっぱり町民は、安全安定供給の水道、下水設備ですが、全国的に課題となっています料金改定だと思うのです。来年度から始まる10年計画の経営戦略改定作業、内容はまだお話しできないと思いますが、イメージでいいのです。まだ物価高騰とか、いろいろな諸要件があっても、何とか二、三年は今維持できることか、5年先には考えていかなければいけないのか、何か抽象的でもいいからお話しできることがあればお聞きして、最後の質問といたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡上下水道課長。

○上下水道課長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、水道料金のざっくりとした仕組みなのですけれども、水道料金と下水道使用料を間違わない程度の簡単な資金にしますと、分子がかかる費用、そして分母が使用者の数という計算式で成り立ちます。今後どのようなことが進んでいくかというと、老朽化が進む中で更新や修繕費が増えていくと分子が大きくなります。反対に人口が減っていきますので、そ

すると分母が小さくなり、どうしても1人当たりに負担が増えるという構造的な問題に直面しているのが今の日本の現状で、町も例外ではございません。そのために経営戦略を策定して、答弁で申し上げましたように、平準化や財務の検討をしているところでございます。

料金改定の可能性があるとすれば、下水道使用料になりますけれども、下水道使用料につきましては、補助金制度の見直しでありますとか、県負担金の増加あるいは物価高騰という外部要因が非常に大きな影響を示しておりますが、ここにつきまして3年間というふうに、今年度含めまして3年間という部分につきましては、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄っているかという目安になります経費回収率というものがございますが、それが100を超える水準となると推計しておりますと、こちらにおきましても3年間程度、こちらにつきましても使用料の改定の予定はないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）以上で16番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

次に、3番、横澤駿一議員の質問を許します。

横澤駿一議員。

1問目の質問を許します。

（3番 横澤駿一議員 登壇）

○3番（横澤駿一議員）議席番号3番、不來方の横澤駿一です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問1、誰もが活躍できるまちづくりに向けた自治体職員のバックアップ体制について。町民一人一人が自分らしく働き挑戦できる環境をつくることは、町の持続可能性を高める上で重要であります。本町では、女性管理職の割合が依然として低く、若い女性の町外流出や職員の離職率の高さも課題となっています。このような状況の背景には、性別やライフステージによる構造的な就労環境における壁があると考えます。そこで、誰もが力を発揮できる町を目指す観点から、以下の点について町長へお伺いいたします。

1点目、職員配置と登用の公平性について、鳥取県では長年女性職員が庶務に固定されていた配置慣行を是正した結果、女性管理職比率が全国トップとなっています。本町においても、性別による業務配分や異動、登用機会に偏りがないか構造的な検証を行う必要があると考えます。本町では、職員の配置や人事異動における性別の偏在を把握、分析しているか。

また、昇進やキャリア形成において公平な機会が確保されていると考えるか、町の見解をお伺いします。

2点目、ジェンダー平等の推進は、単なる人事や職場環境の課題ではなく、町全体の持続性や魅力を高めるための中核的な自治体戦略であります。とりわけ若者や女性に選ばれる町となるためには、行政が率先して多様な価値観を尊重し、公平性を担保する姿勢を明確に打ち出すことが重要であると考えます。

兵庫県豊岡市では、若い女性が戻ってこないという危機感を出発点に、ジェンダーギャップ解消とデジタルトランスフォーメーションを町の未来ビジョンの両輪として位置づけ、小さな世界都市構想の下に改革を進めておりました。資料1につけさせていただきました豊岡市の男女共同参画に関する計画の一文を抜粋させていただくと、はじめにの部分に、多様性はまちの原動力になると信じていますと打ち出されております。私もこの記述に同感します。特筆すべきは、市民や企業、行政が対話を重ねながら未来のビジョンを共に描くバックキャスティングの手法を用いて政策を立案してきた点であります。これは、単なる政策の一環ではなく、地域の意識改革を促すプロセスそのものであります。

こうした先進事例を踏まえ、本町においてジェンダー平等や多様性の尊重を町の中長期計画、例えば総合計画や人材育成方針などにどのように位置づけているでしょうか。また、戦略的なまちづくりとしての位置づけとして、豊岡市のような学びと対話に基づくビジョン策定手法を矢巾版としてフューチャーデザイン手法も取り入れ導入してはどうでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 3番、横澤駿一議員の誰もが活躍できるまちづくりに向けた自治体職員のバックアップ体制についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、職員の配置や人事異動を行う際は、性別を問わず人事に関する自己申告書及び人事評価を基に、職員それぞれの意向や状況、取得資格、経歴及び適性などを踏まえて行っておりますが、技術職については男性職員のみ、保健師等の専門職については女性職員のみの職員構成となっている職種もあることから、これらの職種が必要とされる課においては、性別の偏りが生じていることは把握しております。

また、昇進やキャリア形成については、職員それぞれの意向、能力及び実績に基づき行っており、性別によって妨げる事項はないことから、公平な機会が確保されているものと考え

ております。

2点目についてですが、本町では第8次矢巾町総合計画前期計画において、「みんなで築く 躍動感あふれ 幸せな未来へ進化するまち やはば」という基本理念の下、誰一人取り残さない社会を目指すまちづくりという施策の柱の初めに、SDGsの推進を掲げているところでございます。その中でも、ジェンダー平等や多様性の尊重は、これからの中社会に必要不可欠であり、学習会の開催やサポーター養成などを通じて、お互いの意思と選択とを尊重し、多様な個性や生き方、また性の在り方を理解し合って生活することのできるまちづくりを推進しております。

議員ご指摘のとおり、庁舎外においてもジェンダー平等な社会をつくっていくことが本来の目的であり、多様性という観点から、本町ではパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入するなど、あらゆる立場の人の人権と生活を支えてきていたところであります。

今後におきましても、第8次矢巾町総合計画前期計画にあるSDGsの推進に努め、ジェンダー平等を町内各地域単位でも実現できるよう、戦略的に取り組んでまいります。

また、ビジョン策定手法につきましては、他自治体の先行事例等も踏まえながらフューチャーデザインを含めたよりよい手法を検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） まずは、職員のバックアップ体制という質問に対して、そういう認識で再質問させていただきます。まず、このジェンダーという言葉が独り歩きしてしまっている現状もあるかと思いますので、この考え方についてちょっと認識を町のほうにもお伺いしたいと思います。

私自身男ばかりとか、女ばかりだけだというのがジェンダーの本質ではないと思います。性別によって固定された役割や差別や偏見をなくし、全ての人が生まれ持った性別にかかわらず責任、権利、機会を平等に分かち合うこと、物事を一緒に決めることができる社会であることというのが、この本質であるのではないかと考えます。

先ほど答弁のほうにも、男性だけがいる職場があるとか、女性の比率が高い職場があるというところもありましたが、町の男女共同計画とかにも、今私が言ったようなことは書かれているので、男ばかりでは駄目だとか、女ばかりだからいいとか、そういう問題ではないという認識でいるのかどうか、そこをお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まさしく議員おっしゃるとおり、男、女、そうでなければならぬという考え方が無意識の差別につながるというふうに考えてございます。そういう部分で本町といたしましては、男性、女性分け隔てなくということで、むしろその人を見るときには、その個性なり、技術なり、特性という部分で、人事の部分でも把握するように努力してございますので、そういう観点から、これからも参っていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりそういった視点こそが本質にあるということは理解できて、そこはよかったです。

そして、答弁にもありましたとおり、現在矢巾町は公平な機会が確保されているということでした。ですが、この質問書にも入れました鳥取県の事例、それも元鳥取県知事の片山善博、大学の先生をやっているのですけれども、教授の方が先日町村議長会の研修で岩手に来られて、私も参加して講話をお聞きしました。片山元知事が就任した際も、今の矢巾町のような現状だったそうです。公平な機会は確保されている。ですが、実際庁舎に入ってみると、女性の管理職が少なかつたり、意思決定の場に男性とか偏りがある。だから、まちの実効性のある政策が打てないという課題感を持っていたそうです。だからこそそこでは、戦略的に配置を是正している仕組みを導入したというお話をお聞きしました。

まず、今の矢巾町の職員人事異動の取組、公平な機会が確保されているとありましたが、これはいつ頃からこのような体制づくりが進められていたのか、ざっくりでもいいので、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

町長答弁でもございましたが、人事評価を本格的に施行したのが七、八年前というところで、その頃から自己申告書という形も取りまとめるようにしております。この自己申告書の中では、当然個々のそれぞれの事情もありますし、将来の自分の設計みたいなものもございますので、そういう部分も自己申告書に書いていただいて、お一人お一人聞き取りするような形をさせていただいているという状況で、大体七、八年前から本格的にそういった形で

導入させていただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり七、八年前からということで、ある一定程度の検証というのができる時期ではないかと思うのですけれども、この導入前と導入後、変わった点など変化がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） うちのほうの女性職員が、この間人事院の関係で研修に、私もそれを非常に興味深く見させていただいたのですが、今回の法律の体系で見たときに、女性職員の活躍と、そして社会環境の変化がどのように変わってきたのかと。そこで、大きな岐路になるのは、2010年までは男女間の賃金格差の是正、そのために国ではいろんな政策を講じてガイドラインをつくったり、それまでは格差を是正するための方向のためのいろんな法律、ガイドラインの改正、そして2015年以降においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律というのが出されたのです。これがまさに女性であっても能力の発揮ができるのだと、この2015年が大きな分かれ目になってきている。今からちょうど10年前です。

それに従って、まず国なり、県なり、市町村が動いてきておるということで、やはり大きな流れとしては、そういった2015年以降です。だから、私は、今横澤議員からは、管理職の登用が少ないのでないかと言われているのですが、ただ本町では女性職員の割合が非常に大きいのです。だから、今そういった女性の能力を発揮できる2015年に法律がつくられたのですが、これからは間もなく女性の管理職が増えてきますし、だからそういう意味では、いま一つある意味では、そういうプロセスの中にあるということで、何か横澤駿一議員の質問を聞いていると、女性蔑視ではないかという心配があるのですけれども、これが逆になる時代が来るのではないかと。そういういろんなことの制度、仕組みがつくられてきているということで、本当にこれから女性職員の活躍、そのためには私たちは彼らも変わらなければならないのです。そこを総務課、特に人事を掌握しているのは総務課ですので、総務課の職員には、そういうことはよくしっかり勉強していただいてサポートしていただく。

私のさっき答弁の中でもあるのですが、今保健師でもなかなか課長にはなれないわけです。例えば保健師が課長になるためには、健康長寿課とか、こども家庭課とか、福祉課、そこで今保健師を束ねる統括保健師という制度があるのです。こういうようなものを将来は矢巾町

でも導入していかなければならない。

昨日かな、社会福祉士今4名おるとお答えさせていただいたのですが、将来はそういった専門職の管理職も考えていかなければならぬということで、そして今鳥取県の仕組みとか、知事さんやられた方のお話があるのですが、矢巾町としても一つ一つ丁寧に課題を拾い上げて、人事制度は特に男女の差があつてはならないことなので、そのことにはしっかり取組をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）やはり今町長の答弁からありましたように、私も肌感では職員の男女の割合というのは、非常にバランスが取れているように感じます。だからこそ女性ならではといいますか、男性は子どもが産めないわけありますので、そういったキャリア形成の中でアンケートとかを取っているということだったのですけれども、そのアンケートを取る前段階のところで、偏見までは行かなくても、無意識の思い込みと言われるアンコンシャスバイアスというところ、周りを見るとやっぱり職場内だと男女のバランスはいいかも知れないですけれども、地域社会レベル、家庭内だと、やはり昔ながらの流れといいますか、女性は家でみたいな、男性は稼げみたいな、逆のパターンもあると思いますけれども、家庭内のバランスはお母さんのほうが強かったりとか、いろいろあると思うのですけれども、そういったところからアンケートをする前段階の意識というところが非常に重要になってくると思います。

今ある割合のまま、意思決定の場にそのまま女性職員が行くというプロセスは実現できると、やはり私のこの目的というのは、やはり実効性のある政策をどのように打ち出していけるかというところです。やはり意思決定の場に偏りがはつてしまふと、町は男女同じ割合なので、男女だけではなくて障がいを持っている方もいっぱいいます。そういうところの視点が抜け落ちるのではないかと思っています。だからこそ、そういうアンコンシャスバイアスという点に目をつけていくことが重要だと思いますが、町として、そこに今まで切り込んだことといいますか、そういうところに視点をつけて人事異動や、その施策に取り組んだことがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）お答えいたします。

町の職員、町長からもお話をございましたけれども、ほぼ半々、男女それぞれの割合という

ことで、会計年度職員も含めますと、むしろ女性のほうが多いということで女性の力のほうが強くなるのかなというふうに私は思っております。

こちらのアンコンシャスバイアス、無意識の差別というところでございます。まさにこういった情報発信をするというのは、役場の非常に大切な役割の一つだというふうに考えてございます。そういうたつ発信する一つとして、やはり子どもさんが生まれた際の育児休業等も、男性職員だって当たり前なのだよということで今は、あまり声を高く言うのはあれなのかと思ひますけれども、休んでくださいというような情報発信も実は職員のほうにはさせていただいておりまして、ほぼ男性職員も育児休業を取るような形になってございます。

そういうたつ部分で役場から地域、町内の事業者なり、町民に対して、こういった発信をさせていただいて、そういうたつ差別などが当然ながら社会にできるように一つ一つ小さいことかもしれませんけれども、役場から発信できる部分についても努力しているという状況でございますし、また庁舎内の職員に対しても、こういった研修等も昨年度もいたしましたし、今年度もしっかり取り組んで、それが地域に波及するように努力してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　今総務課長が答弁したとおりで、今アンコンシャスバイアスと、どうも私発音がうまくなくてあれなのですが、いずれ私たちのときは男は仕事と、女は家庭だと、そういうふうに決めつけていたのです。それから、私たちが役場の入ったときは、男たちはまず主要な仕事だと、女性はまずその補助的な仕事をやると。だから、私たちのときなんか役場に来たとき、女性の職員の人でお茶を入れたり、今はそういうことはないわけですから、逆に男の職員たちがお茶を入れるような、そういうことでなければならぬのです。そういうことです。

今言われると、どきっとするのですが、女性は管理職に向いていないとか、それはもう昔の過去の話なのです。だから、そういうことを高橋昌造は、それを幾らか引きずっているかもしれませんのが、いずれもうそういう、そして今女性活躍がなぜ必要とされるかということは、やっぱり急激な少子高齢化と、それから男性だけでは労働力が、職員だって確保できないわけです。だから、そういう社会的な背景、または社会構造が大きく変化してきていると。

だから、例えば今うちの職員でもそうですが、女性の方々が育児休業なり、産前産後の休暇を取るのは、これは当たり前。今は男性も取れるのです。だから、そういうことに理解度

がなければ駄目な時代なのです。だから、そういうことをやっぱり職員一人一人が自覚をして、そして支えてやる。また、支えられた職員は、支えてもらったことに今度はしっかり応えていくと。それが私は、まさに徳に報いる報徳の心だと思うのです。それが当たり前だということではなく、そういうことに報いる心をこれから要は醸成していくことが大事ではないのかなと。だから、そういった差別というか、偏見とか、そういうようなものは今後なくしていかなければならないし、そのためにみんなで力を合わせてやっていかなければならない。

だから、さっき言ったように、2015年にあれして今10年たっているのですが、それでもまだまだ改革の途上なのですが、いずれはそういうことのないような、差別的なあれがない、みんな平等で仕事に取り組める、また活躍できる機会を担保できるように取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 質問の途中でありますけれども、ちょっと細切れになってしまいますけれども、ここで暫時休憩に入って再開を1時といたします。

ちょっと細切れになって申し訳ないけれども、ちょっとうまく、これからまだあるでしょう。

では、ここで休憩を取ります。昼食のための休憩を取りますので、よろしくお願ひします。
再開を13時、午後1時といたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

再開に際しまして、まず、先ほど傍聴人から聞こえないと発言ありました。なので、質問者、答弁者はマイクをしっかりと上げていただきたいと思います。

それから、傍聴者の皆さんには、矢巾町議会傍聴規定6条の規定により、傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、示威的行為または議場の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為はしてはならないという規定がありますので、よろしくお願ひいたします。

また、それでも聞こえない場合は、一度退席して議会事務局のほうに御相談いただければ、何らかの対処をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。いずれ傍聴席からの発言は認めませんので、よろしくお願ひいたします。

ちょっともう少しきつく言うと、それでも注意喚起をしますので、それ以降のときはまた

それなりの対処したりしますので、よろしくお願ひします。

それでは、本当に途中でございます。横澤駿一議員の再質問を受けます。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） アンコンシャスバイアスが働いていて、そういったアンケートとか、職員の希望を取る前に、そのせいで思ったような人事配置に、本来なら願うべき人事配置にならないようなという質問をして、答弁をいただいたところでした。

やはり先ほど来行政側からの答弁にもありましたとおり、今現状の職員自体のバランスは整っているということで、そういった方々が、七、八年前から徐々に成長していって、いずれ数年後には管理職というか、意思決定の場にもそういった女性の方も男性の方も平等にいるだろうというふうな答弁でしたが、実際、そういったこれまでの多分七、八年前からこういった追跡というか、今の制度を導入しているということなのですけれども、その当時から考えると、その間にかなりレベルアップというか、昇進していっている職員もいるのかなと思うのですけれども、そこら辺の追跡の調査というのはやられているのでしょうか。男性も女性もどの課に行ってどこの職に就いているとか、どの立ち位置に就いているとか、そういったことがやはり将来的に見ると、意思決定の場に女性の立場も迎え入れるようなことにつながると思うのですけれども、そういったところはどのようにになっているか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、職員の男女人数でございますが、令和6年度につきましては、正職員が男性が102名、それから女性が71名で合計173名で数えてございます。それから、会計年度職員が男性が48名、女性が90名という形で総数311人という人数という形で、具体的にそれぞれの部署の割合ということでございますが、係長級で申し上げます。係長級、男性が16、女性が11ということでも、ほぼ半々に近づきつつあるのかなということで、補佐級がちょっと開いております。男性が15人、女性が4名という形で、管理職については御覧のとおりという形になってございますが、徐々にですが、こういった差はなくなるように年度、年度変わっていくのかなというふうに我々は把握してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりそういった徐々に変わっていくというふうなことは、ある程

度のKPIといいますか、数値で明らかになっているのか、それともちょっと希望的観測も含めてのことなのか、その点をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

質問冒頭でも申し上げましたが、人事につきましては命令でございます。命令といった中で、それぞれの個性や専門的な知識等もあった中での配置ということになりますので、ただただ男性だから、女性だからという部分での配置ではないということですので、統計的にどうなのだという部分には当てはまらないのかなと思っておりますが、そういった配置もしっかりと頭に入れながら我々は活動しなければならないという意識でいるというところで御理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 統計では取れないけれども、命令ですから。

その他再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりどうしてもスキルによってというのが、まず一番だと思います。それから、そこに至るまでの改革というところにメスを入れないと変わっていかないのではないかというのが、ちょっと私の質問の趣旨というか、鳥取県とか兵庫県豊岡市の事例も含めると、古くから日本全体を考えると、先進国ではジェンダーバランスというのがやはり最下位のまま、バランスが取れていない。これは、議員のほうもそうだと思います。国会も含めて、やはりそのバランスというのが、まだまだ女性の社会進出というところが下支えされていないのだなというところがあります。だからこそ、そこをちょっと仕組み化する。多分同時期に同じ学力で同じ大学を卒業して入ってきた職員を兵庫県豊岡市ではずっと十数年追跡していくところ、その当時は入り口は平等だったのに、管理職になるときには、女性の方はずっと庶務の係にいたとか、男性の方は管理職になっていたという結果もあります。そういうところ、これは中長期的な視点で考えると、そういう追跡調査というのが、これは監視するという意味ではなくて、町の将来を考えた上で必要ではないかと思いますが、その点職員のバックアップ体制について最後に質問させていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

中長期的な考え方という部分で先に申し上げればよかったですけれども、女性活躍推進

法に基づく特定事業主行動計画に基づきまして、そこら辺について理念的な部分もあるのですけれども、そういった考え方については定めさせていただいております。

これから中長期的にアンコンシャスバイアスにならないようにということの考え方については、やはりそれは数値的に女性を何人管理職にしますよとか、男性を何人落としますよというような数値目標がなかなか難しいのではないかというふうに考えてございます。ただ、難しいからできないというのではなくて、そういった部分も加味しながら、しっかりした配置をしていくということで、最終的には町長の判断と、人事権ですので、そういった部分については総務課、それから町長の指示をしっかり仰ぎながらやっていきたいと思いますし、統計的に取らなければならないのではないかという部分について、結果論としての人数を押さえるのではなく、将来的にこうあるべきではないかという部分について、統計にはならないかもしれません、考えをしっかり持ってやっていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　男女共同参画の関係で私のほうから追加で答弁をさせていただきます。

このアンコンシャスバイアスにつきましては、家庭や地域社会のあらゆる場面に慣習のように根づいているものだというふうに認識してございます。

先ほど横澤駿一議員からもお話がありましたとおり、様々な場所で議論が必要というところにつきましては、今年度男女共同参画のマスタープランの改定の年でありまして、今町民の方々にアンケート調査を行ってございます。それと男女共同参画懇話会というものがありますので、そういったところで議論を交わしながら、このプランの改定に進んでいきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「この項はないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　質問2、人と魅力がつながる持続可能なまちづくりに向けて。本町の魅力を高め、子育て世代も含めた町内外の交流人口を増やすことが持続可能なまちづくり

に向け必要と考へることから、以下、町長へお伺いします。

1点目、人口減少が進む中、単に税収増や移住、定住施策に依存するのではなく、矢巾町に関わる人を増やし、町外からの経済効果を獲得しつつ、地域内で経済を循環させる仕組みづくりが必要と考えます。また、今は行政でも稼ぐ時代であり、ビジネス的な視点を持った行財政運営が求められていると考えます。行政主導であれ、民間との連携であれ、そうした考え方を基盤に事業を進めていく必要があると考えますが、町の見解をお伺いします。

2点目、その一環として、得意な産物を生かしたシティプロモーションを再提案させていただきたいと思います。例えば以前私が質問しましたチャーハンのまち構想のように、商工会や飲食店、町民、来訪者をつなげる仕掛けは、単なる食のイベントにとどまらず、矢巾町の農産物を前面に打ち出し、生産者と消費者をつなぐツールにもなり得ると考えます。

昨年来米をはじめとする農産物の不足による諸問題は全国的な課題となっていますが、農業政策そのものは国が担うとしても、人と農をつなぐ役割は本町もハンドルを握っている部分であると考えます。こうした農業後押しの観点も含め、町のシティプロモーションとしての展開についての考えをお伺いします。

3点目、子育て世代の定着や交流人口の拡大のためには、子どもの遊び場の整備が不可欠であります。住民から要望が上がってくるように、特に小学生以上が安心して遊べる場所は不足しています。そこで、町内公立小学校の体育館など既存施設にエアコン設置による暑さ対策などの環境を整え、休日に遊び場として開放するなど有効に活用し、新たな居場所として機能させることができると考えますが、見解をお伺いします。

また、山形県山形市の子どもの遊び場、通称コパル、これは資料にもつけさせていただきました。御覧のように体育館フロアを日中は遊び場として無料開放し、子どもから高齢者まで多くの来訪者を県内外から呼び込んでいった事例がありました。

本町においても、広域的な視点を踏まえた子どもの遊び場づくりが未来を見据えた交流人口の拡大につながると考えますが、見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　人と魅力がつながる持続可能なまちづくりに向けてについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、ビジネス的な視点を持って財政運営を行うことは、人口減少などによる社会構造の変化に対応していく上で必要な視点と捉えております。公共事業の実施に

おいても、原価を意識して費用対効果を検証し、目標効果に満たない事業の廃止や改善を行うことで投資効果を最大限に発揮するよう努めてまいります。

なお、財政面では、財政調整基金等の基金残高を活用して債券を購入し、利子収入を売ることで歳入確保に努めています。

また、行政課題について、行政だけでは解決できないものを民間との連携により、お互いの目的を達成できる取組を進めております。一例としては、やはラヂ！などの町の広報媒体の企業広告により町内企業のイメージアップと併せ、町は広告掲載による税外収入を得るなどの事業を行っており、今後も連携できる取組の展開を進めてまいります。

国が閣議決定した地方創生2.0基本構想においても、人口減少を正面から受け止めた上での施策の展開が提唱されているとおり、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる施策を進めてまいります。

2点目についてですが、農産物を生かしたシティプロモーションにつきましては、飲食店等を介して、町のいわゆる町産農産物の付加価値を高め、より魅力のある品として消費者にお届けすることで、地域内経済の好循環を生むものと考えております。

今年度は、矢巾町特産品開発支援事業として、町産農産物を使用した特産品の開発を行い、町産農産物の魅力発信と消費拡大を図るため、現在選定した事業者の創意工夫とコーディネーターの支援により新たな特産品開発に取り組んでおり、秋まつりでの試食会に向け準備を進めています。

また、秋まつりにおきまして町産農産物の情報発信を来場者が積極的に行うような仕組みづくりも検討してまいります。

3点目についてですが、現在町立小中学校の体育館は、休日には一般向けに開放し、地域の行事やスポーツ活動に利用されていることから、他の用途として開放することは難しいと考えております。

町では、子育て世代の定着や交流を促進することを目的に、矢幅駅前に矢巾町子育て世代活動支援センターを設置し、町内外の方々を問わず、親子の遊び場や一時預かりなどを提供することで未就学児及び保護者に対する子育て支援策を実施し、交流人口の増加にも寄与しているものと認識をしております。

小学生以上の遊び場については、山形市のような大規模な施設を町単独で建設及び維持することは難しいと考えており、子どもの遊び場づくりにおいても、必要性も含めて近隣の市と町と連携した広域的な検討が望ましいものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） それでは、1点目の質問から再質問させていただきたいと思います。

これは、やはり答弁にもありましたとおり、人口減少を真っ正面に捉えた取組というのが国のほうでも出されております。矢巾町においては、人口減少が比較的他市町村に比べると緩やかだというところがありますが、やはり2040年頃までには大幅な人口減少が見込まれ、さらに仕事の担い手という観点からはリクルート社が調査し、2040年にはかなりのインフラを支えるような人たちが足りなくなってくるというデータもあります。だからこそ人口増に頼らないような安定的な財政基盤の確保という、かなり無理難題なことに直面するような時代になってくると思っています。そういった視点から、今単体で出している公共事業などの事業費をどのようにして町の経済効果や人の流れにつなげるかというところが必要だという視点で質問させていただきました。

答弁の中では、一例として広告収入の件を挙げていただきましたが、やはり単発の事業や個別の取組だけを見てしまうと、それだけで事業が完結してしまうおそれがあると思います。だからこそ、その単体の事業がほかの事業に波及していくという点も加味して事業を行っていく必要があると思います。

その効果を検証することというものがやはり大事ではないかと思うのですが、本格的な戦略として稼ぐという点を推進していくためには、やはり成果をはかる物差し、KPIというものが必要ではないかと思いますが、実際そういったものが導入に際してできるのかどうか、またはなかなか難しいところもあると思うのですけれども、そういったことも踏まえて事業を行っていくことが必要ではないかと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁でもございましたのは一例でございますけれども、各部門におきまして、やはり民間企業との連携というところはあるものでございまして、その一環で答弁では広告収入を申し上げましたが、それ以外にも、例えばですけれども、ちょっといつも私が担当してきた話ばかりで申し訳ないのですが、例えば役場の敷地内にあるリサイクルモアなんかもそうだと思うのですが、あれはやはり廃棄物事業者さんの一つの事業としてやっている。それは企業の利益につながることでありますけれども、一方我々町とすれば、ごみの減量、そ

の減量によって経費を削減できるという、それぞれの2つの効果を目的としてやっているもので、こういったのを増やすことによって、町の経費を少なくしていく。これはやはり先ほどお話をあった人口減少においてもそうなのですが、全てを行政だけで賄うのではなくて、企業活動との連携によって役割分担ができるところはするということが今後どんどん必要になっていくと思っております。それをKPIの部分で示せるかというと、なかなか難しいのですが、それによって例えばごみの量が減ったとか、そういったのをKPIとして取ることは可能なのかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりそういった取組、小さく小さくやっていってはいるものの、それがやはりちりが積もれば山となっていくようなことにつなげていければいいなど私も考えております。

それと、人口減少を真っ正面から受け止めた上で、これから事業を行っていく必要があるという答弁でしたが、やはりそうなった場合、矢巾町単体ではなくて盛岡圏域の広域での考え方というのが非常に重要なと思っております。人の交流というのが、やはりビジネスチャンスも生まれますし、町としてもある一定程度の何かの指標になることが多いと思います。

一例ではありますけれども、やはり矢巾町、ひまわりパーク、一番来訪者が多い場所ではないかと思います。交流人口を増やすという点では、もう定着をしていて、ある一定程度の効果が出ていると思います。やはりこういったひまわりパークという単発の事業であっても、紫波とか、盛岡とか、あるいは県外から人が集まっています。そういう点を踏まえると、ほかの市町村の何かのまちづくりの計画とか、紫波町のエリアの計画とかに矢巾町もしっかりと耳を傾けるとか、その計画のパブリックコメントとかに参画していくような、職員も出していくような取組がやはり必要だと思いますが、これまでそういった他市町村の都市計画とか、そういう段階のところに職員が行くことはあったのかどうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

特に私就職した30年以上前の頃と比べて今を思いますと、やはり盛岡圏域の市町での連携あるいはいろんな協議の場が増えていると感じております。やはりそれはバブル崩壊後、それぞれの市町でいろんな箱物を含めた公共事業をやろうとしたときに、もう無理があるとい

う時代を迎えて余計そうなったと思っております。

特にも、例えば田園ホールですと、本町にある文化会館を使って、隣の紫波町の、例えば子どもさんが使うとか、あるいは逆に紫波町の陸上競技場を本町の子どもさんが使うとかというふうな、こういう連携もやっておりますので、そういう取組というのは、今後も増えてくるものと思っておりますし、あるいはいろんな施設の更新を考えたときに、やはり単独でできないものは、そうやって広域で考えるというのは、どんどん、どんどん進んでいくことかなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 職員のほうのやっているか、やっていないかを聞いています。

やっていなかつたら、やっていなかつたで。

田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） それぞれの都市計画だけにかかわらず、例えば我々当課のほうだと公共交通関係もありますけれども、いずれ広域で共に話し合っているのは事実でございます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、私のほうからも補足させていただきますが、今盛岡広域3市5町、そしてこの3市5町の首長たちが集まって、この間もいろいろお話し合いをしたのですが、その中でいろんな戦略を考えていかなければならぬ。

例えば矢巾町で、これは矢巾町だけではないのですが、岩手医科大学と内丸メディカルセンターが今度4月から矢巾の附属病院にまず統合すると。今のところの情報では、総合的な診療のあれば残すようなのですが、いずれそうすると、もう矢巾町だけの問題でないわけです。例えば盛岡の内丸メディカルセンターがなくなると、いろんな病院、かかりつけ医があるわけですが、それでも医大に来るためには、まず患者さんの通院、それから学生の通学、そして今までメディカルセンターでお勤めになっている人たちの通勤、こういうものをどうするかと。今からそういった枠組みは、各市町だけではできなくなってきたていると。

今一例を挙げたのですが、だから例えば今滝沢から盛岡の内丸メディカルセンターにお勤めになっている人が、今度矢巾の医大に来なければならない。そのとき電車を利用するのであれば、IGRとJR、今これも何本かは通っているのですが、これをまず強化してもらわなければならないとか、そういう公共交通体系の構築の在り方、これも単独ではもう考えていけないと。

先ほどもお話ししたのですけれども、ドクターヘリポート、これだってやっぱり何か県管

理河川の岩崎川が氾濫したと、これは矢巾町だけではできない。ヘリポートのあれは、それこそ医大の屋上ではない、いわゆる1階の。そうすると、何か平成25年8月7日のような大災害があったときは、土のうか何かを積まなければならぬ。そういうときは、3市5町なり、県も一緒になってやってもらう。

だから、これからは、今矢巾町と紫波町さんとは、例えば田園ホール、そういう機能は紫波町にないわけです。そして、運動公園は紫波町にある。お互いのいいところを取って利活用していきましょう。だから、公共施設を単独で造っていく時代というのは、これから考えなければならない。

そして、人口減少で働き手が減ると、労働力不足。そのときに外国人の実習生の受入れ、こういうふうなものもどうしていくかと、矢巾町だけの問題ではないわけです。

だから、そういうことを、やはりこれから盛岡広域という視点で考えていかなければならない。だから、これからますます盛岡広域、この広域行政というのは非常に大事になってくるのではないのかなということで、いずれそういう広域的な視点から、昨日もあれなのですが、鳥の目で見るか虫の目で見るか、これからいろんな見方もあるわけですし、そういうことにしっかりと対応しながら行財政運営を構築していかなければならない。

矢巾町だって令和元年に200人生まれた赤ちゃんが、もう3割減って140人と、本当に加速的にこれから人口減少も進むわけです。だから、そういうときにからの町財政が厳しくなる。その中でどういう町政運用していくべきかということが、これから非常に私に課せられた大きな課題だと思うので、これは議会の皆さんとも一緒になってこれから考えていかなければならない課題だと思うので、そのところだけはご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり今町長からも答弁があったように単独で考える時代ではないというところ、あと私自身も他の市町村の計画といいますか、エリアの計画に個人的ではあります、いろいろ勉強させていただいておりました。紫波町では、今東根エリアのブランディングビジョンというのが提案されておりまして、そこの勉強会に先日参加させていただきました。やはり紫波町、ラ・フランスがありますし、矢巾町には矢巾温泉がある。どっちかに偏ってしまうと、どっちが潰れるというのは、やはり広域での力強さというのがなくなってしまったら本末転倒であります。それと、先ほど来お話をありました盛岡の市丸メディカ

ルセンターが矢巾に移動するという点では、盛岡市では中心市街地デザイン戦略というものを掲げて8月いっぱい市民から意見を聴取しております、私も矢巾町民でありますけれども、そこでちょっと記述式で意見を出したところであります。やはりこうやって双方向で同じ地域を支えていくという視点、非常に重要だと思います。

この質問の再質問は、ちょっとここで終わらせていただくのですけれども、次の章では、特産品の取組というところが、やはりそういったいろんな方々のいろんな住民の思いとか、人をつなぐ役割になるのではないかと思って、質問させていただきました。

まず、2点目の質問で、チャーハンのまち構想と以前質問させていただいたことがあるのですけれども、その進捗状況といいますか、何かわくわくするような答弁も数点見受けられまして、特産品の新しい開発を行って町産農産物の魅力発信と消費拡大を図るため、コーディネーターと一緒に新たな特産品開発に取り組んでいると。秋まつりでは、試食会に向けて準備を進めているとあるのですけれども、何の特産品なのか、これは聞かずにはいられないなというところで、秋まつりでもし発表できるのであるのであれば、どんな特産品を開発しているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　私のほうからお答えさせていただきます。

まずは、何をやっているかというところでございますが、まず特産品開発につきましては、今年度食材、飲食店で何か飲食物に関するものと、あとお菓子に関するもの、それぞれを開発したいというところで今事業を進めておるところでございます。それで、今お話をさせていただいたのは、秋まつりでというところにつきましては、飲食店のほうで今取り組んでいるものとして、町内の飲食店が、要は主に野菜炒めだとか、そういった炒め物関係を中心に、言ってみればソースに当たるものを作り開発しておるということで、何を使っているかというと、町産ニンニクを使ったものということで無添加のものにこだわって今頑張っておるというところでございました。

それで、先ほど来話のあるとおりチャーハンのというところがありました。今その調味料をチャーハンに加えたらどうかというところで試行錯誤しておるところでございまして、これを秋まつりで何か披露できないかというところを今、最後、あと残り1ヶ月ぐらいのところですけれども、頑張っておるというところでございます。取りあえず今申し上げるのは、ここまでというところになってしまふことをご了承いただければと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） あと1か月の追い込みでどんなチャーハンが生まれるのか、楽しみではありますけれども、調味料を使ってということで、そういう取組が単発で終わることがないようにしていくというのが、やはり行政の役割ではないかなと思います。継続して町の経済を回す仕組みにしていくところが、やはり特産品開発には必要ではないかと思います。

新たな今開発しているものにつきましては、一体関与する主体がどこなのかとか、やはりその販売までの動線や、その運用の仕方など具体的にこれから計画するのか、またはそこまで含めての設計をしているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えいたします。

まず、先ほど飲食店で提供するものと、あとはお菓子、それぞれでということで今進めておるというところでございますが、これにつきましては町内で販売できるということが、まず前提になっておりまして、なおかつ町内の生産物、言ってみれば農産物でございますが、これを使うことという条件で今準備、いろいろと取組を進めているところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ちょっと私からも補足をさせていただきますが、横澤駿一議員は、どうもチャーハンに非常にこだわりが強いので、大変失礼なご討議してあれなのですが、横澤議員はチャーハンを作ったことがありますか、あります。チャーハンは、何もこの新米でなくていいのです、古古米。それから、野菜も規格外でいいのです。それで、私たちが小さいときは、余った御飯で余った野菜の片を集めてきて、そして、ただこのチャーハンのまちというと、作るのに大変なのです。1つや2つ作る場合はあれですが、そこで今私は、これから正直にお話しするのは、町内でそういうことで今取り組みすることのご了承をいただいたのですが、やっぱりものをつくる人にはこだわりがあるのです、いいものをつくりたいと。

ただ、私にすれば、そういったチャーハンとかは古米でもいいし、古古米でもいいし、何でも、野菜も規格外。だから、そういう今子ども食堂とか何かを考えたときに、子ども食堂だからいいのかと、こう言われるとあれなのですが、温かいものを食べもらうためには、チャーハンとか、そういうものが私はいろんな具材を使って。そして、今開発するのは、や

はばソースというネーミングで開発していくと。チャーハンは、自分たちで好みの量を、いっぱい使うか使わないか、自分でもできるわけです。だから、そういうこと、いわゆるみんなに喜ばれるような、そういう食材をつくってみんなで食べていただける。それに挑戦をさせてくださいという方がいらっしゃるので、そういう方向で今進めておりますので、ぜひ秋まつりには試食をしていただくようにお願いをいたしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりチャーハン、チャーハン言い過ぎたなど反省しております。チャーハンは、あくまで手段の一つなのですけれども、やはり得意な産物、矢巾町が得意とするものと、あとはそれを答弁にもありましたとおり、秋まつりなどに来た人たちが積極的に発信を行えるような取組というところが、やはりこのシティプロモーションの町の魅力をみんなが発信するというところの要だと思います。

やはりいろんな、行政とそのコーディネーターだけが頑張るのではなくて、やはり町民一人一人、それを食べた方が一人一人が発信していくような取組というのをどのようにして動線をつなげていくかというところが重要ではないかと思います。

そういったときには、やはり生活に一番密着したものが、気軽に密着したものが一番ではないかと思って、私はこのチャーハンということを取り上げさせてもらっていました。つまりは、自分もこの町の魅力発信に関わっているのだというふうな実感を持てるような設計の仕方というのが重要だと思いますが、そういった発信の仕方というところ、協力の仕方など、そこら辺の動線の重要性について、何か今検討、答弁では検討してまいりますとありましたが、そこら辺具体的に何かものがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、答弁の中で秋まつりでの情報発信ということでお話しさせていただきましたが、現在考えているのは、インスタを活用しまして、それで今までであれば行政側のほうからだけ情報発信という意図で考えておりますけれども、やはりこれというのは来場者の方に、先ほど議員おっしゃるとおり試食していただいて、その感想を投稿していただいて、それで評価が高まれば、それはそれで認知度も向上するし、イメージも向上するし、それが交流人口の増加であるとか、関係人口の増加につながって、なおかつお米だとか、今考えているのはヒメノモチの餅ですけれども、そういったものを試食していただいたところで投稿していただ

いた方の中から、例えば抽せんで何名という方にお米を5キロでもプレゼントということであれば、結構発信、投稿はしてくださるのかなというきっかけづくりをまずはしたいというふうに考えております。

それが、だんだんそういう仕掛けがなしでどんどん応援してくれる、言ってみればサポーター的な方になってくれれば、それはそれでうれしいわけでございますので、まずは今回秋まつりで考えているのは、そのきっかけをつくりたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 秋まつりをきっかけというところで、私もそれに参画できればなと思います。

そして、3点目の再質問に移らせてもらいます。これは、やはり交流人口という視点での子どもの遊び場が必要ではないかという点の質問でした。やはりその課題感というのは、答弁には、やはり一くの子育て世代活動支援センターで交流人口が生まれているという点だったのですけれども、今私自身も小学生の子どもを子育てしていますが、やはり小学生の子どもが遊ぶ場というのがどんどん、どんどん少なくなっています。プールも学校では猛暑だと入れない、夏の体育館は暑くて行けない、公園も暑いと行けない。親からしたら、有料施設を迫られるのですけれども、それも毎日通うには、ちょっと経済的には現実的ではないというところがあって、今現在子どもも親もストレスを抱えている状態というのが多いのではないかかなと思い、子育て世代のお母さん、お父さんの友達とかと話しても、やっぱり小学生の遊び場ってないよねというお話がよく聞こえてきます。

ですが、答弁だと、やはりこれは子どもの遊び場というところは、交流人口、これから何か他市町村と協力していくこともあったのですけれども、小学生の遊び場が不足しているという課題感について町としてはどのように認識しているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

遊び場、確かに議員おっしゃいますとおり十分にあるかというと、場所としてはありますけれども、基本天候等によって使えないといった状況もあると思います。そういう面では、確かにストレスを抱える子どもが増えてきているのかなという印象を持っているところでございます。

それに対して、どのような形で遊び場あるいは遊ぶ中身、プログラムとしてどういうものができるかというところは、全国も同じような課題感を持っている地域も多いと思いますので、そこら辺情報収集しながら、本町でもできることを考えてまいりたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり同じような課題感は認識しているというところで、私の質問は、公立の小中学校の体育館、山形市のコバルに行ってみたときに、この施設は、資料につけさせていただいたこのフロア以外にもう一つ滑り台などが整備されている立派な施設だったのですけれども、意外と遊んでいる人が多いというのは体育館のフロアでして、これなら全然学校の体育館で間に合うのではないかかなというのが率直な感想でした。

ですので、ここをどうにかして使えるようにしたら、行財政的でもいいのではないかというところも含めて質問したのですけれども、やはり現在スポ少などの活用、そして一般開放というか、そういったことで活用しているので使えないという答弁だったのですが、そのほかに例えば財産的な意味合いで、遊び場としては無理な制度が、制約があるのかどうか、その点のハードルがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

制度上ということになりますけれども、規則によりまして学校施設の開放はできます。そのような目的のために使うことも可能ではあると考えておりますが、実態としましては、先ほどお話もありましたように、様々な団体がたくさん使っているという状況がある状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 様々な団体が使っているという点でありますけれども、やはりぎっちりどの体育館も満杯に入っているという状況では、少しは隙間があると私は思っています。実際そうだと思います、数値的にも。なので、既存施設を使えるような仕組みに変えるというふうな動きというのは、これまで何か議論とか、町民からの声とかで検討したことがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

10年以上前になるかと思いますけれども、放課後子ども教室という文部科学省の事業がございました。それで学校の体育館を遊び場として開放し、指導員というか、見守りの方をつけて遊んでいただくという事業をやったことはあると記憶してございます。ただ、そのときは、あまりうまく使われなかつたというか、そういったことはあったと記憶してございます。

今の時代でそれがどうかという部分は、ちょっと分かりませんけれども、かつてそういう観点で事業は行われたということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員）　理解しました。やはりやろうと思えば、少なからずそういういた小さい取組ができるというところ、事例も含めて理解いたしました。

答弁の中で、やはり私も山形市の資料をつけさせていただいたので、こういったものができるれば夢ではないかなと思うのですけれども、答弁にもありましたとおり、大規模施設を町単独で建設することというのは、やはり私も厳しいというのは、同じ認識であります。だからこそ先ほどちょっと議論させていただきました広域での取組、広域での公共施設の建設というのが現実的ではないかなとも思うのですけれども、決して他市町村も財政的に豊かであるかと言ったら、そうではないのではないかと思います。

なので、小学生以上の遊び場という観点から、近隣の市町村と例えば広域的に何か連携したりとか、紫波町だと町の体育館の運動場を一般開放していますし、矢巾にはやはばーくにあるような、ある。そういうところの広域でそういう子子どもの遊び場についての話し合いとか、そういうことはしておったりするのでしょうか。こども家庭課かも分からないですけれども。

○議長（廣田清実議員）　村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

広域で遊び場、そういう施設の整備についての議論はしておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはり子どもの遊び場、小学生の遊び場が少ないというのは、矢巾町に限ったことではなくて、紫波町とか盛岡市、同じ課題感があるので、やはりそういった検討を進めていってはどうかと思うのですけれども、その点について現実的にできるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村上こども家庭課長。

○こども家庭課長（村上純弥君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今度施設整備ではないのですけれども、広域の市町、ちょっと全部ではないのですが、紫波町、滝沢市、矢巾町で子育て支援に係る情報交換会というようなものを開催する予定となっておりますので、そういうところで、それぞれの市町のほうでそういう声がないかとかも確認しながら、そういう話題提供をさせていただきたいなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） やはりそういった広域での人の流れというものを生んでいくことが本来願うべきところではないかなと思います。今現在私が質問させていただいている遊び場の不足ということは、やはり子どもにとってはストレスでありますし、親にとってもストレス、今こそ欲しいと言って、ずっとずっと多分検討するというようなところで流れが進んでいると思いますが、検討すると言っている間に、今の小学生はやがて中学生になって大人になっていくわけであります。親もそのように一緒に成長していくって、あのときあればよかつたなで、また次の世代に引き継いでしまう、そういう現状が今もなお続いている。

だからこそ、先ほど課長答弁でもありましたとおり、夏休みや冬休みなど、ちょっと限定的に開放をしたりとかする取組だけでも、かなり実効性がある施策になるのではないかと思います。そこにやはり行政的な仕組みがあるのであれば、それを取り除いていく努力というのは、少なからず必要だと思います。そして、何より広域から人を呼べるという点が、私は一番の町にとってのプラスの面になると思います。

山形市のコバルでは、新しい施設ではありますけれども、年間で20万人弱、県外からも人が来ておりました。むしろ市内よりも市外のほうが多いという現状がありました。広域的な交流人口の拡大という観点からも、やはり子どもの遊び場の整備というのは、ビジネス的にもいいのではないかなと思っています。

体育館に先ほど来エアコンの設置という議論もありましたが、それは多額の費用がかかりますが、人がたくさん来るという観点から見たら投資的経費になって、つまり人が集まることは、もしかしたら、そこで親御さんたちの子どもの服の交換会とか、あるいはそこに何かキッチンカーを出したいとか、そういう人の流れが、新しい活動が生まれるのではないかと考えます。

そして、さらに2040年に向けて人口減少、先ほど来質問しております。そして税収減も課題になってくると思います。だからこそ新しい施設を建設するよりも、既存の施設を活用することが、やはり将来の財政運営の合理化という観点からも必要ではないかと思うのですが、改めてそういう観点から、既存の体育館をどうにかして小学生の遊び場として提供するような施策、特に新しいものを導入したりというのは、もしかしたら空調設備だけで済むかもしれません。そういうことはできるのか、できないのか、改めて町としての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　私のほうからお答えさせていただきますが、まず既存の施設を利活用してやった、例えば矢巾のグリーンハイツ、今ジャンパランドです。私も最初、あそこはプールもあって、それで結構ウォーキングでプールを使ったりして、大丈夫なのかなと。ところが、民間の発想でやればうまく成功するのです。だから、そういう意味では、本当に私は情けないというか。

それからもう一つは、今矢巾の駅の西口にビッグブルズの体育館で使っていただいている。これも恐らく将来は、ビッグブルズはどんどん昇格して、B1でやるような時代も来ると思うので、そうすると矢巾のあそこはもう使わないと思うので、あそこの立地、場所もいいので、ああいうようなところもひとつ、駅のそばでもありますし、考えていきたいということ。

それから、森山公園、町の中心地にああいう公園があるというのはすごいことなのです。そこで、今どこかの市町村では、スマホを2時間以上使っては駄目だとか、何か条例で規制するとかことがあるようなのですが、いずれ小さいときは外で遊ぶということ。

矢巾町は、今まで卓球も強くなってきてているのですが、各小中学校の体育館で空いている時間でもいいわけですし、そういう隙間をうまく使って、やっぱり矢巾町も平成31年にスポーツのまち やはば宣言をしているわけですから、だからそういうみんなで知恵を、私らばかりではなく、民間からも。今藤沢第2地区のオアシスタウンには、プールを民間で考えるということで、できるのであれば、今プールに猛暑日には行けないと。そうすれば、屋外は

無理なのです。だから、そういうのも連携してやると。そして、できるのであれば小中学校のプールの代わりに、代替施設として使うことができないか。これからもこれは交渉事なのですが、そういった新たに広域で造るとか、町単独で造るというのではなく、既存のものをいかにして生かしていくかと。

森山のあそこ、皆さんご存じ、あそこのところ、野外コンサートなんかもやつたら、すごいと思うのです。だから、そういうことも含めて、みんなでアイデアを出してやっていくことが私は非常にこれから求められるのではないのかなと。

そして、それを矢巾町、紫波町さんとか、盛岡市さんとか、枠を広げてやっていけば、受皿はできるのではないかなど思いますということで、そういうことをみんなで考えていきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で3番、横澤駿一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を14時5分といたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

続いて、一般質問を行います。

次に、8番、小川文子議員の一般質問を許します。

小川文子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（8番 小川文子議員 登壇）

○8番（小川文子議員） 議席ナンバー8番、日本共産党の小川文子でございます。少し風邪を引いておりまして、少しせき込むことがあるかもしれません、ご容赦を願います。

まず、1問目に移らせていただきます。質問要旨事項は、南昌みらい高校新体育館の早期建設を。町長にお伺いをいたします。令和3年12月から岩手県と矢巾町で文科省の共創プロジェクトとして検討委員会を立ち上げて進めてきた南昌みらい高校の新体育館の建設計画が重大な局面を迎えております。現在工事は中止され、県と本町の協議は難航し、この10月

ではや1年となります。建設が遅れることに伴う設計、工事関係者に対する損害賠償が発生するおそれもあります。

同高校においては、体育の授業を旧盛岡南高校の体育館までバス移動しなければならない問題や、クラブ活動の場合は自転車や電車での移動など、本町に所在する高校の生徒の負担が長引くことになります。

その事態を開き、子どもたちのため、町民のために早期の新体育館の建設を求める請願が5月29日に町民から町議会に提出されるとともに、町長に2,800を超える署名が届けられました。

体育館の建設予定地は、町の元調整池ですが、ハンドボールの公式試合が可能で生徒も町民も利用できる新体育館の建設になれば、町民に向けた町有地の有効活用になり、町民、子どもたちの期待も大きいことから、以下伺います。

1番目、署名をはじめとする町民の声をどう受け止めていますか。

2番目、共創プロジェクトの当事者として、早期の解決のために県との対面での話し合いが重要ですか。

3番目、地元の高校生の不便な状況が長引くことへの所感を伺います。

4番目、庁舎内でのプロジェクト推進に向けた横断的な協議は進めていますか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　8番、小川文子議員の南昌みらい高校新体育館の早期建設をご質問にお答えをいたします。

まず最初に、冒頭に岩手県立南昌みらい高等学校の新体育館建設の事業主体は岩手県であり、早期建設を本町に求められても対応はできること。また、岩手県教育委員会から新体育館工事契約解除に伴う請負業者への損害賠償金の要請については、本町に要請を受ける理由や根拠はないことから、本町は一切応ずることはできないこと。さらに、新体育館建設の遅れによる生徒の負担が長引くことは、岩手県が行った工事契約解除によるものであり、本町が原因でないということだけは、前もってご理解をいただきたいと思います。

そして、1点目についてですが、南昌みらい高等学校の新体育館の建設に対する町民等による署名活動や町民の声が本町に届いており、そして町民等からの請願書を取りまとめ、記載された説明資料には正確性が欠ける部分がありますが、冒頭にお答えしたとおり、事業主

体は岩手県であることから、本町としては、このような町内外の声を岩手県教育委員会にしっかりと受け止めていただきたいと考えております。

2点目についてですが、本町は、岩手県教育委員会に対して、町民への説明会の開催や新体育館の建設についての課題整理など、重要事項の協議の場を設けていただきたい旨の要望を行っていたところであります。前向きな回答はなく、協議は進んでいない状況となっており、本町が話し合いを拒んでいるものではないところであります。

3点目についてですが、南昌みらい高等学校の生徒が、新体育館の建設が中止となつてることから、体育の授業やクラブ活動などで旧盛岡南高等学校まで移動しなければならないといった負担が生じていることは認識しておりますが、これは岩手県教育委員会の責任において解決すべきであります。

4点目についてですが、本町といたしましては、事業主体からの協力要請や提案などがあり、それらが本町の町民のために本当に有益であると判断できる際に、しかるべき段階で庁舎内での速やかな協議を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それではまず初めに、この共創プロジェクトについてお伺いをいたします。

これは、今年の3月にもお伺いしたところではありますけれども、改めて共創プロジェクトというので、矢巾町と岩手県教育委員会が新しい南昌みらい高校の体育館を建設することになったわけであります。この共創、文部科学省では新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方針に基づいて議論を重ねて新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方についてという取りまとめをして公表し、その後にこの事態になったわけでありますが、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、そして新しい時代の学び舎を目指すということでありまして、大変何か新しい中身でございました。

まず、昨日からの教育のほうの質問もありましたけれども、個別最適な学習環境のほうに今シフトしているのだということもありますし、そういうことなのだなと思って聞いておりましたけれども、この共創のところなのですけれども、地域や社会と連携、協働し、共に創造する共創空間を実現していくということが趣旨でございます。地域の人たちと連携、協議

していく活動、交流拠点として共創空間を創出していく。地域の実情に応じた他の公共施設等との複合化あるいは共用化を進めていくというようなものでございます。この推進に向かっては、脱酸素社会の実現に貢献する持続可能な環境施設なのだと、ZEB、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルを推進しているものであるという建物の特質がございます。

私も共創プロジェクトというのは、大変いい方向でいい施策であると考えているところであります。今まで質問でもいろいろ出てきておりますけれども、町単独で大きな体育館を造ることは、建設費用はもとより、維持管理の面で大きな負担を伴いますし、財政面、今後少子化を思いますと、税収減、人口減で必ず行き詰ることになります。ですので、1つの町単独でこういう大きな体育館なりを造っていくのは、もうこれからは現実的ではないと思います。

なので、先ほど来議論がありますように、今までの体育館などを有効活用するとか、あるいは地域、そして企業、いろんなところと協力していくというのが今後の方向性で、まさに地元の高校と協力していく、あるいは地元には大学もございますし、こういう貴重な教育資源と協働していくというのは、本町の町の最も恵まれた環境にあると私も捉えているところであります。

したがって、共創プロジェクトの原点にもう一度立ち返って、その話をまず始めなければならないなと思って、私はあえて今再度この共創プロジェクトについてお話をしたところであります。改めて共創プロジェクトの選択をした理由をもう一回お聞きをいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　今、小川文子議員の再質問で、まさに共創プロジェクトの思いは、そのとおりなのです。例えば地域と、それから交流拠点とか、脱炭素とか、いろいろ今例示をされたのですが、共創プロジェクトというのは、そのとおりなのです。

私は、整備検討委員会を3回やって、生徒のためにもそうなのですが、町民のためにもということでのスタートなのです、起点は。それがいつの間にか、例えば観客席も100席造ると、それも最終的にはなくなって、そしてギャラリーも、普通体育館というのはギャラリーは正面だけはなくても、周りはギャラリーがあるのです、本当に学校の生徒さんたちのための体育館仕様なのです。だから、町民のためにという共創プロジェクトは、やっぱり何といっても生徒のために、そして町民の皆さんにとっても双赢・双赢の関係にあるのが共創プロジェクトなのです。

それでまた、検討委員会で検討された内容からどんどん後退して、そしてあとはこれまで

の経過は、私はまた原点に立ち返るべきではないかと、これは私たち県のほうで一旦、私どもいわゆる岩手県の教育委員会の教育長とお話ししたときに、お互い担当者を出して話合いをして、もう一回、それこそ原点からです。それがゼロベースなのです。それだけが独り歩きして。だから、私は今お話をあったとおり原点に立ち返って、しっかり生徒のため、町民のために、まさにそのためだったら、町民の人たち、議会も理解してくれると思うのです。

だから、そのチャンスは2回、いわゆる今年度に入ってから今文化スポーツ課が担当になっているのですが、話合いができていないのです。だから、私どもは原点に立ち返ってお互い話合いしましょうと、2回も言っているのです。それなのに、とにかく賠償金の精算協議と、それも何か最初は強圧的な、威圧的なあれで、それもメールです。最後に来たメールは、要請という今度は中身になってきたのです。賠償金の精算協議について要請しますと。こんなことがありますか。

だから、私は全員協議会でもお話ししたのですが、一寸の虫にも五分の魂があるのです。正しいことは正しい、正しくないのは正しくないと言えるようなお互い関係でなければ、この先この事業はうまく進まないと思うのです。

だから、私はもう一度お互いに話合いの場を設けて、私たちも南昌みらい高校の生徒さんたちのためには、しっかり応援したいと、気持ちはあるのです。ただ、今の整備仕様だったら、そういうことができるのかということです。だから、私どもとすれば、県なり、県の教育委員会のほうから話合いの場に着いていただきたい。私たちは、やっぱり市町村ですから、岩手県がきちんと主導して先導的な役割を果たしていただいた上で、私たちはそのあれについていくと。

だから、お互いポリシーがあるわけですから、そのポリシーを、そして共鳴できるところはしっかり私たちは共鳴していきたいと、そういう思いであるだけはご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） 財産管理部門として総務課からもご説明申し上げます。

ただいま町長のほうから答弁もございましたけれども、当初の共創プロジェクトの考え方とは、町長おっしゃるとおりギャラリー席、要するに全国大会とかもできるような体育館を希望しますと、それから矢巾町はハンドボールが小中高と強いので、ハンドボールコートを正式な面として2面取れることと、これが約束の第1番目の我々が共創プロジェクトで求めた内容です。

それがいつの間にか面積の関係だとか、施設の関係だということでなしにされてしまったと。それでは、矢巾町の町民のために使用していただくための体育館としては、共創プロジェクトとして成り立たないのではないかと、何のための体育館になるのかということが問題というふうに提起したということでございます。これについての岩手県教育委員会からの回答はございません。これは協議の中でやってきました。協議の中でやってきましたといつても、それについて協定書や契約等で取り交わしたことは一切ないでしょうということも投げかけておりますが、これから検討しますという言い方です。これでは全く我々としては納得できないということでございます。

それから、町長答弁でもありましたゼロベースという言い方、ゼロベースというのは、岩手県の佐藤教育長と本町の高橋町長の話合いの場で、もう工事は発注してしまったと、どうしましょうということを投げかけられたわけです。

そういった中で、町長のほうから、そういうことであれば、いまだ定められていない重要事項、挙げますと、費用負担についても、学校の体育館の敷地にする場所は矢巾町の土地ですよね、購入するですか、貸借ですか。いや、購入することにして借ります。訳が分からぬわけです、これでは。これは、ちゃんと契約して買うのか借りるのか、あるいは無償で貸してほしいのか。それから、それ以外の建設費も5億円出してくださいと、矢巾町に対して。矢巾町に対して5億円出してくださいということであれば、4億円と5億円足して9億8,000万だと、その部分の体育館の矢巾町の登記はどうするのですか。これから考えますと。とても話にならないという状況なわけです。矢巾町の財産は何だと考えているのだということで問題提起もしましたけれども、回答はいただいておりません。これから考えます、工事は発注しましたと、こういう言い方でございます。

それから、では体育館で仮に死亡事故あるいはけがをした人が出たらどうするのですか、責任の所在。これもリスク管理もしっかりと考えましょうと。これから考えます。

それから、利用料金、一般の皆さん、町民や必要な方が使った場合の利用料金はどうしますか。これから考えます。

利用時間7時から9時までいいですよと、では使わないときはどうするのですか。それから、これから生徒さん方の部活が活発になって、どうしても体育館を使わなければならなくなったり、矢巾町民が使えなくなりますよね、そういったところの話合いもしっかり決めなければならないのではないですか。

こういった部分について一切答えていただいているわけです。

この重要な事項を、これからでは、もう発注したのであればしようと、町長のほうからすぐ話し合いましょうと、これがゼロベース、重要な事項、決められていないのがゼロベースなのだから、これをすぐに集まって話をしましようと言って集まつたわけですけれども、全然話し合いにならないといった状況でございます。

共創プロジェクトの理念は、十分理解してございます。我々も生徒さん方、町民のために一生懸命やりたいというふうに考えていますが、そういった重要な事項や矢巾町の身になった岩手県の対応というのは全くないということで、議会の皆様にも何にも説明できない状況だということで今まで来ているということはご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　それでは、加えて私のほうからもご説明をさせていただきます。

先ほど町長のほうから2回チャンスがあったというところでございますが、7年4月23日に文書にて矢巾町長名で岩手県の教育長宛てに、今後の進め方について再考すべく協議の場を設けてほしいという旨を正式文書で送ってございますが、なかなか回答が得られず、催促の電話も3回ぐらいさせていただき、7年5月26日によく回答が来たところでして、これから進めるというところの前に、損害賠償金の協議をお願いしたいという回答が来たところでございます。これが、まず1回目でございます。

2回目でございますが、7月2日の日に、県の議会の文教委員会が開催されまして、私も傍聴に行ってまいりました。その際、文教委員会のほうからもかなり矢巾町に対していろいろな発言があったところでございます。それに対しまして、その日同日付で、あらかじめ文教委員会の説明に当たっては、矢巾町に対しての説明を十分果たしてほしいという旨をしておりまし、引き続き矢巾町と丁寧な対応、そして協議を求めるという要望したところでございます。

これにつきましても回答がなかなかもらえず、催促の電話をしたところでございますが、ようやく回答が来たのが7月29日に来て、文教委員会の内容につきましては、今までの経過の説明のみでありますので、矢巾町との照会することは考えていないということでございましたし、そしてそれに加えて先ほど来お話をありました、これから協議につきましては、まずは損害金について協議を進めていきたいという回答が来てございます。その回答につきましては、同日付で矢巾町長から岩手県教育長に対しまして、そのことについては一切

受け付けできないという文書を送ったところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうからも、町民のほうから署名が出てきておりますが、その内容について確認しておりますので、その分について補足させていただきます。

まず最初に、6月19日に2,827筆の署名をいただきました。そして、8月26日に69筆、合わせて2,896筆ということでいただいております。この中身についてちょっと精査させていただきました。その理由というのは、署名ですから、その署名は、その意思表示が個々の署名本人であることが前提になります。そうした中で調べていきますと、同一人物による署名の複数がかなり確認されたといったこともありましたので、町長答弁にありますとおり、記載された説明資料には正確性が欠ける部分がありますというは、そういうことでございます。

以上、補足させていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 県と本町の協議が難航しているという私表現を使わせていただきましたけれども、非常に難しい状況なのだなということは思っております。いろいろ個別の確認もしたいことはしたいのですけれども、一番は町単独でやるのであれば、こんなに苦しむことはないのだけれども、共創という、全く本町では初めてのことでもあるし、岩手県でも初めてと聞いておりますから、こういう新しい取組については、お互いが慣れていないわけでありまして、意思疎通がうまくいかないとか、誤解が生じるとか、そういうことは当然起こり得るものだと思います。そう簡単にはいかないだろうと思います。しかも、こんな大きなお金が動くわけですから。

ただ、趣旨はいいのだけれども、その後こういうふうなことになつていると、趣旨の事業が全く進まないということになつてしまつますので、この共創の理念、掲げた理念が全くまず絵に描いた餅になつてしまつと思う。

この状況をまずどう打開するかが私は一番の大事な点だと思うのです。私も署名を集めましたし、その署名を集めた皆さんには、南高校の退職した先生だったり、高校の先生が、まず中心になって集めていただいたわけですけれども、本当にたくさんの方から寄せられたのです。ハンドボールの現役の部員の皆さんとかからは760名ぐらいを超える署名が来ましたし、南高校の同窓会とか、南高校のゆかりの方たち、父兄の方たちからも、100か200か忘れまし

たけれども、いずれ多くの数が集まりました。

私のところが、取りあえず電話があったものですから、そこに署名をファクスで送っていました。ただくようにしておりますけれども、私のファクスが古いファクスで30枚を超えると止まってしまうのです、受入れを拒否してしまうもので、ファクスを送ったけれども全然届かないという苦情が届くほどファクスが来たのです。隣の区長さんで、私は区長なのだけれども、隣のおばあさんがうちのポストに入れていったと。それで、私も今から署名を書くところなのだけれども、そのおばあさんの署名も一緒に送りたいと思うけれども、どこに送ったらいいのだということで、そういう問合せもきました。また、小中学校のハンドボールをしている親御さんから、子どもがハンドボールの公式試合のできる体育館ができれば本当うれしいと、小学生とか中学生でも署名していいのですかという問合せもありまして、これは別に国に出すものでもないし、町長に出す署名ですから年齢制限はありません、そういう要望があればどうぞ書いてくださいということで、かなりそういう子どもからの署名も来たのです。字を見れば子どもの字と分かるような署名があったと思います。

それで、非常に町内外、それこそ不來方高校生も署名をいたしました。高校生も皆さん頑張っていただいて、確かに見れば北上とか滝沢とか高校に通ってくる子どもたちは、本当に、盛岡周辺から集まっているなという実態も分かりました。皆さん協力して集まった署名でありますから、これは何とかこれを進めていただきたいという、そういう趣旨でありますから、この点だけはしっかりと受け止めさせていただきたいと思うのです。

事業主体は、私もちよつと先ほどから出ていて、これもちよつと明らかにしたいと思うところはあるのだけれども、とにかく矢巾町に何とかこの体育館を建ててほしいのだというのの署名なですから、その趣旨をしっかりと受け止めさせていただきたいと思うのですが、それについてのご回答をお願いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） ちょっと待って、もう一回。今署名に対しての答えはもう出ているわけなのですから、署名の重要性も分かります。だけれども、今の聞いていることは、署名に対して矢巾町は何もしていないのかということなのか、もう一回説明、質問の趣旨、前段が長過ぎて、ちょっと分かりません。

○8番（小川文子議員） 署名とか町民の声をどう受け止めていますかという質問に対して、この体育館の実施事業主体は岩手県だから、署名に対しては本町は対応できないという説明というか、回答であったと認識しております。

そこで、事業主体である岩手県に上げてくれというような意味だとは思うのですけれども、

町民が求めたのは、高橋町長に動いてほしいと、私たちのために体育館を建てる方向で動いてほしい、そういう署名なのです。そのところに対する回答をいただきたいと私は申し上げているのです。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　署名につきまして、先ほど副町長からもお話がありましたがけれども、私のほうからさらに詳細についてご説明をさせていただきます。

まず、1回目6月、2回目8月、2回にわたって署名をいただいておりまして、その合計数が2,896の申告数でございます。これを我々1枚1枚確認をさせていただきました。町内在住の方が1,048人、町外の方が1,692名、県外の方が26名、このほかに先ほどもちょっとお話をありましたとおり、コピーが38枚入っております、173人分が重複してございます。そうすると合計として2,666の署名となっております。これをさらに精査すると、同じ方がまだいるかもしれません。

このことにつきましては、署名の代表の方に再度精査をしていただきたいということと、今小川文子議員からもお話もありましたとおり、本来この署名につきましては、事業主体の岩手県に出すものであり、矢巾町長に出すものではないのではないでしょうかということで、矢巾町に対して提出する真意についてお聞かせいただきたいということで今伺っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　今小川文子議員から大きなお金が動くと、確かにそのとおりです、整備費は。それで、今矢巾町も財政が非常に厳しいのです。この共創プロジェクトは、お互い学校にとっては生徒のために、私たちは町民のために、WIN・WINの関係でどっちもいかべということがスタートなわけです。

そこで、今言ったような町民のためにならない体育館だったら、何ら私たちはそこに、これは逆に町民の人たちに私は大変叱責を受けると思うのです。だから、私どもはお互いに、県の教育委員会もよし、矢巾町もよしと、そういうのであれば、これはもう進めるべきことでして、やっていいことなのです。やっぱりお金をかけるからには、矢巾町にとってもよかつたなと言えるようにするのが私たちの役割、役目なのです。

そして、今文化スポーツ課長からもあれなのですが、矢巾町の町民の人たちは4割いっていないわけです。三十六、七%。だから、私お聞きしたいのは、県にもこのいわゆる請願を

出されたのか。町だけで何で、もし、これを私はそれは分からないから、町だけではなく、町に出すのであれば、同時に岩手県にも請願を出すべきだと思うのです。なぜ、もし矢巾町だけに出したとなるのであれば、それは私に言わせていただければ、片手落ちではないのかなと。事業主体は私らではないわけですから。そのところだけです。

そして、私どもが本当に町民の皆さんのお金を使わせていただく、生きたお金として本当に使っているのかと言われたときに、今の状況だったら自信を持って言えないわけです。だから、そこだけはご理解していただきたいし、いずれボールは今もう岩手県、県教委に行っていますので、あとは県がどういう動きをするか、そこです。一緒にやりましょうと言っていて、いや、契約解除したから賠償金の精算協議だと、こんなことってありますか。考えられないのではないですか。

そして、契約するときにもちゃんと協議があつてあれなのであれば、そのとおりなのです、先ほどお答えしたとおりです。だから、さっき私がお答えしたのですが、こういうことが町民の皆さんの理解を得られると思いますか。私は理解を得られないと思うのです。だからこそもう一度、先ほどから言われている、何か私たちが文教委員会で傍聴に行ったときに、ゼロベースということで矢巾町が、早く言えばとんでもない発言まであったと、もうそれを聞いたとき私も泣きました。ちゃぶ台返しなんて、私はそういう思いでやってきたのかと、そういうふうに思われているのかというと、ただただ落涙の思いであったということだけご理解をしていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） 請願書の件について付け加えて説明いたします。

私の自宅にも届きましたけれども、南昌みらい高校新体育館、高校の新体育館と言いつていますけれども、早期建設を求める署名にご協力くださいという中の建設に関するこれまでの経過の中で、10月31日、これらの時系列の問合せは我々にありませんでしたが、記載になっています。10月31日、矢巾町からゼロベースでの検討を申入れ、工事中止。ゼロベースとは、過去の経緯や前提にとらわれず、全てをゼロから見直すことと、まるで矢巾町がゼロにしたというような言い方で書いてございます。

それから、裏面でございます。昨年の9月県議会で議決され、10月25日、工事が始まった直後、10月31日に町はゼロベースでの検討を求め、工事を中止されました。矢巾町が中止したわけではございません。こういった部分も事実に基づかない請願書で取りまとめられた内容というのは、我々は認められません。

ただ、趣旨としてお話はしていただくというようなお話もございました。体育館の早期建設を求めるという部分について、共創というのであれば、なぜ高校新体育館とだけ言い切っているのか。共創のプロジェクトの中で、町民の体育館という趣旨もあったはずです。そういったものも全て無視して進められていると。

なお、この請願書についても、どのような資料を基に作成されたのか分かりませんが、こういった矢巾町がまるでひっくり返したというような意図で取りまとめられたというのであれば、なおさら矢巾町ではなく岩手県に出していただくべき、矢巾町でなぜ事実に基づかない内容、取りまとめられた内容を出されたのかということが、我々は疑義ということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 今までの思いをいっぱい語っていただいて、まずよかったです。いずれ私もそういうお互いの意見をどんどん言って、落としどころを見つけなければならぬのではないかなど思いますので、言いたいことを言わないで我慢していると事は進まないだろうと思いますので、どんどん言っていただければいいかと思いますが、いろいろ眺めてまいりまして私が思うのは、町長は今度の体育館に求めたものは、ハンドボールコートが2面できる。そして、観客席もあって、例えば国体とまではいかないけれども、小中学校の各種大会ができるようなものを、これがもともとの核だったと、その思い入れが非常に強いということを思いました。それは、そうなのだろうと思います。

結果的には、住民の皆さんのが日陰になるということで、署名を集めて教育委員会に提出したという事実もありました。日照権を訴えたということになります。あとは、あそこはもともと公園になっていましたけれども、やっぱり公園だと、子どもたちの声がうるさい、ボールが飛んでくるという大変な苦情がやっぱりあって、公園としても使われ切れていない場所がありました。そういうこともありますので、あそこに物を建てるというのは、それは至難の業だろうということを私も思っておりました。

そんなこともいろいろある中で、こういう体育施設だと町民の方もそこそこに認めてくださるのではないか。そして、冷暖房完備で防音もしっかり整っている。なので、最終的には同じ設計図を西側に移動したということで、さらに住宅地よりも距離を取ったという配慮までしていただいていて、結局コートは1面になったのは、住民のそういう大きな声があ

った。しかも、それも建築基準法に合致する声であったために無視はできなかったということであります。あとは財政的なもので縮小せざるを得なかつたということでありますので、その理由とて納得できないものでもない。

ですので、確かに2面であればいいし、なおさら観客席があればなおさらいいのだけれども、現実問題として、そういう問題が浮かび上がつたために、こうせざるを得なかつたというのは、これはやっぱり私は認めざるを得ないと思うし、今私たちが署名を集めたときの設計図は1面とギャラリーなのです。それでもいいと町民は言つてゐるのです。子どもたちも、ハンドボールの生徒たちもそれでいいと言つてゐるのです。だから、そこに町長との乖離があるのです。町民は喜んでゐるのです。そのところで町民にこんなお金を使って、町民から後から何か言われるのではないかと心配されるかもしれませんけれども、町民はこれでいいと言つてゐるのです。

しかも、そこはクーラーも、冷暖房設備がありますので、先ほどの横澤さんの質問にもありましたように、春休み、夏休みとか長期休業には午前中、学校が使って、午後は地域に開放されますから、子どもの遊び場になります。そういう利点があります。

○議長（廣田清実議員） ただ、……

○8番（小川文子議員） ちょっとまたしゃべって……

○議長（廣田清実議員） まず、ちょっと……

○8番（小川文子議員） 長い。

○議長（廣田清実議員） 長いではなくて、請願の趣旨は、言わば今総務委員会に來ているのですけれども、結局早期建設するために県と話し合つてくださいという要望書だったので、こっちのほうの答えは、7月2日に県のほうに、その趣旨はもう投げているのだけれども、そのボールがまだ返つてこないところで、それ以上の答えを求めるのも難しいのではないか。県のほうにボールは投げていると、請願のとおり矢巾町として県のほうに一緒にやりましょうというボールは投げたのだけれども、そのボールが7月29日に來た、今聞いた話では7月29日に來たボールが、それには応じられないと県のほうが來ている以上は、それ以上の答えは、町のほうで、もっとボールを投げろと言えば、それまでなのですけれども、2回、3回とボールを投げればいいのではないかというのであれば、その話ではいいのですけれども、今の段階では先ほど言ったとおり、町のほうでは、請願する署名を持ってきた部分の趣旨は、矢巾町ではもう7月2日に履行しているという部分は、また同じ答えしか出ないと思うのです。

○8番（小川文子議員） 分かりました。

私のまだ発言中であります。

○議長（廣田清実議員） 分かるのですけれども、それ以外のところでお願いします。

○8番（小川文子議員） というのは、署名の趣旨は、ただ話し合ってくれと言っているわけではないのです。私たちは、この体育館が欲しい、欲しいと言っているのです。そして、この体育館を早期実現するために、今難航しているという状況を開拓するために、町と県と話し合いを継続して一致点を見いだす努力をしてくれと、そういうふうな意見書案を出していますから、結局1回やってそれで事が足りるぐらいの単純な問題ではないと思います。なので、まず継続をして一致点を何とか見いだしてほしいのだと。そして、早期建設につなげてほしいというのが趣旨なのです。

それはそれとして置きまして、そして町民のためにならないのではないかと町長は危惧しているわけですが、私から言わせれば、署名に込めた願いは、町民はあれを喜んでいるのです、あれが欲しいと言っているのです。そしてさらに、今までいろいろ議論がありますように、うちの体育館はもちろん冷房ないですから、体育館に冷房があれば子どもたちも使える、長期休業には午後は開放されますよと。しかも、災害時の避難所にもなる。昨日の災害時の避難所には、これから体育館もクーラーが必要ですよと、そういう話が出てきていて、今度の体育館がこの2つの町の課題を解決する基にもなると。だから、決して町民は、これに対して町税を出すことを私は拒まないと思います。むしろ喜んでいるということを私は町長に届けるための請願なのです。そこをちょっと町長のほうから、それでもやっぱり2面でなければ駄目ですかということをお聞きします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたしますが、先ほども答弁させていただいたのですが、請願署名は、矢巾町民の方々は、ただまだ精査しなければあれなのですが、全体の4割を割つて三十六、七%ぐらいだというのも報告を受けていますので、あとは小川文子議員さん、町民の人たちは、もういい、どんどんやれと、それから子どもたちも喜んでいると。その以前に解決しなければならない問題があるわけです。

だから、その問題を解決した上で進めるのであれば、これはどなたも反対する人がないわけですので、だから先ほどからお話ししているとおり、うちのほうで話し合いをしましょうと、2回もチャンスをうちで与えているというか、やりましょうと。それでも、何かメールを送ってくると、賠償金の精算協議、最初は弁護士とあれだというようなあれだったけれども、

この間最後は、精算協議の要請と、何でこういうふうに文言が変わってくるのか。一緒に仲よくやるのであつたら、それは確かにこの間の全員協議会でも、小川文子議員は、県、早く言えば、分かりやすく言えば、長いものに巻かれろというようなあれだったのですが、正しいのは正しい、正しくないのは正しくないと、はっきりした上でこれをやらなければ、後から大変な問題になると思うのです。

特にも負担、負担のことで必ず問題が出てくる。だから、私たちは県と町としっかりと話し合いをして、そして確かに覚書では2対1のあれもやっています。ただ、そのほかに常識で考えてみて、よその土地に、何ぼ県であろうが、勝手に建物を建てられると思いますか。そんなことできるはずないのです。だから、私どもは、もうここまで来たら、もう一度話し合い、ゼロベースで話し合いして、そしてお互いいいように解決しましょうと言っているにもかかわらず、何ら協議がないのです。

だから、私たちはそこのところを県にもしっかりと理解をいただいて、そして課題を解決して、そして両者分かったと、ちゃんと合意して進めるのであれば、これは誰も異論がないと思うのです。今その段階なわけです。今それが終わって、小川文子議員が今言うように、いや、どんどん言えばいいのではないかとか、まずやれと、町民の人たちも喜んでいる、生徒たちも喜んでいると。その前に、解決しないでこの事業を進めたら、誰が責任を取りますか。大変なことです、これは。

だから、私どもは、そのプロセスをしっかりと検証していただいて、そして今後議会の皆さんからもご理解いただき、町としての方向性を示していくかなければならないと、そういうことをお願いしているわけです。

だから、県のほうから何にも回答ないから、全協で県のほうからお話をあつたら必ず全協を開きますよとお話ししていたのですが、何ら回答がないわけですから、そこのところ。間を取りて結論を言われても、私は、それには応ずることはできないということだけはご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） このたびの全協でも、10月以降の説明になったわけでありますけれども、この共創プロジェクトは2年半の協議を経て覚書が交わされたと。そして、確認したいのは、覚書を交わす前に設計変更が2回行われた、先ほどの理由。そして、住民説明会を経て覚書を町長は判断を押されたわけです。そのことについての事実経過、先に設計変更が

あって、それから覚書を押したということには間違はないでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えしますが、覚書は見られていると思うのですが、何ら細かいことのあれはないのです。ただ、費用負担をお互い2対1でやりましょうと、あとのことについては、また協議しましょうということで、何ら詳細のことはないのです。あとは、県は必ずメールなのです。そのメールでこういうことをもう流したからと、こういう重要事項は、お互い協議をして、膝詰めで協議をしてやっていくのが普通ではないですか。

ただ、覚書は、それは何も私は否定もしないし、そのとおりですので、その覚書にもちゃんと書いているのですが、これ以外のことについてはちゃんと協議しましょう。その協議がなされないわけですから、なされないうちに契約をしたと、入札をして。そういうことがあり得るのかということです。そこだけはひとつご理解していただきたい。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　付け加えてご説明申し上げます。

5月30日に締結されました盛岡地区新設高等学校における屋内運動場の整備等にかかる覚書（共創プロジェクト）です。新設高等学校の体育館と言います。この中では、整備場所、第2に屋内運動場の整備場所は矢巾町大字南矢幅第9地割地内ということだけで場所の特定まではしておりません。ただ、調整池だよと。

それから、費用の負担については、第4について、屋内運動場の整備及び運営に要する経費の負担割合は、甲、これは岩手県です。乙、これは矢巾町を基本として、負担額及び負担方法は別途協議すると言っているのに、何もやっていないと。

それから、第5、その他で、この覚書により難い事情が生じたとき、要するに設計変更とか内容の変更が生じて、両者が同意しなければならないときは、疑義が生じたときは、甲と乙で協議すると言っているのに、今まで私どものほうからも3回文書、町長から2回、教育長と会議の場で、それから文化スポーツ課のほうでも文書を出していますが、協議しなければならない条項があるにもかかわらず、一切協議をしていないという状況で受け入れてくれないという状況が現状です。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） この覚書でございますけれども、私たちには去年の12月10日に初めて全協で経過を知らされました。その中で、今までの経緯を教えていただいたと。そして、2回の設計変更を経て、まずやったと。その中で、請願の中に町長は設計変更を知らなかつたと、あるいは報告を受けたかもしけないけれども、最高責任者としての判断をしていないのだというようなことがありましたけれども、先ほどの答弁で、町長は設計変更もちゃんと分かって覚書を交わしたということは、まず分かりましたけれども、この第3条の中に事業実施主体というのがございます。これがいわゆる事業主体であります。第3、屋内運動場の整備は、甲が実施すること。また、屋内運動場の運営は、乙が実施することを基本とする。つまりこの共創プロジェクトというのは、県がやって、町が協力するというようなものではなくて、事業主体は県と矢巾町、そして事業実施主体ということは事業主体と同じ意味があると思います。そして、甲、教育委員会は建設をします。乙、矢巾町は運営に当たりますと明記されているわけですから、先ほどからこのタイトルが県立高校であるということと、それから事業実施主体は矢巾町ではない、事業主体は県だと。だから、その署名も、これは矢巾町が受けるものではなくて県が受けるものだと。全部あとの回答もみんなそうなのです。こういう事態になったのは、高校生も大変なのは分かるけれども、これは事業主体の県が解決すべき課題だということでみんな書いてありますけれども、事業主体は当事者なのです、私たち矢巾町は。岩手県教育委員会と私たち矢巾町が事業主体であり、当事者である。そのため2人が名前と判こを押しているのではないですか、ここを確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 小川文子議員、そういう例ええば同じ両方が事業主体というのであれば、なぜ県だけが入札執行したり、契約をしたりしますか。私間に何もお話がなかったのです、まず。共同の事業主体だったならば、まず工事をやるのに、ちゃんとこういうことで入札します。こういうことで契約します。何ら話がなくて後から、うちのほうでどういうふうになっているのか、そのときに知ったのです。どこの業者が、工種別にあるのだけれども、そんなこと今、覚書では一緒ではないかと。ただ、県がやっていることは、真逆なことをやっているわけです。そんなことを私は言われても困るわけです。だから、もうちょっとそこの真意を、小川文子議員の質問の真意をもう少し詳しく知りたいです。

でなければ、議長にお願いして、反問権行使させていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 今町長から反問権が出たので、反問権の行使について、今出た反問権について、これは趣旨を確認したいということで、ここで暫時休憩して、議会運営委員会

を直ちに開いて、それで反問権について、その対処を決めたいと思いますので、暫時休憩といたします。

それで、ただいま反問権となりましたので、確認したいほどの部分に関して、第2条第2項の要件にあるうち、質問または質疑の趣旨または根拠を確認する旨か、議員の考え方を確認したい旨なのか、もう一度お知らせをお願いします。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、今議長さんからお許しをいただけたので、私からは反問権の行使をさせていただくのは、今覚書で、そして今小川文子議員が質問したことの文字起こしをしていただきて、それから反問権の行使をさせていただきたいと思いますので、議会当局には、まず文字起こしをお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 文字起こしするにはちょっと時間がかかりますので、まず暫時休憩といたします。

午後 3時04分 休憩

午後 4時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

先ほど町長より小川議員の一般質問に関し、反問の申出があったことから、発言記録を文字起こしの上、確認したところ、覚書に甲、教育委員会は建設します。乙、矢巾町は運営に当たりますと記載しているにもかかわらず、事業主体は矢巾町であるという解釈し、発言した趣旨についての確認のための反問を求められたところであります。

休憩中に議会運営委員会を招集し、検討した結果、反問を認めることに異議はなかったことから反問を許します。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、今廣田議長さんからお許しをいただいたので、反問というよりも確認でございますので。

ひとつこの間の全員協議会では、県と矢巾町は整備主体が一緒だということで、まずそれは小川文子議員は、これは間違いであったということのお話はお聞きしているのですが、今日確認したかったのは、いずれこの覚書には、事業の運営主体は、整備は県と、そして運営は矢巾町と。それで、これはどちらも事業の運営主体であるのは、そのとおりなのです。そこで、私そのことをあれして考えた場合に、この事業運営主体が、県と矢巾町と一緒にあつ

たならば、例えば、そして先ほど質問というかの中に、今文字起こしのところが出ておるのですが、いわゆるこの設計変更のことが出ておるわけですが、先ほどの発言の中には、住民からのあれもあって西側に、こういう設計変更なんかについては、私は知らなかつたわけでございまして、だから私が今日お話ししたいのは、事業運営主体、まず整備は県、それから運営は矢巾町。だからこそ本来設計の変更があるときとか、もう少し丁寧に県からも説明責任を果たしてもらいたかったし、そのことを分かって上での今日ご質問をしていただいていると思うので、私は1つお聞きしたいのは、なおさら事業運営主体が県と矢巾町だというのであれば、入札とか契約、施工、こういうことも、やはり早く私どもに周知すべきではなかつたのかなと思うのです。

そこで今日あえて反問権使わせていただいたのは、そのことだということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） 併せてご報告申し上げます。

岩手県により体育館の入札が令和6年9月10日、岩手県議会の議決が令和6年10月25日でございました。その後、岩手県の佐藤教育長様と矢巾町長のほうで、この重要事項についてまだゼロベースなので、速やかに工事も発注するのであればお話してしましょうというお話しの約束をしまして、11月15日に担当課長の皆さんと矢巾町の職員で話しをするという場を設けたのですが、11月1日の日に、その当時の学校施設課長のほうから私のほうに連絡が来まして、県としては建築の工事は令和6年10月26日から令和8年3月19日まで、もうやりますと。電気設備については、令和6年10月11日から令和8年3月4日まで工事します。それから、機械設備については、令和6年10月11日から令和8年3月4日にもうしますからということで、電話連絡とメールがありました。

これについて私どものほうでは、これからこういった重要事項について確認と、しっかりと契約なり締結しなければならないというふうに話をするという場なのに、何でその前に連絡したのですかというふうに確認しました。そうしたところ、その当時の課長からは、一応建設に当たり矢巾町側に今まで予定は何も説明していなかったので、今回説明させていただいただけだということで、私とすればこれ的外れな説明だなということで、これは抗議もいたしましたし、どういうことなのですかと再三確認しましたけれども、それについての回答はございませんでした。

もし事業主体建設の事業主体が矢巾町なのであれば、当然入札前に説明あるいは了解を取

るべきなのであって、これは県のほうでもそういった認識で間違いなかったということの証拠ということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 反問権に対しての答弁を求めます。

○8番（小川文子議員） 私が事業主体、矢巾町も岩手県教育委員会も、この共創プロジェクトの当事者であり、両方が事業主体ではないかということを述べたわけで、まさしくそれがこの覚書に書いてあるので、その証拠を示せということになると、この覚書ということになります。

両方、甲と乙がこの事業主体であると。そして、私が全員協議会で発言を取り消したのは、私はその1年前のワークショップのときには、整備主体という言葉が使われていて、整備主体は岩手県と矢巾町と書いてあったもので、ここには整備主体と書いてあるし、覚書には事業実施主体と書いてあるけれども、矢巾町は事業主体ではないですかと聞いたときに、町長が反問権で、その整備主体というのはどこから出てきたということで、出どころを示して、それは1年前のことであったので、恐らく状況が変わったのだろうと思って、私はそれを撤回したわけであります。

今回は、私は事業主体が矢巾町ではないか、当事者ではないかということをまず聞いたわけなのですけれども、その中で両方とも事業主体であると、両方で整えると、事業というのはある意味広い意味の事業主体であるわけでありまして、そして屋内運動場の整備は甲が実施する、つまりこれは県でありますから、工事の発注は県の仕事になります。そして、その入札行為あるいは業者を決めるのも、これは県の仕事であると思います。全く知らされなかつたという、そういうことが、それは抗議したということありますが、私12月9日の県の教育長から矢巾町長に来た今までの回答がございます。12月9日に私たちの全員協議会に向けて回答を求められた、その中身がありますが、この中に併せて設計図もいただいたということであります。覚書を交わす前に設計変更があったこと、そして設計図もいただいたと。そして、その覚書に判こを押したと、そのことは確認をいたしましたけれども、4月18日には現在の実施設計図面を確定し、併せてこの図面により工事発注することを貴町、設計業者、学校及び県教委と確認したものです。これら経過を踏まえ、令和6年5月30日に貴町と覚書を締結しましたということでありますから、この設計図でいきますよという確認は、うちの町ともできていたと思います。そして、その工事発注に関わる連絡がなかった。それに対して町が抗議したということでありますけれども、それは私の範囲ではないと思います。

○議長（廣田清実議員） 反問権の答えとして、甲は、教育委員会は建設します。乙は、矢巾町は運営に当たりますというところで、反問されているのは、それを踏まえて両方一括で事業主体と、建設に対しても事業主体となるのかというところを反問されているわけなのです。そこをはっきりしないと反問の答えになりませんから、そこを、このとおり文字起こししていますので、そのとおり言っています、やっぱり。教育委員会は建設します。それも分かっているのだけれども、それを含めて事業主体と、建設に関しても事業主体は矢巾町も事業主体になるのか確認をしたいというので町長の反問権が出ておりますので、そこをまず答えていただきたいと思います。

○8番（小川文子議員） 事業実施主体として、2つが、甲と乙があって、そして甲は建物を整備します。乙は運営します。だから、事業の中に、造る分と運営する部分があって、両方とも事業主体であるという私の判断であります。

○議長（廣田清実議員） であれば、逆に言えば建設に関して、もしも建設も含め、今言ったとおりなわけですけれども、建設も含めて事業主体も全部両方なのだよというのであれば、建設の契約も矢巾町が絡んでくるべきではないのかと、こっちのほうでは答弁しているのですけれども、それに関しては、こっちは関係ありませんよ、こっちは一緒ですよみたいな判断だと、何か両方の、事業主体は両方でやるのだから、本来であれば矢巾町の契約行為としても関わるべきではないのかとこっちは言っているのです。

そうすると、そっちが違うから契約行為、今の段階であれば、このとおりであれば、建設して、岩手県のほうで契約して解除するのも教育委員会でやるべきものなのだけれども、それが結局今の状態になっているわけなのですけれども、それを矢巾町の事業主体も絡んでくるのであれば、建設に関する契約にも矢巾町は絡まなければならなかつたのではないですかと町のほうは答弁しているのですけれども、それに関しての反問をされているのですけれども、それに関してどうなのですか。

○8番（小川文子議員） 私が事業主体ではないので、私にそれを、あれですけれども、私は事業主体であることは、もうこれは実は確認しております。岩手県、矢巾町も事業主体であることは。

○議長（廣田清実議員） そうすれば……

○8番（小川文子議員） だから、……

○議長（廣田清実議員） 逆に言えば……

○8番（小川文子議員） 確認しているのだけれども、そこでいろんなやり方があるのでしょ

うけれども、工事の発注は、この場合は、岩手県がやるものであったということなのです。だけれども、そこで町が……

○議長（廣田清実議員）　いや、事業主体というのをやつたら、いいことだけ言っています。事業主体は両方でやるものだと言っているながら、建設だけは県のほうでやるべきものだという話をしているので、であれば、事業主体が矢巾町も絡んでやるのであれば矢巾町にも責任は確かにあると思います。

でも、このとおり書いてある中で、小川議員さんが反問権されたところをはっきりまず答えていただいて……

○8番（小川文子議員）　だから、私は本町が事業主体であることを確認しております。その上で工事を県で行うということは、ここに書いてありますから、ここは、この約束の中で、工事は、入札等の工事を県がやることになっているかどうかは、県に確認してください。私に確認されても困ります。私は、ただ、この事業が……

○議長（廣田清実議員）　ちょっと待ってください。

○8番（小川文子議員）　県と矢巾町の両方の事業主体であるということは、県会議員に確認しております。

○議長（廣田清実議員）　ただ、一般質問に当たって、それは県に確認するべきではないですかという一般質問はないと思います、私は。逆に言えば。

○8番（小川文子議員）　反問権で言われたから言うのであって、事業、ずっと答弁の中に署名も、本町は事業主体ではないから本町では対応できないと。事業主体ではないから対応できないと書いてあるのです。ところが、本町はこの共創プロジェクトの事業主体で当事者でありますから、その署名を受け付けないというか、拒否することはできないと思うのです。そこが大きな私は今回の相違点だと思います。本町が事業主体でないという証拠を示してください、では。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　小川文子議員に不毛な議論をしてもあれなのですが、いずれ覚書では、整備は県と、運営は矢巾町ということで覚書を取り交わしているわけです。だから、これをごっちゃにされて、もう整備も運営も、県も矢巾町も一緒だということではないわけですから、覚書にはっきり書いているですから、整備は県と、そして運営は矢巾町で。

そこで、今日確認したかったのは、いずれこれからのはりあれで、私どもは事業主体が岩手県と矢巾町と言われるのであれば、それは何も主語がなくて、整備も運営も整備主体は

両方にある、運営主体は両方にあるということになれば、これは大変なことになるので、反問権を使わせていただいたわけですので、そこ誤解のないようにお願いをいたしたいと。

そこで、あとは整備は県なので、私は運営ですから、運営に言われる先に、まず整備が先行しなければならないわけです。だから、建設のあれは、やはりこの請願の要望というか、署名は、本当にまず整備から入らなければならないわけです。だから、そのところをしっかりやらなければ。

それから、先ほど随分詳しいのですが、いわゆる最終設計案が出て覚書を取り交わしたと、それはそのとおりなのです。その後にも設計変更があるわけです。まず、設計変更が。県のほうで、例えば小川文子議員が先ほど西側のほうに、騒音とか何かで移したというような発言があったわけですが、それは質問している中で分かっていらっしゃるのでしょうね。

(何事か声あり)

○町長（高橋昌造君） 書いてあるって、だからそういうものを一つ一つ丁寧にかみ砕いて自分のものとして発言してもらわなければ、私は本当に右往左往するわけです、ます。だから、しっかりしたことを調査して質問してもらわなければ、それについていけなくなるので、先ほど反問権を使わせていただいたので、何も小川文子議員のことを責めるとかではなく、確認の意味でどうなのかということなので。

だから、いわゆる事業主体が一緒だということになれば、県の対応は私はこれは大変なことになると思うのです。あくまでも整備は県、運営は矢巾町と、そこをしっかりあれしなければ、今度これが独り歩きすると、県のほうが今度困ると思うのです。そこで、確認の意味で反問権を使わせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） この件は、もうというか、今の質問の反問権の部分も含めて、一応これは県のほうに聞いてくれとかという部分もありますので、これ以上はこの質問に関してはできないと思いますので、違う、その他の再質問ありますか。

(何事か声あり)

○議長（廣田清実議員） 以上で反問権による質疑を終了し、議事に戻りたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） それでは、他の再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 覚書の意味なのですけれども、弁護士等に相談しているかという質

問の中で、矢巾町の弁護士が県の弁護士と兼ねている石川弁護士だったために、現在はまだ次の弁護士を探すという状況でありましたけれども、この覚書というのは、まず簡単なものではあるけれども、協定書に匹敵する重みがあると。そして、その後に協定書に盛り込む内容を県と協議しているわけですが、この覚書について弁護士等と相談をして、どういう法的解釈をなさったのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　小川文子議員、私も町当局が弁護士に相談しているというのは、どこからお聞きになったのですか。それで、私どもこれは、やはり私ども町として、これからしっかりと対応していかなければならないわけですので、ここを、今びっくりしたのですが、その情報はどこから仕入れて、今日こういう発言されているのか、もしあれなのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　反問ではないです。反問権ではないですよね。一応質問の内容の出処を確認したいということで、反問権は認めませんし、それに対して議場整理しますので、それに対して小川議員の答弁をお願いいたします。

○8番（小川文子議員）　質問の趣旨は、覚書の法的根拠をどういうふうに捉えているかという質問趣旨ではありますが、付随してお話ししたことは、先ほどの総務常任委員会の中で、最初は請願者からの聞き取りをやり、次に町当局からの聞き取りをやって、私は両方とも傍聴させていただきました。そして、議事録も取らせていただきました。その中で、委員の中から弁護士に相談していますかという質問がありました。そこで、町の弁護士は県の弁護士を兼ねているために今回は断られたと。そして、新たな状況によって新たな弁護士が必要と認める場合というか、そういうことであれば弁護士を別な人を探さなければならないということがありましたので、そこの紹介をさせていただきました。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

新たな弁護士のご相談させていただきたいというお話をしたのは記憶にございますが、それは岩手県からいわれのない損害賠償請求を受けてるので、これに対して我々は断固として対応するので、そういうところでご質問を受けました。弁護士に相談しているのかということで、そこで顧問弁護士が岩手県さんと兼ねているので相談できませんけれども、そういう対処については、新たな弁護士さん、代理人、弁護士とは言いませんでした。代理人を立てて対応すると、それは断固として対応いたしますという説明をいたしましたので、覚

書について相談したとか、そういう法的解釈は十分我々内部でできますので、対処できるということでお答えいたします。

○8番（小川文子議員） それでは、覚書の法的解釈を。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

覚書、協定書、契約書、これは全て契約行為に値します。ただし、この覚書の中に付隨する部分、別に定める協定書とか、別に協議するという条項についても、しっかり記載されておりますので、その部分について我々はしっかりと対応しようと投げかけているという状況でございます。

ですから、この覚書に書かれていることが全てではありません。これは、確認事項と、ただ契約行為には間違いないということで理解しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 工事は、10月31日のゼロベースの提案と、11月1日に工事関係者が工事のために入ろうと思った段階で町がまだ話が決まっていないのでということで、まず工事関係者は入らないでくださいということで、事実上11月1日にまず止まったと解釈しておりますけれども、この覚書を交わしたのが5月30日でありました。そして、6月11日に赤丸議員が質問しています。その中の答えは、2対1のあれで共創プロジェクトとして体育館を建てたいと思っている。その時点で既に覚書を交わしていたにもかかわらず、今後覚書を交わしていくか、その方向性が示されたのですけれども、そこにやや10日以上のタイムラグがあります。これについて、まず1点です。

もう一つは、……

○議長（廣田清実議員） 1点ずついきましょう、ちょっとこんがらかるから1点ずつ。

田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） まず、工事についてご説明申し上げますけれども、矢巾町から工事の中止を申入れはしてございません。繰り返しになりますが、我々は建設工事に係る事業実施主体ではないので、そういうことは言っておりません。

まず、重要事項に係る話しをしましょうと投げかけて岩手県と同意をして、すぐに話しを持つということで11月15日に集まったということです。我々は、誤解のないようにして

いただきたいのですが、やめてくださいとか、中止してくださいと一言も言っていませんし、言える立場でもありませんので、言っていないことはご理解いただきたいと思います。

タイムラグについては、別の職員から申し上げます。

○議長（廣田清実議員） ちょっとその当時、吉岡上下水道課長。

○上下水道課長（吉岡律司君） タイムラグというのは、どういうことなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 10日間タイムラグがある。

○上下水道課長（吉岡律司君） 私ども赤丸議員からいただいたものにつきましては、どのような時期から開始するのかという見通しと、あと町民開放の予定は、どのような時間帯であるかという照会をいただいておりまして、そのときの認識を述べたものでございます。

覚書とのタイムラグというような認識で申し上げたことではございませんので、その点はご確認をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 覚書のことについては、それこそ文教委員会で紛糾したわけです、県の文教委員会。そのときに、その後すぐ佐藤一男教育長が、私らのほうで行くと言ったのですけれども、向こうから来るということで、そのときに私どもは覚書を何も隠すこともないし、あれだけれども、いわゆる重要事項のいろんなことがまだなされていないので、まずお互いこのことをしっかりと積みましょうということで言っていたのです。それを文教委員会で資料提供したと、覚書を。

だから、これは約束事だったのです、正直なところ、県教委との。だから、うちはそれを守ったのです。そこで、赤丸秀雄議員が質問されたときは、県との関係もあるので、ところがそれを文教委員会で覚書を出せと言われた。そこで、それが明らかになったということが事実でございますので、そういうことがあったということだけはご理解していただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 次でありますが、体育館は今年の4月にできる予定で4月から供用開始する予定で去年話を進めていたわけで、あとはもう決まっていたわけですから、一刻も早く、まず工事に入らなければならないという状況ではあったと思うのですが、私たち議会には何の報告もなかったわけあります。そして、覚書を5月30日に交わして、6、7、8、

9、最低でも4か月あったわけです。その間に、私たち議会にやっぱり報告すべきだったと思うのです。

そして、この土地は体育館として使うから議会の議決を求める、それなりの手続を経る必要があったと思うのです。だけれども、何のそれもなくて、鍵をかけて入れなくなつたということは聞いたのですけれども、それは何も議会の議決もしていないのに工事関係者を入れるわけにいかないというようなことではありましたけれども、なぜ私たちにそれを議会で議決させなかつたのか、4か月もあるのにです。体育館を来年の3月までに造らなければ、高校生に間に合わないという……

○議長（廣田清実議員）　再来年。

○8番（小川文子議員）　去年の話だから、そうなのですけれども、だからタイム、後が決まっているのに何で4か月間も議会にそういう議決案件を提示しなかつたのか、それについて伺います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　このことについては、全協のときも吉岡課長からお話しさせたはずなのですが、いずれ県のほうは入札事項とか何かも、それこそ私たちは矢巾町の全協で説明はしたかったのですけれども、いずれそういうことです、県から言われて、だから一つは覚書です。こういうふうなことは、それこそ重要事項ですから、あとは入札するときにも、そういう、吉岡課長が当時全協で説明しているとおり、これはいわゆるオフレコにしてほしいということを全協でもお話しさせていただいているわけですが、だからこのことについて県が非常にちぐはぐな対応されたということだけはご理解していただきたいと。

私たちは何も隠蔽するとか、そういう気持ちはなかったので、そのところはひとつご理解していただきたいと。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員）　今までの議論の中で共創プロジェクトの目指すものについては一致していたと、そして体育館も2面ではなくて1面に変わったこともまず知った上で判断を押したと、覚書を交わしたということも明らかになりましたので、今ただその前提となる、いわゆる事務的といいますか、そういうことに関わる手続といいますか、お互いのやり取りに不備があるために、それを進めるわけにはいかないというお話をありましたので、実際困っているのは子どもたちでありますから、子どもたちのために私たち大人が何をするか、これ

が今問われております。

そして、教育権をどう保障していくのか。不來方高校は、私たちの町にとっても大切な高校であります。いろいろ出ていますけれども、また今年南昌みらい高校も音楽部は金賞を取ったということで、そのファイナルコンサートも町長もお出かけになっていて、不來方高校は、これで終わるのではない、次南昌みらい高校に必ずつながっていくというお話をされまして、大切な高校なのです。ごめんなさい、こんなところで。

○議長（廣田清実議員） 質問を明瞭にしてもらわないと、意見だけずっと言っているから、何を聞いているか分からなくなってしまう。

○8番（小川文子議員） そうですね。

○議長（廣田清実議員） 一般質問ですから。

○8番（小川文子議員） ちょっと待ってください。結局高校は大事、高校も大事、そして町民もこんなに県とけんかばかりして大丈夫なのかという率直な言葉です、町民がそう言っています。これから災害も起きるだろうと、そのときに県とこういうけんか腰ではうまくいかないのではないかと、これは町民が心配しています。そんなこともありますて、やっぱりこのままにしておくわけにはいかないだろうと思うのです。どこかで落としどころを見つけて、やらなければならぬだらうと思います。その決意をお話しください。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 小川文子議員、決意もあれなのですが、私ども今の覚書の公開も県のほうから、私たちはこれは信義誠実の原則で、県では、まだこれを公開しないでくれということで守ったわけです。だから、今ここで、それこそ南昌みらい高校は県立学校であるけれども、おらほうの町の学校だというのは、小川文子議員に勝るとも劣らない、私もそういう気持ちであります。だからこそ、早く県のほうに動いていただいて、それこそお互い、何もそれこそ私たちは100%ということではないので、お互いしっかり話し合って、一日も早く。私たちも言っているのです。議会の了解をもらわなければ駄目だけれども、無償譲渡はできないけれども、無償貸付けはできますから、そこまで言っているのです。

だから、これが譲渡となれば議決事項になるので、まず貸付けであれば、条例であれなので、ただこれは私の町のトップの判断だけではこれは駄目だから、議会の了解ももらわなければならないということも言っているのです。そういうことを言っているのに、話合いに応じないと。

だから、ボールはもう既に県教委にあるのです。だから、私たちはあと県教委の動きで、お

互い何もここで、私ども県と町とこういうことで紛争はしたくない、話し合いで解決したいわけです。だから、そのところを何とか。

だから、今まで交渉経過を振り返ってみると、なぜ県がここまでが頑固な対応をするのか。そして、私は何回も言うのですが、契約解除の賠償の精算協議、こんなことを私たちに言わされたら、これにもし応じたら町民の人たちが許してもらえるのですか。そこで、私ども弁護士よりも法律に明るい代理人に相談して、今後どのような方向で進めたらいいかという指導、助言をいただきながら進めていきたい。

ただ、そこまで県とやることはない、折り合いをつけて解決したいということは、重々考えておりますので、そこだけはひとつご理解していただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） このことに関しては、お互いにキャッチボールができる事を期待しておりますけれども、それでは、2問目の質問を許します。

○8番（小川文子議員） それでは、2問目に参ります。2問目は、盛岡広域環境組合、ごみ処理施設整備基本計画と本町のごみの減量、資源化について町長にお伺いをいたします。

2032年に稼働されることになるごみ広域化計画で今年度は現地調査、ごみ焼却炉についてストーカ炉、ガス化溶融炉などのプロポーザルを経て、業者選定の予定であります。また、パブリックコメントを今年3月に実施しましたが、一極集中大型焼却施設の環境負荷、健康被害、財政負担の増大を懸念する声が寄せられております。

そのような中、ごみの分別、収集、資源化は、構成市町で実施している取組を原則として継続することとしておりますことから、以下伺います。

1番目、製品プラスチックの分別収集の実施予定はいつ頃か。岩手町では、業者委託で始まったと聞いております。

2番目、事業系ごみの減量が課題でありますが、段ボール類の資源化の取組について伺います。

3番目、焼却炉の施設規模が令和7年1月22日の施設整備検討委員会で日量500トンから378トンに縮小いたしました。建設資材の高騰等の影響としておりますけれども、焼却炉の建設単価は1トン当たり約1億円と、5,000万台から約2倍に跳ね上がっておりまして、総事業費は1,044億9,800万円。これは、令和5年から令和28年までのものであります、この総事業費が1,044億9,800万円かかるという試算がございます。それぞれの市町にその負担割

合が示されておりすることから、本町の組合負担金と収集、運搬、今度は、今まで矢巾の焼却場に持つていけば済んだわけですが、今度は新たな場所に収集しなければならない、運搬しなければならないということになりますことから、この収集運搬費がどれくらいと見込まれているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 盛岡広域環境組合ごみ処理施設整備基本計画と本町のごみの減量、資源化についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、製品プラスチック類の分別収集、再利用について、令和10年度までに改修することを予定しております。実施に伴う詳細な手法等については、盛岡・紫波地区環境施設組合及び構成の市と町との協議の中で決定してまいります。

2点目についてですが、段ボール類の資源化につきましては、令和5年4月より事業系古紙類の搬入規制を実施しており、資源回収業者等への引取りによる資源化を促進しているところです。引き続き本取組を継続し、古紙類の資源化の促進を実施してまいります。

3点目についてですが、盛岡広域環境組合において試算されております当町における負担金は、令和5年度から令和28年度までの間で約31億5,000万、収集運搬費用は令和14年度から28年度までの間に約12億円を見込んでおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） ごみの焼却に関しては、現在約4億円程度かかっておりすることから、これにさらに焼却料が足されると思いますけれども、そうしますと年間負担はどれくらいになるのか、お願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

年間に今かかっている4億の部分には焼却が入っておりますし、今答弁させていただいた部分の金額にも、もちろん焼却が入っているので、そこは同時に発生するものではございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員）といいますと、町長はごみゼロを目指すと、ゼロカーボンのまち宣言をしておりますけれども、もし将来うちの町がごみゼロに近くなつた場合には、どの程度の負担となるのか。今さらにこれが減る可能性があるということですか、それについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君）ただいまのご質問にお答えいたします。

もちろんごみゼロは目指しているところでございますけれども、完全にゼロになるかは、ちょっと言いかねるところでございます。そこに向けて努力していくところでございます。
以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員）いわゆる負担金は減るということでおよろしいですね。ごみの焼却量が減れば負担金は減る。そして、運搬費用は今までよりも距離が遠いわけですから、距離からすると遠いから増えるかもしれないけれども、ごみの量が減れば、それも減る可能性があるということについて伺います。

○議長（廣田清実議員）佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君）ただいまのご質問にお答えいたします。

ごみが減れば収集運搬も減ることになります。経費としては、ランニングは減ります。
以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）ちょっと小川文子議員、あと何問ぐらいありますか。ちょっとさつき暫時休憩はしたのですけれども、トイレに行っていない方も実は裏に待機していたので、なので、ここでもし……

○8番（小川文子議員）あと1問です。

○議長（廣田清実議員）あと1問。それでは、再質問を受けます。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員）それでは、リサイクルモアの現状についてお聞きして、終わりにいたします。

○議長（廣田清実議員）佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君）ただいまのご質問にお答えいたします。

リサイクルモアは、もちろん順調に推移しているところでございます。ただいまちょっと資料を持ってきておりませんので、すみませんが、このまままた推進していくところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） リサイクルモアのことは、範疇に入っていないので、きっとそこは答えられないと思いますので。そうしたら、よろしいですか。

（「よろしいです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で8番、小川文子議員の質問を終わります。

会議時間の延長

○議長（廣田清実議員） ここで皆さんにあらかじめ申し上げます。矢巾町議会会議規則第9条第1項の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりましたが、午後5時を過ぎる予想がありますので、同条2項の規定により延長することをあらかじめ宣言をしておきます。

○議長（廣田清実議員） それでは、暫時休憩といたします。

再開を17時といたします。

午後 4時46分 休憩

午後 5時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

引き続き、一般質問を受けます。

次に、11番、山本好章議員の質問を受けます。

山本好章議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（11番 山本好章議員 登壇）

○11番（山本好章議員） 議席番号11番、新誠会、山本好章でございます。学校教育の支援制度について、教育長さんに質問したいと思います。

学校での児童生徒に対する支援として就学援助制度があります。就学援助制度は、経済的理由によって就学困難と認められる要保護者や準要保護者に対して市町村が行う援助です。補助対象品目は、学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、通学

費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、P T A会費、卒業アルバム代等、それからオンライン学習通信費となっています。

また、教員へのサポートとして、校務支援ソフトを導入予定であるとのことです。

以上の学校教育における支援制度に対し、以下伺います。

1、就学援助制度への申請数は近年増えているようですが、令和7年度の対象児童生徒数と世帯数はどのくらいか。

2、就学援助制度の周知は、どのように行われているのか。

3、申請したが、所得が基準を超過するため認定ならなかった世帯があると聞いておりますが、その基準に対し物価高騰の影響は考慮されているのか。また、平成25年8月に生活補助基準の見直しがされておりますが、矢巾町では準要保護の認定において調整は行われているのか。

4、学校に対する予算配当は、物価高により増額等されていると思います。学校徴収金に関し、物価高による影響はあるのでしょうか。それから、保護者負担軽減の観点から補助教材等で学校予算を使って購入できるものはあると考えておりますか。

5、校務支援ソフトの導入により、教職員の働き方改革につながるものと考えますが、導入段階での課題と、その対策はどう考えているのか。

以上、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　11番、山本好章議員の学校教育の支援制度についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、令和7年度の対象児童生徒数は234名であり、世帯数は153世帯となっております。

2点目についてですが、新入学児童生徒の保護者に対しては12月、在校生の保護者に対しては2月に、それぞれ文書配布により周知しております。

3点目についてですが、就学援助費の支給については、矢巾町就学援助費支給要綱に基づき実施しております。具体的には、生活保護法及び特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令等に基づき策定された特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料により取り進めていますので、本町が独自に物価高騰の影響等を加味した対応は実施しておりません。

ただし、ここ数年におきましては、国が示す認定に係る基準は変わっておりませんが、支給額は増加しておると認識しております。

また、平成25年8月の基準の見直しにつきましても、文部科学省の示す基準が変更となりましたので、本町においても同様の対応を行っております。

4点目についてですが、学校徴収金について、滞納の増加傾向は見られないことから、物価高による大きな影響はないものと捉えております。

また、補助教材等に係る保護者負担軽減につきましては、6月に国から都道府県を通じて各自治体に検討の依頼があったところであり、本町におきましても、今後学校と意見交換を行いながら、次年度の予算要求に向け検討を行ってまいりたいと考えております。

5点目についてですが、今年度予定している校務支援システムの導入に際しては、次年度からの本格運用に向け、年度内に全教職員にシステム操作方法等の習得を図ることが課題と捉えております。そのための対策として、各学校において計画的に研修を予定しているほか、現場からの問合せが多く寄せられることも想定されますので、先行自治体の事例などを参考に速やかに対応できる体制を整え、来年4月から円滑に運用開始できるよう対応を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） それでは、対象児童生徒数が234名ということは、多分町内の全児童生徒数と比較すると約1割程度に当たるのかなと、そのように思います。そういうことで見ると、多いのか、少ないのか。全国的に見ると、それなりに増えてはいるということですけれども、就学援助制度についての周知の部分なのですけれども、文書のほうを12月に配布しているということではございますけれども、実際は多分学校においてなり、教育委員会において、その年度の3月あたりで一応締切りなのかなと思われます。

文書配布は行っておりますし、多分広報やはばでもそれなりの部分はあると思いますけれども、それでちょっとホームページに対する私は不満を持っているところなのであれなのですが、矢巾町のホームページのところ、就学援助と検索すると、出てこないのです、全然何も。ほかの隣の紫波町とか、盛岡市、滝沢のほうを見ると、就学援助と検索すると、その制度をこういうふうにやっています、今もやっていますというような形で、多分矢巾でも随時募集の形を取っているとは思いますけれども、その辺のところはどのようにお考えでしょう

か。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

就学援助の周知でございます。答弁にもありますとおり、基本的には学校を通じて、そして新入学のご家庭には郵送等で直接周知をしているということで、ホームページはまだ現在載せていないところでございます。載せることは可能ですが、いずれも必要な方に情報が確実に届くようにという観点で周知は考えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） それでは、ほかの市町村でも行われていることなので、ぜひ考えて検討していただきたいなと、そのように思います。

次の部分、認定となる収入の基準はどのようなものかというところで事前にちょっと聞いてはいたのであれなのですが、ここ数年賃金が上がり収入が増えている。多分物価高等により生活が苦しいというような状況で申請が増えたのかなとは思っております。回答では、本町独自に物価高騰の影響を加味した部分は対応していないということでした。

ちょっと私の質問のところで、25年8月、生活最低基準の見直しがあったということでしたが、これはたまたま文科省のホームページ、就学援助のところを調べたら、それが載っていたので、そこから多いのかなと思って、改めて生活扶助について調べてみたところ、結構何回も変更になっているようです。それを考えますと、そういう部分で基準としては、そういうのを基準として1.1倍から1.3倍の中で考えているというようなことが文科省のホームページなりに載っていたのですけれども、あとその自治体の判断だと、その差、どの部分を選ぶかは。ということが上がっておりました。ただ、最近の生活扶助、最低生活費の部分の変更があるたびに、そういう意味では教育委員会としても基準額の額の変更等とかという部分はあったのか、それとも一定額でずっと来ていたのか、その辺のところをお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらにつきましては、特別支援教育の就学奨励費、これは国の補助の事業でございます。この基準が国の方で社会情勢等を踏まえて支給額等も考慮した上で毎年のように変わるものでございます。本町もそれに連動した形で実施しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） ということは、毎年その基準額はそんなに大きくはないかもせんけれども、変動しているということでよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） よろしいみたいです。

次、再質問。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） それでは、学校徴収金について、滞納の増加傾向は見られないということではありましたけれども、多分集金額のほうは上がっているのかなと、そういうふうに想像いたします。ちょっと私も調べていないので分からぬのですけれども、小学校とかは大体年間どのぐらいなのか、中学校としては年間どれくらいなのか、教育委員会で押さえているようであれば、それを教えていただきたいのですが。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらにつきまして、学校ごとに毎年幾ら集めているというところまで常時把握しているものではございません。

なお、滞納状況はどうかというところにつきましては、確認しましたけれども、やはり人數的に増えたり、減ったりしているわけではなく、例年並みで推移しているというふうな状況でございました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 山本好章議員。

○11番（山本好章議員） そういうところで、徴収金、もちろん上がっていることも含め最近の物価高傾向、その辺も考えていただいて、できればそういう収入の部分で、前に聞いたならば、資料として提供していただいたときに、前年度認定になっていたけれども、今年度認定にならなかつた人がやっぱり何人かいるというような形も聞いておりますので、単なる収入増だけではなく、そういう生活実態についても、学校長の意見があるかとは思いますけれども、そういうところをぜひ加味していただいて認定のほう考えていただきたいと、そのように考えます。

それと併せて文科省のほう、国のほうからも要請があったということで、補助教材等に係

る保護者負担軽減につきましては、都道府県を通じて各自治体に検討の依頼があったというふうに先ほどもありましたけれども、本町におきましても今後学校と意見交換を行いながら、次年度の予算要求に向け検討を行ってまいりたいと考えているというふうな回答がありましたけれども、具体的にはどういった形で、どういう部分としてどのような形で、そういう予算要求を検討してまいるのか、具体的に教えていただければお願ひします。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

こちらにつきましては、国のほうでもまだ全国に情報収集中の段階と捉えております。本町にも、そういう事例があれば情報提供を求めるという形の照会というか、調査が来た経緯がありまして、なかなかちょっとまだ本町でこれというのがない状況ですけれども、私どものほうでも、そういう情報は欲しいところでもございますので、今後国や県等から提供される情報等あれば、それを基に学校と実態がどうであるかとか、どういったものであればできそうかといった部分を協議してまいりたいなと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　そこは、教育委員会のほうで考えていただきたいと思いますけれども、学校予算の部分で、最近の物価高の部分について、いろいろ購入するに当たって、よく町のほうでは入札等、そういう形の契約をやったりしてはおりますけれども、学校の購入する物品の中で、そういう、いつか聞いたときは入札等を行っておりません这样一个子を聞いたような気がしておりましたけれども、そういう形で共同で全体の部分を買う、例えばよく盛岡でやっていましたのですけれども、プール薬品、結構今年随分高騰したというふうに聞いております。そういう部分について、教育委員会なり町のほうとして、そういう物品購入の部分、何らかの形で、入札とはいかなくても、そういう形で金額を同じような形で抑える这样一个ことはできないものかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

各学校ごとで入札というのは、ない実態でございます。ですけれども、やはり同じ時期で各学校同様に一律に買うようなもの、そういうものについてはなるべくまとめて、それこそ入札が必要なものであれば、行ったりといった形で効率的に執行するように徐々に対応、

改善しつつあるという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） そういった部分で、いろいろ紙の部分とか、もちろん変に固定されると学校としても非常に使い勝手が悪い予算になったりするので、難しいかなという部分もありますけれども、何らかの形で町のほうと会計課とか、ほかのいろんな別な課のところで同じようなもの、例えば変な話、紙を購入するとか、あとあまりあれですがトイレットペーパーとか、そういった部分、共通して使うような部分で何らかの形で安く、安くというか、そういった低く抑えて買えるようなものというような部分を参考しながら、ぜひ検討していただければなというふうに思います。あとは、もちろん学校のほうのそれぞれの意見も聞いていただければなと思いますので、そのところをよろしくお願ひをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

なるべく安く効率的にということは、基本路線として持っておきたいと思いますけれども、学校のほうですぐに欲しいとか、あまり入札等をするとかなり時間もかかるので、そういうのが難しいという点であれば、学校のほうの予算をもってすぐ執行できるほうが効率的というか、実効性があると思いますので、その辺は学校とよく相談しながら、予算の配分等を考えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） それでは、5点目の校務支援システムの導入についてですけれども、矢巾町の場合は一番、どちらかというと比較的遅い導入ということになっておりますけれども、そういう部分で、県内の他の自治体からという部分で何らかの課題、もちろんそういうふうには書いてありますけれども、どういう課題があるかという収集はしているのか。

また、それに関わる部分でICT支援員のようなものは矢巾町としていたかどうか、確認不足ですみませんが、もしよろしければ、そのところを教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

校務支援ソフト、システムの導入に当たって先行自治体等ございますので、そういったところで導入段階でどういう状況だったかということは情報収集してございます。その結果、やはり現場の先生方、そして事務職員の方も含めですけれども、やはりシステムががらっと変わるので、大きなことから小さなことまで含めて問合せが非常に増えるという話がございました。それに対して対応する担当者あるいは事務方のほうが大変だったという話は聞いておりますので、こちらにつきましては、本町におきましても担当のほうで備えておくとともに、県の問合せ窓口等をうまく使いながら、対応を進めてまいりたいと思っております。

また、システム自体に対して、こういった機能を欲しいとか、これはないのかですか、といった改善のお話も結構来るという話でしたので、こちらにつきましては全県の統一のシステムとなりますので、県のほうに情報を上げて、改善を検討してもらうという形になると思います。それも速やかに対応できるようにしてまいりたいと思います。

あとＩＣＴ支援員でございますけれども、こちらやはり本町でも必要ではないかと考えておりますし、探しているところでございますけれども、まだちょっと残念ながら見つかっていない状況でございますので、様々な情報等を収集しながら、早く見つかるように対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） ちょっと校務支援システムについて、私も十分把握しきれていないので、ちょっとお伺いしたいのですけれども、ひとつ結構セキュリティーの問題もあるので、学校外に持ち出せないとか、もちろんそのとおりだと思うのですけれども、あといわゆるＵＳＢというのですか、そういうものが差し込めない、使用できないような状態があるとか、あと普通であればこうやって皆さん、今Wi-Fiで使っているのですけれども、Wi-Fi仕様ではないとかというふうなことを聞いておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） こちらにつきましては、やはり全県一律でクラウドとなりますけれども、大きなネットワークになりますので、かなりセキュリティーは厳重にしなければならないということで、そういった使用上の制約といいますか、そこはちょっとある程度かかるのは、やむを得ないことと思っております。

先行自治体等では、いろいろ工夫しながら使っているという例も調べながら、本町でも対応してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） それでは、Wi-Fiではないということでよろしいのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） Wi-Fiではない仕様だったと記憶しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） また、さらにいろいろ課題は収集しているかとは思いますけれども、県内統一して使うものという認識を考えれば、県教委としてこういう使い方をしてほしいというようなことはあるのか、ないのか。

また、そういった形の中で、主に校長に聞いても、なかなかその仕様については分からぬと思うので、主に使用するのは教務主任という方々なのかなと思います。そういう教務主任の方々に対して、こういうふうな使い方で学校としては、各学校で勝手に使う、こういう仕様で使うのではなくて、統一した形の中でこういう使い方をしてくださいということみたいな形で研修会とかをやるつもりはございますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

こちらにつきましては、県でワーキンググループを結成しております。全県的に統一で使うものだという前提で本町も加盟しておりますし、他の自治体は現場の先生方の声もそういった場で集めて共通認識を持ってつくっているという状況でございます。

本町におきましても、導入後次年度4月からの完全スタートに向けて、スムーズに発信できるように4か月ほどなりますか、並行して使用できる期間というのを設けて、その間に研修を数回実施したいと考えております。当然主に使う教務主任の先生方ですとか、そういった方向けの研修も考えておりますので、その辺しっかりと対応してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） さっき同じように聞けばよかったですけれども、職場の中には1人職種とか、養護教諭の先生とか、あと事務職員とかおりますので、そういう方々は、結局学校内では相談できない、またさっき言ったようにセキュリティーが厳しいので、持ち出しができないということになりますので、そういう部分についてどのような研修をするのか、ぜひともそのところの配慮をしていただいて研修のほうを進めていただきたいと、そのように思います。

特にもちよつとほかのところを聞いていると、服務関係、勤怠記録ですか、そういう部分も、この際導入されるということで、今まで学校では紙の出勤簿に判子をつくというような形で出勤、多分まだやられていると思うのですけれども、今度はタブレットではなくて、その支援システムを使って出勤、それから退勤までを管理するというふうに何か聞きました。実際、そこら辺まで分かっているのかどうか。

あとその中において、何か学校日誌も今まででは服務についても記録していたのですが、それについては学校日誌については服務記録はなく、ただ学校の行事しか記録されない。もちろん在籍数が記録されると思いますけれども、そういうことしかないというようなことで非常にそういう部分使いにくいというか、そうなると校長、副校長がしっかりと服務管理と、休暇申請もそれで行うというふうに何か書いてありました。という部分についてとかあったので、そういうところについても統一した見解を持って、ぜひ学校に指導していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

私は、ちょっと新しいシステムを触ったことがないので、実物はちょっと把握していないのですけれども、勤怠管理含め、あとは日誌関係も学校でおよそ予想されるものについては一通り対応できるシステムだと認識しております。

それを現場でうまく使っていただくためには、お話のとおり校長、副校長からしっかりと徹底するというのは、初期段階で重要になると思いますので、トップダウンとはなりますが、そこをしっかりと下ろして早く慣れていただけるように、これから研修や導入段階で企画等対応してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 最後、ではその研修等を含めて、課長さんは実際に見ていないということは、ちょっと私もそうなのかと、今ここでびっくりしているところなのですけれども、やっぱりそのところ、担当者が多分別につくられるのかなと思いますので、担当者のところでぜひやっていただきたいと思いますし、できれば県教委が示して県下統一というような形でされるものですので、県教委のほうにも要請を行って、できるだけ簡易な部分、みんな共通してやる部分については、ちゃんと県教委で示してもらうような形で、町教委としても、その部分をやっぱりここまでぜひとも県教委として統一した形を示してほしいというふうなことを訴えていただきたいと。

そうでないと、先ほど言ったように市町村ごとにやる、せっかく統一したものが入ったのに市町村ごとによってやり方が変われば、異動したときも使えるというような形が売り文句だったのに、そのところが十分に達成されないということになりますので、そのところをぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

本町、本年度4か月の移行期間を経て8年度から実施と、どんなことが学校支援ソフトができるのか、校務支援できるのかというと、ほぼほぼ学校の全てのことです。中学校でいうと、例えば調査書の作成、通信簿の作成、養護教諭の養護日誌の作成、学校日誌の作成、成績処理などなど、ですからほぼ全ての教員が使うことになっていきます。

私たちの町は、一番最後の導入です。ですから、今までのところでいろんな不具合等を県のほうで集約して、それに対する対応策は既に対応しているところであります。それを見ながら、また操作の仕方についても県のホームページ等では出しているところでありますので、そういうものも事前に周知しながら4か月間、これをかけてスムーズな移行に努めてまいりたい。

一番大変なのは何かと、ほかの教育長に聞いたことがあります。データベースをつくるところです。ですから、ほかのところは、3月で議決をいただいて4月導入というパターンですので、ほぼほぼ移行期間がないまま、ですから4月になってからもデータベースの入力が、それこそ全ての教員が担ったりするというふうな対応をしてきたようですけれども、そのようなことがないように、今回その移行措置を設けながらやっていくというふうなことでござ

います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 前にも1回聞いて、ちょっと私十分理解できなかった。これについては、何か共同調達だというふうなことを聞きます。経費負担の部分が、ちょっといまいちまだよく理解できていないところがありまして、これは結局、矢巾町として負担する金額というか、負担する部分というのはどういう部分で、どの程度なのかを聞いて終わりにします。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

非常にざっくりでございますが、導入に関しては県の部分、そしてランニングコストについては自治体や市町村ということで、それがかかるまいります。こちらの詳細な金額、これまでというのをちょっとまだ申し上げられないのですけれども、恐らく二、三百万のところで年間回っていくのかなという認識を持っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「以上です」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） それでは、2番目の質問に参ります。太陽光発電設備の活用についてということでお伺いいたします。

矢巾町の施設において太陽光発電が設置されているのは、17施設あると確認しました。第8次矢巾町総合計画の中にもある脱炭素、カーボンニュートラルに向けた取組推進として、太陽光発電システムは再生可能エネルギーへの転換の中心的な役割を果たしているものと認識していることから、その活用の実情について、以下伺います。

1、主に災害時に防災拠点の機能等を維持することはもちろんのことではありますが、平常時においても発電されていることから、日常においてどのように活用されているのか。また、一般家庭では省エネ対策として利用されているが、町の施設において、電気料削減等脱炭素には貢献されているのか。

2、児童や生徒に対する省エネやクリーンエネルギーの環境教育が期待できるが、どのような実践がされているのか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 太陽光発電設備の活用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、矢巾町の施設において太陽光発電を設置している17施設のうち15施設が蓄電池の容量以上の発電がある場合は自家消費に、そして2つの施設が自家消費のみ平常時に活用しております。

なお、電気料金、電気料の削減及び脱炭素への貢献につきましては、使用時間帯による単価調整があることから、電気料金の換算は行っていないところではありますが、発電に係る自家消費分が電気量削減に貢献しているものと捉えております。

また、脱炭素への貢献は、理想的な条件で試算した場合、年間約90トンのCO₂の削減に貢献していると推計しております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、太陽光発電設備の活用についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、省エネルギークリーンエネルギーについては、小学校では理科や社会科で、また中学校では理科、社会科、技術家庭科などの教科で学習しております。その際、太陽光発電設備がある学校では、授業に関連して教員が自校に設置された設備を紹介するなどの形で児童生徒が関心や理解を深めることに役立てられております。

また、一部の小学校では、総合的な学習の時間に電力会社の社員が学校を訪れ、設置されている太陽光発電設備にも触れながら、エネルギーの利用について学ぶ出前授業も行われております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） ありがとうございます。矢巾町の地球温暖化対策実行計画というの

があるのですけれども、国内では内閣総理大臣が令和2年10月、所信表明において、2050年度までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すということを宣言しております。

さらに、令和3年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに50%の高みに向けて調整を続けていく旨が公表され、同年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律、以下、温対法というのが改正、施行されました。

温対法では、2050年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域脱炭素化推進事業に関する規定の追加等、地域における脱炭素化を促しています。

また、令和5年5月には、GX、グリーン TRANSFORMATIONを通じて、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律が公布されました。

こうした国内の潮流を受け、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す旨を表明する地方公共団体は、ますます増加しております。全国各地で脱炭素に向け取組が進められていますということが書かれておりました。令和6年12月現在全国1,127自治体、岩手県では33自治体中23自治体が、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを表明しているということでございます。

その中の計画、これは町のホームページから取ったのですが、地域脱炭素移行再エネ推進事業計画というのが矢巾町で計画として上げられております。そんな中で、申請事業、屋根置きなどの自家消費型の太陽光発電を令和8年度に1施設、それから令和9年度に1施設という計画が上げられておりますが、どこに設置する予定なのか、もしよろしければ教えてください。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

予定といたしましては、令和8年度に煙山児童館、令和9年度に旧保健センターを予定しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） それでは、分かりました。

グリーンニューディール基金事業ということで、太陽光発電のほうを設置されているということで蓄電と等自家消費がされているというふうになっております。自家消費ということになっておりますが、ちょっと先ほど、私も最近調べたのですが、グリーンニューディールの設置の部分については、余剰電力を売電できるというふうになっておりましたが、売電はされているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

グリーンニューディールの公共施設、二酸化炭素削減の事業ですけれども、蓄電池を設置して防災拠点の避難所に電気が使えるようにするのが本当の目的でございまして、これは売電してはいけないという事業の目的ございましたので。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 設置のときは、ただ、今のニューディールの部分については、余剰電力は売電できるというふうにニューディールの国の政策のほうには載っておりましたけれども、設置した時点のときには、そうではなかったということでおろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの事業に関しましては、売電してはいけないということで、連携はするのですけれども、売電ではなく自家消費、蓄電をメインにして余った分はコンセントの表面に特定不可という、決まった設計した場所にだけ流すという、自家消費型の消費となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 事業名が違うのではない、片方は売電できると書いているのでしょうか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 私も何か前に聞いたら、売電できないとかと言っていたのですけれども、それをちょっと調べてみたならば、これからつけるものなのか、その分については、ただし売電するにはいろいろ条件がついているというのは見ました。なので、もし売電できるのであれば、幾らかでも財政のほうに貢献できるのかなと思ったので、どうなのかなと思いましたので、聞いてみたところです。

それで、実際設置されている蓄電池も兼ねているわけで、ためっ放しでは、やっぱりいろ

いろ弊害があるし、せっかく発電したものをただためているだけでは、非常時に使うということではありますけれども、それではもったいないので、自家消費という形になっていると思うのですが、さっき言ったように売電できないということも含め、発電した電源というものはどういう使われ方、例えば要するに普通売電する場合は、一般家庭だと普通の電気の部分と一緒にセットになって、発電量が余剰すると、その分メーターが止まってみたいな形になるわけですけれども、この場合は、その電気の使用と発電したものとの使用とは、そういうふうな使われ方をしているのか。それとも、全く別個に、さっき言ったように発電したところでしか使えないということで、別個にコンセントを準備して、そういう形でコンセントから電源を取るというような形になっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） 町で実施しましたグリーンニューディールの基金事業で蓄電池にためるのがまず第一で、余った分は特定負荷という、特定のエリアに回りますけれども、その設計の仕方は、それぞれの施設で設定が違います、例えば体育館でいえばホールの上の真ん中辺に4つあるのですけれども、そういうところと壁面のコンセント、また事務室のあるコンセントというふうに特定した部分だけになっていまして、そこを例えばコピーとかファクスみたいなのを差しておけば、通常のものが使えますし、余った分も結局流れるので、そこで使えるよということは、設計会社のほうから聞いております。

ほか施設もいろいろなのですけれども、大体は照明の一部とコンセントの一部という形でいろいろ設定してつけさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 今の説明だと、特に使わない、使われていないところもあるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

例えばですけれども、庁舎のほうだと1階ホールにも照明とコンセントあるのですけれども、例えば庁議室、男子休憩室とかという常に使っていないところも設定されています。そこは防災のときに本部を設けるための設定で3階に多くしていましたのですけれども、そういう意味で、場所によっては常には使われない、そのときだけというところはあることは、

すみません、ということで防災がメインでした。

結局、大震災の後、電気が来なくて大変だったということで国が一斉にやった事業でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） せっかく発電しているものですから、何かにか使っていただければなど。結局、非常時はもちろんのことなのですから、ぜひ使っていただきたいと思いますし、私も不動小学校のほうに勤務しておりましたので、不動小学校は、しかも2つの設備が入っているのです。どっちも、今見たならばどちらも充電設備が、充電と自家消費というような形になっております。何で2つも同じ学校に同じところについていたのかということの説明はできるのでしょうか。

あと片方のほうは、せっかく使用している部分について、玄関のところに大型テレビが設置してあったのです。今はどうなっているか分からぬのですけれども、それに多分今消費、それから発電していますよとかという形で多分表示するためにセットしたのかと思うのですが、私がいたときは何にもメンテナンスされないまま映っていないという状態でしたが、その辺のところ、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） まず、企画財政課のほうで担当いたしました二酸化炭素排出抑制対策事業の関係なのですけれども、こちらのほうは、まず不動小学校と学校給食共同調理場の2つを結びまして、その中で電力を融通し合うという形になります。メインは系統電力にはなりますけれども、その中で再エネ利用ということで太陽光パネルを設置して、自家消費をするといったところで、その自家消費も使ってお互いにピークのとき、それぞれ違いますので、そういう融通し合うという形でやっております。

ここの部分なのですけれども、こっちは蓄電がメインではなくて自家消費がメインですが、やはり災害対応ということもあって、ここの蓄電に関しては、蓄電量50%は最低限維持するということで、そこは下回らないようにということで、先ほどのニューディールは、むしろ蓄電100を目指すわけなのですが、こちらは蓄電は50は最低限下回らないということで、まずは二酸化炭素の削減という目的でここはやっているところでございます。

それ以外に不動小学校で過去に導入した太陽光発電もあるようですが、ちょっとそこと時

期が違うものですから、そもそも導入したときの趣旨は、ちょっと違っているのかなと思っていますが、いずれ企画財政課のほうでやった部分は、一体として電力を融通し合って削減するという目的でやったものでございます。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　それでは、学校のもう一つのほうの事業でございます。こちらにつきましては、平成28年になりますけれども、コカ・コーラの復興支援基金というものを活用して導入されました。東日本大震災の被災県の子どもたちに自然エネルギーをということで、非常時の電源確保、それから子どもたちの環境教育にということで入れていただいたものでございます。

企画財政課のほうは、CO₂削減等ありますので、若干ちょっと事業趣旨と違うものでけれども、そのように行っております。

モニター関係、そこが映らないというのは、確かにそのとおりの状態が続いておりますけれども、そこはちょっと費用等、その点でちょっとまだ対応ができないという状況でございました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　せっかく子どもたちの環境等のために多分見られるような形でセットしたのかなと思いますので、なかなか費用がかかるということで難しいのかなと思いますが、何とか検討していただければなど、そのように思います。

それで、1つお伺いしたいのは、結局そのコンセントがあれば、さっき言ったようにだつたのですけれども、例えば非常時の場合、体育館に人が集まるかとは思うのですが、体育館までの電源はどのようにして引っ張る予定なのか、もし対策を考えているのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　もう一回、体育館に……

○11番（山本好章議員）　例えば今言ったように電源が、体育館には直接コンセントがついているところもあるとは聞きましたけれども、必ずしもそうでなく事務室周辺とか、そういうところで使っていると先ほど聞きましたので、実際に人が集まっている体育館のほうで、そういう電源を使えるのかどうか。使う対策はあるのか、もしもコンセントをそこにちゃんと準備してあるよというのであれば、それはそれでよろしいですが。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、太陽光発電で通常時使える役場とかのコンセント、皆さん、壁を見ていただければ赤いコンセントがあります。それは、使っていないとまずいかなと思いますけれども、それが発電用の非常時ですので、極力先ほどありましたとおり、コピーとか、そういうものを使うようにコンセントを差すようにさせていますので、よろしくお願ひします。

それから、体育館等につきましては、体育館のほうにも太陽光発電が入っていますので、それについては非常に使えるコンセントはございますし、それから役場も、体育館も、さわやかハウスも、基幹型の避難所につきましては自家発電、ディーゼル関係の大きいのがありますので、それも併用しながら、しっかり使い分けて対応したいということで考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 先ほどの太陽光発電の設置の部分につきましては、多分矢巾町は達成しているのかなと思うのですけれども、公共施設のつけられるところ、2030年までには50%というようなことが国のほうの政策で上げられておりますけれども、実情はどのようになっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町民環境課のほうでやっております先ほど議員がお話しした重点対策加速化事業が令和5年度から本町採択になって5年間で計画していく、その中では先ほど町民環境課長のほうから2公共施設に太陽光パネルを設置するというお話がありました。

この事業を採択される条件が、公共施設の50%以上達成するのが必須条件でございますので、この2施設に上げることで、本町の50%は達成できるものと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） それでは、この事業によらず、さらに太陽光発電を設置するような予定、資料等を見ると、民間を利用してのという形の太陽光発電の導入というのもあるよう

ですが、その辺は検討材料になっているのかどうか、お願ひします。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） お答えいたします。

やはりこの重点対策のときに、いろいろ検討いたしました。やはり結構太陽光パネル、まだちょっと高くて、今ほぼ国産がなくて、ほぼほぼ中国製のものしかないので、下がつてきているとはいえ、やはり公共施設に乗せるとなると、結構高いということで、そのとき環境省と話をした中で、本当は、先ほど児童館というお話があったのですが、当初矢巾北中学校を考えました。学校のほうが屋根の面積も大きいですし、電気の使用量が多いので、そのほうがやはり我々とすればCO₂の削減効果が高いというふうに考えたのですが、学校3階建てなので、そこに上げて設置する費用が高いということで、CO₂の1トン当たりの削減に対する事業費が高いということです。それだと、ちょっと無理だという話がありました。そういうことを考えると、CO₂の削減を本町としてやっぱり取り組んでいきたいと、条例も改正して2050年までに取り組みたいというふうに本町で意思表示をしたので、取り組みたいのですが、どうしてもそういった設置場所によっては事業費が高くならざるを得ないということで、そこは選択してあまり高くないところに設置していくのが現実的かなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） すみません、ちゃんと話を聞けばよかったですけれども、ちゃんとというか違う意味で、地上に太陽光パネルを設置しているというようなところは、公共施設という部分での設置はされているのかどうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校給食共同調理場の敷地の横には、野立の太陽光パネルがあります。そこの1か所になっております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） では、太陽光パネルからちょっと離れまして、EVスタンド、要するに電気自動車の充電する施設が、ちょうどあそこのさっき言ったリサイクルモアのあそこのところにあるのですけれども、何かあまり充電している車が来ているように見えないの

ですけれども、大体どのぐらいの利用があったのか、あるのか、分かるのであれば教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまご質問にお答えいたします。

具体的にしてどれぐらいというふうな数字をちょっと持っていないのですけれども、私も先週かな、目にするときは、仕事から帰るときに、今日充電しているなとは見ることがあります。ちょっと日中がどうだかは分からぬのですが、ただ意外と車が止まっていないときもあるなという、すみません、感覚で申し訳ございませんが、そういう状況でございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） それでは、多分公用車のほうがまだそういった電気で動く自動車がないがためにそういった、多分入ればまた別な形で充電のほうの設備はつけることになるのかなと思いますが、あれを使うのではなくて。使うのかもしれません、そういう形の中でいずれ新しく購入する場合は、誰か前に聞いたような気がするのですけれども、その辺りは、公用車を購入する場合はEV車を購入するようにというような国の指針があるようですが、矢巾町で最短で、もしそういう計画なり、そういう車の更新があるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

EV車、町民環境課で1台導入しております、そして目立たないところあるのですが、さわやかハウスの車庫のほうに電源設備を接続しましたので、そちらのほうでふだん使っていただいていると思います。

公用車につきましては、EVカーもそのとおり導入したいというふうに考えているのですが、4駆がないというところで、やっぱり冬場のことの職員の運転を考えると、4駆でやっぱりまだハイブリッドカーなのかなという、すみません、感覚論なのですけれども、ただEVカーも確かに今後開発されて4駆が出てくると思いますので、そういう場合には安心になるのかなと思いますので、そのときを見計らって対応したいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） そういう形で環境の脱炭素の移行の部分で先ほど結果にまた戻るのですけれども、ごみの排出の部分も、先ほど小川議員のほうからちらっと話もありましたけれども、ごみの排出を抑えるということも一つの回収、脱炭素の部分になると、先ほども言ったようにゼロカーボンになるということになっておりますので、進めていただきたいと思いますけれども、そういう部分でぜひ何かそれなりに町として、今現状としてごみ減量の対策で重点的にやっているようなことがあれば、教えてください。

○議長（廣田清実議員） 佐々木町民環境課長。

○町民環境課長（佐々木美香君） ただいまのご質問にお答えいたします。

枚挙にいとまがないほどやっていると思っております。もちろんごみの分別もそうですし、リサイクルの推進が、まず燃えるごみに回らないということは焼却が減るということですし、いろいろ分別教室でもそういう説明もしていますし、温暖化の対策にもつながるということは、町民のほうにも説明はしているところでございます。

様々にリサイクルとかというのは、焼却に回らない、つまり燃えない、二酸化炭素を使わないということで、それはもちろん推進しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で11番、山本好章議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 5時57分 散会

令和7年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第5号）

令和7年9月5日（金）午前10時00分開議

議事日程（第5号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
9番	木 村 豊	議員	10番	小笠原 佳 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員
15番	昆 秀 一	議員	16番	赤 丸 秀 雄	議員
17番	谷 上 知 子	議員	18番	廣 田 清 実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高 橋 昌 造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
未来戦略課長	花 立 孝 美 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	田 中 館 和 昭 君	税 務 課 長	飯 塚 新 太 郎 君
町民環境課長	佐々木 美 香 君	福 祉 課 長	菅 原 保 之 君
健康長寿課長	佐々木 智 雄 君	こども家庭 課	村 上 純 弥 君

産業観光課長	村 井 秀 吉 君	道路住宅課長	田 口 征 寛 君
農業委員会事務局長	細 越 一 美 君	上下水道課長	吉 岡 律 司 君
会計管理者 兼出納室長	水 沼 秀 之 君	教 育 長	菊 池 広 親 君
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	高 橋 雅 明 君	文化スポーツ 課 長	高 橋 保 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補	千 葉 欣 江 君
主任主事	渋 田 稔 結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

9番、木村豊議員。

1問目の質問を許します。

（9番 木村 豊議員 登壇）

○9番（木村 豊議員） 議席ナンバー9番、日本共産党矢巾町議団、木村豊でございます。質問に対して、お話しいたします。

質問1です。防衛白書と町の平和への取組について、町長、教育長、お願いします。今年の8月15日で終戦から80年を迎えました。本町では、世界の恒久的平和を祈るため、広島、長崎に原爆が投下された8月6日の8時15分と、8月9日午前11時2分、終戦の日である8月15日正午に町の屋外放送設備で鐘を鳴らしているほか、音に合わせて黙祷をささげるよう、町のホームページで呼びかけております。

もう一度、世界平和について考えていただくため、やはばーくにおいて8月5日から8月18日は、「原爆パネル展～原爆と人間～」を、そして9月21日には、矢巾町公民館自主事業として、「平和の集い」を、そして原爆パネルも展示されます。しかしながら、残念なことに世界各地で紛争が絶えず、不安を感じざるを得ない状況にもあります。

防衛省では、「まるわかり！日本の防衛」として、防衛省が毎年作っている防衛白書の内容を基に、主に小学校高学年、中学生、高校生の皆さんに分かりやすく解説するために作られた白書があることから、以下伺います。

1点目、本町の恒久平和に対する取組について伺います。

2点目、「まるわかり！日本の防衛」は、主に小学校高学年、中学生、高校生に分かりやすく説明するために作られたといいますけれども、学校教育ではどのように利用されているか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 9番、木村豊議員の防衛白書と町の平和への取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町では戦後50年の節目の年であります平成7年8月15日に非核平和のまち宣言を行い、恒久平和に向けて将来にわたり非核3原則が遵守され、あらゆる国の核兵器の全面撤廃と軍縮の推進を強く希求していることを町内外に対し表明をしております。

町内においては、毎年町の遺族連合会との共催により、町戦没者追悼式を開催しており、さきの大戦で戦禍に倒れられた、本町では404柱の御靈に対して哀悼の誠をささげ、ご遺族や出席者とともに改めて世界の恒久平和を祈念しておるところであります。

また、令和4年度からは、戦争の悲惨さを認識するとともに平和の尊さについて理解を深めることを目的として、平和学習派遣事業を実施しており、町内の中学生が被爆地の一つであります広島市を訪問し、平和祈念資料館の見学や全国こどもサミットへの参加をしており、今年も中学生2名を派遣しております。

さらに、平和の集いでは、平和学習派遣事業で派遣された中学生による発表のほか、講演、芸術鑑賞等により、戦争や核兵器の恐ろしさを学び、町民をはじめ多くの人へ平和への関心を高めることに努めています。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、防衛白書と町の平和への取組についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、「まるわかり！日本の防衛」は、県教育委員会を通じて、町内の全小中学校に1部ずつ配布されております。この冊子を授業で使用したという例は把握しておりませんが、教員の教材研究の参考資料として活用できる内容であると認識をしておりま

す。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 私のほうからお話しさせていただきます。

戦後80年という今年ですが、私それに物すごく敏感に反応しています。なぜかというと、私は被団協のメンバーでもあるのです。そういうのもありますて、そしてまずは被団協に入ったというのも、これは私の現実に父が捕虜なのです。捕虜になっていまして、最後の引揚船で舞鶴港に帰ってきたという、そういう現実を私は、父が若い頃には私に対して何も言いませんでしたけれども、やっぱり年齢なのでしょうか、言いたくなかったのかもしれないです。それ自体でも、ある程度高年齢になってから、戦争当時のことを話し始めまして、そのときの話というのが、舞鶴港に来て、たばこ10本です、10本とさらしをもらって、それでもって故郷に帰ってきたと。

そういう話を聞きまして、そこで言っているのが、その当時捕虜になると、手前にあるのでしょうけれども、行く途中でバイカル湖というのがあるらしい、私は行ったことがないのですが、そこで休憩を取ったと、そういう話をされまして、バイカル湖というのは、聞くと、でかいところなのです。でかい湖ではあるのですけれども、その話をずっと話していたのを聞きまして、これも結構、かなりしつこく言うのです。

では、もう行こうかと、そこに行ってみようかという話をしていた途中で、途中といいますか、計画していたのですけれども、できなかった。なぜかというと、認知症になってしまって、これだと一緒に行っても、どうしようもないやという状況になってしまったので、そこで断念したというのは、私の本当に心の中から言える心残りなのです。

それと同時に、私の母親も、年の差、十何歳若いのですけれども、そのところで父が捕虜になったときに何をやっていたかというと、具体的に言うと、近くに七瀧小学校というのがありますて、そこで尋常小学校に入っていたと。そのときに何をやっていたかというのを母親からも聞いています。10歳以上離れてはいますので、まだ健在です、施設には入っているのですけれども。そのときには、校庭、いわゆるグラウンド、そこを全部畑にしまして野菜を植えていた。ジャガイモとか、そういうのを育てていたということで、そのほかに体育の授業、昔はそういうふうには呼んでいなかったと思うのですけれども、そのときにはわら人形を立てて、鬼畜米兵と言って、竹やりを持ってそこにずぼっと刺す、それが運動だったと

いうふうに、そういうふうに私は聞いています。

現実に私は今何をやっているかというと、敏感に、その戦争当時のこと、またはそういう原爆のことを考えるというのは、もちろんあるのですけれども、今稻を鉢植えで育てています。これは、広島ではないですけれども、長崎の焼け野原になったところの稻株から生えてきた稻です。これを、あくまでも鉢植えで、私は農業経験がないので、どうやって育てようかなというふうには思ってはいたのですが、稻は本当に丈夫なのです。液肥、観葉植物の液肥があります、水色の物なのですけれども、それを挿しておくだけでちゃんと育ちます。それを増やしています。理解といいますか、それに関心ある人たちに差し上げようと思って、それ自体を育てているのです。

うちの父親のことを、また戻ったりなんかしますけれども、もともとは神社です。だから、私は宮司のなり損ねなのです。それに逆らって生きてきて、今ここに立っているわけですけれども、まず歴史的なものを、私は歴史的なものと言いました。歴史でも何でもないな、言いましたけれども、それだからこそ敏感に物事を感じるのです。こういう原爆とか、戦争というものに関して。

それで、私見てどきっとしたのは、防衛白書です。あれの小学生向け、中学生向けというのがすごい気になって、これは本当に教育関連でやっていいものなのかどうか、それ自体、物すごく気になっていまして、防衛はすごく大事なことなのですけれども、あれの中に書いてあるものというのは、結局防衛といいましても、トマホークが幾らかという、何機が必要だとか、そういう記述まであるわけです。それが一番、とにかく向かうこと自体が、防衛はいいです、向かうこと自体が間違っているとは言わない、それをやつたらどうなるかというのが今の世界の流れといいますか、それを心配してしまうわけです。

安心したのは、それ自体を、まずは学校に県から来ていると、それについては私も把握しておりましたけれども、それを教材にしていないというのがありましたので、それでまずはほっとしているところなのですけれども、これに関しては矢巾町だけではなくて、私知る限りでは、ほかの市町村に関しても、それがまずは県からの資料として来てはいますけれども、誰もどこも使っていないというのは確認しています。

それで、ぜひお願いしたいのは、そのこと自体をまず教師の知識、資料として使うのはいいのですが、助長するようなことは避けていただきたい、それをまず主張したいです。

○議長（廣田清実議員） 質問ですから、町当局のほうは、その冊子を授業では使用していないということを把握しております。今後もそういう部分として使用しないということはやっ

ているので、今後も使用しないでほしいというのは、国の防衛白書に関してのことなので、町に対してどうすればいいかを明確にしてもらわないと。

本日は、あえて言いませんでしたけれども、やっぱり質問に当たっては、矢巾町議会会議規則第54条1項の規定により、発言は全て簡明にするものとし、議題以外にわたり、またはその範疇を超えてはならないということになっておりますので、そこをご理解して質問をお願いします。

○9番（木村 豊議員） 分かりました。

今後どのようにそれを使っていくのかというのを知りたい。

○議長（廣田清実議員） 現在使っていないのだけれども、今後使う予定あるのかという話ですか。

○9番（木村 豊議員） そうです。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど答弁したとおりでございますが、学校が行うのは平和教育でございます。その観点において照らして、これからも対応していくということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） これは、身近なところなのですけれども、質問2、始めます。町道西部開拓線及び接続道路について。

令和7年5月23日、鹿妻穴堰パイプライン漏水事故により交通規制がされ、そしてそれが解除され安堵しておりますが、この道路は国道46号に接続されていることもあります、バイパス的な利用も見受けられます。通勤車両に加えて大型車両が多いため、漏水事故が度々起きているほか、その道路周辺にも大規模な民間事業者の開発行為が行われています、現在造成工事進行中であります。工事車両の通行量も多い状況であります。そして、こちらも町道に影響を及ぼすと考えられることから、以下を伺います。

1点目、民間工事業者の開発行為による造成工事敷地と町道西部開拓線との間に急傾斜が

あります。ガードレール等の対策はできないのかというのが1点目です。

2点目、町道西部開拓線と町道南昌台1号線との交差点は狭く、大型車両が交差することができないような状況であります。交差点の拡幅ができないでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 町道西部開拓線及び接続道路についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現在西部工業団地西側で開発行為が行われております町道南昌台1号線沿いの箇所でございますが、当該開発行為に係る相談の際に、開発事業者から町道に沿ったフェンスの設置について考えている旨を伺っております。今後も当該開発事業者と相談などをする機会がございますので、当該開発事業者において、ガードレールに代わる交通安全を考慮したフェンスの設置がなされるよう申し伝えてまいります。

2点目についてですが、当該交差点の規模は十分に確保できているものと認識しておりますが、地元コミュニティや周辺事業者から状況をお伺いしながら、交通安全面についても考慮した上で、交差点改良等の必要性について留意をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） これは、もちろん関連していますので、まずはお話ししたいと思います。

先ほど申し上げましたけれども、物すごく交通量の多い場所というのもあるのですが、そのほかに通勤関連、なおかつ運送関連、プロロジスがあって、それから西部工業団地があります。そこにも運送業があります。そのほかにも、もう一つ出来上がるということで、今自分で、もはやいっぱいいっぱいのところというのはあるのです。

よく見かけるのは、大型車、つまり貨物車、トレーラーです。これが交差点を曲がり切れない。というのは、頭を入れておいて、対向車線に、左折する場合のことを考えてください。曲がれないので、そのままの状態で信号に止まっているという状況があるのです。それがあるので、それを拡幅できないかというようなお話をしています。

これが、この交通量というのは、46号から結構、紫波までの通勤路というのもあるし、大型車は信号が少ないのでバイパスとして使えるというのもあるのですけれども、それプラス

トレーラーとなってくると、長さが普通の貨物車とは違いますので、どうしても曲がり切れないというのがあります。そこで一番私、昨日もそのところ、うちがすぐそばなので通りますけれども、交差点が狭いというのが、まず一つの原因ではあるのですけれども、あそこは町道なのです。町道同士の交差点なのです。なぜあそこに曲がれるように停止線がないのか。つまり信号のところに停止線がないのです。その位置を変えただけでも相当の効果があると思うのですが、これについて伺います。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

停止線につきましては、ちょっと現地を確認させていただいて、不足の場合には、例えばおっしゃるとおりの大型車両のことも考えながら、停止線の設置というか、配置について検討したいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 停止線についてですけれども、これは町の判断で、その位置を変えることは可能なのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

停止線については、道路管理者のほうで設置できますが、当然交通安全にも関わることなので、警察、交通安全のほうとも相談しながら対応していきたいと思います。

お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） その部分ですけれども、やっぱり交差点というのは、通行量が一番多い、つまり右折車、左折車、そして真っすぐ。そうすると、どんどん、どんどん道路が壊れていきます。そして、そのところは、壊れたらまた足します、上に。足して、まずは穴ぼこといいますか、壊れた部分を修繕するという形になるのですけれども、これをやり続けるとどうなるかというと、盛り上がるのです。盛り上がるということは、そこだけ交差点自体が盛り上がってきていて、できた頃は平らだった、平らでもないか、盛り上がってはいなかつたと思うのですけれども、それを足していくにつれてどんどんと高くなっていく。側

溝自体も、道路下にあるのは普通なのですけれども、これ自体が私の車だと腹がつきます。上がって降りるという上り下りがあるのです。これ自体として、その高さの調整というのは、どのようにになっているのですか、それを伺いたい。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

すみません、それと先ほどの停止線の関係なのですけれども、道路管理者の判断というよりも公安委員会のほうの判断になりますので、そちらのほうは公安委員会のほうにそういうお話をあったということも相談しながら対応していきたいというふうに思います。

その道路の盛り上がりというか、段差ができる関係ですけれども、きちんとそういうふうにならないように極力整備するときには対応していくようにしております。

また、そういう気になる部分とかありましたら、例えばコミュニティからの要望なども受けておりますので、そういう部分につきましては、一気に全部ということにはなりませんが、順次状況を確認しながら対応していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） やはナビ！でも道路の凸凹とか、そういう部分は自分で写真を撮って送ることはできますので、今どこの部分を言っているのかは、今きっとどこのことか分かっていないです。木村さんは分かっているだろうけれども、ほかの人たちは。だから、やっぱり写真を撮って送るというやはナビ！というシステムがありますから、そこは自治会とかではなくて個人で撮っても送れますので、しっかりとやらないと、ちょっと場所を把握できていないです、きっと。木村さんは毎回通っているからここだと分かるのでしょうかけれども、きっと今の話では、何かもう一回調査をしてというか、そういうところがあるよというのは、言ってもらえば、まず改善するという話をしていますので、よろしくお願ひします。

他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 議長からもお話をありましたけれども、私が一番聞きたいのは、矢巾町で一番端っこに住んでいるわけです。移動距離というのが、私20分はかかるのです、ここまで来るのに。その間にどうなるかといえば、やっぱり大型車両がずっとその前を走っているという状況で、1か所だけではなくて多々あります。私も写真を撮ったこともあるのですけれども、腹がぶつかるというのが周りの住民からも聞こえてくるのです。それ自体も写真撮っていますので、それに関してはこちらからも提供させていただきますし、それと関連

ありますから、そこを、というのは交通量が多いということは、それだけの荷重がかかっているという、だから壊れるわけです。そういうものに関して、その下には、すみません、これ鹿妻穴堰ですか、その下を通っているわけです。私、何回もそれでもって穴が空いたという、つまりそこから水漏れがある、最初は徐々に、でもその上は町道ですから、町道なので、一番最初に通報が来るのは、やっぱり町に来るはずなのです。それが一番最初に来る連絡だとは思うのですけれども、けれどもその下を通過しているのは、県なのです。

○議長（廣田清実議員） 鹿妻穴堰だから組合、県ではない。

○9番（木村 豊議員） 失礼いたしました。それなので、そちらのほうに行くのか、矢巾町に来ているのか、その辺を伺えないと。

つまり、道路は町道です。下を通っているのは、パイプラインです。そこでもって、その情報というのは、例えば漏れた場合です、私だけで3回、4回ぐらいそれを経験しているのですけれども、どちらにそれの情報が、警察に来ているのか、矢巾町に来ているのか、その辺をまず伺えないと。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

どこに通報が行くのかは、その時によって異なると思います。町のほうに来るときもありますし、交通に関わるので警察のほうとか、当然鹿妻というか、農業用のパイプラインというふうに分かっている方であれば、そちらのほうに連絡していると思います。ただ、警察とか町のほうに連絡が来たときにも、当然現地のほうを確認して、例えば農業用のパイプラインというふうに判断されれば、そちらのほうにも連絡しながら現地確認するようにしております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 道路が矢巾町、下にパイプラインが通っている。そうした場合に、その責任、責任とは言わないまでも、やっぱり下に通っているパイプライン自体に問題があるということにはなるのです。だけれども、それ自体を、なぜ町のほうで、本町のほうで管理できないのか。管理できないというか、できないのは分かっています、分かっているのだけれども、その危険性をまず、私が知る限り4か所、4回ぐらいそこに穴が空いたところ、車が落ちたらまずいなというところがあるのに、なぜ町からそれに関して指導ができないの

かというのは、答えにくいとは思いますけれども、それについてちょっとお願ひしたいです。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

道路の下を通っているパイプラインであるとか、上下水もそうなのですけれども、あと例えば電力とか通信関係のものもあります。道路法上、制度上ですけれども、そういういた占用物の管理の責任については、占用者にあるというふうになっております。ですので、例えば西部開拓線のほうで5月に発生した破損事故につきましても、当然町のほうも確認しながらではあるのですが、それらの復旧については、例えば道路としての復旧につきましても、パイプラインを管理している側のほうで対応するというふうになっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 分かりましたか。いずれ道路が壊れて、町道であろうが、パイプラインが通っているので、管理者がパイプラインの占用者なので、壊れた町道であっても、そのパイプラインを敷いている管理者が道路を直す。町の町道であろうが管理者が、原因がそっちであれば直すということで理解できましたか。だから、町道であるから、壊れたから町が直すのではなくて、下を通っている管理者のほうの責任であれば、管理者のほうが町道であろうが、県道であろうが、直すのは原則だということを理解していただかないと次の質問にならないと思うのですけれども、分かりましたか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 理解はできます。ですが、通行止めになるのは道路なのです。道路が通行止めになるわけです。物すごい数の車が走っているわけです。それ自体をどう考えるか。責任は、下を通っているパイプラインが原因であるのは、これはよく分かります。ですが、これ自体として、物すごい距離があるというか、全部が全部補修できているわけではなくて西部開拓線、こちらのほうの下には、これは大白沢川というのですか、そこまではパイプラインが通っているのです。そうなってくると、いずれどこかでまたなるのではないかと心配になってしまいします。また、通行止めという形になってくると、そこの上を通っている車自体にも影響を及ぼす、通勤車両にも影響を及ぼす、これがその下に埋設されているパイプラインの問題であることは、よく私も分かります。

ですが、結局使えないというのは、道路を使えなくなってしまうのです。町として、それに関して何らかの……

○議長（廣田清実議員） 止めることはできないと思います。結局使用を止めない限りは、そ

この危険性はなくならないし、上下水道でも、いつ、どこで破裂するかを分からぬに町のほうで全部止めるということになると、上下水道は止まってしまいますし、鹿妻穴堰の農業用水路を町のほうで止めるという申請はできないのではないですか、危険性はあるとしても、事業自体の、そこを理解してから話してこないと、町のほうで答えられないのではないかですか。

○9番（木村 豊議員） 町からの要請みたいな形はできないですか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） 私のほうからも答弁させていただければと思います。

今回議員お話しのとおり、西部開拓で農業用パイプラインの破損事故があったということで、これにつきましては過去にもパイプラインの事故がありますので、やはり道路管理者のほうからもここについては、やはりパイプラインの更新なりというところのお話もさせていただいているところですし、先ほど来話ありますけれども、鹿妻穴堰土地改良区のほうでも、こここの破損箇所も含めて更新に向けて補助事業とかの活用に向けて今動き出しているというところでございましたので、答弁させていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうからも補足させていただきます。

埼玉県の八潮市で発生しました下水道の陥没事故、これを受けまして国土交通省のほうでは、全課挙げて今後の対策について検討委員会を設置して検討を進めております。その中で、具体的に今現在どういったものが入っているか、それも具体的な径とか材質、耐用年数、そういうものを調べながら、より高度的な調査をこれから進めて、陥没事故が発生しないような取組を進めていきましょうというふうな動きが今出てきております。

加えて来年度の概算要求におきましても、国土強靭化対策として必要な維持補修の予算確保についても要求を上げておりますので、そういった全体の取組の中で陥没事故の最小化に努めてまいりたいことを今進めているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） その下にあるパイプラインの話、それも含めて強靭化していくという考え方のようですが、3段だったらどうするのでしょうか、3段というのは、道路があつ

てパイプラインがあって、その下もありますよね。そうした場合に、昔の、昔という言い方は非常にあまりよくないのですけれども、その当時の設計がパイプラインではなくて、深さ、浅さ、今のような交通量を想定して造られた道路ではないというふうに考えているのです。こうした場合に、水道もそうですけれども、下水もそうです。こういう事態が、浅ければ浅いほど影響が出ると考えているのです。

今そちらのほうの強度というふうに言われましたけれども、この深さ、浅さというのは、どれぐらい影響しているのかという、私も気になるところなのですけれども、これ自体としてはどういうふうにお考えでしょうか。昔の設計と今の設計は違うと思います。交通量の関係ももちろんあるし、その重さに対する、その下はまず土なので、それが深ければ深いほど影響は及ばせない。だけれども、昔の設計であれば、浅く入れているはずなのですけれども、それをただ単純に物を取り替える、それだけで済むものなのかというのを伺いたい。

○議長（廣田清実議員） 交通量の関係の荷重の関係ですよね。

○9番（木村 豊議員） そうです。

○議長（廣田清実議員） 岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 私のほうからお答えさせていただきます。

車の自動車交通荷重というのは、ある一定の規模のものが規定されておりまして、それに基づいて設計します。当然土かぶりが浅くなれば、そのパイプへの荷重の影響が大きくなりますので、そういったところも土かぶりの厚さを考慮した上で分布荷重を計算して、耐圧管が耐えられるかどうかを検討した上で設計しているものでございます。

○議長（廣田清実議員） 現状の交通量の分は、どうなのですか。

岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 交通量というよりは、自動車荷重で設計しております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で9番、木村豊議員の質問を終わります。

次に、14番、村松信一議員の一般質問を受けます。

村松信一議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 議席番号14番、村松信一でございます。質問の1問目、矢巾町災害

対策の現状について、町長にお伺いをいたします。

本町を含む県内8市7町で構成される北上川水系流域治水協議会は、流域全体で水害を軽減させる治水対策、流域治水を計画的に推進するための協議、情報共有を行っております。本町は、流域治水プロジェクトの取組を優先課題として捉え、農家の方々の協力をいただきながら田んぼダムにも取り組み、氾濫ができるだけ防ぐ、減らすために積極的に取り組むとしているが、以下伺いたいと思います。

1点目、減災、防災の一つとして効果が実証されております田んぼダムは、同一河川を囲む圃場全域で取り組むことで、より効果が上がります。東根山や南昌山の東側河川周辺の田んぼダム化は、先行地域である水分など、紫波町の北西地域と矢巾町の旧不動地域である水分等、不動地域が一つとなり、広域で取り組むことで下流域の減災に効果が発揮されるため、私はエリア内の関係組織等での協議が必要だと提起しておりますが、取り組む考えについて伺いたいと思います。

2点目、北上川流域治水協議会の構成8市7町の中で、氾濫を防ぐ、減らす取組である田んぼダムの取組について意思表示をしております奥州市、紫波町、盛岡市、金ヶ崎町における田んぼダムの取組状況をどう把握しているか。

3点目、被害軽減や命を守る行動につながる情報発信のため、ワンコイン浸水センサを設置する取組を盛岡市や矢巾町、他の市町が計画しておりますが、本町の取組状況を伺いたいと思います。

4点目、町民や関係機関が災害に対する認識を深め、心構えや準備を促進する日、矢巾町安全、安心の日に防災に関する講演会が行われましたが、こうした講演会や避難訓練の際にも、田んぼダムやワンコイン浸水センサの積極的な導入について説明し、町民の減災についての意識向上を図ってはどうか。

以上、4点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　村松信一議員の矢巾町災害対策の現状についてのご質問にお答えをいたします。

1点目及び2点目についてですが、北上川水系流域治水協議会構成市町における田んぼダムの取組状況につきましては、協議会事務局であります岩手河川国道事務所からの情報によりますと、紫波町において水分地域の166ヘクタールの取組について共有されているところ

であります。

また、他の流域市と町におきましては、未実施を含め取組が大きく進んでいない状況であります。各地域の耕作者のご理解をいただきながら取り組んでいく旨、伺っております。

近年は、大雨災害がいつ、どこで発生しても不思議ではない気象状況でありますことから、協議会での情報交換も踏まえ、流域の市と町と引き続き田んぼダムの推進に取り組んでまいりますとともに、太田川下流域での実施につきましては、紫波町とも協議を進めてまいります。

3点目についてですが、大雨による浸水の状況を把握するワンコイン浸水センサの取組は、国土交通省が公募し、盛岡市、紫波町、矢巾町の3市町をモデル地区とし、岩手大学地域防災研究センターから実証試験のご提案をいただき進めているところであります。当町では現在7か所に設置をしております。大雨による内水及び洪水氾濫での浸水状況を早期に確認し、速やかな対応に結びつける効果を期待しているところであります。

4点目についてですが、実証実験の段階ではありますが、町民の減災についての意識向上を図るため、防災、減災に関する町の取組や本実証実験の内容照会は様々な機会を捉えて紹介してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、田んぼダムの取組について再質問したいと思います。

高橋町長をはじめ執行者側の皆様、そして町民の皆様方に謹んでご報告申し上げます。白沢環境保全向上推進委員会は、圃場ダム化対象面積138ヘクタール、ダム化要件、圃場全体の50%以上ですが、にダム化装置を設置することにつきまして、令和7年8月31日をもちまして70ヘクタールに設置し、田んぼダム化を完了しましたことをここにご報告申し上げます。

町長は、地域の防災、減災に関し、8市7町で構成する北上川流域治水協議会や各年度の施政方針でも水害の減災対策として田んぼダムに取り組むと明言されて数年がたちました。このたびのダム化圃場対象者は、内外で200名、それから関係規約の見直し、意見聴取、説得や先進地視察の実施、多岐にわたる方策が必要な中、各種団体や会社関係者の方々、個人的なご支援をいただきました皆様にお礼と感謝を申し上げます。

本町のため27組織の中で、自ら申請、ダム化要件を満たしたのは、白沢環境保全向上推進

委員会が最初と思います。難しかった点として、設置者にはメリットが少なく、場合によっては被害も考えられます。受益者は下流域のほうで装置についての認識は皆無の状態、組織内では助け合いの精神の重要性について理解していただくこと、これは重要なことと改めて痛感いたしました。また、一般的なボランティア活動や自ら行う応援活動など、このようなことを行う方は、自分もなぜか幸せな気持ちになると言われております。だから、いつの時代でもボランティアに参加する人が多いのだと思います。田んぼダムも同様な活動だと思っていただければと思います。

装置は、独自に開発し試行錯誤で2年かかりました。装置の検証は、岩手大学理工学部の教員、学生4名に検証していただき、令和6年11月28日、ラ・フランスにて32名参加していただき、岩手県、矢巾町の圃場における田んぼダム装置の効果検証について報告会を開催していただきました。圃場関係者に納得していただき、理解を高めるための勉強会なども田んぼダム化の推進には必要あります。

そこで、1問目の質問ですが、私はこの田んぼダムについて一般質問は、3年9月、それから6年9月に取り上げたわけでありますが、田んぼダムは面積が大きくなるほどもちろん効果が増大します。取組組織を増やす、そして効果的な田んぼダムにするために、全組織、矢巾町には27組織あります。に対し説明会を開くべきではないかという質問をしておりますが、この取組状況をまず伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、田んぼダムにつきましては、多面的機能支払交付金の中の事業というところでかかる予算を計上しておるところでございますが、今回はお話しのとおり、白沢地区のみということで、私どものほうで予算計上しておるところでございます。

なお、こういった取組に対しての支援がありますということにつきましては、機会あるごとに皆様のほうには周知を図ってまいりたいというところで考えておるところでござります。

なお、毎回多面的機能支払交付金の関係の申請手続においては、その旨も踏まえて皆様に周知をしておるというところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　いわゆる何もしないということでしょう、単純に、聞けば、そういうことでやっていきたいとか、だからその文書等は出したのですか。それから、何か行動を起こしたのですか、実際に。多面の23組織は、毎日、1年間忙しくて足を運べないとか、そういうことなのでしょうか。1か所ぐらい行ったらどうですか。言葉だけでは進まないと思います。もう一度お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、何もやっていないかというところになりました今の話でございますが、多面的というところについては、そのとおり今実績がないということで、白沢地区のお話のみになってしましましたけれども、やはり田んぼダムにつきましては、非常に重要性というところでは、村松議員のほうから議会を通じて何度もお話をいただいているところでございます。そうしたことでも踏まえまして、昨年度でございますけれども、これも以前にお話したかというふうに思っておりますが、現在圃場整備が広宮沢地区と矢次地区のほうで行われております。当初の計画では、ここでは田んぼダムの機能の設置ということは計画にはございませんでしたけれども、やはり田んぼダムをやるのであれば、圃場整備の際にやるのが一番効率的という考え方ございましたので、今回県営の圃場整備事業でございますが、県、あとは関係者の皆様にご理解をいただきまして、両地区でそれぞれ30ヘクタールずつということになりますので、合計いたしますと約60ヘクタールほどにはなりますけれども、そこでは完成した暁には、全て田んぼダムになるというところで進めておるところでございます。

なお、広宮沢地区につきましては、既に高速道路の西側の地区におきましては、約10ヘクタールほどの面整備が終わったところでございますが、ここについては田んぼダムの装置は、既に完了済みというところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　同じことを聞いても切りがありませんけれども、それは圃場整備の条件ではないですか。もう少し、今まで圃場整備、その話だったら、これからあと残っているところはあるのですか、圃場整備してほとんど終わったのでしょうか。終わった、そうしたらこれからどうするのですかということになります。

だから、今まで圃場整備をほとんど終わっているわけです。また再度しなければならない

ところもあるかもしれませんけれども、整備されたこんなに立派な圃場ではないですか。それには後づけなのです。だから、行動しないと私は進まないと思います。町長がせっかく発信しているのではないですか、ホームページだとか、いろいろ見てください。立派な冊子も出ています、今持っていますけれども。そういうところで、まず一番先にそれに乗ったのが紫波町です。紫波町の水分地区です。先ほども報告にありました。だから、やっぱりやらないと。だから、私やりましたけれども、皆さん之力をお借りして、水分地区にも何十回も行きました。たまたま私は、12年くらい前に農地の、矢巾町にはビニールハウスがたくさんありますし、冬には使われていないところがどれくらいあるのかと、そこにいろんな野菜とか何かをやって、産直とか何かに売ったらどうかというようなことで、盛岡の共済、間野々にあります共済の事務所がありますよね。あそこに行って確認したことがあります、何軒ぐらいあるのかと。あそこが一番分かると、保険とか入っているとか、入っていないとか。

そのときに応対してくれたのが菅原さんという所長さんがありました。そこで、このたびの田んぼダムでお伺いした、その水分地区。何かどこかで話したことがある、どこかでお会いしたことがあると言ったら、その所長さんだったのです。意気投合しまして、いろんなことをお話しして、まず私もお伺いしまして、やり方を勉強させていただきまして、1年間たったわけですが、そういうこともあります。

ということで、このままだと、まずできないと思います。だから、もう少し引き締めてやることをまず期待します。やってくださいとか、やらないでどうから、期待だけします。悔しかったらやってみてください。

ということで、次の質問に移りますが、令和6年9月の質問ですが、矢巾町旧不動地区と同一河川帯の紫波町も一緒に取り組むことについての取組を提唱したわけあります。答弁は、田んぼダムの普及の輪を私たちもしっかりと図られるよう体制整備を構築してまいりますと答弁をいただきました。これは、町長の答弁であります。また、少し国から財政支援とかを要望してまいります。他町にも関係することは、行政関係者でなければ、私たちではできないわけです。ということで難しい案件なわけあります。

そこで、紫波町との協議についてどのようにされたのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

紫波町とはどのようにというところでございますが、紫波町とはいろいろ農林関係、お互いに情報交換をさせていただいているというところでございます。その中で、常に田んぼ

ダムにつきましても、お互いの情報交換はさせていただいているというところでございますが、先ほどもお話にあったとおり水分地区、こちらにつきましては、やはり25年に大雨の被害が水分地区の中で生じたというところもありまして、このように166ヘクタールの田んぼダムが一気に進んだというところでございますが、やはりその後に別な地区も含めて田んぼダムが進んだかというと、全くその後は話がどこも進まないという状況だというのもお伺いしたところでございます。

ただ、議員お話にあるとおり、それぞれ流域ごとに取り組むことで、やはり効果は出るだろうなと。特にも、もしかすれば矢巾町内で効果が出ないで、その下流域の市、町のほうで効果が出るのかというところもありますけれども、そういったやはり流域治水という考え方で進めてまいりたいなというところは、お互い共有しているところでございますので、引き続きそこは紫波町とも連携を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 令和3年11月11日の北上川流域治水協議会で、これは町長が出席しております。隣町の紫波町の町長さんの発言では、田んぼダムの取組についてということを考える、検証していかなければならない、こういう形なのです。それで本町では、計画は令和2年度にまず調査、検討する。それから、令和3年度に一部モデルエリアでの検証、地域理解及び意識の醸成、令和4年度以降は普及拡大。ですから、今現在は普及拡大の期間であるのです。

そこで、担当課に伺いますが、4年から7年の間で、先ほどの圃場整備をやった以外のところで田んぼダムについて主な活動は、どのようなことをされましたか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これは、昨年度の事業ということになりますけれども、やはり田んぼダムに簡易な装置をということで、気軽にコストをかけずに設置できないかということで、そういった圃場、5か所で3ヘクタールほどになりますけれども、取りあえず試験的に今実施しておるところでございまして、簡易な装置で効果が得られるのであれば、それをちょっと広げてまいりたいなというところで、今考えているのは、矢次の圃場整備済みのところでそれをつけ

て、本来の装置をつける前にできぬかということを広げてまいりたいなというふうに考えておるところでございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） ゼひとも、それに取り組んでいただきたいと思います。

次の質問ですが、本町は各年度の施政方針で、その中の主要施策として掲げておりますこの田んぼダム。行政側の方、皆さん若いのです、まだまだ。だから、取組の時間がまだまだいっぱいあると思っていると思います。

それで、災害はいつ起こるか分からないわけです。皆さんと違って、私は後期高齢者となってしまったのです、後がないのです。だから、お迎えもそのうちあるかもしれません。だから、田んぼダムの取組を急いでいただきたいということで、私にできましたから、担当課の皆さんだったら、もっと若くていろいろと動きも素早いでしょうから、できるのではないかですか。

そのことで、これから1年間、どう行動されるか具体的に伺いますが、このままいくと、また同じことの、来年あたりまた同じような繰り返しの同じような答弁になると思いますので、ちょっとその辺のところ、太田川の流域辺りが一番いいのだろうと思います。先ほどの答弁では、紫波町との協議を進めるとありますが、答弁にありましたよね。ですから、本当に今度は進めるのですか、まずそこのところの気持ちというか、覚悟を伺います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほども答弁の中で、簡易なもので装置を今試験させていただいているということで、去年設置はしているのですが、どうしても冬場の設置だったので、効果はこれからということで今年検証することにはなっておるのですが、それがもしもうまく機能しているのであれば、これを別な圃場に広げてまいりたいなということで、特にも例えれば3反歩の区画だとか、場合によっては1町歩の区画でできれば、一気に面積が進むわけでございますので、そういうことを考えておるというところで答弁させていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 私たちが経験しました、その50%達成のために5年間どのような活動をしたかと、まず参考のために申し上げます、5年間の間です。まず、新潟県の圃場機具製造会社に説明を受けるためにいらしていただきました。これは、産業観光課にも訪問されたと思います。次は、装置の開発組織、それから住民の方に説明をしなければならないわけです。それで、これは5年で30回ほどやりました。それから、先進地の普代村を視察、40名です。このときは、村長、幹部の方にお出迎えをいただきました。それから、住田町の水の河川の管理、これは40名来ました。それから、紫波町の田んぼダムの設置場所の視察及び懇談会、これは7名。岩手大学の研究成果発表会、これは産業観光課の方にもいらしていただきまして、ラ・フランスで報告会をやりました、35名です。それから、岩手大学の生徒さんと指導者4名の圃場研修で、これは去年の3月から來たのです。それで、今年の3月まで延べ20回来ております。それから、今度の9月25日は西和賀町の視察、これは25名くらいで耕作放棄地の解消について予定しております。

そこで、再質問であります、昨年3月策定の第8次矢巾町総合計画では、基本構想に「豊かな環境を未来へつなぐまち」という理念が掲げられております。環境保全や防災の重要性については、記載されておりません。田んぼダムという具体的な施策についても記載されておりません。矢巾町の未来を守るために、こうした具体的な防災対策を今後の計画に反映させが必要だと思いますが、その考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり総合計画の中で理念とかがあって、実際に施策を展開して、それを達成していく上で、KPIをはかるわけですけれども、その中で今お話のあった田んぼダムが、やはり環境とか、あるいは防災の部分での指標となり得るというふうにこちらのほうで判断いたしましたならば、やはりそれを一つの指標として総合計画に盛り込んでいくことは可能かと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、次の質間に移りますが、流域治水の推進について、答弁では3点目のところでありますが、ワンコイン浸水センサについて国土交通省が推奨しているわけで、分散型治水の一環として地域主導の取組を計画に入れてはどうかということあります。

また、ワンコイン浸水センサについては、行政の防災、災害管理システムが災害管理をセンサーが感知した場合に、その情報が生かされるようなシステム化がされているのかどうかということを伺いたいと思います。

また、大雨のときに何回もあると思うあれはないのですけれども、そういうデータを蓄積、情報を蓄積して、そうすると、どこのところが常に浸水の可能性があるとかというのが分かるのではないかと。だから、情報を蓄積して今後の防災、減災の取組として災害時に生かすと、その状況の判断ができるようなシステム化がされていますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、ワンコイン浸水センサについてご説明申し上げます。イメージですと、コイン型のセンサーがどこかについているのかなとイメージされる方も多いと思いますが、ワンコイン、ボタン電池で動くという意味でございます。大体49センチの高さで奥行きが17センチ、33センチ幅のちょっと箱型のセンサーを道路及び浸水が想定される箇所に設置するというような仕様になってございます。

ご参考までに、現在取り付けている内容でございますが、まず公民館等には7か所設置させていただいております。こちらについては、流通センター公民館北側水路、これは水路があふれる可能性の部分ということで水路際にちょうど設置していると。それから、広宮沢公園、そして新田自治公民館、矢巾1区公民館、矢巾2区公民館、矢巾3区公民館、それから逆堰ということで、それぞれ浸水が想定される地域にということで設置させていただいていると。

それから、一番心配されるのがアンダーパスでございます。その部分が浸水されると、非常に交通、それから緊急時に支障が出るということで、現在万四郎地下道、それから赤林山地下道、天文字地下道、それから煙山地下道に2か所ということで設置させていただいております。それ以外のアンダーパスにもつける予定でございましたが、無線が届かないという事実が分かりましたので、その部分については、今後今ちょっとどのようにつけたらいいのかなということで検討している状況でございます。

今回のワンコイン浸水センサの設置につきましては、その箱の下の部分に水が、要するに接触した段階で通報が国土交通省のコンピューターのほうに送信され、それを我々が地図システムにより、国土交通省のソフトに行って、どのような浸水状況だというのを把握できる这样一个のシステムでございますので、データ等の蓄積は間違いなくできると。

それから、今後そういった浸水想定された場合の部分と結果の実績が統計的に取れますので、今後どういった、雨が降った、あるいはどういった気象状況のときにどのような浸水が起きたかというデータは、間違いなく取れるという状況になっています。

ただ、このセンサー 자체は、浸水したよというお知らせですので、それから我々が町民の皆様に発信するのでは、もう遅いのです。浸水した状況だという状況なので、その前に我々は動かなければならないということで、これはあくまでそういった状況の把握をする部分のセンサーだよということで研究事業の取組というようになってございますので、あくまで統計的な部分、それから万が一のこれから、議員からご指摘あったとおり統計的な積み重ねをすると、いろんな情報が得られて、これから有意義に使っていけるのだろうというような意味合いで研究事業を進めていくという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 今の答弁、そのとおりだとして、それを3回ぐらい繰り返したら、4回目、あした物すごく降るとか、あそこちょっと気をつけようとか、事前に何か対策を打てるのではないか、そういった考えはないですか。そうでしょう、4回目になって、ああ、そうか、そうか、5回もやって、ああ、そうか、そうかですか。

だから私、言っているのは、そういう蓄積をして、次のまた大雨だとか、線状降水帯だとか、矢巾町にあした、今日来る。だったら、過去3回アンダーパスのところは浸水した、ちょっと気をつけようとかというデータとか、そういうことになるのではないか。そういうことも考えていますよね、それを使うというか、そのデータを生かすというようなことは。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

私の話し方がちょっとまずかったのか、そういう意味で今答弁させていただきました。そういう結果を基にしっかりと実証が積み重なっていくと、統計的に使えますので、今日、今日すぐにという意味ではない、そういったもので有効利用したいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、1問目の最後に町長に伺います。

圃場の田んぼダム化は、地域住民の理解と協力が必要であります。各組織がそれぞれ推進することには、かなりの課題も多くあります。総合計画や防災マップへの記載、それから広報等で告知、明記することが必要だと私は考えております。このことで、農業従事者や住民の意識向上につながると思いますので、このことをなくして今後のダム化の推進は難しいと思いますので、ぜひ今後公告、告知方法に配慮いただきたく所見を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まず今村松信一議員のご質問をずっとお聞きしていて、まず国の政策は、田んぼダムは国土交通省と農林水産省にまたがるのです。そこで、うちでも本来これは産業観光課と道路住宅課で、だからその辺のところ、私言っているのですが。

今矢巾町では、ご存じのとおり、まず面積が6,007ヘクタールと、そのうち田んぼ、統計上あれしているのは2,400ヘクタールと、まず全体の面積の25%から26%が田んぼなわけです。そこで、私は先ほどお話を北上川流域のあれで、矢巾町で平成25年8月7日、岩崎川があのとおり大雨洪水、外水氾濫というか、そこでこの田んぼダムを早く取り組みたいということで、いわゆる北上川水系の上流のほうで、まず矢巾町は早く手を挙げたのです。

なかなか遅々として進まないと。なぜかというと、2,400ヘクタール、実際今そのくらいの面積、全部水田面積ではないのですが、これを田んぼダムをやったら、煙山ダムの何杯分ができるかとか、そういう数値化して見える化をすると、みんな真剣になるわけです。平成25年の8月7日だって、ああいうことはこれからもまた、今日も岩手県にも大雨警報が出て線状降水帯が発生するかもしれない。だから、私はそういう皆さんのが少しお手伝いしていただいたところで解決できることをなぜやらないのだととにかく言っているのです。でも、前に進まない。

だから、このことについては、やっぱりプロジェクトチームを立ち上げてやらなければ、前に、ワンコイン浸水センサ、今総務課長からも答弁があったのですが、これだけには絶対頼るなよと、センサーがいつ誤作動するか分からないから必ず現場に足を運べと。この間も防災安全室と担当課を呼んで、このセンサーがもし狂ったりなんかしたときに、取り返しがつかないぞと。だから、ワンコイン浸水センサと併せて、地下道には車で見えるところ、脇

もそう、ここに、もうどこでもやっているのですが、危険区域注意のこういうこと。

特にも安庭線のくみあい鉄建から行ったところの地下道は、救急車両が走るわけですから、あそこなんかがもしそういう状況になったら、ワンコイン浸水センサとかに頼っておったら取り返しがつかない。だから、そういうところは必ず現場を確認しろと。そして、そのときにできないのであれば、迂回路をあれして救急車両が迂回路に行けるように矢巾分署とか、こんなことはやるのは当たり前なのです。一々指示されなければ動かないということで。

今回私どもで全体の、全部2,400やるわけにはいかないのですが、どのくらいやって、そして例えば事業効果が出るかと、そういうことをお話しすると説得力もあるわけです。そうすると農家の方々も、いや、そういうことならばおらも協力しなければならないと。そして、この事業は、多面的機能だけではなく、今度はいわゆる強靭化対策でも田んぼダムのことについて取り組みたいということになっておりますので、今までに国土強靭化には国では20兆円以上のお金をかけるわけですから、手挙げなのです、あとは。早く手を挙げたところが、だからそこなのです。

私は、このことについて、誰にも、子どもたちにも分かるように数値化をして見える化をすると、いや、このくらいの。地域で、私は和味なのですが、和味の田んぼを協力したならば、どのくらいの貯水効果があるのかと、それをやつたら、みんな真剣に考えてくれるので。そういうことをやれと言っても、なかなか前に進まない。

だから、あとはこれは町だけではなく、農家の協力をいただくためには農協とかN O S A Iとか、いろんな関係機関、団体とも連携しなければならないということで、これは今矢巾町で煙山ダムのほかにダムを造るということは無理なわけですから、だからやるとすれば、砂防ダムは無理なので、あとは治山ダム、これはやっておるわけですが。

それで、太田川の上流の四分の一川もあるのですが、ここもダムを造ってやっているのですが、大雨が降ると、すぐダムが流域から出る土砂で埋まってしまう。そして、これがまず1つ。

あともう一つ、岩手大学の理工学部で、早く言えば私の親戚なのですが、「村松信一さんって知っているのか」と。「おまえ何でそんなことをしているのか」と聞いたならば、「いや、あの方は田んぼダムに物すごく熱心だ」ということを言われて、だからこれは田んぼ、いわゆる村松信一議員は、議員生命を田んぼダムに命をかけているのだなということで今日随分厳しいご質問をいただいたのですが、ただこれは笑い事ではないのです。やらなければならぬのです。矢巾を、そして農家の方々に協力していただいたらば、いわゆる岩手医大

をはじめこの都市部の人たちも防災、守ってもらっているのだと、それも分かってもらわなければならない。

農家の人たちだけが苦労するのではなく、ここを中心部、だってこの間の25年8月9日は、矢幅駅が水浸しになったというのです。私は、そのとき現場を見られなかつたので、だから人ごとではないのです。

だからこれは全序挙げて、とても「検討します」とか、「前向きにやります」とかでは、本当にいつこの想定外のことが起きるか分からないわけですので、多面的機能だけではなく、今度は国土強靭化でもやってくれるということですので、こここのところは副町長を中心にプロジェクトをつくらせてやらせますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 大変心強い答弁をいただきましたので、ここでよろしいですか、1問目は。

ここで1問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を、ちょっとお昼も細切れになるかもしれませんけれども、11時40分再開といたします。

午前11時28分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（廣田清実議員） それでは、再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、2問目のコミュニティ・スクールについて、教育長にお伺いをいたします。

令和2年7月に学校運営強化のため、町内の小中学校を一つの学校と見立てた矢巾型コミュニティ・スクールの導入がなされました。設置時に教育振興運動の基盤を大切にしながら、いかに地域の意見を反映させていくかを注意点として掲げておりましたが、設置後の状況について、以下について伺いたいと思います。

1点目、矢巾型コミュニティ・スクール学校運営協議会が、町内全6校を一つの学校と見立て、日本でなかなかできなかったことを6校が一緒になり、やっていきたいと設立されました。5年が経過しましたが、現在6校を一つの学校として見立てたことについて、成果と

課題をどのように評価しているのか。

それから2点目、学区関係なく小中学校、それぞれの視点、温かいまなざしで保護者も地域の方々もみんなで育てていくとしておりましたが、地域住民はどのような形で参加できるのか、また参加状況についてはどうか、伺いたいと思います。

それから3点目、全国的には各学校一つのコミュニティ・スクールにより、児童生徒、教職員、保護者、地域住民が一体となり、小中学校9年間を見通した連続性のある学校・地域連携カリキュラムを作成しているところも多くあります。関係者全体が連携、協働し、児童生徒自身もカリキュラム作成に関わることで学習への主体性や意欲、キャリア経営の意識が向上すると思われるが、6校一体で取り組む本町の場合、9年間を見通した連続性のある学校づくりは、どのように行っているのか。

以上、3点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　コミュニティ・スクールについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、これまで5年間の学校運営協議会の実践の中で、町内6校が各学校の学校経営方針を共有し、全学校が取り組む共通テーマの設定を行うなど、町全体の学校が同じ方向性で人づくりを進めていく体制が構築され、制度として定着が図られてきたことを成果と捉えております。

一方で、地域全体で子どもたちを育む実践活動の面に関しては、コロナ禍が長く続いたこともあり、思うように推進ができなかったこと、また学校単位で設置した部会においても、教員と協議会委員だけの限られた人数の議論にとどまり、地域への展開が十分に図られなかつたことは、反省すべき点であります。

これらを踏まえ、今後においては学校運営協議会の運営方法や活動の進め方を見直し、保護者や地域コミュニティの方々、町内の子育てに関わる団体など、多くの参画を得て取組の活性化を進めていくことが課題であると認識しております。

2点目についてですが、各学校の部会にはコミュニティ会長や公民館長などが地域の代表者として参画されておりますので、この方々を通じて地域の声を学校運営協議会へ届ける組織の体系となっております。これまでの活動の中で、コロナ禍前の学校行事を地域の方々の参画も得て復活させたという実践があった一方、従来の学校評議員制度のような取組を行っている学校運営協議会も少なからずあり、地域からの声や提案を積極的に受け止める状況に

至っていない側面があるのも事実であると認識しております。

この課題を解決していくためには、秋田県などの先進地域で活用されている熟議の手法が参考になると考えております。熟議は、地域の様々な参加者がグループワークを通して建設的に意見を出し合いながら課題や解決策と一緒に考える方法であり、町内でこれまで行われてきた住民ワークショップと同様に、多くの方が立場を問わず気軽に参加できることから、本町のコミュニティ・スクールにも活用が可能と見込んでおります。

本格的な実施はこれからですが、今年度から学校関係者や教育委員会職員等に向けた研修を始めており、今後保護者や地域の方々を対象とした体験の機会を設けて、熟議の手法を広く知っていただきながら、コミュニティ・スクールへの参加促進につなげてまいりたいと考えております。

3点目についてですが、9年間を見通した連続性のある教育課程の策定には至っていない状況にあります。このことを推進するためには、現行の6校一体の枠組みをさらに進化させ、小中一貫のカリキュラムを作成、実践するのに適した体制を構築することが望ましいと考えております。

具体的には、児童生徒が9年間を過ごす地域、つまり中学校区を単位とした学校運営協議会を母体とし、キャリア教育や平和教育などのテーマを軸として9年間のカリキュラムを作成し、学校、保護者、地域が参画した取組を実践していくことを想定しております。

また、カリキュラムの検討に当たっては、熟議の手法を取り入れ、児童生徒の参画も得て、参加者が考えを共有しながら進めていくことが望ましいと認識しております。

以上の観点も踏まえながら、見直しと改革を進め、さらなる推進に向け取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 私の職場が3日と4日、矢巾中学校のインターンシップ事業に2名の方を受け入れました。田んぼダム化の圃場面積の所有者、それから活動内容等の詳しい記録のためデータ処理をしなければならないということで、まず田んぼダムの現場に行き、それから別の花の活動のところにも行って現場を確認した後、事務所でデータ処理をしていただくことをやっていただいて2日間過ごしていただきました。

矢巾中学校付近には花壇を製作して、これ県の了解をいただいております。8年ほど前か

らマリーゴールド、ベコニア、ニチニチソウなど200本ほどを植えておりますが、その作業処理の伝票、第1問目に質問しましたが、田んぼダムの活動日報、この作業、活動に多くの人手がすごくかかっていて、処理伝票も物すごくございます。まず、このためのデータ処理として入力したことについて、これもある意味、先ほどから説明というか、答弁をいただきコミュニティ・スクールの地域との連携の例ではないでしょうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

まずもって中学校のインターンシップ受入れ、大変感謝申し上げます。学校の勉強では学べないようなことが実地に学べるということで貴重な経験になったものと思います。

議員お話しされました事例でございますけれども、こちらについては、コミュニティ・スクールの活動対象となり得るものだと思います。地域と連携して子どもたちを育むということで、なり得るものと考えているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　それから、広報の掲載についてちょっと伺いたいと思いますが、ホームページの掲載ばかりではなくて、地域全戸への配布、保護者へのメール送信など情報発信の手段を多様化したという報告がありますが、全6校で実施していることなのでしょうか、それとも偏った学校だけでやっているのでしょうか。

また、学校のいろんな取組について、ネーミングは児童生徒から募集して、それを決めているということもございますが、児童生徒の意欲や愛着を高めることとして実施されているようですが、これを発想的に考えた人は、どこなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

まず、広報の件でございますけれども、お話をございましたとおり、6校でホームページには掲載しております。それ以外にも多様な情報発信、周知をということで教育委員会からは各学校にお願いをしているところでございます。一律に必ず全校で全戸配布を実施するとか、そういう形ではございませんが、各学校ごと地域性とか様々ございますので、それに合わせた形で工夫しながら周知をしていただいているというところでございます。

また、学校の取組のネーミング、子どもが参画したということで事例がございます。こちらについては、校長の熱意、アイデアでございますけれども、そのバックボーンにあるのは、やはり町として地域と連携したという取組の中で、子ども、学校、地域、家庭、行政、5者が連携して進めていくという教育振興運動の思想的なバックボーンがあって、それを理解した上でのそういう取組をされたと思っております。

また、国のかどもまんなか社会というコンセプトも提示されておりますので、それも踏まえながら子どもも参画し、そして自分事として主体性を持って学校運営に関わっていくという、そういう趣旨で校長先生が発案されたものと認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、支援学校と小学校が共同で花を植え、医大通りに植栽していると思いますが、この発想元をまずお伺いしたいと思いますし、この活動に地域住民が参加されているのかと。そしてまた、このような活動はコミュニティ・スクールの協議時に学校の活動として取り上げられた行事の一つであるのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

場所と状況からして、矢巾東小学校の取組と思われますけれども、こちらにつきましては新しい学校ですので、学校のほうで地域とのつながりを積極的につくっていこうという取組の中で、支援学校さんとも一緒になってやっていることと認識しております。

具体的に、この花植えのときに地域の方が関わったかどうかというと、幅広くそのように関わったという形では認識してございませんけれども、学校運営協議会、こちらの学校の部会、会議の中でもこの話については出まして、今後どういった形でやっていけるかというところの意見交換がされたと聞いております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それから、報告書を読ませていただきまして、教職員の負担増加について伺いたいと思いますが、地域からの意見や学校運営協議会に対して、地域からの意見

や要望に対応することで教職員の業務が増え、精神的な負担の増加になっていないかということをまず伺いたいと思います。

さらに、地域との連携の難しさについて、地域住民や保護者との連携、協働を進める中で、意見の食い違いや役割分担の不明、格差などについては、どのように処理しているのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君）　お答えいたします。

教職員の負担ということでございますけれども、現状、確かに学校はやることが様々ございます。その中で地域の方々とも一緒に取り組んでいくということは、確かに労力としてはかかるところでございまして、現状どうかといいますと、私の個人的な感想ですけれども、やはり多少なりとも現時点では負担になる部分はあるのだろうと考えております。

やはり地域の方からあれをやったほうがいいとか、様々アイデアをいただきますけれども、学校のほうでそれを受け、基本的には学校でも地域の方がたくさん協力していただいているので、善意でのアイデアについては前向きに考えるというのが基本でございますけれども、それを全部受けていると、なかなか学校としても大変な面はあるだろうと思いますので、現時点ではそのように捉えております。

ただ、コミュニティ・スクールの取組、これを進めていくことによって、結果的には学校の先生方を楽にしていく、そして学校の中での教育、取組の質を上げていくというものですので、ここは長期的な視点に立って進めていけば、この状態は解消されて改善されていくだろうと考えております。

また、地域の方、保護者との連携、協働の中で様々な意見の対立、これが多くの方が集まってお話を進めていく中では、当然起こり得るものだと考えております。そこをどう調整していくかという部分でございますけれども、現状では学校が間に入ってといいますか、様々な方から個々に意見を聞いて、学校が最終的に調整をするというような形で負担になっている面ございますけれども、答弁の中にもありました熟議という形、この形はひとつこれを改善していくきっかけになるものと考えております。

様々な立場の方が一緒になって、みんなでどうしていったら子どもたちをよく育てていけるのだろうか、こういったところを腹を割って話し合うと、そういうものでございますので、話し合っていくうちに、お互い意見の相違はあるけれども、こういった形であればできるのではないかとか、そういった率直な議論がなされて、調整、解決が図られていくだろうと考

えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 学校運営協議会委員についてちょっと伺いたいと思いますけれども、この方たちは主体的な意見、意識を持っているのかどうかということと、それから地域と学校が協働する意義や目的が十分に共有されておりますかということの2点をお伺いいたしますが、また別な形での地域の支援者について伺いますけれども、委員から学校行事についての支援活動を依頼する場合、人員確保等の依頼は一番初めに学校からどこに行くのでしょうか、この件をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

まず、学校運営協議会の委員が学校運営について主体的な意識を持っているかということでございます。こちらについては、持っていたいと認識しております。

また、意義や目的等、こちらについても何回も説明しているところで、委員の皆様方も、そこについては十分に理解、共有をしていただいているものと考えております。

ただ、それが具体的に委員の側からもたくさんアイデアを出してとかといった形で動いているかというと、必ずしも現状まだそうはないなと思われるところもありますので、そこについてはこれからよい方向に向けて進めていきたいと考えているところです。

また、地域の支援者の方々、学校から依頼をする際、現状では学校運営協議会などのお話を基にしながら、学校から個々に支援をお願いしたい方に対して依頼をするという形が主流になっていると考えてございます。これを今後学校運営協議会の委員さん、地域住民の代表として参加していただいている方ですので、個々にやはり地域の中での人脈あるいは団体とのつながり等あると思われます。そういう方々に、こういったことであれば地域のこういった人、団体に協力してもらえるのではないか、そのためにはここにちょっと声かけてみるとか、そういう形で地域のネットワークが生かされるようになってくれれば、よりよい形で進めていけるのではないかと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 次の質問ですが、学区関係なく地域の方々もみんなで育てていくということについて質問をしましたことについて、学区関係なくについて、インターンシップに申込みを、9月3日と4日、町内40か所ぐらいで対応したということで、私のところは2名受け入れましたけれども、このような企画は、企画ごとに学校運営協議会のメンバーは関わっているでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

インターンシップでございますけれども、こちらにつきまして関わっているかどうかということに対しては、関わっているというお答えになろうかと思います。これは、学校がまずキャリア教育等の観点から企画をして、それについては学校運営協議会の場で説明等をして、委員の方々にも理解いただき、承認をいただいていると認識しておりますので、そういった関わりはあると考えております。

ただ、企画のアイデア出しですか、といったレベルで委員が動いて関わっているかというと、必ずしもそうではないかなと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） このような事業で、委員の方だけでは人員集めがちょっと不備な点もあるのではないかと思って、ちょっと質問しますけれども、多面的機能支払交付金事業と先ほど言いました、ございますね。これを全部分厚い資料を読みますと、啓発、普及、広報活動、啓発とか、いろんな活動について学校教育との連携として農村環境保全活動の啓発のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供などにより、小中学校、高校、幼稚園との連携を図ることも活動として認められております、各種活動。町内28組織がある中で、多面の活動に精通した方は委員となっていますでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

多面的の組織の皆様、そして活動内容など、非常に有効な有意義なことをされているということは認識しておりました。子どもたちにとってもいい教育資源というか、地域の教育資源になるものと考えられます。多面的に精通した方が委員になっているかですけれども、日頃ちょっと多面的に、具体的にどんな人がいらっしゃるかというのは、あまり関わりがない

ところでございますが、現在の学校運営協議会の委員構成を見ますと、やはりそういった分野に関わっている人は複数いらっしゃるだらうと認識してございます。そういう方々うまくつながって、できればそういった地域のよい取組、教育資源ともつながりが広がっていくものと考えられます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） なぜ質問したかといいますと、先ほどの人集めなのです。私たちのところは、矢巾中学校の近くでありますので、あそこに移転してきて翌年から近くで田植と稻刈り、全部やっています。前は、餅をついて、子どもたちもついてみんなで食べたり等もしました。今も実際は手で植える田植、手で刈る稻刈り、これをやっております。これは、地域の応援が必要なのです。地域の働いてくれる人たち、自然的な農法ですから、はせがけやって鎌で刈って、それをはせがけしてというのは、やっぱり非常に手間がかかるのです。

そうすると、今どういうことが起きているかというと、多面のことで精通した人、あそこに行けば分かると。ぐるぐる回って、ぐるぐる回って、回って、回って、うちらのほうに来て人集めを最終的にしなければならない。どこに行けば、どうと。ということになりますので、これをもう少し交通整理していただいたほうがよろしいかと思います。

最終的には来て、結局は何日かかかって、人集めは私たちのところでやって、その対応等をするわけでありますけれども、受けた人は非常に手間がかかっていると思います。だって、人集めができないのではないですか。できる人とできない人いる。委員の人は、大体そういうタイプの人ではない人が多いと思いますので、そのところをもう少し整理していくたほうが、もっとスムーズにいくのではないかと思いますので、その辺のところをちょっとまずお伺いしておきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、現実的に様々希望する支援者に行き着くまで、そしてその活動が成就するまでの間には、様々な方のつながり、そして人手、苦労等あると考えられます。そういうものをないように、より速やかに効率的にできるようにするというのは、やはり日頃のつながりというか、そういう資源を持っている方々、そしてそういう活動に携わっている方々も、例えばこの熟議の中で、日頃から参加して学校とツーカーの関係、そしてほかの

方々とのツーカーの関係というものを築いておくということが非常に大事だと思いますので、そういうものの地域のネットワークの構築を目指してコミュニティ・スクールの取組を進めていきたいと考えているところです。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 2問目、あと5点あるのですが、よろしいですか。

○議長（廣田清実議員） では、切れますか、ここで。切つていいですか。

○14番（村松信一議員） そうですね、ちょっと私が決めることではないのですけれども。

○議長（廣田清実議員） 大体流れとすれば、あと一、二問かなと思っていたのですが、5問もあるのであれば、ここで切れます。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開を1時、時間がちょっと短くなりますけれども、13時、1時といたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

再質問の途中でありますけれども、また再開いたします。他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、再質問に移りますが、令和7年3月の施政方針の中の5ページにありましたが、町内の学校と連携し、地域企業との関わりを深め、地域企業の魅力や特色を伝える機会を創出し、地元企業への就職に向けた理解促進に対し、お仕事教室事業及び中学生の町内企業への職業体験事業の促進を図るという項目があるのです。先ほど申し上げました9月3日、4日に、中学生2学年の方たちが40か所ぐらいの職場体験を企画されたということですが、この経過を伺いたいと思います。

私のところには、こういう図面がありまして、これをインプットして、この番号とエクセルでマクロをかぶせて、この番号のところを入れて、今度誰かが来たときに、それをやるとどここの田んぼか分かるようにというような形でインプットしております。大変助かりましたけれども、まず伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

中学校2年生の職場体験でございます。こちらの中学生キャリア教育、職業感の育成等を目的として行っているものでございますけれども、これを例年やってございます。今年度につきましては、町内の事業者の皆様の協力を得て、まだ全てとはなりませんけれども、ご協力いただける部分について、町内の事業所で職場体験をするといったところを学校で企画したところでございます。

以前につきましては、町内でも体験先が少なかったりですとか、あるいは町内で少ないので町外へ行ったりですとか、あるいは先生によっては非常に熱心にやっていただきて、広くできましたが、そのノウハウが継承されなかつたりなどありましたけれども、今年度につきましては商工会様、そして産業部門等の協力をいただきまして、体系的にある程度の数を確保できたというところでございます。実践を重ねながら、これを広げていければいいと思いますし、ノウハウを蓄積して、安定的にこのような形で展開していければよろしいものと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 今回の私の質問に対するコミュニティ・スクールの答弁は、非常に分かりやすく明快であります。それで、成果と課題を分かりやすく回答いただきました。しかし、確認と、さらに理解度を深めるために2点につきましてお伺いしたいと思いますが、まず1点目は、子どもたちを育む実践活動についての反省点の中で、地域への展開が十分に図られなかつたと、こうあります。不十分と考えられることを掲げられましたが、どのような活動、事業あるいは催事などが対象になるでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

なかなか思うように進められなかつた事業展開の部分というものでございます。具体的には、これまでもやられておりますが、学校の田植、稻刈り等の体験学習、あるいは社会科見学、そして職場体験もそうですし、伝統芸能の活動などもいろいろあると思います。こちらの従来型といいますか、学校が企画しているものに対して地域の方、誰か協力してくださる方はいないかという形で、その対象の方を見つけた形で実施されておりましたけれども、これは理想的に望む形としては、やはり地域のほうからも、もっとこういうのもあるよとか、

形が出てくれればいいと思いますし、学校だけの間にとどまらず地域の方も交えて一緒に考える、そして実際の事業につなげていくといった形に展開できればよかったですと考えてございます。今後そのような形を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 私のところは、矢巾中学校が身近なところにありますので、気がつくことがたくさん、多くあります。地域が一体となって6月にお祭りをやりますが、学校の皆さんと近づこうということで、校長先生にも数年前から、150名ぐらい集まりますが、参加をいただいて交流をしております。

2年生全員による田植、稻刈りは、先ほど申し上げましたように開校以来続けておりますが、まだまだ地域として協力できることはたくさんあると思っております。さらなる交流を深めるために矢巾中学校付近に今花を植えているのです。400本ぐらい植えています。これらを協働でやりたいと思うのですが、矢巾中学校と私たちと一緒にやりたい、その検討の余地はあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋学校教育課長。

○学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（高橋雅明君） お答えいたします。

ご紹介いただきました実践事例、非常に地域と学校とつながって、いい形で行われているよい事例だなと思って伺ったところでございます。今後それを発展させる形で花植え等にもつなげていきたいという形は、非常に望ましい流れでしょうし、学校としても子どもたちにメリットがある、実現も可能であるという形であれば、実際にしていく形で検討されるのは可能かなと思います。

今後ですけれども、様々熟議等を通じて、そういう地域の方々の持っているアイデア等、たくさん掘り起こしをしていきたいと考えてございます。それをいろんな形で、学校だけでは考えつかなかった部分も出していただいて、一緒になって、ではどれをやっていこうか、どのような形で行っていこうか、やっていこうかというところを話し合っていく形ができるのが望ましいと考えております。

その上で、やはり地域の方から言われたから学校は全てやらなければということではなく、お互いにできることはできる、できないことはできないと、対等な関係の上で一緒になって取り組んでいくというのが理想的な形だと思いますので、そのような流れの中で花植え等を

協働でやることを企画されるという形が進んでいくことを望むものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 2問目の最後に教育長にお伺いしたいと思います。

地域住民との交流活動で学校教育、行政機関との連携に対する取組についてですが、先ほど申し上げました多面的機能支払交付金の事業の中に、学校教育の連携項目の中に農村環境保全活動の啓発のためにテーマに応じた出前講座の体験の場提供により、小中学校と云々とありまして、その連携を図ることができるとなっております。

それで、不動地区には多面の組織が6組織あるのだろうと思いますが、そこでいろんなことを企画して、それも対象になるものとならないものとあるのですが、こういったことについて、学校のコミュニティ・スクールの皆さんと、活動の一環として多面の協働活動のどういうのができるのかとか、今後こういうことは対象になるのだと、そういった協議の場を持つということは可能なのでしょうか、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

前段ちょっと総括的なお話をさせていただければと思っております。今回再質問を受けまして、今我々が持っている学校運営協議会の課題が明らかになったものと思います。学校運営協議会というのは組織としてあるもので、これが何を決めていくかというと、学校運営をこれでいいかということを承認する機関になりますから、それぞれが応分の責任を負うということになります。従来であれば、学校の校長が全部責任を持っていましたが、学校協議会で協議したということを踏まえて、委員全員が同じように責任を持つと。つまり人で言うと、頭の部分になるというものです。

我々が課題として挙げたのは、地域とのコミュニケーション、コミュニティとのコミュニケーションが難しかったということが課題であります。よって、地域のコミュニティのお考えを吸い上げる、そしてそれを協議していくのが学校運営協議会。学校の時間というのは限られていますので、この上がってきたものができる、できないも含めて、ここで決定をしていくというふうなのが今後考えているものになります。

そして、子どもたちが9年間という議員のご指摘ありました、9年間というのは、同じその地域の部分、つまり中学校区で9年間を過ごすわけです。よって、その9年間の中で子ど

もたちをどう育んでいくかというのが頭になる、学校運営協議会のヘッドの部分、組織の部分で考えていく必要がある。そして各学校は、本当に直近の課題とか地域の課題とかあるわけです。ですから、各学校にここの部会を置いて、この部会がもっと動けるような形に持つていきたいというのが今考えている組織のことです。

ご提案いただいたものも、つまり地域からこういうことできるよということが出てくるわけです。そして、それが学校経営、学校運営の中ができる、できないという判断をいただいて、よし、これをやっていこうとなればやっていく、そういうふうな仕組みに今後シフトしていきたい。

そのときに、熟議というのが先ほど来課長から話がありますけれども、熟議というのは、誰が参加してもいいというのが基本線です。ですから、部会の前に、例えば今で言う多面的もそうかもしれませんし、伝統芸能でもいいかもしれません。そこに関心がある人が、うちでこんな資源あるぞ、これを学校に持っていくってやれるかどうか聞いてみないかというふうなのがあって部会にかかっていくというふうな、そういうふうな双方向の風通しのいい組織にしてまいりたいということでございます。先ほどご提案いただいたことも、こういう中で決定をしていくものというふうに理解しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「2問目はありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許しますけれども、大丈夫ですか、喉、水か何か持っていないければ、声がかすれてきましたよ。

次に、3問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、3問目ですが、森山パストラルパークの有効活用について、教育長にお伺いをいたします。

今年7月、森山パストラルパークにて山ゆりフェスタが開催されました。今後の有効活用について、以下伺いたいと思います。

1点目、フェスタでは、やまゆり講話、ユリ根の提供、保護者同伴による小学生の巣箱づくり、キッチンカー、クラフト店の出店、野外コンサート等が行われましたが、中でも野外コンサートは好評でありました。出演者を増やしてほしい等の要望もあり、本町が2016年

11月、町を歩けばどこからともなく音楽が聞こえてくる明るく楽しい心豊かなまちづくりを目指すとして宣言いたしました音楽のまちやはばの事業の一つとして、町主導で森山パストラルパークでの野外コンサート、野外ライブの定期開催を検討してはどうか。

それから2点目、町の中心に位置する森山パストラルパークは、アカゲラ等貴重な野鳥も多くすんでおります。フェスタに合わせ巣箱を設置したところ、早速シジュウカラの営巣により、ひなが飛び立ち、児童の自然観察会に最適と思われる場所であります。教育の一環としての活用が期待できますことから、巣箱づくり、その設置に取り組んでいく考えはないか、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　森山パストラルパークの有効活用についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、7月に開催された山ゆりフェスタにおいて、今年度初めて野外コンサートを開催されたと伺っており、本町が掲げる音楽のまちやはばを推進する取組であると認識しております。このような事業は、地元の方々のアイデアや情報発信などによって開催されており、地域の方々の憩いの場、また地域外の方々との交流の場であると同時に、音楽のまちやはばの裾野を広げる活動であると捉えております。

町といたしましては、今後も関係各位と協議、連携し、ご提案いただいた野外コンサートの充実も含めて、引き続き地域の方々を支え、本フェスタの支援に努めてまいります。

2点目についてですが、7月の山ゆりフェスタでは、同時開催として担当課の自主事業による鳥の巣箱づくりを開催したところです。子ども、保護者、学校、地域、行政の5者が相互に連携して子どもの健全育成を図ることは大変重要であると認識しており、今回担当課で実施した子どもと保護者で巣箱を製作する活動も地域の方々との世代間交流や様々な効果が期待できたと考えております。今後におきましても、5者が相互に連携し、子どもたちの成長と学びを支えていけるように他の事業との関連性を含め検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　さきの7月に開催しましたこのことは、行政施設及び関係施設、矢

巾中学校駐車場などですが、施設利用の許可等をいただき、誠にありがとうございました。無事に山ゆりフェスタを終了することができましたことをここにご報告申し上げますとともに、ご支援いただきました行政関係者の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

令和5年度施政方針に森山パストラルパークの活用として、観光振興を図るとあります。7年の施政方針ではウォーキングコースを設定する。以上の2点につきましての現状をお伺いいたしますとともに、3日の一般質問でもありました歩くことの効果について、ウォーキングコースに森山パストラルパークを入れていただきたくご要望いたしたいと思いますが、町全体でのウォーキングコースの設定の今後の計画について伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

ウォーキングマップにつきましては、先般小笠原佳子議員からもご質問をいただいたところでございます。このマップの作成につきましては、関係課集まって協議をしてございまして、具体的なコースにつきましてはこれからになりますけれども、今お話をありました森山パストラルパークへの設置につきましては、観光面から見ても非常に有効でございますので、その点につきましても引き続き検討を重ねまして、今年度中に作成したいというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　森山パストラルパーク、フェスタの行事といたしまして、巣箱づくりを実施しました。これは、親子10組の募集だったのですけれども、参加で当日は盛り上がりましたが、参加者からの感想を取られたと、アンケートを取られたと思いますが、そういった内容について、どのような結果だったのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

今回山ゆりフェスタと同時開催で自主事業を開催させていただきまして、大変ありがとうございました。今回参加者は10名と、ちょっと少なかったのですけれども、アンケート結果では、とても楽しかったが80%、8名です。楽しかったが2名でございます。保護者の方につきましても、それぞれとても楽しかったが80%、楽しかったが20%でございます。

いただいた意見の中では、子どもたちはまたやりたい、重くて帰るのが大変だったという

ご意見もありますし、またぜひ参加をしたいというご意見もいただいております。保護者からは、子どもと一緒に参加できる事業、これにつきましては、また参加したいなというふうなお言葉もいただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 今森山パストラルパークには、アオゲラと、それからアカゲラ、コゲラのキツツキの種類が多くすんでおります。これは、見かけることが多くあります。これから森山パストラルパークの在り方について、今私たちは昆虫を飼育しております、大きな昆虫のカブトムシくんの部屋ということで、でっかいのをつくりまして、そこで今年もかなり出まして、来年は1,000匹ぐらいはできると思いますが、そういったものも、あそこでお祭りのときに提供するとか、そういうことも考えておりまして、それで森山パストラルパークの在り方について、矢巾の中心地であります、それで自然の姿を残す町民が利用しやすい適地でもありますので、ここを今後どのように有効活用しようと考えているのか、構想を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

ちょっと話は変わりますけれども、この前私インターネットで野外施設というのを調べてみましたところ、一関市で、山の中で野外コンサートをやっているというのを見ました。直接は行かなかつたのですけれども、山の中で演奏するというのは、ギター演奏ですとかバンドの演奏、さらには和太鼓、こういったものを中心にやっているのは非常にいいなというふうに見たところでございまして、これを伺いますと、今回やはばーくでの野外コンサートは非常にいい資源、いい場所だなというふうに思ったところでございまして、私も足を運んでみましたが、演奏されている方々は、とてもいい雰囲気で演奏しておりましたし、聞いている方々も非常に拍手が大きく沸いていたところでございます。

ちょっとまた話が変わりますけれども、先般日曜日に地元の有志の方々が、やはばーくで大型のアーティストを呼んでのバンドのライブをやった経緯があります。これは、今年2回目になりますて、文化スポーツ課でもお手伝いには行ったところですが、今回変わったところと言えば、親子での中学生、小学生の参加が多く見られたというのは、とてもいいなというふうに思ったところです。

こういった地元の方々主催というのは、とてもいい試みだなというふうに思っておりますので、この森山パストラルパークでの野外コンサートにつきましては、地元の方々と一緒になって、例えばアーティストの選出ですとか、あとは音響の関係ですとか、そういったものをお互いに相談しながら、また継続してできるような形で文化スポーツ課、我々としてもお手伝い、支援をしてまいりたいなというふうに考えてございます。

あとは、野外体験というところで今お話がありましたけれども、カブトムシを使ったというところは、非常にいい資源だというふうに思ってございますので、これもまた親子型での参加イベントということをちょっと頭の中に想定しながら、計画をしていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で14番、村松信一議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、6日、7日は休日休会、8日は休会、9日は予算決算常任委員会の詳細説明を行う旨、毎予算決算常任委員長から申出がありましたので、午前10時に本議場に参集されますようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 1時23分 散会

令和7年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第6号）

令和7年9月19日（金）午後2時30分開議

議事日程（第6号）

第 1 請願・陳情の審査報告

7 請願第4号 南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願

7 請願第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願

7 請願第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める意見書採択の請願

第 2 議案第59号 令和6年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

第 3 議案第60号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 4 議案第61号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 5 議案第62号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 6 議案第63号 令和6年度矢巾町水道事業会計決算認定について

第 7 議案第64号 令和6年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第 8 議案第65号 令和6年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

第 9 議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第 10 議案第67号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求ることについて

第 11 議案第68号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員

5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋 昌造	君	副町長	岩渕 和弘	君
未来戦略課長	花立 孝美	君	総務課長	田村 英典	君
企画財政課長	田中館 和昭	君	税務課長	飯塚 新太郎	君
町民環境課長	佐々木 美香	君	福祉課長	菅原 保之	君
健康長寿課長	佐々木 智雄	君	こども家庭 課長	村上 純弥	君
産業観光課長	村井 秀吉	君	道路住宅課長	田口 征寛	君
農業委員会事務局長	細越 一美	君	上下水道課長	吉岡 律司	君
会計管理者兼出納室長	水沼 秀之	君	教育長	菊池 広親	君
学校教育課長兼学校給食共同調理場所長	高橋 雅明	君	文化スポーツ 課長	高橋 保	君
代表監査委員	高橋 憲康	君	農業委員会 会長	佐藤 俊孝	君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田 徹	君	議会事務局長 補佐	千葉 欣江	君
主任主事	渋田 稔結	君			

午後 2時30分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 請願・陳情の審査報告

7 請願第4号 南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願

7 請願第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める
意見書採択の請願

7 請願第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の
拡充を求める意見書採択の請願

○議長（廣田清実議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題といたします。

総務常任委員会に付託しておりました7請願第4号 南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願の審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。

高橋安子 総務常任委員長。

（総務常任委員長 高橋安子議員 登壇）

○総務常任委員長（高橋安子議員） 報告書を読み上げまして、審査報告とさせていただきます。

令和7年9月19日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、高橋安子。

請願審査報告書。

本委員会が令和7年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。 1、付議事件名。 7請願第4号 南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願。

請願者、矢巾町————、岩本秀司、矢巾町————、齋藤保之。紹介議員、横澤駿一、木村豊。

2、委員会開催年月日。令和7年7月7日月曜日、同7月28日月曜日、同8月26日火曜日、同9月5日金曜日。

3、出席委員。高橋安子、横澤駿一、高橋恵、齊藤勝浩、昆秀一、廣田清実。

4、審査経過。令和7年7月7日月曜日午前11時より、委員出席の下、7請願第4号について、説明員として紹介議員である横澤駿一議員、木村豊議員、参考人として岩本秀司氏、齋藤保之氏出席の下、付議事件について詳細説明を受けた。

同月28日月曜日、午前10時開催の委員会には、説明員として田村英典総務課長、高橋保文化スポーツ課長から付議事件に係る経緯等の説明を受けた。

同年8月26日火曜日、午前10時の委員会においては、関連する内容の一般質問が提出されていることから、内容を聞いてから再度審査することを決定。

同年9月5日金曜日、午後1時45分から再度委員会を開催し、慎重審議した。

5、審査結果。7請願第4号については、反対多数で不採択すべきものと決定した。

6、審査意見。本請願は、矢巾町と岩手県教育委員会が共創によるプロジェクトとして進めてきた南昌みらい高校の新体育館の建設が現在中止されていることから、その建設の進展を望み、本会議に提出された請願である。

この事業においては、共創プロジェクトとして進めることで南昌みらい高校における生徒のスポーツ活動の活性化に利するだけでなく、スポーツのまちを標榜する本町町民の体育施設としての活用も見込まれ、双方にとってメリットが期待できるものであることから、多くの町民や通学する生徒及びその保護者などからの実現に向けた期待も大きいことは理解でき、本町議会としても事業の進展は望むところである。

このたびの請願の趣旨について、参考人等から説明を受け、内容を確認したところ、施設の規模縮小など状況が変化する中、町長がゼロベースを求めたことで建設が中断したとの解釈に基づき、岩手県教育委員会との話し合いを継続し、合意点を見いだす努力を続けて南昌みらい高校新体育館の建設を早期に進めることを求める旨の意見書を本町議会から町長に対して提出することを要望する内容であった。

一方、町当局担当者を説明員として招いて受けた説明のほか、これまでの関連する全員協議会での説明内容や一般質問の内容から、町と岩手県教育委員会との共創プロジェクトに係る覚書では、あくまで施設の整備主体は岩手県教育委員会であり、矢巾町は運営主体との役

割分担がなされていること、疑義が生じた際は協議するとしていることが確認できる。

そのような中、覚書に記載のない細部の詰めや状況変化による協議がないまま工事請負契約に至ったことから、町としては岩手県教育委員会に対し、詳細な部分の内容について協議を求めてきた経緯が認められるものの、協議に至らず中断している状況であるものと認識した。

以上のような状況を鑑みれば、町と岩手県教育委員会との覚書による取決め内容の認識に差異がある中、進展に向けて両者が歩み寄り、話し合いにより方向性を見いだすことが望まれるところである。

しかしながら、本請願は早期建設を求める内容であるにもかかわらず、共創プロジェクトの当事者のうち、覚書による施設の整備主体である岩手県教育委員会に対してではなく、本町にのみ解決に向けた話し合いを要請する内容となっていることは、本町のみプロジェクト中止の責を負うことで細部の条件について妥協すべき事態につながりかねず、当事者間の公平性に欠き、疑問が残る。

さらに、本町議会議員としては、町民の利益を最優先に考えるべきであり、当初の共創プロジェクトで本町が理想として描いた内容から事業が縮小した中、その件について明確な協議、契約等もなく、町民の利用に関する事項など細部の詰めがないまま事業が進行した状態で、果たして当初思い描いた町民の利活用がかなうか不透明な施設に対し、町有地を体育館用地として供するほか、5億円ほど見込まれる建設費の負担を町が負うことは、町民の利益になるものか疑問である。

以上のことから、本請願に関しては、建設に向け事業を進めてほしいという趣旨は理解できるものの、本町にのみ、その解決に向けた行動を求める内容であることは、町と岩手県教育委員会が対等な立場で共創事業に関する協議を経て事業の推進につながるか疑問が生じることから、不採択とする結論に至ったものである。

なお、当該新体育館の建設に向けては、第三者などの仲介を得るなどしながら、事態の収束に向けた取組を町と岩手県教育委員会に対して望む意見が複数あったことを申し添える。

以上、報告といたします。

○議長（廣田清実議員）　委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員）　2つありますけれども、まず1つ目から参ります。

○議長（廣田清実議員） 2回までですから。

○8番（小川文子議員） 1つ目は、この請願が町民から出されたわけありますが、この請願の取扱い、向き合い方に私は問題があると思いました。

そして、この請願には、町民内外の方々の2,766筆の町長宛ての署名のコピーが参考資料として添えられてあったものであります。それだけの重みがあるということをまず感じていただきたいのであります。

意見審査の中で、私も傍聴いたしましたけれども、元はといえば町当局がまともな資料を出してこなかったということが一番の原因かとは思いますけれども、この請願は町にだけ出すべきではないというような意見がありました。むしろ整備主体が県なのだから、この請願は県の教育委員会に出すべきだった。共創プロジェクトであるならば、むしろ同時に町と県に出すべきであるという意見が述べられておりました。それは、以前から議員の中にもそういう意見があるということは私も承知しておりましたけれども、ここで改めて請願について、やっぱり私は考える必要があるかと思います。

皆さんもご存じのように請願というのは、憲法に保障された制度であります。そして、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」、憲法16条と規定して、請願権を国民の基本的権利の一つとして保障しています。この請願権は、国民の権利であるから、請願をしようとする者は未成年者、成年被後見人たるを問いません。また、自然人はもちろん法人、外国人にも認められているものです。

請願の対象となる事項は、憲法に規定しているところでありますけれども、いずれ地方公共団体の事務に関する全ての事項が含まれます。そして、地方自治法には「議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない」と規定されています。このように議会に請願の受理権を認めたのは、住民自治の立場からであります。住民の代表機関である議会は、議会に請願を通して住民の意思を反映させ、議会の意思によって住民の願望である請願の趣旨の実現に努めさせるためであります。

この請願制度は、歴史的に見ますと、封建君主が持っていた絶対的権力によって侵害され、制約されていた人民の権利を救済する制度としてつくられ、今日に至っているというものであります。改めてご紹介いたしましたけれども、それからいたしますと、この請願は紹介議員をもって正式に議会に受理されたものでありますにもかかわらず、町に出すのは妥当でないと、むしろ県のほうに出すべきではないか、そういう見解が述べられたということは、私

は非常に請願権をまず軽視しているのではないかと思います。

そして、これだけたくさんの署名が集められることを総務常任委員会としては、どのように評価、話し合われたのかについてお聞きをいたします。

○議長（廣田清実議員） ちょっと待ってください。これは、総務委員会の委員長が答えるのですけれども、もう一回質問の論点を、前置きが長いので、何を聞いているか分からぬ。請願の趣旨を聞いているのか、請願の重きを聞いているのか、ちゃんと整理をしてもらわないと、きっと答えられないと思います。前置きがちょっと長過ぎますので、質疑の内容を、何を質問したか、明確にお願いします。

○8番（小川文子議員） それでは、ちょっと整理をさせていただきます。私は、9月6日の総務常任委員会の請願審査を傍聴いたしました。そして、議事録も頂きました。その中で、いろいろありますけれども、「現在協議しようと町がボールを何回か投げたけれども、協議さえままならない。覚書は守られていないということではないかと思う」と、その次です、その中で「請願が出されてきたけれども、早期建設の整備の事業主体は県である。町に出されても筋違いではないかと感じた。むしろ県教委に対して出していただきたい。共創と言うのであれば、町長と県教委に同時に出してもらうのが筋ではないかと思っています」という言葉であります。

○議長（廣田清実議員） 分かりました。整理して、この内容を県に出せと言ったことがおかしいのではないかということでいいですか、同時に。

○8番（小川文子議員） それも含めて……

○議長（廣田清実議員） では、その含めての部分をもう一回お願いします。ちょっと抽象的で答えられないと思うのです。委員長ですから、総務委員会に何を聞きたいのか、もう一回質疑、大丈夫ですか。

高橋総務常任委員長。

○総務常任委員長（高橋安子議員） 私が受け取った感じでお答えしたいと思います。

この請願を受けるのが当たり前ではないかというような言い方でした。請願というのは、どんなことでも受けることになっているということだったのですけれども、私たちは請願を拒否したわけではありません。この請願の内容を南昌みらい高校新体育館の早期建設というところに、早期建設であれば、矢巾町ではなくて県のほうにも出すべきではないかということを、以前7月7日の日の請願者の方がいらしたときにも、そういうお話をさせていただいております。

本町としては、土地、建てるところの土地を貸して、貸してというか、そこを提供して、共創事業として県のほうで建てる南昌みらい高校の体育館と一緒に使わせていただくということだったのですけれども、そのとき最初のほうでは2面コートが取れて、観覧席もあるということだったみたいなのですけれども、その変わったところが、なかなか私たちのほうに説明がなかったということもあって、もしこの請願を出すのであれば、早期建設を求めるですので、本町と、それから県の教育委員会に2通り出したほうがいいのではないかということは7月7日の説明会でも申し上げたとおりでございます。

以上です。

○議長（廣田清実議員） あと1回です。

○8番（小川文子議員） 今の関連。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 町民の署名が添えられたということをご存じだと思いますけれども、それに対するお考えをお聞きいたしたいと思います。これは関連です。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子議員。

○総務常任委員長（高橋安子議員） 署名が何件か集まったということをお聞きしております。

私も前の不來方高校と縁がないわけありませんので、私たちの総務常任委員会の気持ちとしては、この体育館を早期に建設してほしい、できれば合併する前に、南昌みらい高校になる前にできたほうがよかったですのではないかというのはみんなの意見でした。これから先も、もしできれば早めに体育館を、これだけスポーツを盛んにやっている学校でございますので、早く建ててほしいという気持ちちは皆さんと同じ気持ちです。

以上です。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか、関連ですか。2問目。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 私もぜひ皆さんでこの気持ちを共有して、何とか事態が動けばいいなということでお話をさせていただいています。

2問目は、この請願をめぐるやり取り、あるいは当局からの説明の中、あるいは私の一般質問に対する答弁の中において、事実誤認が幾つかあるということあります。最大の事実誤認は、いっぱいあるのですけれども、本町が事業主体ではないと。整備主体は県だから、私の質問に対しても対応できないと、県に言つていただきたい、その声は県に上げていただきたいという内容がありました。

子どもたちが大変不便をしていること自体も県が原因であると、そういう答えであります。しかし、私ここで大きなボタンのかけ違いがあるというのは、委員会の中でも何回か繰り返されておりましたけれども、やはり大きなボタンのかけ違いといいますか、事実の認識の違いといいますか、言ってみれば、ここが違っているために全てその後が違ってくるということになるのではないかと思って、その1つが事業主体と事業実施主体についてであります。

町は、事業主体は県であると、本町は事業主体ではないと、その旨をずっと主張しておりました。今度の一般質問でもそうでありました。そして、委員会もそういう立場でありました。事業主体ではないと、県がいわゆる整備主体だから、この署名は県に上げるべきではないかと、そういう共通していることありました。

しかし、事業主体というのはどういうことかと申しますと、これは覚書をしっかりと見れば、私は理解できることだと思っております。事業主体とは、特定の事業やプロジェクトを立ち上げ、運営する責任を持つ組織であります。それは、組織や個人のことを指します。例えば企業や行政機関、非営利団体などが事業主体となります。これらは、事業計画を策定し、資金を調達してビジョンを実現するための活動を行います。

一方、事業実施主体とは、事業主体が立ち上げたプロジェクトを具体的に実行する役割を担う組織や人のことを言います。実施主体は、計画や方針に基づいて実際の業務を進めたり、現場での活動を管理したりします。例えばプロジェクトチームや専門的な技術者などがこれに該当します。

事業主体と実施主体は、プロジェクトを進める上で非常に重要な概念ですが、実はよく似ている部分もあるために混同してしまうことがあります。ということもありますが、本町は覚書を交わしたわけですが、この覚書も議会には口頭説明で、紙の文書での説明はありませんでした。私は、自分の責任の範囲で議員にお配りしたのであります。事業主体の共創プロジェクトの1番目に事業概要というのが書いてあります。

○議長（廣田清実議員） 一般質問ではなくて、今……

○8番（小川文子議員） 分かりました。

○議長（廣田清実議員） 結局南昌みらいの請願に対する質疑でありますから、請願の内容に沿って、どの部分の質問なのかはっきりしないと、今の状態では、請願の報告書が出ていません。それに対してのことですので、そこをちゃんと理解していただいて質疑していただきたいと思いますけれども、今のだと討論になっていますので……

○8番（小川文子議員） 討論で……

○議長（廣田清実議員） 討論は討論の時間ありますので……

○8番（小川文子議員） それが次に質問につながります。

○議長（廣田清実議員） つながるのではなくて、質疑ですから、質疑。

○8番（小川文子議員） 先に主張を述べてから質疑をいたします。次の質問は、それにつながる質問としては、本町は整備費用も2対1で負担することが4条に書いてあります。つまり実施主体は、整備費用を要しません。事業主体でなければ経費は存在しません。だから、本町は実施主体、いわゆる実施主体は、3項目に事業実施主体ということが書いてあります。そして、県、甲は体育館を整備する、乙は運営をする、これを基本とするというのが3項目に書いてありますけれども、事業実施主体という言葉が使われております。これは事業主体であり、実施主体であるということの意味であります。

だから、県と町は共に事業主体であり、共に事業実施主体であります。だから、費用も負担するし、この計画に対して責任も有します。その上で建物を建てるのは県、運営をするのは町という具体的な実施事業を、実施主体のやるべきことを書いてあります。なので、総務委員会が事業は、事業主体が県であると、事業実施主体が県であるから、町にそれを言われても困るということですが、本当に総務委員会は町が事業主体でないとお考えになつたのか、それをお聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子議員。

○総務常任委員長（高橋安子議員） 私たちの総務常任委員会のほうでは、事業主体とか実施主体というのが最初、片方からだけ聞いては内容が分からないということで、一応当局のほうからも聞いたのです。当局のほうでは、実施主体であろうと事業主体だろうと、何回も県のほうに話しをしませんかというボールを投げているのです。それにもかかわらず、県のほうから返事が来ないので。それで進みかねているという話を聞いておりますし、それから例えばこれを話しによって金額を決めるのであれば、私たちもそれはそれで仕方がないのだと思うのですけれども、5億円出せと最初から、ぽんと頭から言われると、5億円あつたならば、例えば本町であれば、この間も出ていました小中学校の体育館のエアコンの設置なんかもできる、いろんなことができるのではないかということで、簡単に5億円という、それで県の説明もないわけです、私たちに対しては。

それで、そこのところ、まずはそういう金銭的なものとか、ちゃんとした説明がない限り、私たち、この請願で建設に対する請願ということで反対させていただきましたので、不採択

にさせていただきましたので、そのところをお分かりいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） ここに大きなボタンのかけ違いがあったと私は思います。これは、意見です。

そして、私も資料請求したのです、町から何にも出てこないものだから。去年の7月の段階で県とのやり取りの報告がありません。そこで、最初は去年の7月以降の県と町のやり取りを公表してほしいと、このことは7月に頼みました。そうしたら、議長がそれを町に頼んでいるから小川議員はそれをやらなくてもいいと言われて、待っていたのだけれども、出てこなかつたのです。8月になって私は、正式に共創プロジェクトの経緯に係る説明というのが、昨年12月10日に出されたものがあるけれども、これは去年の7月までのものしかないから、それ以降のやり取りを示してほしいと資料請求しました。そうしたら、共創プロジェクトに対して何の進展もないで、示すものはありませんという回答でした。

そこで、私は書き方を変えたのです。進展があるとかないとかではなく、町がこう言って県がこう答えた、町がこういう質問して県がこう回答したと、その羅列だけでいいから出してほしいと言ったのです。ところが、資料請求は、町は出す義務はないですよと言われました。そして私は、日付を12日にまず設定したのです。議会の最終が19日ですから、12日ぐらいに出してもらわないとみんなに伝わらないと思って。ところが、12日には出てこなかつた。そして、つい二、三日前に一覧表が出てきたのですが、確かに出てきました。しかし、本当に何といいますか、出てきたのです。それを私皆さんテーブルにも共有させていただきましたけれども、去年の10月以降、今年の7月2日まで39回のやり取りが出てきました。しかし、町の説明は何回もボール投げているのだけれども、県からボールが返ってこないのだと、こういう説明でしたけれども、ボールはこんなにたくさん投げていて、県からこんなにボールが返ってきてているのです。ところが、町はそのボールの中身を何も書いていないのです。誰と誰が会ったと、そういうことしか書いてありません。これでは、どういう話合いがあって、町が県にどういうことをしゃべって、県がどういうふうに町にしゃべったか書いていないのです。

ただ、中身が2つ分かるのがあります……

（「質問は何ですか」の声あり）

○8番（小川文子議員） つまり事実誤認があるということです、事実誤認がある。いっぱい事実誤認がありました。さっき言えば、ボール投げているのだけれども、ボールが返ってこ

ない。ボールはこれだけ返ってきています。

それからもう一つは、さっき仕様がだんだん変化してきていると。そして、町長もずっとおっしゃっていましたけれども、やっぱり町としては2面のコートと観客席、これが共創プロジェクトの核だと思っていると、これを望んでいるのだということは私の一般質問の中でも答えられました。

しかし、これは覚書の以前に2回設計変更して、そして去年の4月18日に図面が確定して、5月30日、覚書が結ばれていて、覚書の以降に、その設計変更が行われたわけではないのです。そのことが理解されていない。

だから、県に対して大きな逸脱が出ていると……

○議長（廣田清実議員） ですから、先ほども言ったとおり、請願の報告書に対しての質問をしてくださいとお願いしているのですけれども……

○8番（小川文子議員） だから、私は……

○議長（廣田清実議員） ずっと持論を話しているのですけれども、これは質疑ですから。質疑というのは……

○8番（小川文子議員） 最後は質疑の形にまとめます。

○議長（廣田清実議員） であれば、最初に質疑をしてもらって、それに根拠づけてもらえますか。ずっとなかなか難しい話になっているので……

○8番（小川文子議員） いずれ町が出してきた不正確な事実をうのみにしている。これは、議会が監視チェック機能を有する、非常にこれは議会の重要な任務でありますから、これを果たしていないことになるのではないか、それをお聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 総務委員会でいいですか。

○8番（小川文子議員） はい。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子総務常任委員長。

○総務常任委員長（高橋安子議員） 町政のことですので、私が答えていいかどうか分からぬいのですけれども、私たちはあくまでも請願に対しての意見ということで書かせていただいております。

それで、何度も言うようですが、7日の日には同じような、ちょっと書き換えていただくか、それとも同じようなものを県のほうにも出していただきたいというお話を何度もさせていただいておりますし、それから町のほうの話では、何回もボール投げても返事が返ってこない。やっぱりこういうのは、メールのやり取りとかではなくて、実際に会って協議

するべきことではないかと私たちは思っております。

だから、もしできるとすれば、皆さんのはうからも県に対して話し合いを持ってもらえませんかというのを町長に対してと、それから県のはうに出していただければ、もう一度この請願を出してもらうのはやぶさかではありませんので、そういう形で持っていただければ、私たちも賛成が多くなると思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（廣田清実議員）　いいですか、もう。関連。

（「関連です」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　では、質問からお願ひします。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員）　この請願は、議会に対して、県と町が話し合いをして一致点を見いだす努力を続けてほしいと。そして、その結果、南昌みらい高校の体育館の早期実現につなげてほしいという請願でありますから、話し合いをしてほしいというのが一番の趣旨でありますから、そのところを誤解なさらいでお願ひしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　ちょっと質問の内容が……

○8番（小川文子議員）　誤解しているのではないかなと思いました。誤解をしていない……

○議長（廣田清実議員）　総務のはうに質問ですから、質疑です。質疑ですから、意見を言うのは討論で言ってください。討論の時間もちゃんと持っていますから、今総務委員会のはうの審査報告書についての質疑をしているわけです。そこを踏まえて質疑をお願いします。

○8番（小川文子議員）　趣旨はそこにあるということあります。ですので、そこは総務委員会も一致できたのではないかと思うのです。なのに、いろんなやり取りとか、そういう事務的な進め方とか、県とのあつれきとか、いろんなことがあって、その趣旨が十分伝わらなかつたのではないか、その点についてだけお聞きして終わりにします。

○議長（廣田清実議員）　ちょっと失礼な話だけれども、高橋総務常任委員長。

○総務常任委員長（高橋安子議員）　私たちは、趣旨も7月7日の日に請願者に来ていただいて説明を受けたときにお話しされていると思うのです。それで、私たちとしては、こういう内容であれば、まず町に出すのは、もちろん私たちのはうが、早期建設ではなくて話し合いに向けて行動してほしいというような請願であれば、もちろん受けたと思いますし、やっぱり同じようなことを、私たちは県のはうの話は全然聞いていないです。だから、県のはうにも話し合いをしたほうがいいのではないかというような、そういう請願を出してもらえば、そのほうがうまくいくのではないかと思いますし、そういう意見も出たことも確かで

ございます。

以上です。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 審査報告の4番の審査経過についてですが、先ほど委員長もおっしゃったのですが、委員会としては、町のことを調査するというのは分かるのですが、町で発生している問題に関連して県がいるので、県からの聞き取りといいますか、ヒアリングの場を委員会として設けるかどうかということは話されたのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋安子総務常任委員長。

○総務常任委員長（高橋安子議員） まず、今回は請願のことだけで終わっていますけれども、もしそういう意見があれば、私たちも考えていきたいと思いますので、ただやっぱり町のほうから話し合いをしましょうということで県のほうに何回も打診しているのに、なかなか話し合いの場が持てないということは、私たちは逆に町と話し合いを前に、では委員会のほうに来て話しくださいというのは、ちょっと違うのではないかなと私は思っています。

○議長（廣田清実議員） 請願の趣旨は、町側に県と話をしてくださいという趣旨なので、であれば県と話し合うのは総務委員会ではなくて、その趣旨からいうと、趣旨は、矢巾町さんが県のほうとよくお話をしてくれるように請願の内容なので、逆に言えば総務委員会がそれを遠回しにして県と直接やり取りするのはちょっと違う、請願の内容からすれば。早期建設を求める請願であれば、それはですけれども、今回の請願は、最後に、町が県とよく話し合っていただきたいという請願ですので、それは内容的にはちょっと県に飛び越すのは難しいかなと思います、総務委員会とすれば。

（何事か声あり）

○議長（廣田清実議員） ちょっと待ってください。

（「今の敬太議員の質問に対する補足の答弁、副委員長からもできますか……」の声あり）

○議長（廣田清実議員） できません。補足ではなくて、単独ではやれます。

（「総務としての補足を」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ちょっと待ってください。でも、総務委員なのだけれども、総務委員長が答えてているから、委員としては答えられない。委員長以外は、質疑に対しては答弁は

できませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

その他。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それのお答えで、請願の趣旨が県と話し合いを続けてほしい、話し合いをするのは町当局であると、それを飛び越して総務委員会がすべきではないということだったかと思うのですけれども、まず町は話したいと何度も言っているのは分かるのですが、県が、その答えがないと。話し合いができない現状で、では何で県は話し合わないのですかというふうな調査のしようが、ではどこがそこを聞くべきなのかと考えているのか。

○議長（廣田清実議員） だから、請願は町が県と話し合いをしてほしいという趣旨の請願なのです。ということは、建設を促すような趣旨であれば、逆に言えば、何でできないのかという話ができるのだけれども、町のほうの、この請願の趣旨は、矢巾町として県のほうとよく話し合いをして、早期にできるように話し合いをしていただきたいという趣旨なので、であれば総務委員会が直接県と話し合うのは、やっぱりちょっと筋違い。趣旨からすると、県のほうに話してほしいと言っている請願なので、そこは理解できますよね。

○2番（高橋敬太議員） もし、そうであれば、やっぱり県に出してほしいということで理解しました。

○議長（廣田清実議員） ちょっと履き違えて、建設を早期に進める請願ではないです。最終的には、県とやり取りをしっかりと何回もやっていただきたいという請願の趣旨なので、もしも総務委員会がそこの県とやり取りをするということになると、それはちょっとなかなかやっぱり違う趣旨になると思うので、請願の趣旨を、これはややこしいのですけれども、早期建設を求める請願の内容になっていますけれども、最後に町がちゃんと話ししていただきたいという部分の請願内容になっていますので、そこら辺を理解していただければと思います。

その他、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。反対討論ございますか。元の請願に対して反対討論。反対討論から入ります。

赤丸秀雄議員。

（何事か声あり）

○議長（廣田清実議員） 結局元は、採択することが正ですから、それに対して委員会は不採択という提案はしていますけれども、結局賛成の諸君、賛成しない方が反対討論になりますから、不採択……

（何事か声あり）

○議長（廣田清実議員） そう、そう、そう、そのほうが反対の討論になります。

（何事か声あり）

○議長（廣田清実議員） 委員長報告に賛成の討論は、逆に言えば反対討論であります。元が請願の採択することが元ですから、分かりますか。

赤丸秀雄議員。

（16番 赤丸秀雄議員 登壇）

○16番（赤丸秀雄議員） 議席番号16番、赤丸秀雄です。私は、7請願第4号 南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願について、意見書を出すことへの反対の立場で討論に参加します。

南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願については、建設発注に一切の権限のない矢巾町長宛てに出すものではなく、県教育長か県知事宛てに出すものと踏まえております。もし、矢巾町長宛ての請願であれば、南昌みらい新体育館の早期建設を求める協議を県教育委員会と行う請願とすべきものであります。

私は、南昌みらい高校への新体育館建設は大いに望むところであります。今もその気持ちは変わっておりません。この話が、前任期の3年半前に情報があったときは大いに喜んだものでした。そのときの大まかな内容ですが、建設予定地の土地価格は8億円ほど、建設費は土地代込みで36億円ほど、県との負担割合は2対1で、当町は12億円の負担となり、土地売却を踏まえ実質4億円程度の負担となる。建物は、ハンドボール公式試合ができる2面を確保し、ギャラリースペースを設ける。運営は町が担うが、土曜日の午後と日曜日は町民が利用できる。平日でも高校生が利用した19時以降は、町民の利用が可能との話であったと記憶しております。そこで大いに期待するところがありました。

ところが、その後の状況は、物価高騰により建設費高騰でスペースを小さく変更する。それを基本事項の内容変更でもあることを協議しないまま工事発注を行った行為など、ギャラリースペース、二、三の住民意向による日照権課題、町有地の50年無償貸与など、協議すべき項目をやらずに実際に行っているのが今の県教育委員会の姿勢であります。

それから、先ほど来話題となっております請願提出について説明がありました。私も議

会では、請願は紹介議員がいなければ、当然議会に提出できない。ですから、議員は署名するときに内容を精査し、特に宛名とか内容を確認した上で署名することを勧めております。それで先ほど来、これは町と県に出すべきものという形とか、私が言ったように矢巾町長宛てに出すのであれば、早期建設を求める協議を県教育委員会と行う請願とすべきものでありましたということをお話します。

それから、現在、去年の12月以降、新聞、テレビ報道がありまして、私のところにも町民はもとより町外の方からいろいろお話があります。矢巾町は、何かと県内では話題になっていまして、元気のある町、躍動する町というイメージがありまして、そのことを、言葉は適正かどうかあれですが、でんぐになっているのではないかと。そういう意味で、今回のこのゼロベースへの申入れという部分だけがクローズアップされて、県民からもよく思われていながら耳に入ります。

ですから、今日も町民の多くの皆様の傍聴もいただいておりますが、やはり請願を出すとき、その活動の趣旨を踏まえて行うべきものであると私は考えます。

そこで再度申し上げますが、今回の請願については反対ですが、新体育館建設には大いに今でも賛成しております。ただ、先ほど言った当初は8億ほどの価値のある町有地を買っていただくというのが基本でありました、当時は、3年半前は。ところが、今現状になってみれば、物価高騰の折、資材高騰の折、33億、35億が土地代抜きの価格になっていまして、それを土地は50年で貸してくれ、その建設費の三十数億を2対1で負担しましょうというような状況になっています。そこは、やっぱりゼロから協議すべきものと踏まえ、今回の請願については意見書を出すことに反対いたします。

以上であります。皆様のご賛同をいただけるようによろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 次に、請願に賛成の立場で討論ありますか。

小川文子議員。

（8番 小川文子議員 登壇）

○8番（小川文子議員） 議席番号8番、日本共産党の小川文子でございます。賛成討論をいたします。

今回の請願は、高校生の子どもたちが大変困っているという実情から始まっています。体育館を使用できないために、足りないために、授業は旧南高校まで大型バス、1日3台で2往復をしております。そして、部活については、対象となってはいないために自転車で行ったり、電車で行って歩いたりしております。このような状況を改善したいと思って立ち上が

った町民がいらっしゃいます。私は、大変この方たちがやってくださったことは、本当にすごいことだと思います。そのために町内外の共感を得て、短期のうちに2,766筆の署名も寄せられたわけであります。

町長に署名は出しました。しかし、それだけでは、やはりなかなか事態は動かないだろうということで、議会の力を借りたいということで請願という行動になったわけであります。

しかし、議会では趣旨は大体理解できるということで、こういう状態で委員会が否決となつたのは大変残念なことだと思います。願いは一緒だと、委員長も言いましたけれども、いろんな、言ってみればボタンのかけ違い、説明のなき、それらが誤解が誤解を生んでこんなことになっているのだろうなと思います。

その第一の責任は、私は町にあると思います。町が情報を示してこなかつた。これで誤解を生じている。その誤解に対して、町が監視機能を果たしてこなかつた、これが大きな要因だと思います。

したがいまして、私はこの請願は本当に敬意を表しております。そこで賛成討論といたします。

○議長（廣田清実議員） 次に、請願に反対の立場で討論ありますか。

藤原信悦議員。

（6番 藤原信悦議員 登壇）

○6番（藤原信悦議員） 議席番号6番、藤原信悦でございます。7請願第4号 南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願について、反対の立場から論述いたします。

本年度より開校した南昌みらい高校は、統合により生徒数も増えたことから、県と当町は共創の理念の下、新たな体育館を高校に隣接する町有地に建設すべく取組を進めてきました。しかし、現状は県と町の取組の方向や考え方が整理されているとは言えず、取組が停滞している状況でございます。

そのような状況下で問題解決を図るために、お互いの相違点を整理、解決しながら進めていく必要があると思います。建設完了までに時間を要することは自明の利であり、当初の予定では令和7年度末には完了ということでしたけれども、実際はなかなか厳しい状況になつていると思います。

また、新体育館の建設に向け、工事請負業者との間で工事に要した測量や設計委託料に関する費用弁済の事案が新たに発生しており、この解決も求められます。この費用の県と町の処理及び負担割合をどうするのかも新たな問題として発生しております。

以上のことから、早期建設を求める請願の趣旨は理解できますし、私も賛成でございますけれども、今後の取組について、現状の課題の整理と解決にかかっていると考えています。この整理なしでは話は進まないと考えております。

よって、本請願については反対意見とさせていただきます。

今後県も町もこれまでの取組を精査され、生徒たちのために解決に向け取り組まれることを望みます。また、今後ともこのような事案が起きないように対策をしていただきたいと考えます。

最後に、体育館使用で旧盛岡南高校に通われている生徒並びにご父兄各位には、ご不便をおかけしておりますが、多様な費用を要する体育館の建設であり、将来に同じような事案を発生させないためにも、現在発生している問題の解決を図ることを優先すべきと考えます。

以上、私の陳述でございます。ありがとうございます。

○議長（廣田清実議員） 次に、請願に賛成の立場で討論ありますか。

高橋敬太議員。

（2番 高橋敬太議員 登壇）

○2番（高橋敬太議員） 議席番号2番、高橋敬太です。7請願第4号について賛成の立場で討論いたします。

皆様趣旨は理解できるとかおっしゃっておりますが、まさにそのとおりで、趣旨としては、まず協議をしてほしいということだと私は認識しております。建設、これは皆様もおっしゃるとおり、建設は必要であり、建設に向けて早く動き出したい。また、いろいろな課題もあるという討論がございましたが、何をするにも、まずはお互いが協議、話し合い、ではないと進まないと思います。

そこで、町はこれまで行っている協議の姿勢を続けてほしいという趣旨の請願と私は認識しています。ですので、これは不採択にすべきものではなく、町としてもこれまでどおり県にちゃんと話し合いの姿勢を続けるべきであると私は思っているため、この請願は、特に不採択するものではないと判断し、賛成の立場でお話しさせていただきます。

以上です。

○議長（廣田清実議員） その他、請願に反対する立場の討論ありますか。

昆秀一議員。

（15番 昆秀一議員 登壇）

○15番（昆秀一議員） 議席番号15番、昆秀一でございます。私は、7請願第4号 南昌み

らい高校新体育館の早期建設を求める請願について、反対の立場から討論いたします。

まず第1に、請願の宛先の妥当性についてであります。先ほど小川議員からも請願についての説明がありましたけれども、私は請願の宛先の妥当性は、請願者、請願内容が誰の管轄であるかによるとなっておるのを目にしてしました。本請願は、町に意見書を提出するよう求める内容となっておりますが、覚書には、新体育館の事業実施主体は、整備はあくまでも岩手県教育委員会とあります。町は、共創プロジェクトの一員として関わってはおりますが、整備の主たる責任を負うのは県教委であり、県教委が管轄であります。

したがって、意見書を提出するのであれば、町ではなく直接県教育委員会に求めるのが筋であると考えます。

第2に、事業の手続上の不備についてです。建設費の町負担割合や負担方法については別途協議と覚書に明記されているにもかかわらず、町議会には何ら具体的な提案も承認要請もないまま県議会でのみ承認され、既に入札や工事が進められておりました。

また、建設予定地は、矢巾町の大事な町有地であるにもかかわらず、貸与とするのか、県に売却するのかといった土地利用の扱いについても町議会に説明がないまま工事が始められたという経緯があります。

共創プロジェクトであっても、町の財産に関わる重大事案について、議会や町民への正式な説明を欠いたまま工事が進められることは看過できません。

第3に、現在の協議の停滞状況です。県教委側は、覚書を根拠にして事業を始めようとしたが、町側は疑義を呈し、再度の協議を求めています。覚書には、難しい事情や疑義が生じた場合は協議するとしっかりと明記されていますが、まさに今がその状況であり、十分な協議が調わないまま早期建設だけを求めるることは、問題の本質を解決しないまま事業を進めることになりかねません。

最後に、私たち議会の立場について申し上げます。体育館の早期整備そのものを否定するものではありません。むしろ生徒や町民が望んでいる施設であるからこそ、しっかりと手續を経て、町の負担の在り方や土地利用の整理を明確にした上で建設されるべきだと考えます。ずさんな進め方をそのまま追認してしまうことは、かえって完成を遅らせ、町民の不信を招くことになりかねません。

以上の理由から本請願には反対いたします。

○議長（廣田清実議員） 請願に賛成の立場で討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようですが、反対の立場の討論もよろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。7請願第4号 南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願を起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立少数であります。

よって、7請願第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を15時45分といたします。

午後 3時35分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、教育民生常任委員会に付託しておりました7請願第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願についてを審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

小川文子教育民生常任委員長。

（教育民生常任委員長 小川文子議員 登壇）

○教育民生常任委員長（小川文子議員） 令和7年9月19日、矢巾町議会議長、廣田清実様。

矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、小川文子。

請願審査報告書を読み上げて報告といたします。

本委員会が令和7年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名。7請願第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願。請願者、盛岡市大通一丁目1番16号、岩手県教職員組合いわて盛岡支部、支部長、青野大祐。紹介議員、横澤駿一。

2、委員会開催年月日。令和7年9月8日月曜日、令和7年9月11日木曜日。

3、出席委員。小川文子、水本淳一、ササキマサヒロ、小笠原佳子、山本好章、谷上知子。

4、審査経過。令和7年9月8日午後1時30分から委員全員出席の下、7請願第5号について、説明員として紹介議員である横澤駿一議員、参考人として岩手県教職員組合いわて盛岡支部書記長、福士晴彦氏の出席を求め、請願趣旨の説明を受け、協議、検討を行った。

その後、同月11日午前10時30分から開催した委員会において、引き続き付託を受けた請願内容について慎重審議した。

5、審査結果。7請願第5号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。本請願は、現在の教育における過密な学習内容により、児童生徒や教職員に負担がかかっている状態、いわゆるカリキュラム・オーバーロードの実態を改善するため、国に対して学習指導要領の内容の精選及び標準授業時数の削減を求める内容である。

文部科学省の調査結果にもあるように、小中学校では年間授業時数の増加や教科、学習内容の複雑化が進み、学習の質より量が優先されている傾向が見られる。また、過重なカリキュラムは教職員の負担をさらに増加させ、教職員不足や長時間労働といった深刻な問題の一因ともなっており、教育現場の持続可能性を損なうものである。

これらの観点から、次期学習指導要領の改訂では、子どもたちの豊かな学びの保障や教職員の働き方改革の実現など教育環境を整えることは、極めて重要かつ喫緊の課題であると考える。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できるものと判断し、採択すべきものと決定した。

以上であります。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。7請願第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、7請願第5号は採択することに決定いたしました。

次に、教育民生常任委員会に付託しておりました7請願第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める意見書採択の請願についてを審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

小川文子教育民生常任委員長。

(教育民生常任委員長 小川文子議員 登壇)

○教育民生常任委員長（小川文子議員） 読み上げて報告とさせていただきます。

令和7年9月19日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、小川文子。

請願審査報告書。

本委員会が令和7年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。 1、付議事件名。7請願第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める意見書採択の請願。請願者、盛岡市大通一丁目1番16号、岩手県教職員組合いわて盛岡支部、支部長、青野大祐。紹介議員、横澤駿一。

2、委員会開催年月日。令和7年9月8日月曜日、令和7年9月11日木曜日。

3、出席委員。小川文子、水本淳一、ササキマサヒロ、小笠原佳子、山本好章、谷上知子。

4、審査経過。令和7年9月8日午後1時30分から委員全員出席の下、7請願第6号について、説明員として紹介議員である横澤駿一議員、参考人として岩手県教職員組合いわて盛岡支部書記長、福士晴彦氏の出席を求め、請願趣旨の説明を受け、協議、検討を行った。

その後、同月11日午前10時30分から開催した委員会において、引き続き付託を受けた請願内容について慎重審議した。

5、審査結果。7請願第6号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。学校現場では、貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラー、性の多様性への配慮、そして教職員の長時間労働や育休者、病休者の代替措置の対応など、解決すべき課題が山積しており、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や小

少数職種の配置増加など、教職員定数改善が必要と考えられる。

また、子どもたちの多様化が一層進展する状況においては、より一層きめ細かな指導が求められており、小中学校におけるさらなる学級編制の基準の引下げも検討すべき課題である。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、地域によって教育条件に格差が生じている現状を踏まえると、国の責任において教育予算を確保し、どこに住んでいても質の高い教育を受けられる体制を整えることは、教育の機会均等という観点からも強く求められるところである。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できるものと判断し、採択すべきものと決定した。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。7請願第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める意見書採択の請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、7請願第6号は採択することに決定いたしました。

日程第2 議案第59号 令和6年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第60号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第61号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第62号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第6 議案第63号 令和6年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第7 議案第64号 令和6年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

日程第8 議案第65号 令和6年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

日程第9 議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金
の処分について

○議長（廣田清実議員） 日程第2、議案第59号 令和6年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第60号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第61号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、議案第62号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、議案第63号 令和6年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第7、議案第64号 令和6年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第8、議案第65号 令和6年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、日程第9、議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、この8議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一予算決算常任委員会委員長。

（予算決算常任委員長 昆秀一議員 登壇）

○予算決算常任委員長（昆秀一議員） 報告書を読み上げて報告といたします。

令和7年9月19日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第59号 令和6年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第60号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 令和6年度矢巾町水道事業会計決算認定について、議案第64号 令和6年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処

分について、議案第65号 令和6年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

本常任委員会は、令和7年9月2日付で付託された上記の8議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。なお、本委員会は、議案第59号から議案第66号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。 1、予算計上に当たっては、見積り精度の向上と執行管理の徹底を図り、各事務事業の費用対効果を適切に検証されたい。

2、町からの情報については、議会に対して十分な説明を尽くすとともに、町民に対しても分かりやすい形で周知を図られたい。

3、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税においては、知恵と工夫を凝らし、歳入確保に努められたい。

4、人材育成事業（国際交流）について、希望する多くの生徒を派遣できるような渡航費用の補助を検討されたい。

5、地域コミュニティの課題を精査するとともに、子どもから高齢者まで地域の居場所づくりの充実を図られたい。

6、野生鳥獣による農作物・人的被害防止対策のさらなる強化を図られたい。

7、世界的な異常気象による災害が多発していることから、さらなる防災・減災対策に取り組まれたい。

8、不登校児童生徒の適切な相談や心身ケアに努め、適応支援員の増員を図られたい。

9、小中学校の体育館は、教育環境の改善のため、冷暖房設備等の対策を講じられたい。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたします。

ただいまから各議案について討論に入ります。

なお、討論は、一般会計、3特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び水道事業会計、下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分についての決算等8議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論から発言を許します。

8番、小川文子議員。

（8番 小川文子議員 登壇）

○8番（小川文子議員） 議席番号8番、日本共産党の小川文子でございます。私は、反対の立場で討論をいたします。

今回の審査意見でございますが、私は町長に対して重要な発言をしたいと思いますので、

○議長（廣田清実議員） ちょっと待ってください。それが決算……

○8番（小川文子議員） 決算の前提になるものであります。

○議長（廣田清実議員） 発言は、討論ですから、決算に対する反対討論をするべきで、個人に対するのは認められませんので、そこを了承の上、討論をお願いします。

○8番（小川文子議員） これは、全ての事業に関わることでありまして、予算のあれこれ以前の問題であります。町政運営に対するものであります。

○議長（廣田清実議員） すみません、小川議員、今のは確定したものでなく、誹謗中傷、個人情報、それから確実なものでなくて、今は決算に関する反対討論でありますので、今の発言は決算のための討論とは認めませんので、そのところは考慮してまた発言をするようお願いします。

それはそれで個人的な部分ですから、それは決算とは全く関係ありませんから、それはそれで個人的に訴えるなりしていただきたいのですけれども、ここは今は決算に対する討論でありますので、しっかりとそれを認識して討論をお願いします。

○8番（小川文子議員）

職員を大切にして、そして町政運営に当たっていただきたい。

そして、何よりも私は今回感じたことは、南昌みらい体育館の審査過程の中で、――

○議長（廣田清実議員） ちょっと待ってください。根拠がないことを……

○8番（小川文子議員） 根拠はあります。

○議長（廣田清実議員） ちょっと待ってください。ですから、それはそれでいいのですけれども、今は決算認定の中で、みらい高校の決算のところの数字は入っておりませんし、そこはちょっと認識を新たにして討論していただけないと、何でもありの感じになっておりますし、今事実を確認できないような不明瞭な部分もありますし、それを不当な発言と私は認めざるを得ませんので、討論としては討論となつておりませんので、これ以上同じような討論をするのであれば、討論を打ち切ります。

○8番（小川文子議員） それは、職員に対する私の考え方でございます。そのようなことがあれば、職員のモチベーションは上がらない、そして町政運営がうまくいかない、これら辺を改善することが、私は昨年度、いわゆる令和6年度の最大の課題であろうということを指摘して反対討論といたします。

○議長（廣田清実議員） ただいまの小川議員による発言については、誹謗中傷、個人情報、それから事実確認不明瞭のため、不適当と認められることから、後日記録を調査して措置することといたしたいと思いますけれども、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これは文字起こしをして、ちょっとそのところで確認しますので、討論とは全く、反対討論というよりは、個人に対する誹謗中傷の部分がありますので、そしてそこを確認した上で、また対処したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、賛成討論ありますか。

赤丸秀雄議員。

（16番 赤丸秀雄議員 登壇）

○16番（赤丸秀雄議員） 議席番号16番、新誠会、赤丸秀雄です。私は、令和6年度の一般会

計及び3特別会計、2公営企業会計の決算認定について賛成の立場から討論に参加いたします。

令和6年度決算状況ですが、一般会計及び3特別会計、2公営企業会計のいずれも黒字決算となっていることはもちろんですが、経常収支比率が95.1%と改善してきており、公債費負担比率も13.2%と改善しています。

次に、行政運営ですが、長きにわたるコロナ禍と物価高騰による定額減税により、個人、法人町民税が減っている中で、工夫と効果的に行政運営を実施されたことは評価できる踏まえます。歳入の収納率が下がったが、コロナ禍等の減収による困窮者増と思われることから、町民の税意識の高揚を図るよう、職員のより一層の業務遂行に努められるよう期待いたします。物価高騰による農業者支援、中小零細企業への物価対策支援、低所得者などに対するきめ細かな支援に対して評価しております。

公営企業会計の運営ですが、昨今全国で課題、問題となっている水道事業については、当町は10年前に策定した町水道事業の経営戦略において、計画的に設備点検と管の変更を実施しており、令和8年度から新たな10年間の水道事業経営戦略を作成中とのことであり、少し安心しております。

また、下水道事業では、国交省で点検を指示する管径2メートル以上の設備は当町にはないが、定期的点検と37か所の重点箇所を設定した点検調査を実施しているとのこと。社会インフラでは、上下水道が最重要であるため、今後も安全、安心で安定供給に努めていただきたい。

令和6年度決算は、よいことも多くありました事業内容ですが、若干の課題もありましたので、述べさせていただきます。監査委員の審査意見書や予算決算常任委員会からの9項目の附帯決議に見られる内容であります。特に私としては、ふるさと納税のさらなる強化に努めていただきたい。町財政が厳しい折、少しでも目標額達成に担当職員だけではなく、町民が一体となって知恵と工夫を出す仕組みづくりに取り組む必要性を強く感じています。それから、コミュニティ活動の充実であります。町の発展は、町内企業の元気とコミュニティ活動の充実が挙げられます。ぜひコミュニティの在り方を住民と一緒に考える仕組みづくりを構築していただきたい。

町当局は、それらを認識、確認をされて、現在遂行の事業や今後の行政運営、特にあと半年ある令和7年度に反映するよう努めていただきたいと思います。

以上のことと踏まえ、令和6年度決算の一般会計並びに特別会計、公営企業会計の6事業

会計に賛成することを表明します。議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。
終わります。

○議長（廣田清実議員）他に反対討論ござりますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）反対討論がないようなので、他に賛成討論ありますか。
（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）討論なしと認めます。以上で討論を終わります。
これより採決に入ります。

議案第59号 令和6年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員）起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第60号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員）起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第61号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員）起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第62号 令和6年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 令和6年度矢巾町水道事業会計決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 令和6年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和6年度矢巾町下水道事業会計決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号 令和6年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第67号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めるこ
とについて

○議長（廣田清実議員） 次に、日程第10、議案第67号 教育委員会の教育長の任命に関し同
意を求ることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第67号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求ることにつ
いて提案理由の説明を申し上げます。

令和4年10月から3年間、教育長として本町の教育行政にご尽力を賜りました菊池広親さ
んが、この9月30日をもって任期満了で退任されることから、今回新たに盛岡市——
——、岡田秀二さんを教育長に任命いたしたいと存じます。

なお、岡田秀二さんは、平成6年から岩手大学教授、平成21年から岩手大学農学部副学部
長、平成27年から富士大学学長などにご尽力をなされ、その見識を持って広く職務を誠実に
果たされております。これらの経験を生かし、教育行政や組織管理などについても豊かな経
験と知識を持たれ、人格高潔で識見を有する立派な方でありますことから、教育委員会の教
育長をお願いする適任者であると思われますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法
律第4条第1項の規定により議会のご同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説
明とさせていただきます。

なお、皆さん方に廣田議長さんからお許しをいただきて、ご本人のこれまでの義務教育課
程への関わり、ご本人からお聞きしておりましたものを、大まかなところをペーパーでまと
めて、皆さん方のお手元に配付をさせていただいておりますので、ぜひご参考にしていただ
ければと思いますので、併せてよろしくお願ひをいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 本日紙で義務教育課程への資料……

○議長（廣田清実議員） まず、異議があるか、ないかの……

○2番（高橋敬太議員） 異議あり。

○議長（廣田清実議員） 異議が出ましたので、質疑、討論を省略しないで入りたいと思いますけれども、それにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは……

（「討論なくともいい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論もなし。ちょっと待ってください。では、質疑だけでいいですか。討論なしでいいですか。では、質疑だけ認めていいですか、討論なしで、省略して。普通であれば、質疑があれば討論も必ずありますから。

（「質疑、討論」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、まず質疑を受けます。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） まず、本日補足で資料を頂いたので、質疑をしたいといったところであります。

頂いた資料で、各運営委員として関与され、重要事項の意思決定を行うものと記載がありました。まず学校運営協議会など、つまり法定の関与権限があるかないかでも重きが違うと思いますし、一番大事なのはいろいろ協議会なり、運営委員会でいることよりも、そこでどのような発言をして、どのようなことが変わったのかとか、そのような具体的な例がもしあれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） そのことについて、皆さんのお手元に岩手大学と富士大学での関わったところで、私ども先生からお聞きしたのは、具体的に、ここには評議員、それから各種運営委員もやられていると、その議事録は精査しておらないところでございます。

ただ、関わりとしては、当然評議員であるし、各種、いわゆる運営委員も務めいらっしゃるので、その発言は当然なされていると思います。そういったことで、私どもとしては議

事録まで精査しておらないところだけはお分かりになってご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、私から2問目になります。全員協議会でご説明していた
だいたい後も検討したり、協議したり、みんな考えてきたと思いますが、多少の不安を感じる
ところは、教育長には教育行政の指揮官として現場の運営力や問題に対応する対応力が求め
られ、それには義務教育の現場を熟知している必要があるのではないかと思いますが、教育
と農林業という専門性の差異についてどのように考えているのか、教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まずは、学生さん何千人を相手にした教授、それから学長ということの経歴は、それはや
はり義務教育の学校内にも勝るご経験なのかなというふうに私たちは考えてございます。

また、教育長については、教育行政としての政治的なそういった難題、それから教育委員
会事務局内の人的、そういった把握とか、そういった部分については優れた方ではないのか
なというふうに我々も掌握してございますので、そういった部分で教育への深い理解と、そ
れから今までのご経験という部分で我々は推薦したいというふうに考えているという状況で
ございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 私のほうからも補足させていただきますが、富士大学のときには、田
野畠、それぞれ小中学校でも学校教育、社会教育にも関係しておるということで、私どもと
いたしましては、やっぱりこれから小さいときから、今日は朝にはピヨピヨキャラバン隊、
ふどうこども園の園児がおいでになったのですが、そういった園児、小学生、中学生、高校
生、そして大学生と、やはり岡田先生は、富士大学にはたしか幼稚園もあるはずなので、そ
ういういわゆる現場のことについては、私は知り尽くしているのではないのかなということで、
本当に私は最適任者ではないのかということで今回お願いするところでございますので、そ
このところはひとつご理解をいただきたいと。

もう一つは、今人材育成の関係で、本町でも学芸員の確保、これを何とかまずお願いした
いと。岩手大学にも過去にお願いした経緯もあるのですが、できるのであれば、これから
の生涯学習、また社会教育、そしていろんな、いわゆる埋文とか、そういったものを含めて、
特に今地域コミュニティが非常に、いわゆる今本当に大変な状況にあるので、郷土芸能と

か、これからの中丹城のそういったことも含めて広い視野でのピンチから、ぜひ岡田先生の識見を發揮していただきたいということで今回皆さん方にお願いしているということはご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

高橋恵議員。

○1番（高橋 恵議員） 今日のこのお話をいただきまして、岡田先生の強みや役割を大変期待されていると思います。その点で、義務教育機関の教員としての現場経験がない点を踏まえ、町としてこれまで蓄積された学校現場の声を施策としてどのように反映していくとか、町としてどのような伴走支援を岡田先生に行う予定なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、岡田先生お一人だけで教育行政に取り組むわけではございません。先ほどもご説明申し上げましたが、教育委員会事務局一丸となって義務教育、それから社会教育、それから遺跡関係等の文化遺産もしっかりとやっていくということで、その先導役として取り組んでいただきたいということでお願いするものでございます。

様々な岡田先生のご経験ございます。矢巾町においては、過去において連携協定もさせていただいておりまして、先ほど町長からございましたとおり、人づくり、まちづくり、そういったところのエキスパートでございますので、そういった部分で、しっかりと義務教育の中に溶け込ませていただいた行政スタイルという形で対応していただければというふうに考えているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ありますか。

横澤駿一議員。

○3番（横澤駿一議員） 私からは1点、岡田先生の経歴を見ると、かなり社会教育がベースにある方だなと思って、さらにその専門分野を見ると、地域おこし論とかというところがあるので、やはりそういったところは、かなりこれまでにない形で展開していただけるのかなと思うのですけれども、私たちもちょっと懸念点は、矢巾町にあまり関わったことがないのではないかなど、地域といえども学校現場の顔の見える形というのが、なかなかそれを手に

取るよう分かるまでは時間かかるのではないかなど思うのですけれども、そういった点も不安感もありつつも、やはり岡田先生にお願いした経緯というのは、それに勝る熱意が期待できるものがあったのではないかなど思います。町長が岡田先生にそれを超える期待感を得たもの、決め手となつたものをお示しいただけると、やはり議決する側としても町民にお答えできるのではないかと思い、その点、最後の決め手というところをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　菊池広親教育長は、本当に私は矢巾町では学校現場で、今ここにいらっしゃらない方々でも教え子もいらっしゃる。そして、いろんな教育振興運動をはじめ、コミュニティ・スクールから、いろんな取組をなされてきたと。だから、恐らく菊池広親先生みたいに全力で最初からというのは、これは無理だと思うのですが、ただ教育委員会には教育研究所がありますので、だから、そして私仄聞しているところでは、ぜひ学校現場に、これから、もしそういう立場になることができるのであれば、現場に足を運んで、今一番問題になっておる不登校とか、いじめとか、そういうやはり解決、いつも何でもそうなのですが、現場に答えがあるということをお聞きしておりますので、恐らく岡田先生もそういった現場に足を運ばれて、そして特に私どもは子どもたちの生きる力、これを今こそしっかりとサポートしていかなければならぬのではないかなどと。だから、そういうことで岡田先生には物すごく期待しておるのは、現場の意見をよく見聞きして、そしてできるのであれば、教育委員会または研究所、そして現場との双方向のコミュニケーションをしっかりと醸成していただいて、今言ったようなことを、課題を一つ一つ解決していただくように。

何回も言うのですが、今まさに大きなあれからいくと教育振興運動、この意義をどのように理解して、それを形にして見える化していくかと。だから、今まさに、この間の室岡でも獅子踊りがあったのですが、やはり私は、そういうところにもぜひ足を運んでいただきたい、郷土芸能とか、そういうものを。

あとは、やっぱり本町ではスポーツ、それから音楽とか、岡田先生は富士大学でスポーツはご存じのとおりなわけでございますので、そこには非常に理解があると思いますので、いずれそういったことで、私どもとしては早く菊池広親教育長に勝るとも劣らないようになっていただくことをひとつお願いして、これから本町の教育行政をしっかりと担っていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に質疑ございますか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 私、以前から教育委員等を選ぶときには公募制を導入したらしいのではないかということを言っていたのですけれども、そういう公募制導入に関して検討はされたのでしょうか、検討さえしていないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

以前にも昆議員から公募の件でご指摘、ご質問等、提案もいただきました。その件につきまして、我々のほうでも総務としての考え方、町としての考え方までとは言い切れないのですが、内部で検討したという部分でお知らせさせていただきます。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年に改正されました。その中では、教育長の任命は、町長が議会の同意を得て直接行うことと。それから、この法律の改正の中では、任命責任が町長であることをはっきりとさせるということが法律の改正趣旨。そのほかにも教育行政の大綱をつくってくださいとか、それから町長と教育委員会、総合教育会議などを整備してくださいというような改正もございましたが、平成27年にはそういった責任の所在が任命に関しては町長にありますよということはしっかりと明記されたということでございます。

それ以前につきましては、全国的にも全国15の市町村で教育委員で教育長の候補者となるべきことの公募制が実施されて、14名の方が実際に教育委員に任命されまして教育長にもなられてございます。こういった中で、ただ教育行政の改革の前につきましては、あくまで町長が教育委員を任命して、教育長の任命は教育委員会の中で決めると。その上に、さらに教育委員長がいらっしゃったという形で、その責任の所在がはっきりしないということで教育行政の改革、法律案が出たという状況でございます。

ただ、当然ながら、町長の提案理由の中にもございましたけれども、議会の同意を得て、そして町長が任命するということで、皆様の同意をいただいて教育長を任命するという責任の所在をはっきりしたということが平成27年以降という形でございます。

昆議員からもご指摘を受けました公募制度については、我々の内部でも検討させていただきました。公募制については、可能だと思っております。これは、例えば町として教育行政で優先的に取り組まなければならないものについて、そのエキスパートを教育長として公募として迎えてやる場合とか、あるいは教育長、矢巾町の教育を変化させたい、劇的に向上させたいとかということで有能な方が手を挙げるという場合については公募も可能だと思って

おりますが、例えばその選任の仕方だとか、そういう部分について首長、町長のほうで、そういう教育長候補者がいない場合については公募なども、それは選任の選択肢として町長が判断することは可能だというふうに理解されてございます。

なので、公募制ができないというわけではございません。それは、あくまで町長の考え方、それからこれからこの教育行政の矢巾町としての在り方などを総合的に考えて、皆様にいろんな提案をさせていただいた中で、そういう公募制も可能だということで、決してこれを否定するものではないという状況でございます。

今回の任命につきましては、町長の任命責任の中において岡田先生をということでご判断されたという状況でございますので、今後そういう候補者の選任の仕方について検討することもあるかというふうに承知しておりますので、以上お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 私、なぜ公募というのを言うのかといったら、今回のもそうですけれども、密室で決められてしまって、議会で追認してしまうというような危険性というか、そういうふうに町民に見られてしまうのではないかというところがあるので、公募を取らないのであれば、しっかりと町民に対しても、こういう人が教育長になりますよというところもしっかりと周知していく必要があろうかと思います。

それでなければ、本当に誰が教育長なの、できるだけ親しみやすい教育長であってほしいし、今までそうでしたけれども、そういうふうな形でできるように公募も含めて今後も検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 昆秀一議員、実は今回菊池広親先生にも続投してもらいたかったのです。慰留はしたのですが、ただ公募にすると手続に時間がかかるわけです。それから、ご本人が、まだ任命期間中に公募ということはできないわけで、今回のことについては、ひとつご理解いただきたいということで、今総務課長が答弁したとおり、今後そういう一つのルールもつくることができるわけで、ただ今回の場合は、何か密室で決められたということを言われると、ちょっと私も困のですが、だからこそ、これからそういう意味で町民の方々に親しまれるような、ぜひ教育長。だから、先ほど申し上げたとおり、菊池広親教育長は皆さんに親しまれたわけですので、そのようにぜひ今回お願いする岡田先生にもそういうふうになってほしいという思いがありますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） なければ、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。

採決に入れます。議案第67号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めるについてを原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第11 議案第68号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第11、議案第68号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第68号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例は、児童福祉法の改正に伴い、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が令和7年9月10日に公布され、10月1日から施行されることから、本府令に関する4つの条例について所要の改正を行うものとなります。

その主な内容ですが、児童福祉法第33条の10に項が追加されたことに伴い、同条を引用している条例において所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入れます。議案第68号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

会議時間の延長

○議長（廣田清実議員） ここで皆様にあらかじめ申し上げます。矢巾町議会会議規則第9条第1項の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりましたが、午後5時を過ぎることが想定されますので、同条2項の規定により延長することをあらかじめ宣言いたします。

○議長（廣田清実議員） ここで暫時休憩といたします。

再開を16時55分といたします。

午後 4時44分 休憩

午後 4時57分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

決算議案に関する討論の発言の件

○議長（廣田清実議員） ここで先ほど討論の中で誹謗中傷、個人情報、その他の部分があるのではないかということで、これを取り消すのか本人に確認しましたけれども、ここでももう一回確認いたします。小川議員、先ほどの討論の発言を取り消しますか。

○8番（小川文子議員） 取り消しません。

○議長（廣田清実議員） それでは、改めて先ほどの小川議員の討論における町長によるパワ

ハラ等の発言に関しましては、誹謗中傷、事実確認不明瞭のため不穏当と認めることから、後日記録を調査して措置することいたします。これに対しては、発言があまりにものときは、記録を起こして、記録にそぐうか、そぐわないかも措置しますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、先ほど高橋町長より反問権の申出がありましたので、高橋町長、よろしいですか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、反問権の手続を踏ませていただきます。

先ほどの予算決算常任委員会の審査報告書の中で、討論の中で、この神聖なる議場において、私に対するパワハラ事案のことで問題提起をされましたので、まず1つお願いしたいのは、矢巾町議会基本条例第17条の規定に基づいて反問の手続をさせていただきたいということで、議長さんに、まずそこの手続を踏むことができるかどうか、お諮りをしていただきたい。

あともう一つは、まずこれは私が関与することではないので、矢巾町議會議員政治倫理条例のいわゆる第5条に政治倫理基準というのがあります。この政治倫理基準に先ほどの小川文子議員の発言は該当しないのか、それも併せてお願いしたいと。

もし、そういうことであれば、第11条にありますが、議会としての措置をどのように考えるのか、その2つを皆さんにお諮りをさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○議長（廣田清実議員）　それでは、反問権につきましては、こちらのほうも討論の不確実なところがあるというのを認めておりませんので、反問権は認めます。

それで、反問権に関して暫時休憩を取って文字起こしをし、反問権に関する場所を認定したいと思いますし、先ほどの倫理条例に関しましては、議会運営委員会のほうで、それに該当するか、しないかを協議していただいて、本日ではありませんけれども、後日議会運営委員会のほうで倫理条例に関してはよろしくお願ひいたします。

それでは、まず1つ目の反問権につきましては、ただいまより休憩して議会運営委員会に入りたいと思いますので、議会運営委員会の委員の皆様はよろしくお願ひいたします。

以上、ここで暫時休憩といたします。

再開はブザーにてお知らせいたしますので、よろしくお願ひします。

午後 5 時 01 分 休憩

午後 6 時 07 分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

ここで1番、高橋恵議員と、それから佐藤農業委員会会長、それから高橋代表監査委員が退席しておりますので、皆さんにご報告いたします。

ここで議論で協議いたした結果、反問権である部分を認めましたので、反問を許します。

それで今回は、先ほど言った部分も、私から注意もあった部分なのですけれども、個人情報に触れる部分が多々あると考えられますので、本議会でもありますけれども、3分の2の許可を得られれば、秘密会となりますけれども、秘密会にすることに皆さんの賛同を取りたいと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、秘密会にすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(贊成者起立)

○議長（廣田清実議員） それでは、ここより秘密会としますので、傍聴の方は退席願います。

秘密会

○議長（廣田清実議員） ここで秘密会を解きます。

午後 6 時 50 分 散会

令和7年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第7号）

令和7年9月19日（金）午後6時50分開議

議事日程（第7号）

- 第 1 発議案第5号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出について
- 第 2 発議案第6号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出について
- 第 3 発議案第7号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに教育予算の拡充を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

2番	高 橋 敬 太	議員	3番	横 澤 駿 一	議員
4番	ササキマサヒロ	議員	5番	吉 田 喜 博	議員
6番	藤 原 信 悅	議員	7番	齊 藤 勝 浩	議員
8番	小 川 文 子	議員	9番	木 村 豊	議員
10番	小笠原 佳 子	議員	11番	山 本 好 章	議員
12番	高 橋 安 子	議員	13番	水 本 淳 一	議員
14番	村 松 信 一	議員	15番	昆 秀 一	議員
16番	赤 丸 秀 雄	議員	17番	谷 上 知 子	議員
18番	廣 田 清 実	議員			

欠席議員（1名）

1番 高 橋 恵 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋 昌造 君	副町長	岩渕 和弘 君
未来戦略課長	花立 孝美 君	総務課長	田村 英典 君
企画財政課長	田中館 和昭 君	税務課長	飯塚 新太郎 君
町民環境課長	佐々木 美香 君	福祉課長	菅原 保之 君
健康長寿課長	佐々木 智雄 君	こども家庭 課長	村上 純弥 君
産業観光課長	村井 秀吉 君	道路住宅課長	田口 征寛 君
農業委員会 事務局長	細越 一美 君	上下水道課長	吉岡 律司 君
会計管理者 兼出納室長	水沼 秀之 君	教育長	菊池 広親 君
学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	高橋 雅明 君	文化スポーツ 課長	高橋 保君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田 徹 君	議会事務局長 補佐	千葉 欣江 君
主任主事	渋田 稔結 君		

午後 6時50分 開議

議事日程の追加

○議長（廣田清実議員） 新たに議事日程が配信になっておりますけれども、引き続き進行を行います。

日程第1 発議案第5号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出について

○議長（廣田清実議員） 日程第1、発議案第5号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみといたします。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明を求めます。

12番、高橋安子議員。

（12番 高橋安子議員 登壇）

○12番（高橋安子議員） 発議案第5号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの発議案は、7請願第2号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める請願について、総務常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

本来無罪であるにもかかわらず、裁判の結果、有罪判決となった人が裁判のやり直しを求める再審は、無実の人を救済する最後の手段であります。しかし、再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要する実態があります。

このたびの意見書の概要は、長期にわたる再審期間のは正に向け、捜査機関側の集めた証拠の中から罪状の立件に主眼を置いた証拠の提示のみならず、全証拠の提示を求める内容となっております。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、衆議院議長及び県選出議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第5号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第2 発議案第6号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める
意見書の提出について

○議長（廣田清実議員） 日程第2、発議案第6号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみといたします。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明を求めます。

8番、小川文子議員。

（8番 小川文子議員 登壇）

○8番（小川文子議員） それでは、提案理由の説明をいたします。発議案第6号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの発議案は、7請願第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について、教育民生常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提

出するものであります。

意見書の概要は、現在の教育における過密な学習内容により、児童生徒や教職員に負担がかかっている状態、いわゆるカリキュラム・オーバーロードの実態を改善し、子どもたちの豊かな学びを保障するため、国に対して学習指導要領の内容の精選及び標準授業時数の削減を強く要請するものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長及び県選出議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第6号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第7号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに教育予算の拡充を求める意見書の提出について

○議長（廣田清実議員） 日程第3、発議案第7号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみといたします。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明を求めます。

8番、小川文子議員。

(8番 小川文子議員 登壇)

○8番（小川文子議員） 発議案第7号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに教育予算の拡充を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの発議案は、7請願第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める意見書採択の請願について、教育民生常任委員会において審査報告を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、学校現場では、貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラー、性の多様性への配慮、そして教職員の長時間労働や育休者、病休者の代替措置の対応など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための時間を確保することが困難な状況である地方教育行政の実情を認識し、学校の働き方改革を実現するために、教職員定数改善の推進及び地方財源における教育費の確保を強く要請するものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆参議院議長及び県選出国會議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第7号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、発議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして9月会議に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

○議長（廣田清実議員） ここで高橋町長から挨拶の申出がありましたので、それを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長からお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

廣田議長をはじめ議員各位におかれましては、今月の2日から本日までの18日間にわたりまして、矢巾町議会定例会9月会議におきまして、本町の施策推進に様々なご提言、ご意見を賜りましたことに対しまして、改めて深く感謝を申し上げます。

一般質問につきましては、小笠原佳子議員、昆秀一議員、藤原信悦議員、高橋敬太議員、赤丸秀雄議員、横澤駿一議員、小川文子議員、山本好章議員、木村豊議員、村松信一議員の10名の議員各位から25項目と多岐にわたるご質問やご提言をいただいたわけでございますが、このご質問等をいただきました内容につきましては、今後しっかりと精査の上、取り組んでまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

そして、何よりも皆さん方、私どもからお願いした1件の報告、2件の諮問、25件の議案を提案させていただきましたが、全てご可決、そしてご認定、ご同意を賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。

そして、皆さんもご存じのとおり、今議会は、いわゆる決算議会とも言われますが、ご認定賜りました一般会計、特別会計の3会計、企業会計の2会計を合わせ6つの会計の決算につきましては、議員各位からの質疑の内容を十分に精査して、先ほど予算決算常任委員会の昆委員長から審査報告がございましたが、この附帯決議を真摯に受け止めて、職員一丸となって取り組んでまいりますので、廣田議長をはじめ議員各位の皆様方におかれましては、今後とも大所高所の立場からご指導、ご助言を賜りますことをお願い申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。

そして、今議会で菊池広親教育長が今月いっぱいをもって退任されるわけですが、高い席から大変恐縮ですが、菊池教育長、大変お世話になりました。そして、議員各位にも本当に菊池広親教育長に対しまして陰に陽にお支えいただいたことにつきまして、私からも御礼を申し上げます。

そして、今議会で特にもお話をありました岩手県立南昌みらい高等学校の体育施設につきましては、私どもこれから議会の皆さん方と一緒にになって、まず学校の生徒はもちろんのこ

と、私たち町民にとっても本当によかったですと言えるような施設でなければならぬわけでございます。今後皆さんともしっかりと協議を重ねさせていただいて、今回の議会を通していろいろと議論していただいたことを県教委にもしっかりとお伝えして、今後県教委ともこのことについて前向きに取り組んでいただくように、これから働きかけをしてまいりたいと思います。

そこで、廣田議長さんはじめ議員各位のご理解と、そして何よりもご支援をいただかなければ、これは前に進まないわけでございますので、何とぞ陰に陽にお支えいただくことを切にお願いをいたします。

本議会本会議、本当に長丁場、お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 矢巾町町民歌の斉唱を行います。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田清実議員） ご着席願います。

○議長（廣田清実議員） ここで先ほど町長の挨拶にもありましたけれども、菊池教育長が退任されますので、自席で挨拶をお願いいたします。

菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 時間の押しているところ、大変申し訳ございません。廣田議長さんのお許しを得ましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

今月末任期満了をもって、この職を退任することといたしました。その後については、特に職に就く予定もございませんし、ちょっとしばらくゆっくりした時間を過ごさせていただければというふうに思っているところであります。

この3年間の任期中、本当にたくさんの方々にご協力、ご支援を頂戴しました。3年間教育委員として共に歩んだ皆さん、第3期矢巾町教育振興基本計画、矢巾町立学校の再編に関する基本方針、部活動地域移行の推進計画、学校運営協議会の再構築、そしてGIGAスクール構想、これら様々な諸課題があり、これがいわゆる通常業務にプラスした業務であるにもかかわらず真摯に、そして献身的に対応してくださった教育委員会事務局職員の皆さん、学力向上、教育相談、就学指導、これに関わった教育研究所の皆さん、知育、德育の充実を図っていただきました。毎日のおいしい給食の提供、そして食育指導を通じて、いわゆる健やかな心と体を育んでくださった学校給食共同調理場の皆さん、これらの教育を学校で子ど

もたちにしていただいた各学校の校長先生をはじめ教職員の皆さん、併せてこの活動を支えてくださった保護者、地域の皆さんのご協力とご支援にこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

高橋町長さん、岩渕副町長さん、そして町長部局の皆様、職員の皆様、本当にいろいろお世話になりました。子どもたちの通学の安全、子ども、保護者、家庭への助言、就学前の教育、キャリア教育の充実など様々連携をして取り組ませていただきました。ご支援とご協力に感謝を申し上げます。

そして、本議場において、矢巾町議会議員の皆様と様々な議論を交わさせていただきました。その議論の中で、新しい気づきがありました。そして、教育施策に関しては、ご質問も、そしてご提案も、ご意見も頂戴をいたしました。教育行政の責任を担う者として、いつも身が引き締まる思いでこの議場に臨んでおりました。様々なご指導ありがとうございました。

今現在矢巾町の教育は、第3期矢巾町教育振興基本計画を礎にして、その方向に向かって取り組んでいる最中でございます。関係各位、そして機関、団体等、共通理解の下、そして同じベクトルの下、この取組を継続していくことが大変大切なことだというふうに認識しております。

これらのことが、矢巾町の子どもたちが次代を切り開いていって、そして次の時代、自分らしくよりよく生きる、そういう力を培うものにつながるもの信じております。

結びになりますが、今までお世話になりました皆様に改めて感謝を申し上げて、退任の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） ご苦労さまでした。

○議長（廣田清実議員） これをもって令和7年矢巾町議会定例会9月会議を閉じます。大変ご苦労さまでした。

午後 7時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員